# 復興 明日への絆 2

## 3.11東日本大震災から3年間の歩み

社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

◇表紙写真解説◇

復興のシンボルのひとつとして、災害公営住宅の写真を表紙に使用しました。

撮影場所：（右上から時計まわり）気仙沼市、岩沼市、東松島市、山元町

（中央）千年希望の丘／岩沼市

# 復興 明日への絆 2

## 3.11東日本大震災から3年間の歩み

# ◎はじめに

未曾有の大災害となった東日本大震災から3年が経過しました。この震災により甚大な被害が発生し、被災され、現在でも避難生活を余儀なくされている皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

震災直後は、ライフラインや情報通信網の断絶、また、大津波による道路の寸断、住宅などが流出した街並みなど、その光景は筆舌に尽くし難いものでありましたが、現在は、道路や鉄道の復旧、災害公営住宅等の完成など、徐々に復興への着実な歩みが感じられるようになってまいりました。

この間、県内内陸部社会福祉協議会はもとより、全国各地の社会福祉協議会、ＮＰＯ・ＮＧＯ、そのほかさまざまな支援団体の皆さま、そして全国から駆けつけてくださったボランティアをはじめとする多くの皆さまのご支援に、心より感謝申し上げます。

本会は、宮城県とみやぎ災害救援ボランティアセンターとの覚書に基づき、発災直後から宮城県災害ボランティアセンターを立ち上げ、特に津波被害を受けた沿岸部の市町社会福祉協議会を中心に支援活動を行いました。

震災1年後に本会としての活動と、災害ボランティアセンターの設置・運営や、避難所から応急仮設住

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
会長　鈴木 隆一

宅への移行に伴う被災者支援など、市町村社会福祉協議会と共に取り組んだ内容をまとめた「復興　明日への絆　3・11東日本大震災から一年」を記録誌として発行しております。

震災から3年が経過し、被災者支援の状況も変化していることから、あらためて本会のこれまでの取り組みを振り返りながら、その評価と課題を整理し、今後に向けた取り組みをまとめ、本誌を発行することにいたしました。また、本誌では県内各社会福祉団体のご協力をいただき、さまざまな被災者支援の取り組み状況も紹介しております。本会をはじめとする福祉団体の復興支援の取り組みを後世に伝え、この惨禍を風化させることなく、今後起こり得る災害対策に取り組む際の一助となることを願っております。

現在、各被災地では自立再建はもとより、応急仮設住宅から災害公営住宅や防災集団移転事業による住まいの移行が進められており、新たなステージでの生活支援が求められるようになりました。

被災された方々が地域において自立した生活を取り戻し地域で再建できるよう、地域福祉を基本とした応急仮設住宅や災害公営住宅を含む地域コミュニティ再構築支援など、被災地の状況に応じた復興支援が社会福祉協議会の重要な役割と考えます。本会は、これまでの被災者支援の経験を生かし、さらに各関係機関の皆さまのご協力をいただきながら、役職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、本書の発行にあたりご協力いただきました県内市町村社会福祉協議会、県内各福祉団体ならびにご寄稿や多くの知見やご意見をご教示いただいた皆さまに厚く御礼申し上げ、発行のあいさつとします。

# 目次


はじめに …… 2
宮城県社会福祉協議会 会長　鈴木　隆一
目次 …… 4
凡例・資料出典・記録期間 …… 7

第1章
**震災による県内の被害と対応の概略** …… 8
◎写真で振り返る被災地 …… 10
◎県内の被害状況 …… 14
◎県災害ＶＣの開設と初動 …… 18
◎全社協を通じたブロック社協職員の応援と
県内内陸部市町村社協からの支援 …… 20
◎県内災害ＶＣ開設の状況 …… 22
◎県災害ＶＣの震災に関わる情報発信 …… 25
◎応急仮設住宅の入居状況 …… 26
◎県内サポートセンターの開設状況 …… 28
◎生活支援相談員の配置について …… 30
◎災害公営住宅入居者と地域住民への支援 …… 31
宮城県内の災害公営住宅 …… 32
◎県内でのボランティア活動状況 …… 34

第2章
**宮城県社会福祉協議会 各部・施設の３年間**
宮城県社会福祉協議会 組織図 …… 37
(1)災害対応の取り組み
◎宮城県災害ボランティアセンター …… 38
◎震災復興支援局／宮城県災害・被災地社協等
復興支援ボランティアセンター …… 42
(2)総務部の取り組み
◎総務課 総務係・職員係 …… 48
◎企画・財務課 企画係 …… 52
◎企画・財務課 財務係 …… 54
◎施設管理課 施設管理係 …… 56
(3)地域福祉部の取り組み
◎地域福祉課 地域福祉推進係・みやぎボランティア
総合センター …… 60
◎生活支援課 生活資金貸付係・生活資金管理係 …… 68
◎生活支援課 みやぎ地域福祉サポートセンター …… 75
◎総合相談課 総合相談センター …… 77
◎総合相談課 宮城県福祉人材センター …… 79
◎中国帰国者支援・交流センター …… 81
(4)人材育成部の取り組み
◎研修課 …… 82
◎いきがい健康課 …… 84
(5)運営施設の取り組み 施設位置図 …… 85
◎宮城県船形コロニー …… 86



復興 明日への絆 2
3.11東日本大震災から3年間の歩み

社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

CONTENTS

◎県北地域福祉サービスセンター……87
◎仙台北地域福祉サービスセンター……88
◎県中央地域福祉サービスセンター……89
◎介護研修施設 宮城県介護研修センター……90
◎仙台南地域福祉サービスセンター……91
◎なごみなの里 地域福祉サービスセンター……92
◎仙台西地域福祉サービスセンター……93

第3章

**県内社会福祉協議会の3年間　職員の声から**……94

仙台市……96
石巻市……100
塩釜市……102
気仙沼市……104
名取市……106
多賀城市……108
岩沼市……110
東松島市……112
亘理町……114
山元町……116
七ヶ浜町……118
女川町……120
南三陸町……122
白石市……124
角田市……125
登米市……126

栗原市……127
大崎市……128
蔵王町……129
七ヶ宿町……130
大河原町……131
村田町……132
柴田町……133
川崎町……134
丸森町……135
松島町……136
利府町……137
大和町……138
大郷町……139
富谷町……140
大衡村……141
色麻町……142
加美町……143
涌谷町……144
美里町……145
全国社会福祉協議会ブロック派遣職員からのメッセージ
滋賀県社会福祉協議会……146
地域福祉部長　谷口　郁美
淡路市社会福祉協議会……147
事務局次長　凪　保憲

CONTENTS

第4章

## 県内社会福祉団体の3年間


宮城県知的障害者福祉協会……148
宮城県視覚障害者福祉協会……150
宮城県精神障がい者家族連合会……151
宮城県身体障害者福祉協会……152
宮城県手をつなぐ育成会……153
宮城県重症心身障害児(者)を守る会……154
宮城県社会就労センター協議会……155
宮城県肢体不自由児協会……156
宮城県聴覚障害者協会……157
宮城県母子生活支援施設連絡協議会……158
宮城県母子福祉連合会……159
宮城県なごみの会(里親会)……160
宮城県保育協議会……161
宮城県老人福祉施設協議会……162
仙台市老人福祉施設協議会……163
宮城県老人クラブ連合会……164
認知症の人と家族の会宮城県支部……165
仙台いのちの電話……166
宮城県民生委員児童委員協議会……167
宮城県社会福祉法人経営者協議会……168


第5章

## 宮城県社会福祉協会 これからに向けて


「地域福祉推進計画」について……170
「被災地の地域福祉活動指針(ガイドライン)」の作成について……174
「危機管理計画」について……176
「事業継続計画」について……179
「災害時相互支援協定」と今後に向けた取り組み……182
「災害福祉広域支援ネットワーク」の設立に向けて……185
オール宮城・オールジャパンによる相互ネットワーク
全国社会福祉法人経営者協議会　佐々木　薫……187
地域福祉の推進として取り組む「災害公営住宅」支援……188
寄稿◎明日に向けて……190
東北学院大学 教授
宮城県社会福祉協議会
地域福祉推進計画策定委員会委員長
阿部　重樹
あとがき……194
奥付……195

●凡例

本文中で使用する語句などについては、特に断らない限り、次のとおりとする

・東日本大震災：平成23年3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」とそれに伴って発生した津波、およびその後の余震により引き起こされた大規模地震災害
・大震災・震災：「東日本大震災」の略
・地震：「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」の略
・津波：「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により発生した「津波」の略
・県：「宮城県」の略
・市・町・村：本文記載ページの「当該市・町・村」の略
・沿岸部：津波被害を受けた県内沿岸市町を指す（p.15参照）
・災害対策本部：「宮城県社協災害対策本部」の略
・社協：「社会福祉協議会」の略
・県社協：「宮城県社会福祉協議会」の略
・全社協：「全国社会福祉協議会」の略
・災害ＶＣ：「災害ボランティアセンター」の略
・ＶＣ：「ボランティアセンター」の略
・年の表記：本書では元号表記とする。必要と思われる場合には西暦を併記する
・年の省略：年を省略しているものは原則「平成23年」の事象である
・特例貸付：「緊急小口資金特例貸付」の略
・復興資金：「生活復興支援資金」の略
・ブロック派遣：「全社協を通じた全国ブロック社協職員の派遣」の略
・県サポセン支援事務所：「宮城県サポートセンター支援事務所」の略
・仙南地域４市９町社協災害派遣協定：「仙南地区社協・名取亘理地区社協大規模災害時における災害ボランティアセンター相互支援に関する協定書」の略
・支援局：「震災復興支援局」の略
・ガイドライン：「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」の略（p.174参照）
・組織、役職、企業、施設などの表記：原則として平成26年４月１日時点のものとする。必要な場合は震災時または震災対応時のものを注釈として表記する

●資料出典

転載資料については、該当ページ下欄に出典元を表記した

●記録期間

本書は、「東日本大震災」の概要および「東日本大震災」による宮城県内の被害の概要のほか、「東日本大震災」にかかわる宮城県社会福祉協議会および宮城県内の関係各機関の対応の概略を記録している。記録期間は 平成23年3月11日から、平成27年１月31日までとする

社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会

第1章

# 震災による県内の被害と対応の概略

Smile with Continue

# 写真で振り返る被災地

仙台市若林区（2011.3.12）

南三陸町（2011.3.15）

仙台市新港付近(2011.4.7)

女川町(2011.3.20)

名取市閖上(2011.4.7)

石巻市(2011.5.14)

仙台市(2011.5.18)

石巻市(2011.5.14)

南三陸町(2011.6)

石巻市(2011.5.14)

気仙沼市(2011.4.13)

※p.10〜13　写真提供・協力／県内各市町村社協、全社協ブロック派遣職員

# 写真で振り返る被災地

石巻市の被災状況1
中央商店街、被災後数日目の様子

8月31日の様子

仙台市の被災状況
仙台港周辺、被災後数日目の様子

8月31日の様子

塩釜市の被災状況
塩釜消防署周辺、被災後数日目の様子

8月31日の様子

石巻市の被災状況2
南浜、被災後数日目の様子

8月31日の様子

岩沼市の被災状況
仙台空港付近、被災後数日目の様子

平成26年2月の様子

多賀城市の被災状況
イオン多賀城店、被災後数日目の様子

8月31日の様子

名取市の被災状況
東禅寺、被災後数日目の様子

9月上旬の様子

七ヶ浜町の被災状況
西友周辺、被災後数日目の様子

8月31日の様子

山元町の被災状況
JR坂元駅、発災後数日目の様子

9月上旬の様子

東松島市の被災状況
JR東名駅、３月末の様子

８月末の様子

# 県内の被害状況

## 地震の概要と特徴

平成23年3月11日14時46分、三陸沖（北緯38度06・2分、東経142度51・6分、震源の深さ24㎞）でマグニチュード（M）9・0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度1から6弱を観測しました。

震源域が東北地方から関東にかけての太平洋沖の幅約200㎞、長さ約500㎞と広範囲にわたり、日本列島のほぼ全域で揺れを観測するほどの海溝型の巨大地震でした。

気象庁は、国内観測史上最大規模の地震であったこの地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（英語名：The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake）」と命名し、政府はこの地震による震災の名称を「東日本大震災」としました。

### 市区町村別の震度

| 震度 | 市区町村 |
|---|---|
| 7 | 栗原市 |
| 6強 | 仙台市宮城野区、石巻市、塩竈（しおがま）市、名取市、東松島市、山元町、登米（とめ）市、大崎市、蔵王町、川崎（おおひら）町、大衡村、涌谷（わくや）町、美里町 |
| 6弱 | 仙台市青葉区、仙台市若林区、仙台市泉区、気仙沼市、岩沼市、亘理町、松島町、利府町、女川町、南三陸町、白石市、角田市、大河原町、大和町、大郷町、富谷（とみや）町 |
| 5強 | 仙台市太白区、多賀城市、七ヶ浜町、七ヶ宿町、村田町、柴田町、丸森町、色麻（しかま）町、加美町 |

（気象庁　災害時地震・津波速報　平成23年[2011年]東北地方太平洋沖地震）

## 津波の警報及び注意報の発表

気象庁は、地震発生から3分後の14時49分に岩手県、宮城県、福島県の沿岸に大津波警報を、北海道から九州にかけての太平洋沿岸と小笠原諸島に津波警報と津波注意報を発表しました。

その後、岩手県釜石沖など、東北地方太平洋沖にあるGPS波浪計において、津波による海面の急激な上昇を観測したことを受け、津波警報の対象区域の拡大や予想される津波の高さの引き上げを行いました。その後も、津波の観測状況に基づき津波警報・津波注意報の範囲を拡大する続報を順次発表し、3月12日3時20分には日本の全ての沿岸に対して津波警報、津波注意報を発表し、3月13日17時58分に津波注意報を全て解除するまで、津波観測に関する情報や北西太平洋津波情報などを発表しました。

なお3月11日15時33分時点の気象庁大津波警報は、北海道太平洋沿岸東部・中部・西部、青森県太平洋沿岸、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県九十九里・外房、伊豆諸島でした。

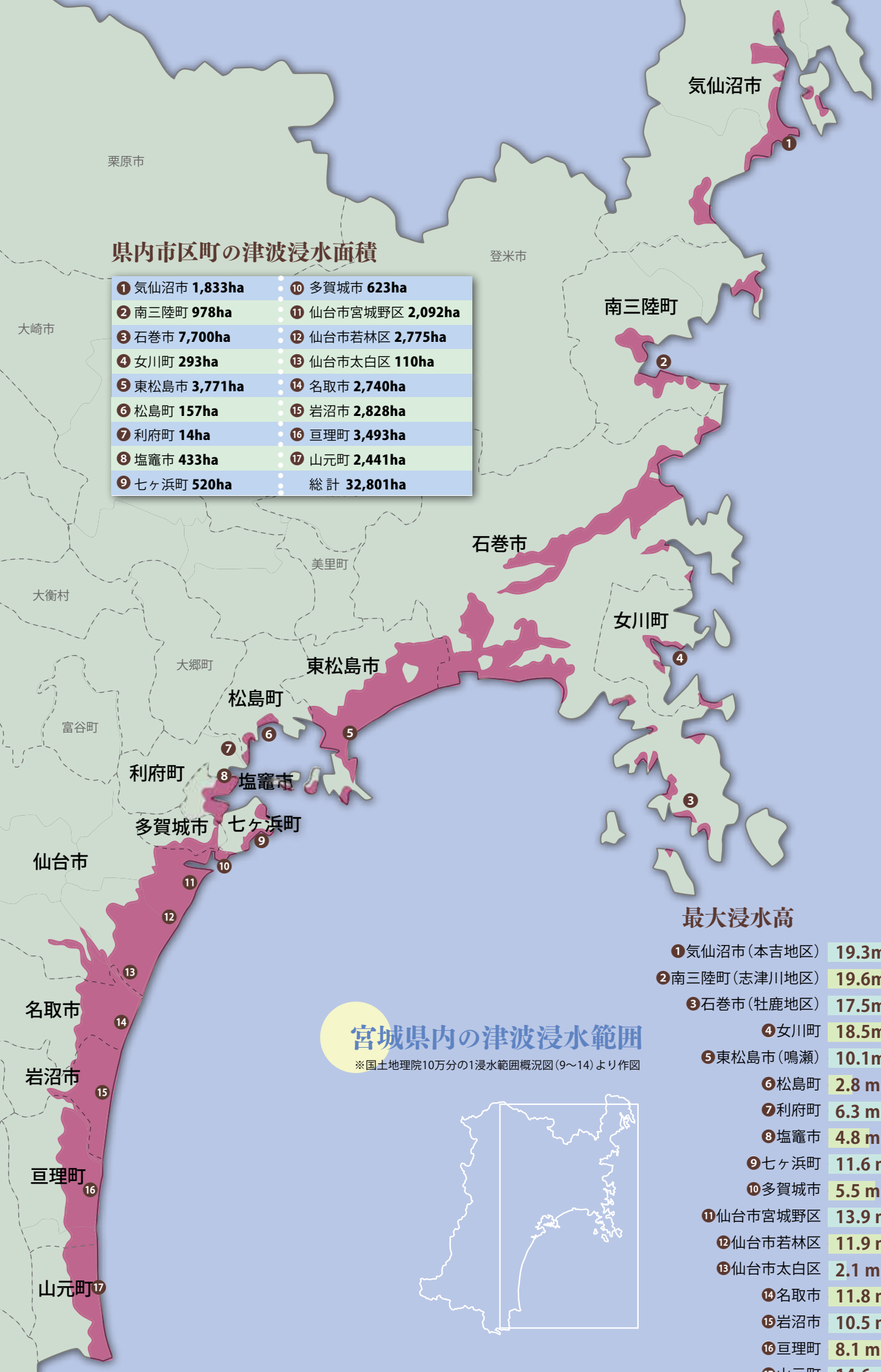


## 県内市区町の津波浸水面積

| | |
|---|---|
| ❶ 気仙沼市 **1,833ha** | ❿ 多賀城市 **623ha** |
| ❷ 南三陸町 **978ha** | ⓫ 仙台市宮城野区 **2,092ha** |
| ❸ 石巻市 **7,700ha** | ⓬ 仙台市若林区 **2,775ha** |
| ❹ 女川町 **293ha** | ⓭ 仙台市太白区 **110ha** |
| ❺ 東松島市 **3,771ha** | ⓮ 名取市 **2,740ha** |
| ❻ 松島町 **157ha** | ⓯ 岩沼市 **2,828ha** |
| ❼ 利府町 **14ha** | ⓰ 亘理町 **3,493ha** |
| ❽ 塩竈市 **433ha** | ⓱ 山元町 **2,441ha** |
| ❾ 七ヶ浜町 **520ha** | 総 計 **32,801ha** |

## 宮城県内の津波浸水範囲

※国土地理院10万分の1浸水範囲概況図（9〜14）より作図



## 最大浸水高

| | |
|---|---|
| ❶気仙沼市（本吉地区） | 19.3m |
| ❷南三陸町（志津川地区） | 19.6m |
| ❸石巻市（牡鹿地区） | 17.5m |
| ❹女川町 | 18.5m |
| ❺東松島市（鳴瀬） | 10.1m |
| ❻松島町 | 2.8 m |
| ❼利府町 | 6.3 m |
| ❽塩竈市 | 4.8 m |
| ❾七ヶ浜町 | 11.6 m |
| ❿多賀城市 | 5.5 m |
| ⓫仙台市宮城野区 | 13.9 m |
| ⓬仙台市若林区 | 11.9 m |
| ⓭仙台市太白区 | 2.1 m |
| ⓮名取市 | 11.8 m |
| ⓯岩沼市 | 10.5 m |
| ⓰亘理町 | 8.1 m |
| ⓱山元町 | 14.6 m |

※p.14〜15／宮城県危機対策課「（仮）宮城県東日本大震災検証記録誌（中間報告）」より

# 県内の被害状況

## 人的被害

地震動による被害やその後に襲来した巨大津波により、宮城県では多くの人命が失われました。県内の平成26年3月31日時点での死者は1万4483人、行方不明者は1282人となっています。特に沿岸部の被害が甚大であり、石巻市では死者・行方不明者合わせて約4000人と、全国市町村の中で最も多い人的被害となりました。

なお、県警察本部および県警察医会が平成24年に行った取りまとめ結果によると、県内の死者の死因は、溺死が約90%を占め、損傷死が約2%、焼死が1%、圧死等が0・5%となっており、65歳以上の高齢者が全体の半数以上となる約55%を占めました。

## ライフラインの被害

地震動による被害発生の後、沿岸部では、巨大津波により、浄水場、下水処理場、ガス製造設備、発電所、電話局などの基幹施設が壊滅的な被害を受けました。

### 市町村の人的被害

| 種別／市町村 | 人的被害 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 死者 | | | 行方不明者 | 負傷者 | | |
| | 直接死 | 関連死 | 合計 | | 重傷 | 軽傷 | その他 |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 仙台市 | 655 | 258 | 913 | 30 | 276 | 1,999 | 0 |
| 石巻市 | 3,270 | 253 | 3,523 | 438 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 塩竈市 | 26 | 18 | 44 | 0 | 2 | 8 | 0 |
| 気仙沼市 | 1,090 | 107 | 1,197 | 234 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 白石市 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 18 | 0 |
| 名取市 | 911 | 41 | 952 | 40 | 14 | 194 | 0 |
| 角田市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 多賀城市 | 188 | 30 | 218 | 0 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 岩沼市 | 180 | 6 | 186 | 1 | 7 | 286 | 0 |
| 登米市 | 0 | 8 | 8 | 4 | 12 | 40 | 0 |
| 栗原市 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 544 | 0 |
| 東松島市 | 1,062 | 66 | 1,128 | 25 | 62 | 59 | 0 |
| 大崎市 | 2 | 5 | 7 | 0 | 79 | 147 | 0 |
| 蔵王町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 七ヶ宿町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大河原町 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 村田町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 柴田町 | 2 | 3 | 5 | 0 | 3 | 1 | 0 |
| 川崎町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 丸森町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 亘理町 | 264 | 18 | 282 | 6 | 2 | 43 | 0 |
| 山元町 | 680 | 19 | 699 | 18 | 9 | 81 | 不明 |
| 松島町 | 2 | 5 | 7 | 0 | 3 | 34 | 0 |
| 七ヶ浜町 | 75 | 3 | 78 | 2 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 利府町 | 1 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 |
| 大和町 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 7 | 0 |
| 大郷町 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 | 0 |
| 富谷町 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 30 | 0 |
| 大衡村 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 色麻町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 0 |
| 加美町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 33 | 0 |
| 涌谷町 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 20 | 24 |
| 美里町 | 0 | 1 | 1 | 0 | 19 | 48 | 0 |
| 女川町 | 585 | 22 | 607 | 264 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 南三陸町 | 599 | 20 | 619 | 217 | 不明 | 不明 | 不明 |
| 合計 | 9,594 | 889 | 10,483 | 1,282 | 502 | 3,615 | 28 |

※上記には、平成23年4月7日・7月25日・7月31日・8月19日・10月10日・平成24年8月30日・12月7日の余震の被害を含んでいます。
※死者について／直接死とは：津波や家屋倒壊などが原因で死亡したと被災市町村で確認された方の合計となっています。関連死とは：直接死以外で、この震災が原因で死亡したと災害弔慰金支給審査会等で認定された方の合計となっています。

### ライフラインの被害

（平成24年３月時点）

| 区分 | 震災直後 | 復旧状況 |
|---|---|---|
| 市町村水道 | 県内全市町村で約612,000戸供給支障 | ９月30日復旧 |
| 広域水道・工業用水道 | 広域水道被災箇所数150か所<br>工業用水道被災箇所数133か所 | 広域水道は４月16日復旧<br>工業用水道は４月22日復旧 |
| 下水道 | 供給支障13市町 | 被災処理場内で、沈殿・消毒による簡易処理を行いながら復旧中 |
| ガス | 供給支障13市町 | 12月11日復旧 |
| 電気 | 約142万戸停電 | ６月18日復旧 |
| 電話 | 約76万回線不通 | ５月６日復旧 |

※復旧にはサービス提供困難な津波被災地分を含みません。また、電話の被害状況については、東日本電信電話（株）宮城支店の固定電話・ひかり電話の被害状況のみを掲載しています。

## 市町村別の建築物被害

| 種別 / 市町村 | 住家被害 | | | | 非住家被害 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 全壊（床上浸水含） | 半壊（床上浸水含） | 一部破損 | 床下浸水 | |
| | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 |
| 仙台市 | 30,034 | 109,609 | 116,046 | 調査中 | 調査中 |
| 石巻市 | 19,978 | 13,096 | 19,948 | 3,667 | 調査中 |
| 塩竈市 | 655 | 3,188 | 6,798 | 266 | 2,345 |
| 気仙沼市 | 8,483 | 2,571 | 4,754 | 不明 | 9,605 |
| 白石市 | 40 | 566 | 2,171 | 0 | 不明 |
| 名取市 | 2,801 | 1,129 | 10,061 | 1,179 | 2,805 |
| 角田市 | 13 | 158 | 1,031 | 0 | 15 |
| 多賀城市 | 1,746 | 3,730 | 6,123 | 1,075 | 不明 |
| 岩沼市 | 736 | 1,606 | 3,086 | 114 | 3,126 |
| 登米市 | 201 | 1,798 | 3,362 | 3 | 823 |
| 栗原市 | 58 | 372 | 4,552 | 3 | 48 |
| 東松島市 | 5,511 | 5,560 | 2,427 | 1,079 | 936 |
| 大崎市 | 596 | 2,434 | 9,138 | 0 | 328 |
| 蔵王町 | 16 | 156 | 1,143 | 0 | 113 |
| 七ヶ宿町 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 |
| 大河原町 | 10 | 148 | 1,333 | 0 | 117 |
| 村田町 | 9 | 116 | 652 | 0 | 13 |
| 柴田町 | 13 | 189 | 1,702 | 0 | 不明 |
| 川崎町 | 0 | 14 | 460 | 0 | 0 |
| 丸森町 | 1 | 38 | 513 | 0 | 22 |
| 亘理町 | 2,389 | 1,150 | 2,048 | 274 | 3,020 |
| 山元町 | 2,217 | 1,085 | 1,138 | 31 | 339 |
| 松島町 | 221 | 1,785 | 1,561 | 91 | 125 |
| 七ヶ浜町 | 674 | 649 | 2,601 | 0 | 625 |
| 利府町 | 56 | 901 | 3,557 | 14 | 166 |
| 大和町 | 42 | 268 | 2,790 | 0 | 不明 |
| 大郷町 | 50 | 274 | 791 | 0 | 210 |
| 富谷町 | 16 | 537 | 5,305 | 0 | 0 |
| 大衡村 | 0 | 19 | 764 | 0 | 0 |
| 色麻町 | 0 | 15 | 215 | 0 | 18 |
| 加美町 | 8 | 35 | 749 | 0 | 22 |
| 涌谷町 | 144 | 735 | 1,034 | 0 | 543 |
| 美里町 | 129 | 627 | 3,130 | 0 | 1,705 |
| 女川町 | 2,924 | 349 | 661 | 不明 | 1,590 |
| 南三陸町 | 3,143 | 178 | 1,204 | 不明 | 234 |
| 合計 | 82,914 | 155,085 | 222,858 | 7,796 | 28,893 |

※上記には、平成23年4月7日・7月25日・7月31日・8月19日・10月10日・平成24年8月30日・12月7日の余震の被害を含んでいます。
※住家被害について／床上浸水については、半壊以上の被害として整理しています。（平成25年２月から）

※p.16～17／宮城県危機対策課「（仮）宮城県東日本大震災検証記録誌（中間報告）」、
宮城県危機対策課「東日本大震災における被害状況等」（平成26年3月31日現在）より

# 県災害VCの開設と初動

## 県災害VCの開設

震災発生後、16時30分に宮城県社協は災害対策本部を社会福祉会館に設置。しかし、通信・ライフラインの途絶によりラジオからの断片的な情報収集しかできず、そこで自家発電設備のある宮城県船形コロニー（大和町）を拠点とし、翌12日から職員は現地に出向き、県内各市町村社協などの状況確認を内陸部から段階的に実施。並行して宮城県社会福祉課、みやぎ災害救援ボランティアセンターと連携し、宮城県災害ボランティアセンター（以下「県災害VC」）の開設を決定しました。

13日には県災害VCを船形コロニーから社会福祉会館に移設。各市町村の状況確認も継続して行い、15日までに被害の大きかった石巻市、女川町、南三陸町を含めた全市町村を網羅。被害規模が甚大なことから、県社協単独での支援体制確立は厳しいと判断し、全社協への応援要請と、比較的被害が少なかった内陸部社協へ沿岸部への支援を要請しました。

マンパワーが不足する中、職員は所属課の区別なく震災対応業務に従事。交通機関の停止から、帰宅できない職員は本部に泊まり込み、また夜間対応などの必要性から4月10日まで当直体制をとるなど、厳しい条件下での勤務が続きました。

## 協働型災害VCの発足

震災直後から国内外のNPO・NGO、各種の支援団体は被災地での活動を展開し、県社協にも多くの協力の申し出がありました。県社協としても、より迅速な支援を行うには人的資源の確保が急務であり、県災害VC運営や支援体制の整備には社協組織だけで対応することの難しさを感じていたことから、3月21日より関係諸機関・団体との調整を開始。23日には12団体が参加した「県災害VC支援連絡会議」を開催、29日より自治会館2階を本部として、協働型災害VCの立ち上げが決定されました。

協働団体の関係者がワンフロアに集まり、災害支援の経験を持つ団体のノウハウ、IT処理など専門的知識と技術、それぞれのネットワークからのさまざまな情報をセンター内で共有・活用することで、団体各々の力を有効に発揮できる体制をめざしました。

県災害VCに集められた情報は、定例ミーティングなどで共有され、各エリアの細かなニーズを把握し、支援の偏りや重複を避けるなど一定の成果はありました。

しかし一方で、各団体の強みを生かした協働体制の確立については、機能を十分に生かせたとはいえず、課題を残しました。県社協としてのこれらの反省については、第2章で述べることとします。

## 協働団体一覧（五十音順）

◎JANIC
◎Snow Peak
◎災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
◎ジャパンプラットフォーム
◎全国大学生協連
◎全国社会福祉協議会（近畿、中国・四国ブロック）
◎せんだい・みやぎNPOセンター
◎東京都社会福祉協議会VC
◎日本赤十字社宮城県支部
◎防災科学技術研究所
◎ボランティアインフォ
◎宮城県
◎宮城県企業人材支援協同組合
◎宮城県社会福祉協議会
◎宮城県民生委員児童委員協議会
◎みやぎ災害救援ボランティアセンター（MDRC）
◎みやぎ生協
◎杜の伝言板ゆるる
◎山形県社会福祉協議会
◎ルーテル教会救援ボランティア
◎連合宮城
◎ロイヤルホールディングス株式会社

## 発災から災害対策本部閉鎖までの県社協の主な動き

◎３月11日／東日本大震災発生（14時46分）
　県社協災害対策本部の設置（社会福祉会館）
◎３月12日／市町村社協の被害状況調査
　県災害ＶＣの開設（船形コロニー）
◎３月13日／災害ボランティア活動支援プロジェクト会議の支援開始
　県災害ＶＣの移設（社会福祉会館）。応援要請（全社協）
◎３月18日／全社協ブロック職員派遣開始
　緊急小口資金特例貸付のための応援要請（全社協）
◎３月21日／緊急小口資金特例貸付のための応援要請（山形県社協）
◎３月22日／市町村社協との災害ＶＣの共有会議
◎３月23日／県災害ＶＣ支援連絡会議（12団体参加）
◎３月29日／県災害ＶＣの移転（自治会館２階）
◎４月13日／被災者支援４者連絡会議：政府現地対策本部、宮城県、自衛隊、県社協（活動状況の報告、ゴールデンウイークの対応など）
◎４月16日／国の被災者支援に係る要望提出
◎４月22日／宮城県へ「市町村災害ＶＣの支援員の派遣事業」について要望
◎４月29日／被災地災害ＶＣへ運営支援職員派遣要請（県内市町村社協）
◎４月29日～５月８日／ゴールデンウイーク対応：ボランティア情報の提供、ボランティアバスパックの調整
◎５月10日／県災害ＶＣ連絡会議（今後の支援体制など）
◎５月12日／市町村社協・会長・事務局長会議開催（仙塩・県南）
◎５月20日／市町村社協担当者会議（利府町社協）
◎５月23日／県社協災害対策本部の閉鎖

## 宮城県自治会館(2階)［宮城県災害ボランティアセンター］

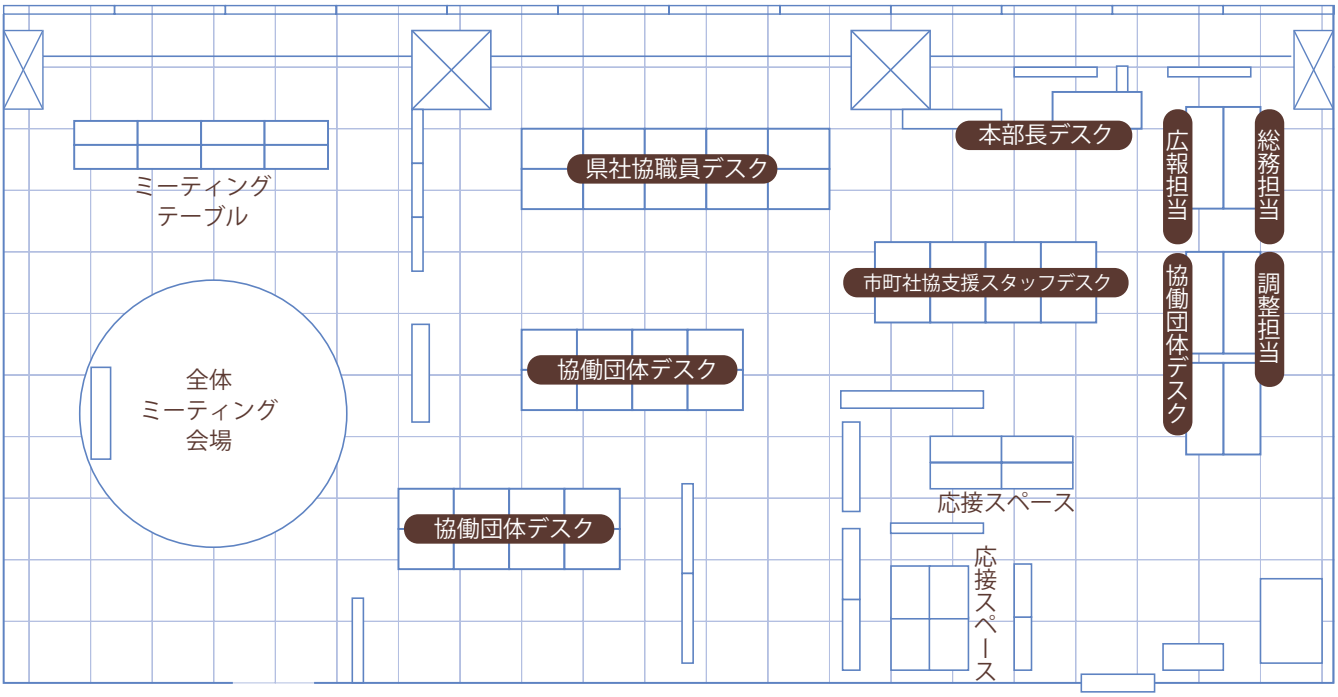

# 全社協を通じたブロック社協職員の応援と県内内陸部市町村社協からの支援

## 全国社協ネットワークによる支援

全社協は被災地の社協に対し、災害ＶＣ運営支援および生活福祉資金緊急小口資金特例貸付に対応をする職員を派遣することを決定し、県内の社協は近畿ブロック、中国・四国ブロックから、8月末までに延べ1万2749人の支援を受けました。また、北海道・東北ブロックでは、山形県社協が宮城県内社協への派遣調整を行いました。

今回のブロック派遣では、応援職員がそのまま被災地社協に入るのではなく、一度県災害ＶＣに集まり各市町社協の状況説明・引き継ぎ事項伝達を県社協より行い、派遣期間終了時にも県災害ＶＣへ集合し支援活動の内容などを県社協に対してフィードバックするスタイルを取りました。また、各市町社協への応援だけではなく、各ブロックの幹事県社協職員が県災害ＶＣに常駐。ブロック派遣のコーディネートだけではなく、県災害ＶＣ運営支援も併せて実施しました。

## 被災地社協からの支援要請

被災した市町村社協の復興状況は一様ではなく、9月以降も支援の継続を望む社協がありました。このため9月～11月までの3か月間、全社協・都道府県社協・政令指定都市社協と県社協が連携し、被災地社協の要請に応じた「個別派遣」を行いました。この派遣では、県内で6市町社協が延べ609人の派遣を受けました。各市町社協により災害ＶＣの運営状況や仮設住宅への入居状況が異なる中、個別派遣は被災地社協にとって大変貴重な支援となりました。

## 内陸部社協への応援要請

全社協ブロック派遣とは別に、県社協では沿岸部災害ＶＣ運営の長期化が予想されたことから、比較的被害が少なかった内陸部社協へ、被災地社協への支援を要請しました。支援要請を行うにあたっては、県内を4つのブロックに分け、派遣スケジュールなどを調整する幹事社協のもと、被災地社協の支援体制を構築しました。

事前の取り決めがなかったことによる緊急的な派遣調整ではありましたが、県内の社協職員だけで延べ2434人に上る継続的な支援体制が取れたのは、地震被害があったにもかかわらず支援活動を行っていただいた幹事社協と内陸部社協の理解と協力によるものです。

また、仙台市以南（仙台市を除く）4市9町の社協は、震災前に災害派遣協定（※1）を締結しており、これに基づき独自に被災地社協支援を行いました。日常的につながっている圏域内での市町社協による継続的な支援の例といえます。

## 被災地社協へのテーマ別職員派遣

また県社協は、被災地社協の地域福祉活動の促進を図るため、全社協や県外社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議などの協力で、テーマ別に被災地支援活動経験者を被災地社協へ派遣調整を行いました。

（※1）仙南地区社協・名取亘理地区社協大規模災害時における災害ボランティアセンター相互支援に関する協定書（平成20年８月締結）

## 県内の社協に支援いただいた全社協ブロック派遣の状況(3月17日～8月31日)

| ブロック | 都道府県・政令指定都市名 |
|---|---|
| 北海道・東北ブロック | 北海道、山形県 |
| 近畿ブロック | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市(政令指定都市)、大阪市(政令指定都市)、堺市(政令指定都市)、神戸市(政令指定都市) |
| 中国ブロック | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、岡山市(政令指定都市)、広島市(政令指定都市) |
| 四国ブロック | 徳島県、香川県、愛媛県、高知県 |

単位:人

| ボランティアセンター関係 | | | 生活福祉資金関係 | |
|---|---|---|---|---|
| 延べ人員 | 1日あたり平均 | 最大時 | 延べ人員 | 最大時 |
| 12,285 | 73.1 | 128 | 464 | 32 |

## 全社協ブロック派遣以外の職員派遣状況(県災害VC調べ)

単位:人

| 区分 | | 延べ人数 | 期間 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 全社協 | | 53 | 3月13日～9月30日 | |
| 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議 | | 874 | 3月13日～9月30日 | 県災害VC<br>県内各市町社協 |
| 北海道・東北ブロック社協 | 北海道社協 | 42 | 3月18日～9月30日 | 石巻市社協 |
| | 山形県社協 | 18<br>469 | | 県災害VC<br>気仙沼市社協 |

## 県内内陸部市町村社協における被災地災害VC支援体制(県災害VC調べ)

単位:人

| 支援社協 | 支援対象市町村 | | | | | | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 幹事 | 派遣職員数(延べ人数) | | | | | 2,434 |
| 栗原市・登米市 | | 気仙沼市<br>78 | 南三陸町<br>517 | | | | 595 |
| 大崎市・加美町・色麻町・美里町・涌谷町 | 大崎市 | 石巻市<br>508 | 東松島市<br>280 | 女川町<br>165 | | | 953 |
| 利府町・松島町・富谷町・大和町・大衡村・大郷町 | 利府町 | 塩竈市<br>5 | 多賀城市<br>26 | 七ヶ浜町<br>89 | | | 120 |
| 白石市・角田市・七ヶ宿町・丸森町・大河原町・村田町・柴田町・蔵王町・川崎町 | 丸森町 | | 名取市<br>43 | 岩沼市<br>94 | 亘理町<br>357 | 山元町<br>272 | 766 |
| 利府町・大和町 | 利府町 | | | | | | |

※p.20～21／全社協「東日本大震災 災害ボランティアセンター報告書」より

# 県内災害ＶＣ開設の状況

## 39の災害ＶＣ設置

宮城県では、平成15年に発生した宮城県北部連続地震での反省を踏まえて、災害ボランティア受入体制整備事業を立ち上げ、災害ＶＣスタッフの育成・確保を図るとともに、県内全市町村で、県・市町村・市町村社協の３者による「大規模災害時における災害ＶＣの設置・運営に関する覚書」を締結し、市町村社協による災害ＶＣの設置・運営が、宮城県地域防災計画、市町村危機管理計画に明記されています。

県社協は、災害ボランティア受入体制整備事業を受託し、災害ＶＣの設置・運営訓練を積極的に推進し、全市町村で災害ＶＣの設置・運営訓練を実施しました。その成果として、今回の震災では、被害の状況や地域の実情に即した県・市区町、サブセンター合わせて39か所の災害ＶＣが設置されました。

## 災害ＶＣの活動

津波被害の大きかった沿岸部市町へは、国内外からの多くのボランティアが支援に向かい、各市町災害ＶＣは、ゴールデンウイークをピークに全力でボランティア調整を行い、家屋の泥出しや流出物の排除などの災害系ニーズを処理することができました。災害ＶＣのスタッフとしては、全社協ブロック派遣を含む社協職員、企業、支援団体、中高校生を含む地元住民などの協力により運営が行われました。

津波被害を受けなかった内陸部市町村でも、地震の被害によるライフラインの寸断やガソリン不足などの影響は全県に及んだため、支援を必要とする方々に対しては、地域のボランティアを中心とした支援が行われました。

## 災害支援から復興支援に向けて

内陸部市町災害ＶＣは、ライフラインが復旧し住民生活が落ち着くことで閉所しましたが、沿岸部市町災害ＶＣでは、災害系ニーズが減少し、被災者の応急仮設住宅への入居に伴う生活支援系ニーズの増加に対応するため、平成23年７月以降、災害ＶＣ機能を維持しつつも復興支援センターなどへ名称変更が行われました。

復興支援センターなどによる支援活動は現在も継続されていますが、今後も、災害公営住宅の整備遅れなどから、応急仮設住宅での生活の長期化が予想されており、それに伴う課題への対応が求められています。

## 宮城県内の災害VC設置状況

※全社協「東日本大震災 災害ボランティアセンター報告書」より

## 県内災害VCの開設期間と変遷(県災害VC調べ)

(平成26年４月１日現在)

| | 名称 | 開設日 | 閉所日 | 変更後の名称 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 宮城県災害ボランティアセンター | 3.12 | 名称変更 | 8月より宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター |
| 2 | 仙台市災害ボランティアセンター(本部統括・情報センター) | 3.15 | 名称変更 | 8.11より復興支援"EGAO(笑顔)せんだい"サポートステーション |
| 3 | 青葉区災害ボランティアセンター | 3.20 | 4.24 | |
| 4 | 宮城野区災害ボランティアセンター | 3.15 | 4.26 | |
| 5 | 若林区災害ボランティアセンター | 3.16 | 4.26 | |
| 6 | 太白区災害ボランティアセンター | 3.19 | 4.24 | |
| 7 | 泉区災害ボランティアセンター | 3.26 | 4.24 | |
| 8 | 仙台市南部津波災害ボランティアセンター | 4.27 | 5.31 | 6.1より仙台市津波災害ボランティアセンターへ統合 |
| 9 | 仙台市北部津波災害ボランティアセンター | 4.27 | 5.31 | |
| 10 | 仙台市津波災害ボランティアセンター | 6.1 | 8.10 | |
| 11 | 石巻市災害ボランティアセンター | 3.15 | 名称変更 | H26.4.1より石巻市社協災害復興支援対策課 |
| 12 | 石巻災害復興支援協議会 | 4.2 | 名称変更 | H24.11.22よりみらいサポート石巻 |
| 13 | 塩釜市災害ボランティアセンター | 3.14 | 6.10 | 6.10閉所も、台風15号で再開、10.7閉所 |
| 14 | 気仙沼市災害ボランティアセンター | 3.28 | 名称変更 | 8.1より気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター |
| 15 | 気仙沼市災害ボランティアセンター　本吉支所 | 5.1 | 名称変更 | 8.1より気仙沼市社会福祉協議会ボランティアセンター本吉支所 |
| 16 | 気仙沼市小泉浜災害ボランティアセンター | 4.20 | 8.22 | |
| 17 | 名取市災害ボランティアセンター | 3.18 | 名称変更 | 8.6よりなとり復興支援センターひより |
| 18 | 多賀城市災害ボランティアセンター | 3.18 | 名称変更 | 7.12より多賀城市社協復興支えあいセンター |
| 19 | 岩沼市災害ボランティアセンター | 3.12 | 名称変更 | 8.1より岩沼市復興支援センタースマイル |
| 20 | 登米市災害ボランティアセンター | 3.12 | 9.30 | |
| 21 | 東松島市災害ボランティアセンター | 3.19 | 名称変更 | 8.17より東松島市生活復興支援センター |
| 22 | 大崎市災害ボランティアセンター　古川地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 23 | 大崎市災害ボランティアセンター　松山地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 24 | 大崎市災害ボランティアセンター　三本木地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 25 | 大崎市災害ボランティアセンター　鹿島台地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 26 | 大崎市災害ボランティアセンター　岩出山地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 27 | 大崎市災害ボランティアセンター　鳴子地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 28 | 大崎市災害ボランティアセンター　田尻地域サブセンター | 3.14 | 4.15 | |
| 29 | 柴田町災害ボランティアセンター | 3.17 | 4.16 | |
| 30 | 亘理町災害ボランティアセンター | 3.19 | 名称変更 | 9.1より亘理ささえあいセンター"ほっと" |
| 31 | 山元町災害ボランティアセンター | 3.12 | 名称変更 | 11.11よりやまもと復興応援センター |
| 32 | 松島町災害ボランティアセンター | 3.18 | 4.3 | |
| 33 | 七ヶ浜町災害ボランティアセンター | 3.16 | 名称変更 | H24.3.11より浜を元気に！七ヶ浜町復興支援ボランティアセンター |
| 34 | 利府町災害ボランティアセンター | 3.22 | 4.20 | |
| 35 | 美里町災害ボランティアセンターこごた | 3.20 | 4.10 | |
| 36 | 美里町災害ボランティアセンターなんごう | 3.20 | 4.10 | |
| 37 | 涌谷町災害ボランティアセンター | 3.16 | 5.31 | |
| 38 | 女川町災害ボランティアセンター | 3.17 | 名称変更 | 9.1より女川町復興支援センター |
| 39 | 南三陸町災害ボランティアセンター | 3.26 | 継続中 | |

# 県災害VCの震災に関わる情報発信

## 『みやぎ復興つうしん』の発行

震災から約半年後、被災地社協では依然として、災害VCにおける支援活動や、仮設住宅などへ入居した被災者への支援などに、多くのボランティアや関係者の協力により支援活動が継続的に実施されており、県災害VCにも県内外から被災地の様子やボランティア活動などについての問い合わせも多くありました。

これらの状況を踏まえて県社協として、被災地の現状や、被災地社協の活動、また、現在必要な支援についてより多くの方々に知っていただくとともに、今までさまざまな形でご協力をいただいた関係団体や、全国のボランティアへの情報発信ツールのひとつとして、『みやぎ復興つうしん』を発行することとしました。

発行元は「宮城県災害・被災地社協等復興支援VC」とし、10月の創刊号から毎月発行を続け、平成25年3月号をもって終了しましたが、その後は、県社協の広報誌である『福祉みやぎ』において、継続的に被災地社協の取り組みの情報を発信し続けています。

## ホームページでの情報発信

震災以降、県社協のホームページとは別に県災害VCの特設サイトを設け、被災地の状況やボランティアの募集状況などの情報を発信しました。宮城県災害・被災地社協等復興支援VCに名称を変更後も特設サイトを継続し、情報の発信を行っています。

特設サイトでは、被災各地の復興取り組み情報、ボランティアの受け入れ状況、ボランティア活動者数の推移、被災地の現状・復興の様子、国・県からのお知らせなど、復興関連の総合情報を現在も継続して発信しています。

「宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター」
特設サイトhttp://svc.miyagi.jp

「みやぎ復興つうしん」創刊号

「みやぎ復興つうしん」平成25年3月号

# 応急仮設住宅の入居状況

## プレハブ仮設住宅と民間賃貸借上(みなし仮設)住宅

今回の東日本大震災の被害が甚大で広範囲に及んだことで、多くの被災者が住居を失い、非常に多くの仮設住宅が必要となりました。そのため、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)だけではなく、公営住宅などの既存の住宅資源が有効活用されました。また、県が民間の賃貸住宅を借り上げて供与する民間賃貸借上住宅を、プレハブ仮設住宅と同等の応急仮設住宅として供与する「みなし仮設住宅」という制度を多くの被災者が活用しました。

応急仮設住宅入居戸数の推移は、平成24年3月をピークにゆるやかに減少しており、平成26年2月末時点で、ピーク時と比較して、プレハブ仮設住宅は13%減、みなし仮設住宅は36%減となっています。仮設住宅退去が進まない背景には、主に災害公営住宅の整備の遅れが原因となっており、今後も入居期間の長期化が危惧されています。

### 災害救助法に基づく応急仮設住宅入居戸数の推移(平成23年度～25年度)

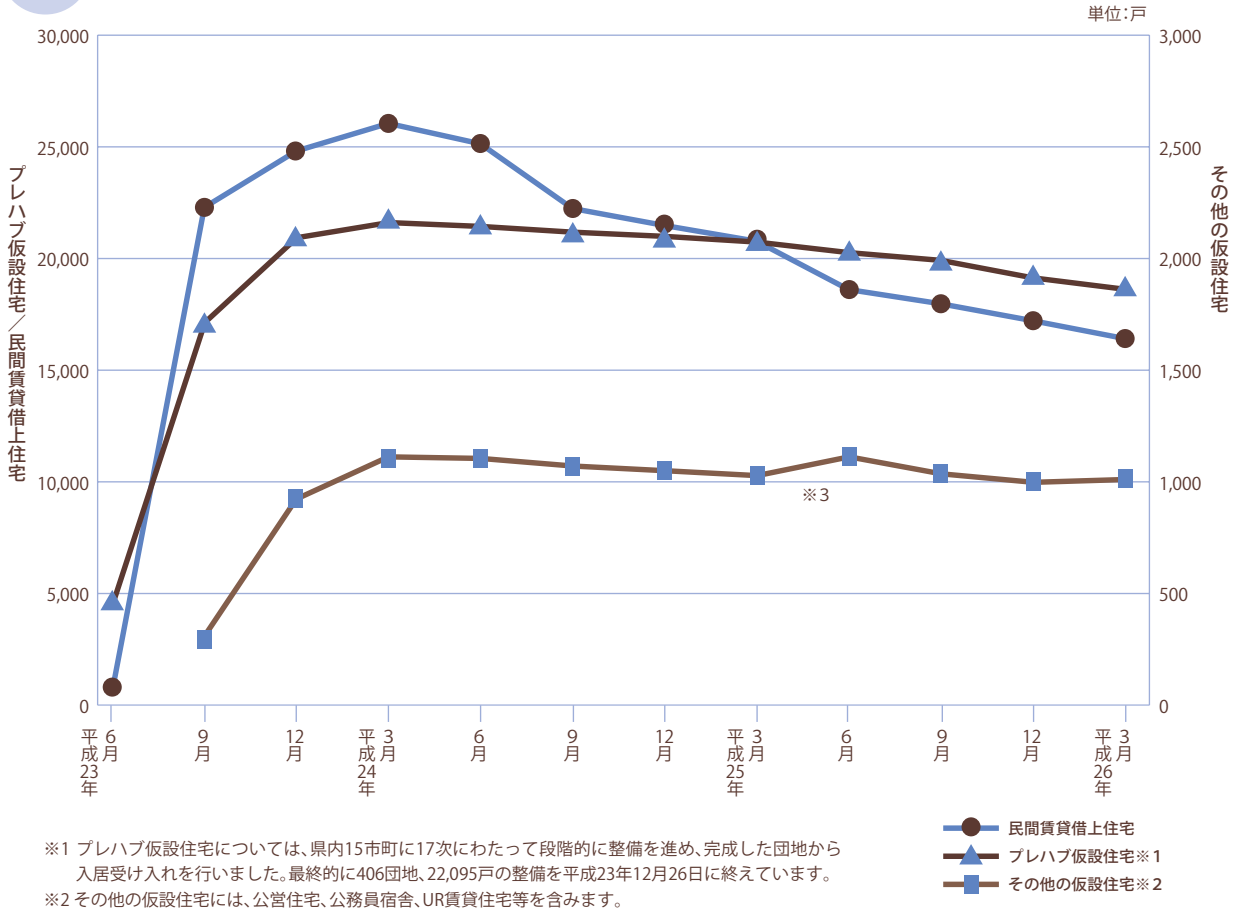


※1 プレハブ仮設住宅については、県内15市町に17次にわたって段階的に整備を進め、完成した団地から入居受け入れを行いました。最終的に406団地、22,095戸の整備を平成23年12月26日に終えています。
※2 その他の仮設住宅には、公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等を含みます。
※3 平成25年5月分より、その他の仮設住宅については、沿岸15市町から県内全市町村の調査結果に変更しています。

## 応急仮設住宅(プレハブ住宅) 供与及び入居状況(平成26年２月28日現在)

単位:戸

| 各項目 / 市町 | 整備状況 | | | | | | 解体状況 | | 供与及び入居状況 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 団地数 | 整備戸数(C)=(A)+(B) | | | | | 団地数 | 解体戸数(D) | 団地数 | 供与戸数(E)=(C)-(D) | 入居戸数(F) | 入居者数(人) | 入居率(F)/(E) |
| | | | 住戸タイプ(A) | グループホームタイプ | | | | | | | | | |
| | | | | 高齢 | 障害 | 計(B) | | | | | | | |
| 仙台市 | 19 | 1,523 | 1,505 | 18 | | 18 | | | 19 | 1,523 | 1,174 | 2,174 | 77.1% |
| 石巻市 | 131 | 7,297 | 7,153 | 88 | 56 | 144 | 1 | 31 | 130 | 7,266 | 6,456 | 14,599 | 88.9% |
| 塩竈市 | 7 | 206 | 206 | | | | | | 7 | 206 | 175 | 375 | 85.0% |
| 気仙沼市 | 93 | 3,504 | 3,459 | 45 | | 45 | 1 | 7 | 92 | 3,497 | 2,980 | 6,661 | 85.2% |
| 名取市 | 8 | 910 | 889 | 16 | 5 | 21 | | | 8 | 910 | 746 | 1,478 | 82.0% |
| 多賀城市 | 6 | 373 | 373 | | | | | | 6 | 373 | 316 | 580 | 84.7% |
| 岩沼市 | 3 | 384 | 384 | | | | | | 3 | 384 | 323 | 769 | 84.1% |
| 東松島市 | 25 | 1,753 | 1,727 | 16 | 10 | 26 | | | 25 | 1,753 | 1,437 | 3,365 | 82.0% |
| 亘理町 | 5 | 1,126 | 1,126 | | | | | | 5 | 1,126 | 798 | 2,015 | 70.9% |
| 山元町 | 11(2) | 1,030(284) | 1,030(284) | | | | | | 11(2) | 1,030(284) | 754 | 1,742 | 73.2% |
| 七ヶ浜町 | 7 | 421 | 421 | | | | 1 | 48 | 6 | 373 | 357 | 842 | 95.7% |
| 女川町 | 30(1) | 1,294(189) | 1,285(189) | 9 | | 9 | | | 30(1) | 1,294(189) | 1,225 | 2,756 | 94.7% |
| 南三陸町 | 58(2) | 2,195(50) | 2,168(50) | 27 | | 27 | | | 58(2) | 2,195(50) | 1,991 | 5,276 | 90.7% |
| 大郷町 | 1 | 15 | 15 | | | | | | 1 | 15 | 6 | 12 | 40.0% |
| 美里町 | 2 | 64 | 64 | | | | | | 2 | 64 | 27 | 77 | 42.2% |
| 合計 | 406(5) | 22,095(523) | 21,805(523) | 219 | 71 | 290 | 3 | 86 | 403(5) | 22,009(523) | 18,765 | 42,721 | 85.3% |

※１(　)内は、町が発注した応急仮設住宅で内数。
※２ 応急仮設住宅の供与戸数(E)は、整備した戸数(C)から、防災集団移転促進事業の実施等により解体した戸数(D)を除いた現存する応急仮設住宅の戸数。

## 応急仮設住宅(民間賃貸借上住宅)物件所在市町村別入居状況(平成26年２月28日現在)

| 市町村名 | 入居戸数(契約件数) | 入居者数 | 市町村名 | 入居戸数(契約件数) | 入居者数 | 市町村名 | 入居戸数(契約件数) | 入居者数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 仙台市 | 7,217 | 16,627 | 大崎市 | 376 | 952 | 利府町 | 133 | 344 |
| 石巻市 | 3,440 | 8,711 | 蔵王町 | 20 | 64 | 大和町 | 51 | 137 |
| 塩竈市 | 404 | 965 | 七ヶ宿町 | 1 | 3 | 大郷町 | 8 | 25 |
| 気仙沼市 | 1,027 | 2,761 | 大河原町 | 87 | 234 | 富谷町 | 89 | 231 |
| 白石市 | 120 | 345 | 村田町 | 9 | 26 | 大衡村 | 1 | 3 |
| 名取市 | 614 | 1,687 | 柴田町 | 120 | 351 | 色麻町 | 1 | 1 |
| 角田市 | 131 | 346 | 川崎町 | 5 | 14 | 加美町 | 16 | 39 |
| 多賀城市 | 871 | 2,115 | 丸森町 | 7 | 21 | 涌谷町 | 65 | 159 |
| 岩沼市 | 373 | 1,096 | 亘理町 | 153 | 469 | 美里町 | 60 | 161 |
| 登米市 | 284 | 821 | 山元町 | 50 | 173 | 女川町 | 40 | 131 |
| 栗原市 | 44 | 121 | 松島町 | 111 | 290 | 南三陸町 | 37 | 126 |
| 東松島市 | 704 | 1,966 | 七ヶ浜町 | 64 | 202 | 合計 | 16,733 | 41,717 |

※p.26～27／宮城県震災援護室「応急仮設住宅の入居状況」より

# 県内サポートセンターの開設状況

割を有するサポートセンターもあります。

## 仮設住宅入居者への支援策として

震災後、被災者の生活が避難所などから仮設住宅へと移行していく中で、仮設住宅に入居する高齢者をはじめとした被災者について、孤立死などの発生やさまざまな生活課題が懸念されたことから、見守りや声がけなどの取り組み、健康管理などを含めた日常生活に関するきめ細かな支援を行うための拠点として、各市町に「サポートセンター」が設置されました。

具体的な機能としては、地域の実情に応じて高齢者などの入居者に対する巡回・訪問、総合相談支援、地域交流サロンの実施、その他生活支援サービスなどを包括的に実施することになっています。開設当初はプレハブ仮設住宅の支援が主でしたが、時間の経過とともにみなし仮設住宅への支援も行われています。

また、生活支援サービスボランティアなどの活動拠点としての機能や、高齢者・障害者や子どもたちが集う地域の拠点としての役

## 宮城県内のサポートセンター

県内被災市町においては平成23年7月1日に開設した岩沼市、七ヶ浜町を皮切りに、平成26年12月時点で、沿岸部の13市町で計60か所のサポートセンターが設置され、その運営は各市町社協、その他社会福祉法人やNPO・NGOへの委託、市町直営などさまざまな形態になっています。

各サポートセンターには、生活支援相談員や復興支援コーディネーターと呼ばれる人員が配置されていますが、ほとんどが震災後に新規に雇用された人材であり、その多くが被災を経験した方々となっています。これは、宮城県ではサポートセンタースタッフとして積極的に被災者雇用を進めたためであり、その結果、被災者の目線に寄り添った支援が実践されています。

## サポートセンター支援事務所

市町でのサポートセンター設置に合わせ、平成23年9月5日には、サポートセンターを後方支援するための「宮城県サポートセンター支援事務所」が開設されました。

運営は宮城県社会福祉士会が担っており、県社協のほか、仙台弁護士会、宮城県ケアマネジャー協会、NPO法人などの協力団体と連携し、仮設住宅などでの相談会への専門職派遣や、阪神・淡路大震災などの支援経験者をアドバイザーとした被災者支援の助言、各市町サポートセンタースタッフの人材育成を目的とした研修などを実施しています。

## 沿岸部の13市町におけるサポートセンターの取り組み状況(平成26年12月1日現在)

| 市町名 | 設置数 | 名称等 | 運営形態 | 主な支援内容 |
|---|---|---|---|---|
| 気仙沼市 | 4 | ①気仙沼地区サポートセンター　②本吉地区サポートセンター<br>③唐桑地区サポートセンター　④一関地区サポートセンター | ①市社協 ②(社福)春圃会 ③(有)笹陣 ④NPOなごみ | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談など<br>一関市も支援 |
| 南三陸町 | 6 | ①被災者生活支援センター本部<br>②戸倉サテライトセンター　③志津川サテライトセンター<br>④歌津サテライトセンター　⑤南方サテライトセンター<br>⑥被災者生活支援センターみなし仮設班 | 町社協 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談など |
| 石巻市 | 16 | ①開成ささえあい拠点センター　②大橋ささえあい拠点センター<br>③蛇田ささえあい拠点センター　④万石ささえあい拠点センター<br>⑤大森ささえあい拠点センター　⑥雄勝ささえ合い拠点センター<br>⑦河北ささえ合い拠点センター　⑧河南ささえ合い拠点センター<br>⑨桃生ささえ合い拠点センター　⑩北上ささえあい拠点センター<br>⑪牡鹿ささえあい拠点センター　⑫ささえあい総括センター<br>⑬石巻市・女川町基幹相談センターくるみ<br>⑭からころステーション　⑮在宅被災世帯サポートセンター<br>⑯カーシェアリング・コミュニティセンター | ①～⑬市社協<br>⑭(一社)震災こころのネットワークみやぎ<br>⑮(一社)高齢先進国モデル構想会議<br>⑯日本カーシェアリング協会 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、カーシェアリング、心の相談など<br>⑬は女川町と共同運営 |
| 東松島市 | 6 | ①中央被災者サポートセンター　②矢本西被災者サポートセンター<br>③矢本東被災者サポートセンター　④鳴瀬被災者サポートセンター<br>⑤東名地区サポートセンター　⑥南新町地区サポートセンター | 市社協 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談など |
| 女川町 | 8 | ①こころとからだの健康相談センター　②第一小仮設集会所<br>③旧子育て支援センター　④新田福祉仮設住宅<br>⑤多目的運動場仮設集会所　⑥町民野球場仮設住宅集会所<br>⑦石巻バイパス仮設集会所　⑧運動公園住宅 | ①女川町 ②元気村<br>③④ぱんぷきん<br>⑤⑥⑧町社協<br>⑦女川町地域医療センター | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談、仮設診療室など<br>石巻市と⑬を共同運営 |
| 多賀城市 | 5 | ①市社会福祉課<br>②多賀城社協復興支えあいセンター城南拠点<br>③多賀城社協復興支えあいセンター野球場拠点<br>④多賀城社協復興支えあいセンター山王拠点<br>⑤多賀城社協復興支えあいセンター桜木住居拠点 | ①プレハブ仮設住宅管理運営は㈱共立メンテナンス<br>②～⑤市社協 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談、日曜大工など男性向け教室 |
| 塩竈市 | 1 | ①ふれあいサポートセンター | 市社協 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談など |
| 七ヶ浜町 | 1 | ①仮設住宅サポートセンター | NPOアクアゆめクラブ | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロンなど |
| 名取市 | 2 | ①名取市サポートセンターどっと.なとり<br>②なとり復興支援センターひより | ①直営<br>②市社協 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、託児所、心の相談など ①は民賃対象 ②はプレハブ仮設対象 |
| 岩沼市 | 1 | ①里の杜サポートセンター | 直営(JOCAが職員派遣) | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、心の相談など |
| 亘理町 | 2 | ①亘理町サポートセンター<br>②亘理町コミュニティファーム | ①直営(社協と共同運営) ②NPOロシナンテス | ①巡回訪問、総合相談支援、健康教室、地域交流サロン、心の相談など ②園芸(いちご)支援 |
| 山元町 | 1 | ①山元町地域サポートセンター | ①(社福)静和会 | 巡回訪問、総合相談支援、地域交流サロン、配食サービス、入浴サービスなど |
| 仙台市 | 7 | ①パーソナルサポートセンター　②中核支え合いセンター<br>③支えあいセンターあおば　④支えあいセンターみやぎの<br>⑤支えあいセンターわかばやし　⑥支えあいセンターたいはく<br>⑦支えあいセンターいずみ | ①(一社)パーソナルサポートセンター<br>②～⑦市社協 | 巡回訪問、市民センターでの総合相談支援、地域交流サロン、就労支援など |
| 13市町 | 60 | | | |

※宮城県サポートセンター支援事務所調べ

# 生活支援相談員の配置について

## 生活支援相談員配置の背景

震災後、被災地の各市町社協では災害ＶＣを設置し、多くのボランティアの支援により、被災者に対する活動（炊き出し、住居の泥かきなど環境の整備、避難物資の対応など）に取り組みました。その後、被災者の多くが避難所から仮設住宅へ移る移行期には、緊急的な支援活動から、日常的な生活支援活動が求められるようになりました。さらに仮設住宅におけるコミュニティづくりや訪問・見守り活動が重要となるなど、被災地における被災者支援のニーズは新しいステージに入っていきました。

これまでの阪神・淡路大震災などの大災害では、多くの市区町村社協では、仮設住宅における見守りやコミュニティづくり、あるいは仮設住宅からの生活の復興に向けた支援などへの取り組みが求められ、そのための支援員などが配置され、継続的な支援が展開されました。

今回の大震災においても、被災地の各市町社協では、日常的な訪問活動などを通じて被災者の安否確認とニーズを把握する生活支援相談員と、そのニーズに応じて関係機関と連携・調整を行う復興支援コーディネーターを配置しました。

## 支援活動開始と、活動の多様性

県社協は、仮設住宅での生活支援相談員の業務をスムーズに行えるよう、平成23年６月に新潟県中越地震・新潟県中越沖地震の経験を持つ柏崎市社協・長岡市社協職員を招いての勉強会を、また８月には「生活支援相談員等の配置・活動に関する勉強会」を開き、県内被災地社協が抱える課題の共有と、今後の支援活動に向けた準備に努めました。

各市町社協に配置された生活支援相談員の活動内容は一様ではなく、仮設住宅の訪問活動や仮設住宅の集会所への常駐による見守り、みなし仮設住宅や被災地域への訪問活動、サロン活動の運営など、市町の状況により異なっています。その活動内容は時間経過とともに変化していますが、生活支援相談員は、被災者・被災地の支援活動になくてはならない存在となっています。

## 宮城県における支援員数（平成26年4月30日現在）

単位：人

| 市町名 | 生活支援相談員等※1 | 復興応援隊（総務省）※2 | 復興支援員（総務省）※3 | その他 | 計※4 | うち社協雇用 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 気仙沼市 | 97 | | 17 | | 162 | 48 |
| 南三陸町 | 79 | 13 | | | 171 | 79 |
| 石巻市 | 134 | 32 | | | 298 | 132 |
| 東松島市 | 33 | 8 | 4 | | 78 | 33 |
| 女川町 | 20 | 7 | | | 41 | 14 |
| 多賀城市 | 36 | | 2 | | 50 | 12 |
| 塩竈市 | 8 | | | | 16 | 8 |
| 七ヶ浜町 | 12 | | | | 18 | 6 |
| 名取市 | 49 | | | | 66 | 17 |
| 岩沼市 | 13 | | | 1 | 19 | 5 |
| 亘理町 | 29 | | | | 39 | 10 |
| 山元町 | 22 | | | | 35 | 13 |
| 仙台市 | 189 | 3 | | | 262 | 70 |
| 丸森町 | | | 2 | | 2 | |
| 宮城県 | | 4 | | | 4 | |
| 計 | 721 | 67 | 25 | 1 | 1,261 | 447 |

※宮城県社会福祉課提供情報に基づき、県社協独自調査による集計です。

※１復興支援コーディネーター含む、また職名は市町により異なります。
地域支えあい体制づくり事業、社会的包容力構築・「絆」再生事業、緊急雇用創出事業など、複数の財源による雇用となります。
※２復興応援隊は、宮城県が平成26年度に委託した隊員数（平成26年4月1日現在）。
※３復興支援員は、市町が平成25年度に委託した隊員数（平成26年3月31日現在）。
※４人員には、市町が独自支援で雇用している支援員等は含まれていません。

# 災害公営住宅入居者と地域住民への支援

## 災害公営住宅整備の状況

災害公営住宅(※1)の完成は、さまざまな要因から、当初の予定より整備が遅れています。過去の大規模災害では、早ければ1年以内、遅くても2～3年で災害公営住宅が完成していましたが、発災から3年以上が経過した現在においても整備計画の一部にとどまっている状況です。

建設される災害公営住宅の種類も、5階建て以上の集合型を複数棟建設する大規模なタイプから、平屋建てが2棟連なった、通称〝二戸いち〟と呼ばれるタイプ、戸建タイプなど、各市町の状況によりさまざまです。

## 入居に向けた支援

災害公営住宅への入居者の状況が、各市町で明らかになってくるにつれ、入居者のうち高齢者世帯や独居高齢者が多数を占めるなど、高齢化率が高いことが明らかになってきました。その現状を踏まえ、県社協として各市町社協と連携し、災害公営住宅が建設される受け入れ地域の住民に対する勉強会など、災害公営住宅を含む地域支援に向けた取り組みを始めています。

### 災害公営住宅市町別整備状況(平成26年2月28日現在)

| 市町名 | 計画戸数 | 事業着手戸数 | | 工事着手戸数 | | 工事完了戸数 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 進捗率 | | 進捗率 | | 進捗率 |
| 仙台市 | 3,200戸 | 2,766戸 | 86.4% | 2,086戸 | 65.2% | 12戸 | 0.4% |
| 石巻市 | 4,000戸 | 1,873戸 | 46.8% | 531戸 | 13.3% | 149戸 | 3.7% |
| 塩竈市 | 380戸 | 196戸 | 51.6% | 71戸 | 18.7% | 31戸 | 8.2% |
| 気仙沼市 | 2,200戸 | 1,838戸 | 83.5% | 165戸 | 7.5% | 0戸 | |
| 名取市 | 752戸 | 92戸 | 12.2% | 0戸 | | 0戸 | |
| 多賀城市 | 532戸 | 482戸 | 90.6% | 160戸 | 30.1% | 0戸 | |
| 岩沼市 | 210戸 | 210戸 | 100% | 0戸 | | 0戸 | |
| 登米市 | 60戸 | 60戸 | 100% | 60戸 | 100% | 0戸 | |
| 栗原市 | 15戸 | 15戸 | 100% | 15戸 | 100% | 15戸 | 100% |
| 東松島市 | 1,010戸 | 666戸 | 65.9% | 359戸 | 35.5% | 0戸 | |
| 大崎市 | 170戸 | 170戸 | 100% | 105戸 | 61.8% | 0戸 | |
| 亘理町 | 497戸 | 420戸 | 84.5% | 350戸 | 70.4% | 0戸 | |
| 山元町 | 487戸 | 415戸 | 85.2% | 83戸 | 17.0% | 83戸 | 17.0% |
| 松島町 | 52戸 | 52戸 | 100% | 0戸 | | 0戸 | |
| 七ヶ浜町 | 212戸 | 212戸 | 100% | 0戸 | | 0戸 | |
| 利府町 | 25戸 | 25戸 | 100% | 25戸 | 100% | 0戸 | |
| 大郷町 | 3戸 | 3戸 | 100% | 3戸 | 100% | 0戸 | |
| 涌谷町 | 48戸 | 48戸 | 100% | 36戸 | 75.0% | 0戸 | |
| 美里町 | 40戸 | 40戸 | 100% | 40戸 | 100% | 40戸 | 100% |
| 女川町 | 945戸 | 228戸 | 24.1% | 227戸 | 24.0% | 0戸 | |
| 南三陸町 | 770戸 | 324戸 | 42.1% | 84戸 | 10.9% | 0戸 | |
| 計 | 15,608戸 | 10,135戸 | | 4,400戸 | | 330戸 | |

※ 計画戸数は集計時点でのものであり、設計内容により変更になることがあります。

※宮城県復興住宅整備室「災害公営住宅の整備状況」より

(※1)災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営住宅です。「災害公営住宅」、「復興公営住宅」など、市町により名称は異なります。

# 宮城県内の災害公営住宅

**災害公営住宅は、県内21の市町で整備されています。**
**各市町で完成または建設中の住宅の一例を掲載しました。**

塩竈市（錦町地区）

石巻市（新蛇田E）

仙台市（泉中央南）

多賀城市（桜木地区）

名取市（美田園北）

気仙沼市（南郷地区）

栗原市（若柳地区）

登米市（佐沼地区）

岩沼市（玉浦西地区）

亘理町（荒浜西木倉地区）

大崎市（古川駅東住宅）

東松島市（小松南地区）

七ヶ浜町（吉田浜地区）

松島町（磯崎華園地区）

山元町（新山下駅周辺地区）

涌谷町（渋江地区）

大郷町（中村地区）

利府町（町営ゆのき住宅）

南三陸町（入谷地区）

女川町（運動公園住宅）

美里町（御蔵場住宅）

# 県内でのボランティア活動状況

## ボランティア活動者数

震災後、国内外から被災地を訪れた多くのボランティアのうち、県内各市町災害ＶＣを通じて活動したボランティアは平成24年3月31日時点で延べ52万５０００人以上（県災害ＶＣ調べ）に上ります。

ボランティア活動者は市町災害ＶＣだけではなく、個人やグループ、ＮＰＯ・ＮＧＯ、専門職の団体、地域住民の団体、各種企業、学生ボランティア団体など、さまざまな支援組織の調整により活動している実態から、活動実数は集計を大幅に上回り、推計できないほど多数の支援をいただいていることになります。

時間の経過とともに住民のニーズは変化し、それに伴い求められる活動の内容も変化しています。震災直後は外部ボランティアによる活動が多く行われていた被災地域でも、地元住民によるボランティア活動が徐々に再開されてきました。

今回の震災では、国内外のＮＰＯ・ＮＧＯのほか、企業などの団体によるボランティア活動や社会貢献活動も数多く行われています。震災から時間の経過とともに、支援活動数や、ボランティア数は減少していますが、ボランティアによる支援活動は3年が経過した現在も続けられています。継続的に活動をしている個人や団体、地元ボランティアなどと連携し、地元の力を生かした活動を展開している事例もあります。

## ボランティアの支援内容

震災直後は、避難所での物資の仕分け・配布、給水の手伝い、避難所運営の手伝い・清掃などが主な活動となりました。ＮＰＯ・ＮＧＯなどによる炊き出し調整も、行政や自衛隊だけでは追いつかない状況の中で、重要な支援のひとつでした。

数日が経過し津波による被害地域の安全が確保されると、津波被害の大きかった地域では、家屋に入り込んだ泥出しのニーズが多く寄せられ、発災からゴールデンウイークごろまでは、家屋の片づけ・泥出し支援活動が多数を占め、ボランティアの活動件数は相当数に上りました。家屋の片づけが進み、避難所から自宅に戻って生活できるようになった被災者も多数いました。

家屋の泥出しや清掃などのニーズがある程度落ち着き、応急仮設住宅への入居が始まるにつれ、避難所から仮設住宅への引っ越し支援など、生活支援系のニーズが増加しました。さらに、応急仮設住宅入居後は、ボランティアによる支援活動の中心は、被災者に寄り添った支援へと移行し、応急仮設住宅の集会所などでは、ボランティアによる入居者へのサロンなどの交流活動、季節のイベントなど、仮設住宅内での住民同士の交流を図る活動が行われました。

仮設住宅はあくまで仮の生活の場であり、被災者はいずれ地域に戻って生活することになります。ボランティアなど外部の支援者から一方的に援助を行うのではなく、被災者自らが前を向き、自分たちの力で助け合い、生活ができるための支援が必要となっています。

## 各市町における年度ごとのボランティア活動者数(県災害VC調べ)

単位:人

| 市町名 | 平成23年 3/12～3/31 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 累 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 仙台市 | 12,614 | 43,762 | 4,038 | 1,462 | 61,876 |
| 石巻市 | 2,552 | 119,417 | 656 | 122 | 122,747 |
| 塩釜市 | 3,093 | 6,280 | 145 | 3,567 | 13,085 |
| 気仙沼市 | 317 | 49,788 | 2,670 | 1,909 | 54,684 |
| 名取市 | 3,299 | 14,942 | 8,587 | 9,505 | 36,333 |
| 多賀城市 | 1,909 | 16,859 | 565 | 1,330 | 20,663 |
| 岩沼市 | 1,682 | 24,577 | 619 | 507 | 27,385 |
| 東松島市 | 903 | 48,648 | 391 | 195 | 50,137 |
| 亘理町 | 592 | 32,424 | 1,535 | 761 | 35,312 |
| 山元町 | 758 | 27,880 | 5,335 | 3,044 | 37,017 |
| 七ヶ浜町 | 1,613 | 41,685 | 27,517 | 7,024 | 77,839 |
| 女川町 | 104 | 6,923 | 2,691 | 1,919 | 11,637 |
| 南三陸町 | 271 | 60,591 | 44,299 | 24,359 | 129,520 |
| ※その他市町 | 1,680 | 578 | 0 | 0 | 2,258 |
| 年度計 | 31,387 | 494,354 | 99,048 | 55,704 | |
| 累計 | | 525,741 | 624,789 | 680,493 | |

※その他市町:平成22年度(栗原市、大崎市、大河原町、松島町、利府町)　平成23年度(松島町)

## 発災後3年間の宮城県内ボランティア活動者数推移

単位:人

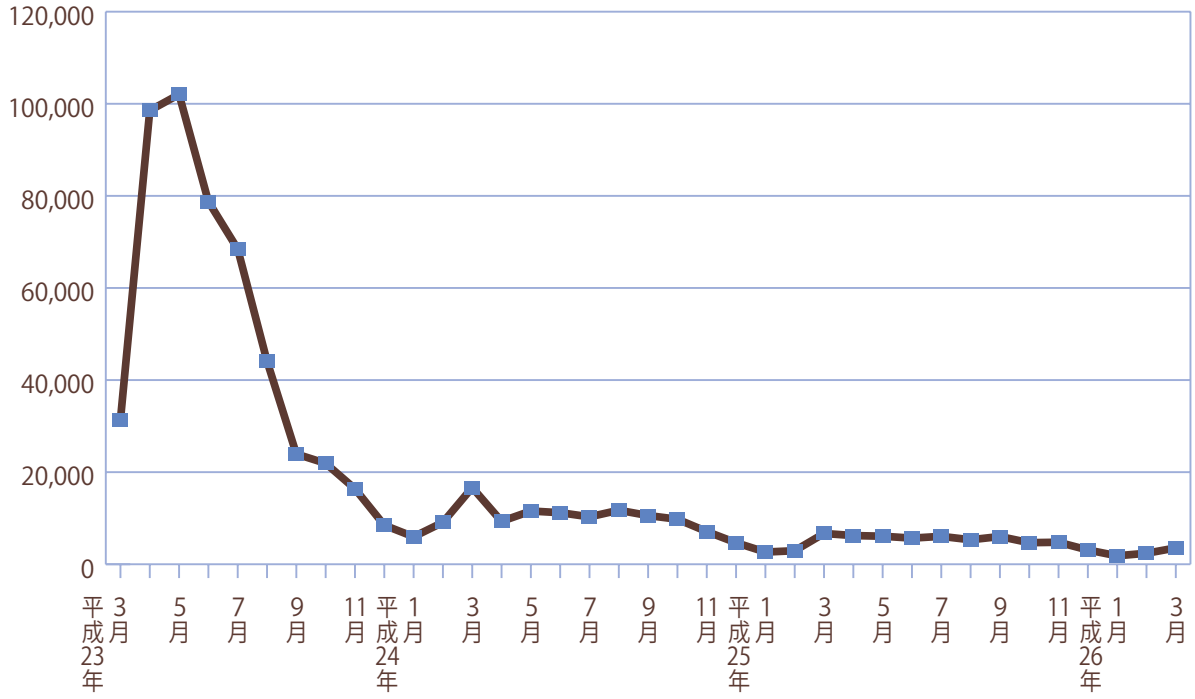


宮城県社協ホームページより

第2章

# 宮城県社会福祉協議会 各部・施設の3年間

# 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 組織図（平成26年4月1日現在）

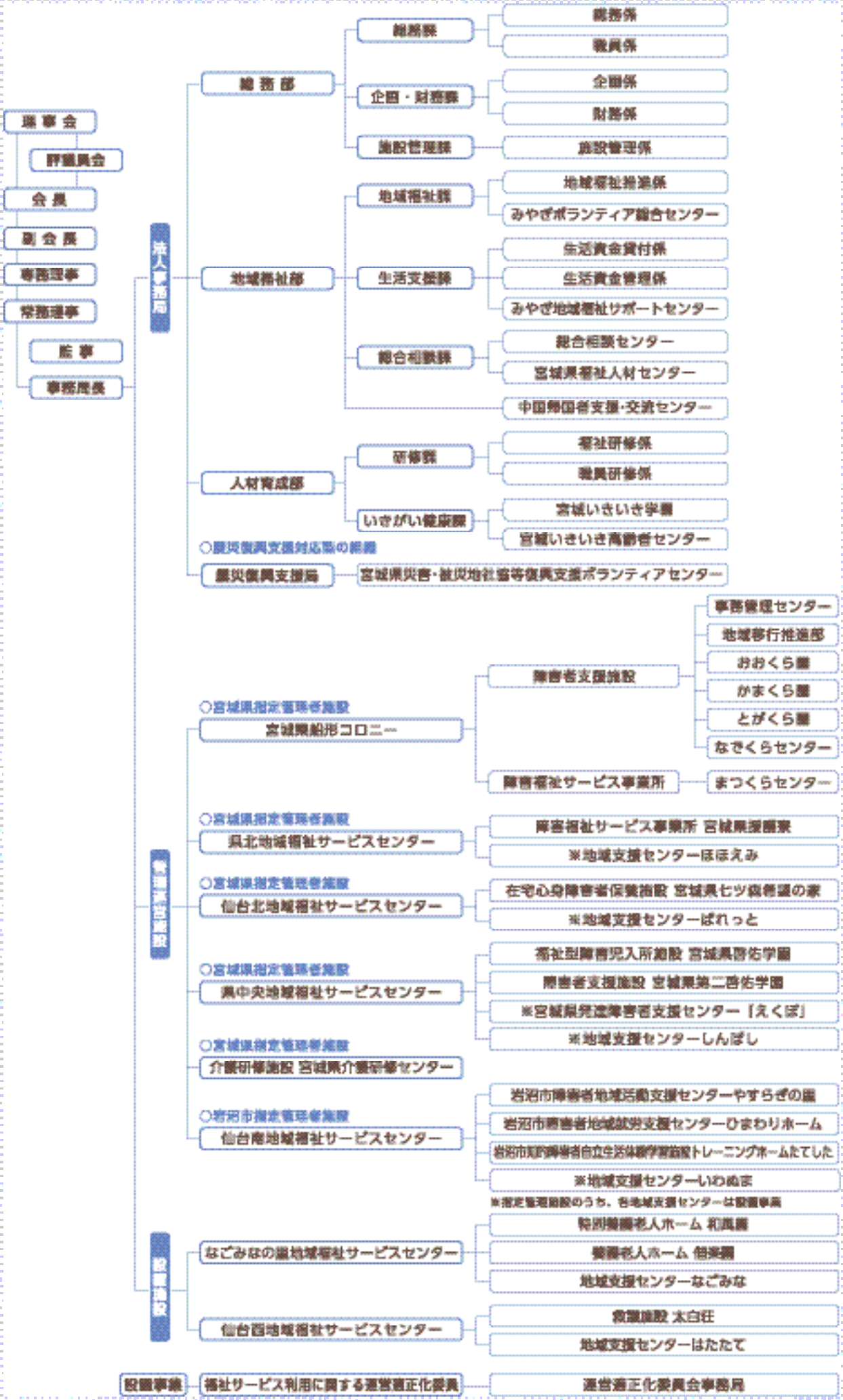

# ❶災害対応の取り組み
# 宮城県災害ボランティアセンター

宮城県では、平成15年に発生した宮城県北部連続地震以降、近い将来発生するといわれてきた宮城県沖地震に備え災害ＶＣに関する取り組みを実施してきました。そのひとつとして、平成16年3月31日、宮城県・ＮＰＯ法人みやぎ災害救援ボランティアセンター・宮城県社協の3者で「大規模災害時における県災害ＶＣの設置・運営に関する覚書」を取り交わし、覚書に基づき毎年訓練などを実施していました。しかし、宮城県沖地震の想定を大きく超える被害の中、実際の県災害ＶＣ運営は初めてのことでもあり、試行錯誤の中でさまざまな対応を迫られました。

1年目の記録誌でも振り返りは行いましたが、あらためて当時の県災害ＶＣについて、その成果と課題をまとめました。

## 協働型災害ＶＣ設立の背景と効果

震災当初より、全社協、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議をはじめ、さまざまなＮＰＯ・ＮＧＯなどから協力の申し出がありました。想定していた県災害ＶＣでは、運営スタッフを県職員および県社協職員などで運営することを前提としていましたが、被害が広域かつ甚大であったため、県職員は災害対応業務を優先せざるを得ない状況であり、県災害ＶＣにスタッフとして関わることが困難でした。県社協も多くの職員が市町村社協の支援などの業務に従事していたため、県災害ＶＣを運営する人員の確保が急務でした。

また、効果的な支援のためにＮＰＯ・ＮＧＯなどが実施しているさまざまな取り組みに関し、それらの情報を共有する必要性を感じていたことから、参加を希望する団体の協力を得た協働型の災害ＶＣ運営を構想するに至り、23日の県災害ＶＣ支援連絡会議を経て、29日より自治会館2階を本部とする協働型災害ＶＣを立ち上げました。

災害ＶＣ運営に必要なパソコンや通信機器などの必要備品を用意し、各団体にデスクを割り当て、定例で朝・夕にミーティングを開催。参加団体同士間の意思疎通・情報共有を円滑に行える体制づくりを行いました。

協働型災害ＶＣに各地の災害への派遣経験を持つＮＰＯ・ＮＧＯなどの団体が運営に参加したことで、現地の災害ＶＣなどからのニーズに対し各団体の特徴を生かした支援を行うことができただけでなく、災害支援経験のないスタッフにとっては彼らからのアドバイスは大きな力になりました。

ワンフロアに関係諸団体が集まり、情報共有が円滑に図れたことで、各団体が個別に活動するのではなく、互いの得意分野や活動領域に応じて、現状の活動のほか、各地で収集したさまざまな情報をミーティング

で共有し、各エリアの細かいニーズを把握し、対応することができました。

長期間の支援が可能なＮＰＯ・ＮＧＯや企業には、特定のセクション（係・班）を継続的に担ってもらいました。みやぎ生協やロイヤルホールディングス（株）には電話対応を、防災科学技術研究所はＩＴを活用した広報・情報受発信を担当するなど、協働型災害ＶＣの狙いどおりの成果を得ることができました。

## 協働型災害ＶＣの反省

今回の震災のように、通信が途絶え各地域の情報収集が困難な状況においては、協働団体の活動を通じて県災害ＶＣに集められる情報が、その後の方針を決定する上で重要な判断材料となりました。

しかし、協働型災害ＶＣにしたことで多くの情報が集まる仕組みにはなったものの、現地からの情報を整理し、必要な支援を現地へ十分に届けることができたかについては、反省すべき点もあります。日々刻々と変化する被災地の状況に対してタイムリーな支援を行うためには、県災害ＶＣとしての意思決定方法の検討や、支援の役割分担、社協組織とＮＰＯ・ＮＧＯなどとの組織性の違い、意思決定方法の違いなど、お互いに理解し合うことが必要と思われます。

宮城県では、災害ＶＣ設置に備え、宮城県沖地震を想定した県災害ＶＣ運営の手順書を作成していましたが、今回のような協働型災害ＶＣ運営を想定していませんでした。今後は、協働型災害ＶＣの運営を前提に、平時から連携・協働を担える団体と互いの活動内容を理解し、さらに顔の見える関係づくりを行い、各団体の特徴を生かした支援が行えるように事前準備を可能な限り行うことが必要です。

## 協働型災害ＶＣ運営の県社協としての成果

震災当時、県社協に在籍する８００人を超える職員の約９割は県社協が運営する施設の職員であり、所属施設で利用者の支援などに従事していました。そのため県災害ＶＣ運営、被災市町社協・市町災害ＶＣ支援に携われる人材は決して多くはありませんでした。本来業務を兼務しながらの職員もいた中で、県社協スタッフが不在の状況でも協力団体や企業のスタッフ間で引き継ぎなどが行われることで県災害ＶＣの運営は継続され、県社協本来の事業再開にもつながりました。

## 協働型県災害ＶＣを運営する県社協の課題

県災害ＶＣを各団体と協働で運営する一方、県社協は災害対策本部を設置し、法人としての災害対応を行いました。しかし、当時の県災害ＶＣ体制図のとおり、県災害ＶＣ本部長と県社協災害対策本部長が横並びであったため、県社協としての災害対応と県災害ＶＣの動きに混乱が生じ、職員体制や活動状況が災害ＶＣ運営中心となってしまい、県社協本来の事業が再開された後も、災害ＶＣ業務と従来業務にまたがって従事した職員の業務分担が明確でなかったなど、協働型県災害ＶＣ運営には県社協として組織体制も含め、多くの反省点が残りました。その反省を踏まえ、危機管理計画を見直し、県社協災害対策本部と県災害ＶＣ体制を分け、役割分担も整理しました。

県社協として、災害が起きても継続しなければならない事業、一時的に中止しても早期に再開しなければならない事業も多く、今回の経験が事業継続計画（ＢＣＰ）策定へも生かされました。

## 宮城県災害・被災地社協等復興支援ＶＣへの移行へ

被災者の仮設住宅などへの入居が進み、被災地のニーズが家屋の泥出しや清掃などから生活支援へと変化したことに伴い、各市町社協災害ＶＣの名称が復興支援センターなどに変更されていきました。

そこで県社協として被災地の現状を踏まえ継続的に支援を行っていく必要があると判断し、８月１日、県災害ＶＣの名称を、「宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター」に変更しました。

沿岸部社協を支援する体制は、平成24年度に設立された震災復興支援局に継承されるとともに、県災害・被災地社協等復興支援ＶＣも支援局内に位置づけ、現在も継続した支援を行っています。

## 県災害ＶＣの今後に向けて

宮城県では、今回の震災時に運営した協働型災害ＶＣを踏まえ、今後の県災害ＶＣは協働型運営を基本としました。現在、宮城県災害ＶＣ支援連絡会議において、東日本大震災時の県災害ＶＣの検証と振り返りから、県災害ＶＣ運営手順書の検証・見直し作業が行われています。

支援連絡会議では、さまざまな分野で活動する構成団体が集まり、３・11東日本大震災で学んだことを共有しながら、各団体が実施した活動状況などを持ち寄り、今後あるべき県災害ＶＣの姿について議論を重ねています。この議論を通じ、各構成団体が県災害ＶＣの目的・役割を共有し、災害時には被災地の災害ＶＣ支援がスムーズに行える体制づくりをめざしていきます。

### 県社協として多くの反省点が残った当時の県災害VCの体制図

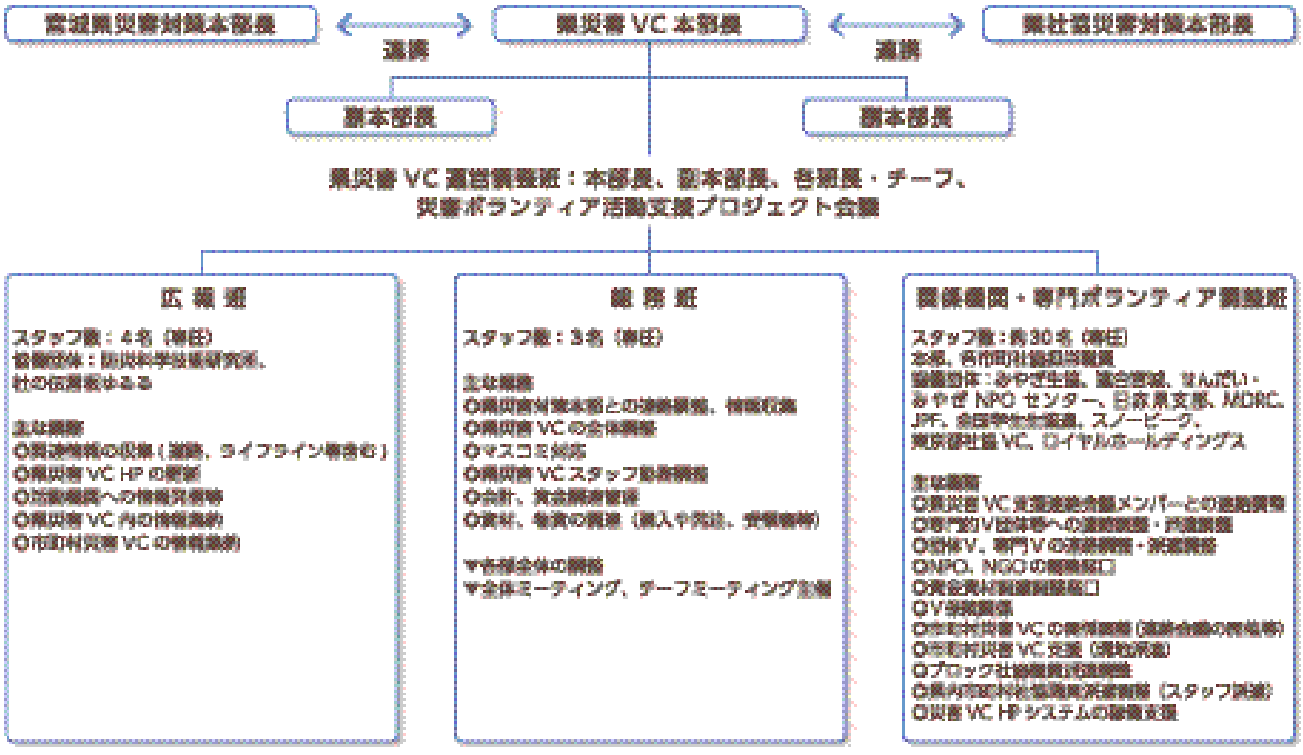

# 県社協危機管理計画からみる県社協災害対策本部・県災害VC等の組織構成・役割等

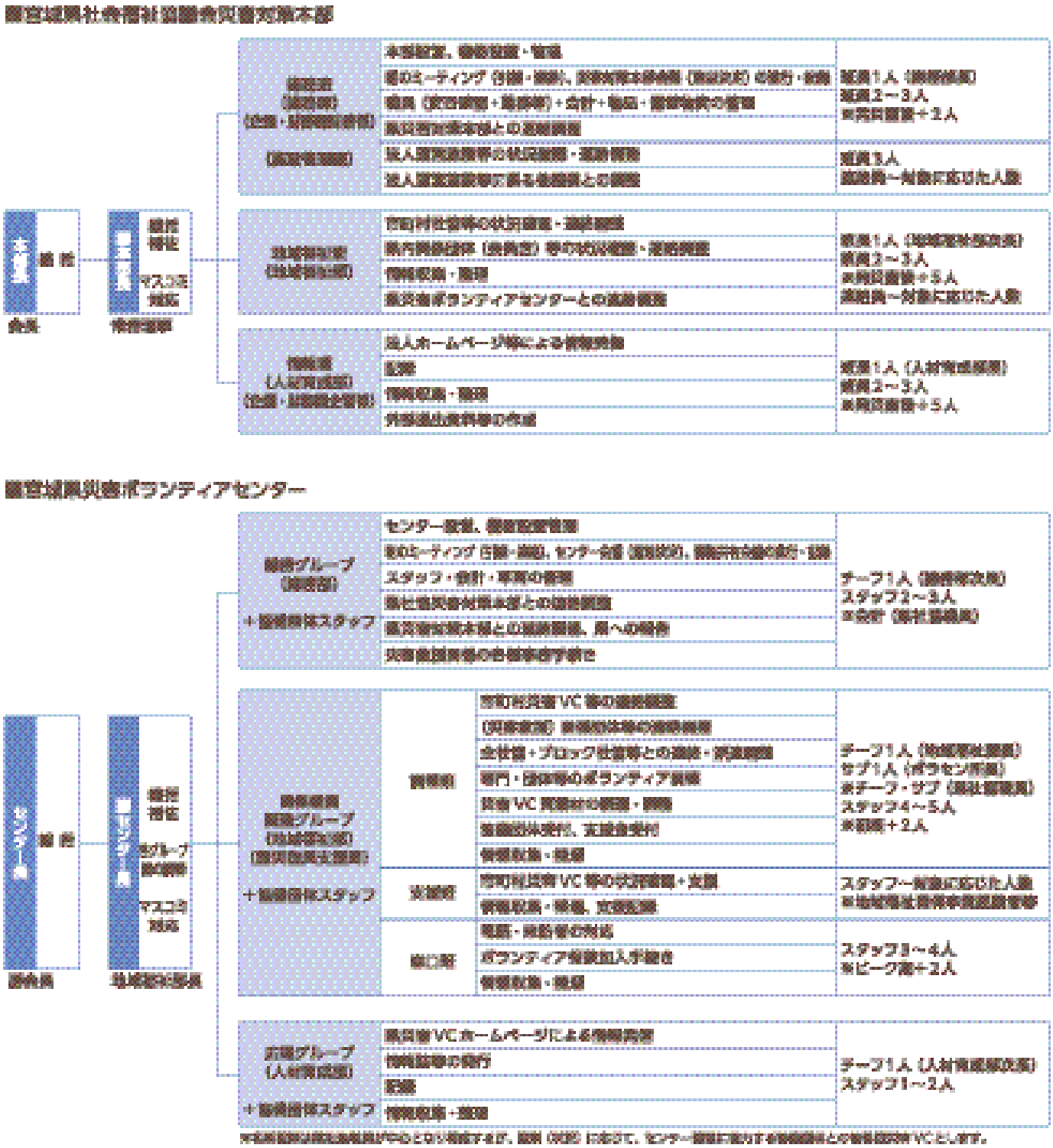

# 震災復興支援局
# 宮城県災害・被災地社協等復興支援ボランティアセンター

## 継続した被災地支援のため、新たな震災復興支援局の立ち上げ

津波により沿岸部は甚大な被害を受け、中には社協機能そのものを喪失した市町もあるなど、社協の災害対策機能に大きな支障が生じました。また職員の犠牲や被災によって、初動期の災害対応力は人的物的にも大きく低下しました。

県社協は内陸部社協と連携し沿岸部の被災市町社協への支援を進める中で、沿岸市町社協には早急に個別の事情に対応した手厚い支援が必要と判断。地域福祉課では11人の職員を新たに雇用し、沿岸市町社協をサポートする復興支援員として派遣しました。しかしこれは朝に県社協を出発し現地に赴く体制であったため、派遣先の市町社協からは、現地に根を下ろして一緒に働ける人材がほしいとの声が上がってきました。

甚大な被害が広範囲に及んだこの災害は、短期集中的な災害ＶＣの運営だけでなく、被災者が避難所から仮設住宅へ入居していく過程で、コミュニティの構築・分断を繰り返し、さらに災害公営住宅へ入居した後の恒久的な地域コミュニティの再構築など、より長期的に継続的な支援が必要なことは、過去の大災害の事例からも明らかなことでした。

そこで県社協は他県にない初めての取り組みとして、継続的に人的支援と情報支援を専従して行う「震災復興支援局」（以下「支援局」）を新設することにしました。県災害ＶＣ機能を引き継いだ県災害・被災地社協等復興支援ＶＣは、支援局内に位置付け、運営を継続しています。

### 効果的な支援方法を模索
### 支援局の立ち上げ準備と初動対応

支援局立ち上げにあたり、平成23年7月から沿岸市町社協に対して今後どのような支援体制がベストなのか情報を収集し、協議を開始しました。地域ごとに被災規模や状況が異なるため、各市町社協のニーズに応じた人材を派遣できるよう、事前にヒアリングも実施しました。沿岸市町社協職員や被災者とともに足並みを揃え共に汗を流し、被災地のさまざまな情報を統括、総合的に支援が行えるよう、また、県社協各課との連携・調整をする部署となる体制づくり、仕組みづくりにあたりました。

## 復興支援局がスタート
## 事務局内の連携など課題も残った

平成24年度、支援局業務がスタート。要望のあった沿岸11市町社協へ11人の復興支援員（正規職員5人・前年度から関わってきた嘱託職員4人・新規採用2人）を配置、出向職員として派遣し、県社協職員が市町社協職員と共に働き支援する体制をつくりました。しかし、本来は各市町社協のニーズに応じた職員を派遣するところでしたが、県社協の人材不足や募集条件に合わない嘱託職員の雇用により、即戦力として十分な対応ができませんでした。

支援局がめざしたのは、沿岸市町社協からの情報をワンストップで受け止め、地域福祉課をはじめとする関係各課が一丸となって各市町社協の支援に取り組むことでした。しかし新しく立ち上げた部署であったが故に、調整役としての支援局の役割が組織内部で浸透せず、関係各課の連携・協力はうまく機能しませんでした。

現場は何が不足し、どのような対応を求めているのか、被災市町社協職員自らが発信していくことにも限界があります。また外部から支援する立場にとって、今、被災市町社協はどのような状態にあるのかを把握できないと、的確な支援や関係者間の連携は難しいものがあります。

被災地市町社協の実態を客観的に把握するためのフォーマットやツールがなかったことや、新たな部署故に今までも支援に関わっていた職員に情報が集中し、その情報を支援局、ひいては県社協として活用することができなかったことから、県社協がひとつのチームとして動くことが困難となり、めざした構想は十分機能せず、各課事業単位の被災市町社協支援になってしまいました。同時に、複数の市町村社協に対しそれぞれの抱える課題に個別に対応することの難しさが課題として残りました。

情報共有の取り組みとして、「震災復興定例支援会議」を毎月開催。県関係各課をはじめ、全社協、県域で活動するＮＰＯ・ＮＧＯ、県サポートセンター支援事務所などが集まり協議を行いました。この会議は、沿岸市町社協に派遣している職員などによる各市町の現状報告をはじめ、さまざまな情報から、どのような支援が必要であるかを検討し、被災地支援に関する情報を共有する場となりました。さらに情報発信の取り組みとして、情報誌『みやぎ復興つうしん』を発行し、被災地復興支援活動への各市町社協の取り組みなどの情報発信に努めました。

また支援者支援の一環として、みやぎ心のケアセンターと連携した沿岸市町社協職員を対象とした「市町社会福祉協議会職員健康調査」を6市町社協で実施し、高リスク者への個別相談や医療機関へのつなぎなどを行いました。被災地で業務に奔走する支援者に対する支援の重要性から、この事業は平成25年度も継続して実施しました。

さらに「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）の策定も行いました。これは社協の震災後の取り組みを振り返り、県社協ならびに市町村社協が担うべき役割、災害時の対応や取るべき姿、今後の取り組みを示すものです。

## より個別の支援にシフト
## 3年を経て被災経験を生かした活動へ

平成25年度になると、支援局事業はより個別的な社協支援に向けた取り組みにシフトしていきました。平成24年度の反省を踏まえ、沿岸市町社協の現状把握と対応を速やかに行うため、市町社協の支援担当制を導入。導入にあたっては地域福祉課と連携して担当者を配置しました。また、県社協内の各課がひとつのチームとなり、県社協全体で支援するため、各部・課から担当者を選任した「被災地市町社協復興支援チーム」を立ち上げ、組織を横断した形で市町社協を支援する体制を整えました。前年度の反省に基づく取り組みでしたが、市町社協での取り組みや、さまざまな課題に対し対症療

法的な対応となり、機能したとは言い難い状況でした。

前年度に作成したガイドラインについては、県社協内でも普及と促進を行い、各課ではガイドラインに基づいて「ガイドライン行動計画」を作成し、市町村社協支援に努めました。その進捗状況については支援局が中心となり計画の見直しを含め、取り組みの評価や今後の対応について適宜協議しています。また、県社協・市町村社協が協働で取り組むべき項目について共通認識を得るため、市町村社協における取り組み状況の調査や意見・要望の集約を行いました。

新たな地域コミュニティ構築に向けた取り組みとしては、仮設住宅から災害公営住宅への移行期に向け、新たな地域コミュニティ構築に伴う課題などを検討する「災害公営住宅における地域福祉対策に関する勉強会」を4回開催し、次年度の災害公営住宅入居を見据えた地域コミュニティ構築支援事業の実施に向けて協議を開始しました。

情報誌『みやぎ復興つうしん』の発行が終了した後は、県社協広報誌『福祉みやぎ』において、「復興 被災地のいま」と題して復興活動情報を継続的に発信しています。

震災復興定例支援会議も継続的に実施し、被災地での取り組み、現状の把握に努めました。

さまざまな課題や反省を残しながらも、沿岸市町社協に職員を派遣してともに汗を流した3年間は、県社協と市町村社協・地域とのパイプづくりができたことは間違いなく、今もお互いに関わりを持ち続けながら被災地支援を続けています。

平成26年度以降は、派遣を終えた職員を支援局に配置し、市町社協の担当として継続的に支援するとともに、2つの被災市町社協と協働企画し、市町行政、NPO・NGOなどと連携して新たな地域コミュニティ構築支援事業を実践しています。

## 震災復興支援局（平成24年４月事業開始）

### ■設立の経緯

震災後、県社協としての通常の市町村社協支援に加え、被災者支援に関するさまざまな情報を統括し、総合的により踏み込んだ支援を行うため、県社協各課との情報共有と協働支援を調整する部署として新設した

### ■事業の概要

●**被災地復興支援事業**／被災13市町社協(※1)の支援を通じた被災者および復興支援業務

●**被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）策定**／東日本大震災以降、県内社協が取り組んだ災害対応・支援事業の現状と課題、その後の対応などについて、被災地社協職員による検討委員会を設置、振り返りと検証を行い、検証結果をもとに今後の具体的な方針をガイドラインとしてまとめ、発行した

(※1)仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町

## 事業の取り組みと推移

| 項目 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|
| 業務内容 | 被災地復興支援事業、被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）策定 | |
| 業務の推移 | ●被災11市町社協へ11人（法人全体12人）の職員派遣（出向）／正規職員（５人）と嘱託職員（６人）<br>●被災地復興支援活動の取り組みなどの情報収集・発信<br>・県災害・被災地社協等復興支援VCホームページの活用<br>・情報誌「みやぎ復興つうしん」を発行<br>・全社協発行社協情報誌「NORMA」に沿岸市町社協の情報提供 | ●被災８市町社協へ８人（法人全体では９人）の職員派遣（出向）継続／正規職員（４人）と嘱託職員（４人）<br>●被災地復興支援活動の取り組みなどの情報収集・発信<br>・県災害・被災地社協等復興支援VCホームページの活用<br>・県社協広報誌「福祉みやぎ」内で沿岸市町社協が取り組む復興活動などを紹介 |
| | ●ストックヤード<br>・各市町災害VCで保有する機材などを法人運営施設の船形コロニーで保管管理。また大崎市社協、柴田町社協のストックヤードにも協力依頼 | ●ストックヤードの継続<br>・岩沼市社協、塩釜市社協の機材を追加管理依頼 |
| | ●被災地復興支援関係者間の総合調整<br>・震災復興定例支援会議（月１回）<br>復興支援員、県関係各課、県サポセン支援事務所、NPOなど県域の支援団体と被災地の状況や取り組みの把握・情報交換・協議 | ●被災地復興支援関係者間の総合調整（継続）<br>・震災復興定例支援会議（年４回） |
| | ●県社協内の情報共有と支援に向けた取り組み<br>・毎週の部課長会議などで被災13市町社協の現状報告と情報の共有 | ●県社協内の情報共有と支援に向けた取り組み<br>・毎週の部課長会議などで被災13市町社協の現状報告と情報の共有（継続）<br>・被災市町社協の支援担当制の導入<br>支援局内に担当を配置し、被災地社協の現状確認、情報収集、個別課題に対する協議と支援<br>・被災地市町社協復興支援チームの設置<br>県社協関係各課を横断的に組織し、検討・協議 |
| | ●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定<br>・ガイドライン策定委員会立ち上げ、県社協会長から委員長への諮問、委員会での協議 | ●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定<br>・ガイドライン策定委員会委員長より県社協会長への答申、ガイドライン発刊 |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●復興支援員の採用に条件を付して募集を行ったが、条件を満たした人材を十分に採用できなかった<br>●復興支援員のスキルアップを図る研修を継続的に開催するなど、個別課題に対応できる人材育成<br>●被災13市町社協の現状や国・県の動向を踏まえた県社協の支援方針の協議<br>●県社協の新たな部署の設置による被災地支援方針の周知と各課の役割について、十分な共有ができなかった | |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**

・支援局を設置し、被災13市町社協に特化した支援の継続
・復興支援員の派遣による被災市町社協支援と情報収集・提供
・被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）の策定、周知
・災害公営住宅における地域福祉対策に関する勉強会を開催し、報告書の作成と平成26年度災害公営住宅を含む地域コミュニティ構築支援事業につなげた

**●やれなかったこと**

・県社協内において、支援局の設置目的などに関する位置づけを関係各課で共有し、バックアップ体制を構築する必要があったが、各課係員までの周知不足により、県社協として統一した対応がとれなかった
・復興支援員の派遣にあたっては、各市町社協と派遣職員の位置付けと業務内容について、十分な協議と派遣職員に対しての説明が必要であった

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**

・新規プロジェクトの実施には、全職員への周知徹底と組織としてバックアップする体制が必要
・復旧・復興の流れや変化を正確に捉えた組織としての方針の転換が必要

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| **求められた対応** | ●正確な情報把握による広域支援と個別支援の両立<br>・被害の大きい11市町社協に復興支援員を派遣し正確な状況把握による個別支援への対応<br>●NPO・NGOなどとの連携と支援体制づくり<br>・被災地に入り独自に支援活動を展開しているNPO・NGOなどと連携し、被災地全体を見据えた支援活動が展開できる各市町および県全体での支援体制づくり<br>●震災復興定例会議の開催<br>・被災13市町社協、県、復興庁、NPO・NGOなどが一堂に会し、現状把握、支援内容の確認、支援の方向性を検討・協議 | ●長期的な支援が可能な組織体制づくり<br>・被災状況から長期的な支援が必要と判断し、新たに沿岸市町社協を専門的、長期的に支援する支援局を設置し、復興支援員を11市町社協に派遣（出向）<br>●職員の震災意識の風化防止<br>・支援期間の長期化により、被災地社協支援に携わる職員が異動、直接携わっていない職員の意識の風化を避けるため、毎週の部課長会議などで13市町社協の状況を報告 | ●支援局の設置<br>・県社協が被災13市町社協を総合的に支援するために、被災地情報の集約、各課との情報共有と協働支援を調整する部署として設置<br>●復興支援員の派遣（出向）<br>・正規職員と嘱託職員を派遣<br>●被災地市町社協支援担当制の導入<br>・支援局内で市町社協の担当を決め、社協の現状確認、情報収集、個別課題に対する協議と支援<br>●震災復興定例支援会議の開催<br>・被災13市町社協、県、復興庁、NPO・NGOなどが一堂に会し、現状把握、支援内容の確認、支援の方向性を検討・協議 |
| **難しかった取り組み** | ●広域的支援と個別支援の両立<br>・支援局内職員の支援担当制と復興支援員の派遣により沿岸部社協支援を行ったが、個別課題が多く、職員のスキルや人員不足から均一した支援ができなかった | ●被災地社協への支援方針の統一<br>・支援局の設置目的が全職員に理解されないまま、被災13市町社協支援に特化した部署が立ち上がったため、各課の関わりが少なくなり、県社協全体で支援する体制の構築が難しかった<br>●職員の異動に伴う被災者支援意識の低下<br>・被災当初の現状や応急仮設住宅での不便な生活状況を理解できない職員との意識の違いが生じてきている | ●新たな体制での調整、支援<br>・県社協内での情報・課題共有、被災地社協支援事業の実施、復興支援員の支援など、手探りでの事業運営となった |
| **効果を高めるための工夫や改善内容** | ●復興支援員からの報告<br>・毎週社協の現状（災害VC、サポートセンターの活動状況・課題、復興支援員の活動状況、社協の動きなど）と、毎月の支援局内連絡会議に合わせ月報の報告を会議の資料、協議などに活用<br>・県社会福祉課に、週報、月報を情報提供<br>●支援局内連絡会議の開催<br>・復興支援員を定期的に招集し、各市町社協の取り組み状況を把握し課題などを協議し支援につなげた | ●部課長会議などでの情報提供 | ●被災地市町社協復興支援チームの設置<br>・県社協関係各課を横断的に組織し、各被災地社協の課題などの情報共有を図りながら検討・協議し、課題解決・地域福祉推進などの支援を行った |
| **評価できる点、評価が得られた点** | ●支援局の設置<br>●復興支援員の派遣（出向） | ●支援局の設置<br>●復興支援員の派遣（出向） | ●支援局の設置<br>●復興支援員の派遣（出向） |

## 発災から3年間の振り返り（つづき）

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 現在取り組んでいる内容 | ●災害公営住宅を含む地域コミュニティ構築支援事業<br>応急仮設住宅から災害公営住宅への移行に伴い、災害公営住宅建設地域や入居者には、新たにコミュニティを構築する必要性があるため、被災市町社協と支援体制を協議し、行政や関係機関との協議・調整を行い、県社協として被災地市町社協と協働して実践<br>●市町社協別訪問分析シートによる進捗・支援の方向性の確認<br>支援局内会議において、定期的に分析シートを見直し、支援の進捗情報および個別支援手法など検討し支援<br>●被災市町社協の支援担当制の継続<br>被災地社協により深く関わるため担当制を導入し、現地の復興支援員と協働して個別課題にも対応する体制<br>●復興支援員の派遣（継続）<br>一市一町に復興支援員を派遣(出向) | | |

**●今後の大規模災害に備えた教訓**

○人材

・県社協として人材育成の強化と災害時の対応を定めた危機管理計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定

○情報の発信・収集

・被災市町社協において、必要とされるボランティアの支援内容などを取りまとめた情報の発信

○組織体制

・被災市町村社協に対し「被災者支援」「施設運営支援」「法人運営支援」を網羅した支援体制の構築

**●今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**

○広域的大規模災害への対応

・県内全市町村社協での災害支援協定の締結による支援体制の構築

・初期対応から中期対応まで見据えた支援体制の確保と支援の継続

・大規模災害時の制度や政策、補助金の変化について早期に的確な情報を収集し、被災市町村社協への情報提供

・被災したときは市町村社協同士の情報交換が不足することから、広域的な情報を取りまとめて情報提供するとともに、今後の方向性などを提案

## ❷総務部の取り組み

# 総務部 総務課

## ＊総務係・職員係

## 宮城県社協の活動全体を支える後方支援業務を中心に震災対応を行った

総務課の業務は大震災の中にあっても基本的なスタンスは変わらず、あらかじめ策定されていた危機管理計画に基づき行動し、総務係と職員係はそれぞれ震災対応業務と災害時優先業務（通常業務）に対処する体制をとりました。

発災後、総務課として真っ先に取りまとめた事項は、職員の安否確認と関係施設に関する被害概要把握業務でした。災害が発生した際、災害に対応する体制を素早く確立することが必要ですが、通信・ライフラインの途絶などもあって、当日確認できる作業には限界がありました。

翌3月12日には、一時船形コロニーに拠点を移し所要の確認作業にあたり、それ以降は、次の業務にあたりました。

●災害時優先業務（通常業務）／職員の中には、公共交通機関の停止やガソリン不足という状況から通勤ができなくなり、社会福祉会館に宿泊する職員もありました。このほか、市町社協の災害ＶＣの支援にあたった職員には、過酷な勤務状況の中でストレスを抱える職員も発生したため、可能な限り偏りのない勤務体制を作るよう働きかけました。

●災害対策本部／朝夕行われる打ち合わせ、ミーティングの進行記録、日誌作成などの業務にあたりました。

●県災害ＶＣの総務班／あらかじめ策定されていた危機管理計画に規定されていた業務のほか、緊急通行車両確認証明申請手続き、災害派遣等従事車両証明発行手続き、県社協や市町村社協で使用する災害用携帯電話の手配準備、さらに、公用車のガソリン確保・駐車場手配、食料の確保など次々と初動の対応を迫られました。その中で、ＫＤＤＩ株式会社のご好意で携帯電話２５０台の７か月間無料貸与が行われたことは大きな支援になりました。また、３月29日には、県災害ＶＣが自治会館へ移転したため、その環境整備が必要となり、ＬＡＮ環境整備、電気工事、事務機器の準備などにあたりました。

●県災害ＶＣの関係機関・専門ボランティア調整班の応援に職員を割り当て対応しました。

## 市町災害ＶＣを支援するための職員を採用

各市町社協では災害ＶＣの運営にあたり、震災直後から日を増すごとに業務は増大していきました。このことにより生じた人員不足に対しては、沿岸市町社協からの要望に応じて国や県からの予算を活用し、市町社協を支援するための派遣職員などを採用し、マンパワーを補強しました。その採用手続きは通常業務として、総務課職員係で対応したため、雇用契約、勤務管理など業務量は増加しました。

## 震災直後の対応について

法人運営という総務課の重要な通常業務については、同時進行で県災害ＶＣの運営もあったことから、そちらにも人員が割かれたという状況ではありましたが、幸いにも社会福祉会館については、電力の回復が早かったほか、サーバーなどのシステムも動いたことから、大きなトラブルもなく、職員の給与支払いも3月21日に臨時職員を含む約８００人分の支給が可能でした（ただし、これには給与の支払い事務が震災当日までにほぼ終わっていた。また、銀行の業務再開も早かったという要因もあります）。

一方、3月16日に予定されていた評議員会、18日の理事会は中止せざるを得ず、これに伴う電話連絡などの対応に追われたほか、3月の後半はさまざまな調整が必要であったことから、多忙を極めました。

また、3月31日の退職者への辞令交付は、会長が直接施設を訪問し行ったほか、4月の人事異動は、退職のあった施設長の異動に留める（通常の人事異動は6月に実施）などの措置をとりました。

中止した理事会などの当初予算・事業計画等の議案は、会長が専決の手続きをとり、5月に開催した決算理事会などにおいて事後報告とさせていただきました。

## 危機管理計画を見直し、法人全体で事業継続計画（ＢＣＰ）を策定

今回の震災は非常に多くの教訓をもたらしました。特に危機管理計画の実効性の確認という意味では、またとない機会となりました。

これまでも毎年改訂作業は実施していましたが、実際には想定外の部分も多く、このため平成24年度には、この震災の経験を踏まえ、危機管理計画の全面的な改訂作業に着手することとしました。平成25年度には担当職員を配置し、想定される震災の規模を東日本大震災のレベルとした上で、災害対策本部、県災害ＶＣの運営、震災時の優先業務などの考え方と初動体制の在り方の整理を行い、さらには危機管理計画（災害発生まで）のみならず事業継続計画（発生後の対応）の必要に至り、所要の作業を進めることとしました。

平成25年度中にアウトラインを策定、平成26年度も引き続き担当職員を配置し実作業を開始。危機発生後において重要な事務事業への影響を抑え、仮に業務が中断しても速やかに復旧、再開できるよう、より具体的な行動計画を策定しました。今後は単に事業を継続していくだけではなくマネジメントもしていく事業継続マネジメント（ＢＣＭ）に発展させることをめざし作業を続けていくこととしています。

## 見えてきた課題と新しい取り組み

事務局内部での危機管理体制の整備を担っているのは、総務課が中心となっていますが、施設と同様に、この震災時の経験を教訓として、保存食などの備蓄品の整備や通信手段が途絶えたときの連絡手段の確保、事務局内のサーバーなどを稼働させるための電源の確保などの体制整備を進めました。

また、大規模災害時にあって、職員の安否をいかに確認するかという課題については、固定電話も携帯電話も不通という状況下でも比較的メールはつながりやすかったという経験から、県庁（企業局）で導入しているシステムを活用させていただき、平成24年度に職員安否システムを導入しました。これは各自が置かれている状況をコード化し、付与されている職員番号と合わせ送信することで、総務課において職員の安否が一覧表として確認できる仕組みですが、これが機能すれば仕事の割り振りやその後の体制整備がスムーズになることが予想されます。

さらに、平成25年度からは、これまで実施していた県民防災の日に行う「6・12防災訓練」および「9・1総合防災訓練」もリニューアルし、改訂された危機管理計画に基づき実効性のある訓練内容に改めたほか、3月11日に「震災記憶の風化防止のための研修会」を開催することとしました。

## 総務部▶総務課 ＊総務係・職員係

### ■通常業務の概要

●**法人運営全般**／予算・決算・職員に関すること、その他
●**危機管理計画に関すること**／危機管理計画の見直しおよび事業継続計画（BCP）の策定に関すること

### ■震災後の取り組み

●**危機管理計画に基づく災害対策本部の設置**／災害対策本部（総務班）の運営
●**法人運営全般**／・復興支援員（嘱託職員）の採用
・震災に係る臨時職員（被災市町社協での雇用の代替）採用
・危機管理計画の全面改訂
・3.11研修会の実施
・災害用備品（衛星携帯電話を含む）の購入
・事業継続計画（BCP）の策定

### 震災後の取り組み

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 法人運営全般 | | |
| **増えた業務内容** | ●社会福祉会館の管理<br>（被災箇所の確認・復旧作業）<br>（職員の宿泊場所の確保） | ●社会福祉会館の管理（被災箇所の修繕） | 同左 |
| **対応が難しかった内容、配慮したこと** | ●3月開催の理事会および評議員会<br>●職員の退職および採用に係る手続き（式典を含む）<br>●人事異動など | | |
| **見直した業務内容** | | | ●危機管理計画の全面見直しのための職員配置<br>●事業継続計画（BCP）策定のための職員配置 |

●**震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性について**
危機管理計画の実効性を確認できる機会となったこと

## 震災対応業務(震災により生じた業務)

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 法人運営全般 | | |
| 増えた業務内容 | ●公用車管理(リース車両の増)に伴うもの<br>●職員の食料手配・公用車のガソリン確保・駐車場手配<br>●携帯電話などの手配<br>●緊急通行車両確認証明および災害派遣等従事車両証明発行手続き<br>●県災害VCの運営に関する活動報告の作成と発送<br>●大規模震災対応研修(3.11震災記憶の風化防止のための研修会) | 同左<br><br>同左 | ●県災害VC運営に関する活動報告の作成<br>同左 |
| 中止、縮小された業務 | ●年度末契約手続き(昨年度の契約締結事業者と随意契約とした) | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●職員の勤務調整(職員の安否確認を含む) | ●安否確認システムの導入(事務局) | |
| 見直した業務内容 | | | ● BCP研修の実施 |

●3年間を振り返り新たに気付いた課題
震災関連業務に係る事務引継書の作成

## 発災から3年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 求められた対応 | ●市町村社協への支援体制強化 | ●市町村社協への支援体制強化 | |
| 難しかった取り組み内容 | ●県社協が実施すべき各種事業などの検証が足りていなかったこと | ●県社協が実施すべき各種事業や、被災地社協支援に関する検証が足りていなかったこと | |
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | | | ●蓄電池(発電機を含む)の整備<br>●衛星携帯電話の導入<br>●スマートフォン(テザリング)の一部導入 |
| 現在取り組んでいる内容 | | | ●実効性のある6.12および9.1総合防災訓練の企画実施<br>● 3.11震災記憶風化防止のための研修会実施 |

●今後の大規模災害に備えた教訓
即戦力を備えた支援職員の確保

# 総務部 企画・財務課 ＊企画係

## ■既存業務の概要

①**広報関連**／総合的な支援機能を備えた地域福祉の中核機関としての各種情報発信
②**事業計画・事業報告などの作成および進行管理、事業評価関連**／法人全体の事業計画・報告進行管理、事業実施に基づく事業評価およびアクションプランに基づく事業進行管理
③**統計関連**／法人全体の事業などに関する数年間の数値等推移による業務概要把握
④**県などへの要望関連**／福祉施策に関する要望または提言

## ■震災により発生した震災対応業務

●**震災に関する県社協の取り組みの記録誌作成**／法人内部（事務局、施設）のほか、市町村社協など関係機関のこれまでの取り組みなどに関し、震災から1年間を経過したことにより振り返りを行い、記録化したもの

## 既存業務の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ① 広報関連 | | |
| 業務の推移 | ●広報誌「福祉みやぎ」については、4・5月号の発行を中止した。また、法人ホームページの更新などについては、震災に伴う既存事業の延期または中止などに関する内容更新を主として行った。なお、広報誌発行に関する業者選定時期についても、3か月遅れて6月となった | ●「福祉みやぎ」については、通常の発行スケジュールに基づき発行<br>●ホームページの内容については、既存事業および福祉関連施策などの内容を掲載 | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●新たに発生した事業（緊急小口資金特例貸付、生活復興支援資金貸付など）に関し、ホームページへ掲載した<br>●広報誌配布先（会員など）の被災による郵送物戻り分に関する新たな住所確認および再送 | | |
| 中止、縮小された業務 | ●広報誌「福祉みやぎ」については、4・5月号の発行を中止した | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●ホームページのアクセス急増に伴うサーバーダウン | | |
| 見直した業務内容 | ●サーバー容量の見直しに伴う新たなサーバーへの移行 | ●ホームページ更新作業の効率化を図るために、簡易更新システムを導入 | |

●**3年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
一時的ではあるが、法人ホームページへのアクセス急増に伴いサーバーがダウンしたことから、平時からの通信機器を整備した点
●**震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
情報発信の意義として、特定者に限らない容易なシステムによるホームページ更新方法が重要と感じた
●**3年間を振り返り新たに気付いた課題**
・県社協災害対策本部と県災害VCにおける広報区分取り扱いの明確化
・情報発信内容の決定権者の明確化

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ② 事業計画・事業報告などの作成および進行管理、事業評価関連 | | |
| 業務の推移 | ●事業報告については、理事会および評議員会の開催を5月下旬に控えていたことから、5月上旬より各部署・施設などへ作成を指示した<br>●事業評価については、法人内における震災対応などを考慮し、7月より実施した | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●部署によっては、震災に関する継続業務および通常業務再開時期が並行し、通常業務が遅れることもあった | | |

●**3年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
若干の遅れはあったものの、業務を継続することができた
●**3年間を振り返り新たに気付いた課題**
震災時の通常業務における優先順位を明確にし、内部共有することによる円滑な業務推進

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ③ 統計関連 | | |
| 業務の推移 | ●従来の取りまとめ時期を４月下旬から６月に変更 | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 増えた業務内容 | | ●震災時におけるボランティア活動者数など、震災関連の項目追記 | ●各業務通常スケジュール |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
継続して業務を行えたこと
**●震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
データの連続性を維持すること
**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
年度の半期および4半期ごとに仮作成すること

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ④ 県などへの要望関連 | | |
| 業務の推移 | ●当該年度に県などへの要望に関する県社協、市町村社協ならびに関係機関からのとりまとめなどは、未実施 | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●東日本大震災の被災者支援に関する要望書の提出（県） | ●各業務通常スケジュール | 同左 |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
通常分以外で国へ要望を行えたこと
**●震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
毎年度の要望活動が震災関連の迅速な取りまとめにつながったこと
**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
要望、提言事項に関する市町村社協、関係機関などとの共通認識の場の必要性

## 震災対応業務（震災により生じた業務）

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 震災に関する県社協の取り組みの記録誌作成 | | |
| 業務の推移 | ●県社協における震災対応の記録は、月ごとに取りまとめを行っていた。震災対応の１年間の取り組み状況に関し、関係各所（関係団体等）の振り返りも含めて冊子にしたもの | | |
| 増えた業務内容 | ●記録誌「復興　明日への絆」発行業務 | | |
| 対応が難しかった内容 | ●記録誌作成に不可欠な外部関係機関との調整 | | |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
取り組みを風化させない点からも、記録誌を作成したこと自体、評価できる
**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
大規模災害時における記録（書面・画像）化の徹底

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|
| 求められた対応 | ●情報発信内容の質、量および迅速性 | ●ホームページ更新作業の効率化を図るために、簡易更新システムを導入 |
| 難しかった取り組み内容 | ●発信情報のコンセンサス<br>●更新内容の確認 | |
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | | ●サーバー容量の見直しに伴う新たなサーバーへの移行 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | | |
| 現在取り組んでいる内容 | | |

●**今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
平時からのソフト面（人材育成・共通認識）およびハード面（資機材・非常用電源など）の備えの必要性

●**今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**
写真を含め、記録すること、情報を発信することが大切なので、常に備えをしておいた方が良い。また実際に発信する情報は、内容に応じ、ホームページまたはSNSなどのツールを選択して提供することも必要

# 総務部 企画・財務課 ＊財務係

## ■既存業務の概要

●**財務管理関連**／予算・決算、資金計画および資金調達。補助金・受託金事業、寄附金品の管理に関すること

## ■震災により発生した震災対応業務

**①災害時の資金調達に関すること**／緊急小口資金特例貸付のための貸付原資準備【具体的には債券の資金化（売却）】
**②ボランティア保険料などの現金処理に関すること**／大規模災害特例措置によるボランティア保険料の現金処理、新たに購入の必要がある資機材、燃料費および活動費などに関する現金準備
**③災害援助金に関すること**

## 既存業務の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 財務管理関連 | | |
| 業務の推移 | ●給料の支給に関しては、法人内部の計算が終了し、金融機関へ提出する振込データがほぼ完成していた。また、金融機関の対応も可能であったことから、通常どおり支給できた<br>●業者に対する支払いについても、遅延することなく手続きを行った<br>●各部署と調整し、平成22年度３月補正対応を行った | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●３月の理事会および評議員会の中止に伴う次年度予算の専決処理に関する書類作成、内部調整および決裁 | | |

●**３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
通常業務を着実に執行できた

●**震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
PDCAサイクルに基づく事業計画および予算。事業報告および決算書類の作成

## 震災対応業務(震災により生じた業務)

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ① 災害時の資金調達に関すること | | |
| 業務の推移 | ●緊急小口資金特例貸付の貸付原資に関し、県からの原資交付前の当座資金として、生活福祉資金貸付原資から手当した<br>●現地(仙台市内)における特例貸付の資金交付業務 | ●平成23年度で緊急小口資金特例貸付が終了したことにより、通常業務 | 同左 |

**●3年間を振り返り評価できる内容(外部評価含む)**
特例貸付のための原資を調達し、初動の対応が行えたこと
**●震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
非常時に法人内部で対応可能な当座資金の確保
**●3年間を振り返り新たに気付いた課題**
平時からの金融機関との連携

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ② ボランティア保険料などの現金処理に関すること | | |
| 業務の推移 | ●特例措置ボランティア保険について取り扱い件数が増となり、保険料の入金事務も煩雑となった<br>●県社協のほか、被災地社協から要請があり、対応可能な資機材購入のための現金準備 | ●各業務通常スケジュール | 同左 |

**●3年間を振り返り評価できる内容(外部評価含む)**
被災地社協支援に行く職員の手回り金を不足させなかった点
**●震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
日頃からの現金管理体制
**●3年間を振り返り新たに気付いた課題**
取引先の売掛処理が困難な場合も多く、発災から当面の間、現金処理を余儀なくされること

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ③ 災害援助金に関すること | | |
| 業務の推移 | ●県内外から寄せられた被災地支援を目的とした寄附金などに関する照会対応<br>●援助金の配分に関する役職員との調整・決定に基づく配分 | 同左 | 同左 |

**●3年間を振り返り評価できる内容(外部評価含む)**
災害援助金(※1)の収受、配分を他の資金と区分管理できたこと
**●震災があったからこそ学んだ既存業務の重要性**
平時からの適正な収受・配分による組織の信頼性
**●3年間を振り返り新たに気付いた課題**
義援金との区別化および情報発信

(※1)災害援助金とは、国内外を問わず県内の被災地支援を目的として、多くの皆さまから県社協へ送られた寄附などを、ほかの目的で寄せられた寄附などと区分した名称

## 発災から3年間の振り返り

**●今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
「社協」という看板に対する信頼性の高さは、今回の震災時の寄附金や援助金の件数金額からもうかがい知ることができた。なお一層の努力を行い、信頼に応えていけるようコンプライアンス運営を行い、情報発信をすすめたい
**●今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**
外部支援者へ依頼可能な業務と法人内職員が行うべき業務の区分化

# 総務部 施設管理課

## ＊施設管理係

## 施設利用者の生命と安全の確保に加え、被災者移送など、新たな業務も生じた

施設管理係は、法人が運営する施設などの運営管理、施設事業の進行管理、また施設の新規事業や整備、および利用者の生活の質の向上に関する業務を行っています。

発災直後、係では可能な限り施設の被害状況を確認するため、翌日から課員3人が県社協災害対策本部の担当スタッフとして対応。通信がままならなかったため、遠方の老人休養ホーム(当時)を除く8拠点の施設を直接巡回し、被害状況と利用者の安否を確認しました。

各施設では、ライフラインが停止したことから、重油、灯油などの燃料、暖房設備、水、備蓄食品、医薬品、日常生活品などの確保が課題になりました。係は県の主務課に被害状況などを報告すると同時に、各施設で不足する物資などを緊急要請し、確保できた物資の配付調整を行いました。

併せて、他の被災施設利用者などの移送要請に対応するため、指定管理施設の公用車を緊急通行車両として使用する申請手続きや、県より依頼のあった他の被災施設利用者の受け入れや移送の調整、車両の手配も行いました。中にはこれまで経験のなかった病院間での入院患者移送ケースもあり、慎重かつ細やかな調整が必要でした。また被災地から福祉用具提供の依頼もあり、車椅子や高齢者向けの杖などを急ぎ調達して被災市町に運搬もしました。

平成23年度、係は運営施設のノウハウを生かした被災者支援を検討するため、被災地支援等検討委員会を組織。被災地への支援活動として、仙台北地域福祉サービスセンターのスタッフが、石巻市で余暇活動支援を行いました。また、被災地域の発達障害者に向けた福祉サービス基盤整備事業である宮城県発達障害復興拠点事業を県から受託し、県中央地域福祉サービスセンターの発達障害者支援センターが実施しました。

なおデイサービスなど、震災直後に一時休止を余儀なくされた在宅の方を対象としたサービスは、ライフラインが通常機能に回復した4月上旬より、一部業務を除いて再開しました。

## 災害時対応の見直しを推進した2年目以降

平成24年度以降は、係の業務は通常スケジュールで進行しました。震災対応事業としては、大規模災害時の施設における対応の見直しが行われました。

県社協は震災前から危機管理計画を策定し、災害時も各施設の計画に基づき対応がなされましたが、改めて各施設での危機管理計画を見直し、特に備蓄品などの数量や品目を再検討しました。これにより、これまで各施設において3日分としていた水や食料などの非常用備蓄を、今回の震災を踏まえ5日分に増量しました。

さらに平成25年度からは、非常時の通信手段を確保するために、法人内で衛星携帯電話を導入し、その後毎月通信訓練を行っています。

宮城県発達障害復興拠点事業(平成25年度からは宮城県発達障害拠点事業)も、前年度に引き続いて県から受託しました。発達障害者支援センターにおいて支援手法の導入研修、圏域導入研修、そして関係者会議などを実施。さらに同センターを県域支援拠点として位置づけ、支援機関へのコンサルテーションを行うとともに、地域自立支援協議会への協力体制も順次整えています。

施設によっては、被災地支援として、仮設住宅や福祉施設などを訪問し、余暇活動支援を実施しました。仙台北地域福祉サービスセンターでは、スタッフが石巻市、山元町、南三陸町などの仮設住宅および福祉施設などに、支援に出向いています。

震災後、係職員、施設職員とも、災害に対する意識に変化が生まれ、災害時には利用者への支援とともに、他施設や地域住民の受け入れも想定して備えるという、新しい意識を持つことができるようになりました。

## 発災から3年間を振り返り、課題の発見と、新たな取り組みも

発災から3年間を振り返ると、新たな課題が見つかり、それに対する取り組みも進められています。まず、県からの要請で行った被災者の緊急受け入れの調整と移送は、県と協働する形で業務を遂行できたことは評価されます。今後は迅速性を確保するため、施設も含めた法人内の危機管理計画へ大規模災害時などの緊急通行車両の手続き概要を新たに記載し、周知を図りました。また施設では、受け入れた被災者に関する情報が少なく、受け入れ後の円滑な支援が困難だったことから、今後は、避難時における施設利用者の健康状態などの情報資料に関し、取り扱いを配慮した上での共有化の検討が必要ではないかと考えられます。

震災直後、施設によっては近隣地域から避難者を受け入れました。このことにより、施設が地域資源として重要な役割を持つことを再認識すると同時に、今後は受け入れを前提とした災害訓練も必要と考えています。

なお、震災後の新たな取り組みとして、法人全体で事業継続計画(ＢＣＰ)の策定を行い、事業継続マネジメント(ＢＣＭ)の検討など、情報収集の手段の多様化に伴う情報の整理・分析も進めています。

# 総務部 施設管理課 ＊施設管理係

※震災当時は、総務部企画調整課施設管理係

## ■業務の概要

**●指定管理施設などの福祉サービスの向上および効率的・効果的運営に関すること／**指定管理施設などの運営管理、施設事業の進行管理、施設の新規事業・整備および利用者の生活の質の向上に関すること

## ■震災後の取り組み

**●震災による法人運営施設関連の対応／**施設の被害状況把握、県などに対する指定管理施設などの被害状況報告、支援物資の配付調整、施設間での食料・水・ガスボンベなどの調整および施設保有の公用車に関する緊急通行車両としての申請手続き、また、県からの被災者受け入れ要請への準備対応（県指定管理施設）、県からの要請に基づく入院患者の搬送、被災者の緊急受け入れの連絡・調整、被災地への福祉用具提供の調整、物資保管場所提供のための調整、他県社協職員および作業療法士応援職員の宿泊施設の調整・提供など

## 震災後の取り組み

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 指定管理施設などの福祉サービスの向上および効率的・効果的運営に関すること | | |
| 業務の推移 | ●施設利用者の生命と安全を守るための被害状況把握および調整など※４月上旬より各施設のライフラインも通常機能となったことから、一部事業などを除き、通常業務となる | ●各業務通常スケジュール | ●各業務通常スケジュール |
| 中止、縮小された業務 | ●県からの委譲施設に関する委譲契約や指定管理施設の契約は予定どおり４月に行い、障害者自立支援法に基づく障害者支援施設および障害福祉サービスに関する新事業体系移行は11月に行った<br>●県立３施設の委譲に関しては、震災による施設修繕などのため、次のとおりとなった<br>・太白荘：平成23年４月１日から平成24年３月31日まで貸与、平成24年３月30日付け譲与契約締結、平成24年４月１日付け物件引き渡し<br>・和風園・偕楽園：平成23年４月１日から平成24年12月31日まで貸与、平成25年１月１日付け譲与契約締結および物件引き渡し | | |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**

震災初期において、当該の枠を超えた県内施設・病院などの支援に対応できたこと

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**

施設の地域資源（住民の避難受け入れなど）としての役割

## 震災対応業務(震災により生じた業務)

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 震災による法人運営施設関連の対応 | | |
| 業務の推移 | ●県社協災害対策本部の役割として、発災直後より課員３人が対応<br>①法人運営施設・事業所に関する人的・建物・ライフラインの被害状況確認、食料・飲料水・燃油などの備蓄・在庫状況の確認および調達<br>②被災者の緊急受け入れおよび病院などへの移送に関すること<br>③被災地への福祉用具提供に関すること<br>(県からの依頼により女川町に車椅子20台、高齢者向け杖20本の調達および搬送)<br>④提供のあった支援物資の保管先に関すること<br>※軽油および灯油の一時保管(県経由)<br>食料、飲料水の一時保管(関係団体) | | |
| 増えた業務内容 | ●施設などにおける被災地復興支援検討のための委員会設置に伴う委員会開催などの庶務(年３回) | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●電話の通信状況が復旧するまでの間の各施設との連絡・調整<br>●施設が求める物資(燃料、食料など)と支援協力のあった物資のマッチング | | |
| 見直した業務内容 | ●危機管理計画の見直し | 同左 | 同左<br>●衛星携帯電話の導入による新たな非常時通信手段の確保<br>●各施設における備蓄品などの数量および品目の見直し |

**●３年が経過した今、最も心に残る出来事**

県と協働して、県内の被災の影響が大きかった施設の利用者などに関する移送支援を迅速に行えたこと

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**

県立3施設の決定から物件引き渡しまでの建物修繕個所の確認作業の重要性

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 求められた対応 | ●県からの要請に基づく被災者の緊急受け入れの連絡・調整 | | ●県社協危機管理計画に基づく、施設(地域福祉サービスセンター)ごとの具体的計画へ緊急通行車両の手続き内容を記載 |
| 難しかった取り組み内容 | ●緊急受け入れ要請のあった対象者(被災者など)に関する情報が少なかったことによる受け入れ後の円滑な支援 | | |
| 評価できる点、評価が得られた点 | ●震災直後、県から要請のあった被災者などの緊急受け入れを行った点 | | |
| 現在取り組んでいる内容 | | | ●事業継続計画(BCP)の策定<br>●事業継続マネジメント(BCM)の検討※情報収集の手段の多様化に伴う情報の整理・分析 |

**●今後の大規模災害に備えた教訓**

・施設利用者の健康状態などに関する情報

・地域におけるセーフティネット機能を担う拠点としての施設の位置付け検討。具体的には、社会福祉法人としての社会貢献の姿勢(地域へ何を還元すべきか)の明確化

・局地的に被害があった際の法人内部における職員派遣(応援)に関する検討。また、法人内部における職員調整が困難な場合の外部に対する応援要請判断の検討

## ❸地域福祉部の取り組み

# 地域福祉部▼地域福祉課

## ＊地域福祉推進係・みやぎボランティア総合センター

## 市町村社協とともに歩む復興と地域福祉活動の推進

県社協地域福祉課の役割は、関係団体と協力連携しながら市町村社協の地域づくりをバックアップしていくことです。地域の困りごとや解決すべき課題について、関係団体は協力連携しながら対応していきますが、その立ち位置からもう一度、震災当時から現在に至るまで、市町村社協が災害ＶＣなどの機能を活用し、被災者や生活のしづらさを抱えている方たちに寄り添えるように支援できたのかを振り返り、今後起こりうる災害支援に生かすことが必要です。

### 従来の業務から被災者支援を主軸とする震災モードに

震災発生後、県災害ＶＣが開設され、県社協事業の多くが震災モードに切り替わり、被災者支援に特化した組織体制をとりました。地域福祉課を構成する地域福祉推進係とみやぎボランティア総合センター（以下「みやぎＶＣ」）の職員も、県災害ＶＣの一翼を担い、全国から何千というボランティアの申し出を被災地の災害ＶＣにつなぐ業務にあたりました。ほかにも被災地への支援物資仲介やボランティア活動保険の受け付け、炊き出し調整など、被災者ができるだけ速やかに生活の場を再開するために、市町村社協を通じて行った被災者支援業務をあげればきりがないほどです。

災害ＶＣは、目に見える被害対応だけではなく、住民個々の生活課題に注目し寄り添っていかなければなりません。地域福祉推進係とみやぎＶＣでは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震などの教訓をもとに、被害を受けた方々が、地域の中でその人らしい暮らしを取り戻すために、復興ステージごとに、問題を予見し、その時々に必要な支援について、市町村災害ＶＣ関係者に対し研修を実施しました。

## 県社協として職員派遣の反省と成果

津波による被害が深刻だった沿岸部の被災市町社協へは職員を派遣し、県社協職員も市町社協職員と一緒に支援に取り組むこととなりました。

震災直後から被災市町社協では、災害VCによる泥かきやガレキ撤去、支援物資の配布など山積する被災者支援業務に追われていました。そこに県社協が職員を派遣したのは、単なるマンパワーの増員が目的ではありません。泥かきが終わったら、その後はどうするのか。何をすべきか。その先にある地域福祉の予測を市町社協職員と一緒に考え、県社協として客観的な判断をサポートすることが目的でした。

しかし、毎日現地へ通い、情報を県社協に持ち帰ってはいたものの、現地での活動時間に制限があったため県社協としてのサポートは不十分だったと思われます。そこで平成24年度に設立された震災復興支援局（以下「支援局」）所属の職員を現地に出向させ、常駐する体制を整えれば、この課題も解決すると思われました。しかし、意外にも毎日通っていたときより、市町の状況が県社協にタイムリーに伝わらなくなりました。これは派遣された職員に事前に役割を伝えることが十分でなかったため、職員自身が自分の果たすべき役割を理解しきれなかったことや、県社協と派遣職員のコミュニケーション不足による情報共有不足も原因でした。

反面、県社協にとって職員派遣の成果としては、大きく分けて3つ考えられます。ひとつは県社協としての客観的な視点を持ちながら、市町社協の職員と一緒に事業に取り組む姿勢を示すことができたこと。次に、県社協職員自身が市町社協の立場に立ち、今まで気づかなかった県社協の取り組みに対して客観的に顧みることができたこと。そして、市町社協の中に入って、実際の地域福祉活動に触れたことで、県社協のスタンスについて改めて考えさせられたことです。

2年や3年で劇的に地域の福祉が変わるというものではありません。平成25年度で派遣は終了しましたが、以降は派遣経験者を加えた支援局とともに被災地を支えていくことになりました。

## 取り組みの基盤となるのは、日頃の信頼関係

被災地では今なお、これまでと全く違った生活環境や暮らしを強いられている方たちが多く、特に仮設住宅や災害公営住宅に住む方は高齢者の割合が高いのが現状です。孤独・孤立の危険度が高まっていくことが予想されており、しかも阪神・淡路大震災以上に高齢化の進んだ状況で入居することが予想されるので、さらに深刻といえます。場合によっては、災害公営住宅そのものが限界集落になる危険性も少なくありません。以前から言われている2025年問題（※1）が被災地では前倒しになっている状況といえます。それらに対応するためには、各種研修会や会議の場を提供するというこれまでの県社協の役割から、企画の段階より県社協と市町村社協が一緒に考え、地域の課題を地域で解決していくためのサポートを行うことがこれから求められる役割と考えます。

また、地域のさまざまな問題に対応し、調整役となる「コミュニティソーシャルワーカー」の育成など、現在被災地で行われている取り組みを参考に、社協活動実践研究委員会（※2）をとおしてモデルとなる事例を提供していくことも重要です。

これらの取り組みを行う上でも、県社協と市町村社協、お互いの信頼関係がなければ成り立ちません。これまで県社協と市町村社協との間に、基盤となる良好な関係性があったかという反省も踏まえ、常日頃から丁寧なコミュニケーションをとっていく必要があります。

（※1）2025年は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる年で、その数は全国で840万人と言われている。
（※2）市町村社協の組織と活動をさらに充実させることをめざし、市町村社協が実践する際に参考となる必要な具体的手法を調査研究するため設置した委員会。

## 3年間の経験を生かして

被災地の復興と地域福祉の主体は、あくまでも地域の住民です。地域福祉を推進していく上でボランティアは欠かせませんが、日頃から住民同士が支え合っていくことが重要です。しかし、住民の全てが福祉に関心を持っているとは言えず、いかにして福祉に無関心だった人たちに関心を向けさせるか、人材育成もこれからの地域福祉を推進する大きなカギを握ります。

地域住民の方々が自ら意識して地域の福祉力を高めていくことが、われわれのめざす姿であり、社協がめざす「誰もが住みやすい地域」だと考えられます。もともと社協とは、地域の方、企業や団体、医療や教育などの専門性を持つ人たちなどで構成される"協議会"です。

この3年間、社協だけではなくさまざまな分野の方々と連携しながら、被災地の地域づくりを進めてきました。市町村の小さな単位での地域福祉が推進されるよう、市町村社協との連携・協働をよりいっそう図っていきたいと思います。

# 地域福祉部▶地域福祉課 ＊地域福祉推進係

### ■既存事業の概要

●**市町村社協地域福祉推進支援事業**／県社協地域福祉推進計画に基づき、市町村社協への支援を通じて、県内の地域福祉活動の推進を図ることを目的に、市町村社協の基盤強化とネットワークの構築、その他地域福祉活動展開支援や体制整備の支援などの企画および実施

●**社会福祉施設支援事業**／宮城県なごみの会（県里親会）事務局。母子生活支援施設連絡協議会との連絡調整。児童養護施設と協働し、宮城県、仙台市、県なごみの会、仙台市ほほえみの会（里親会）との共催企画「自立を祝う会」の実施など

### ■震災後の取り組み

●**災害福祉広域支援ネットワーク構築支援（事業）**／災害時に支援する方々が集まるプラットフォーム「災害福祉広域支援ネットワーク」の設立および災害派遣福祉チームの設立・運営について検討し、大規模災害時における福祉・介護分野での支援体制構築をめざす

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ①市町村社協地域福祉推進事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災による事業計画の変更<br>●被災者支援を主とする事業実施 | ●新設の震災復興支援局と連携<br>●県社協地域福祉推進計画策定 | ●新設の震災復興支援局と連携<br>●県社協地域福祉推進計画に基づく地域福祉の推進<br>●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）に基づく事業実施 |
| 増えた業務内容 | ●全社協ブロック派遣職員の要請、調整（派遣終了まで）<br>●沿岸市町社協の実情に合わせ、県社協職員（復興支援員）を派遣<br>●市町村社協間での職員派遣調整（会議）<br>●全国の社協職員による被災地社協へのテーマ別職員派遣事業の実施<br>●被災者支援４者（県、自衛隊、政府、社協）連絡会議、全社協地域福祉推進委員会（被災社協復興支援委員会）への出席<br>●生活支援相談員等の配置に向けた支援（勉強会）<br>●生活支援・相談活動記録入力システム事務説明会<br>●「みやぎ復興つうしん」発行<br>●宮城県サポートセンター支援事務所との連携<br>●被災者生活支援相談活動・地域福祉推進担当職員情報交換会 | ●沿岸13市町社協へ派遣された職員との情報共有会議の実施<br>●被災13市町社協事務局長会議の開催<br>●新たな社会福祉法人会計基準に関する研修会<br>●東日本大震災被災地民児協支援会議への出席<br>●中間支援組織、青年会議所などを個別にヒアリング<br><br>同左 | ●コミュニティ・ソーシャル・ワークに関する実践研究委員会の開催<br>●コミュニティ・ソーシャル・ワーク研修<br>●被災地社協への地域福祉活動支援者派遣<br>●労務管理相談会<br>●生活困窮者支援制度に関する研修とモデル事業について県との打ち合わせ<br>●市町村社協連絡会（仮称）設置について検討<br>●都県民児協視察研修などへの対応 |

## 既存事業の概要と震災による影響（つづき）

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ①市町村社協地域福祉推進事業 | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●次年度の被災市町社協支援体制構築に向けたヒアリング<br>●社会的包摂「絆」再生事業、地域支え合い体制づくり事業についての事務説明<br>●市町村社協職員のスキルアップを目的とした研修・会議が未実施<br>●市町村社協便覧の未発行 | ●県社協地域福祉推進計画策定に関し、「東日本大震災に係る復興支援」を明記 | |

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ②社会福祉施設支援事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災による事業計画の変更 | ●震災後、種別協議会との連携・協働による「福祉専門職によるプラットフォーム」を構築 | 同左<br>●県社協地域福祉推進計画に基づく地域福祉の推進<br>●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）に基づく事業実施 |
| 増えた業務内容 | ●震災孤児などを養育する里親世帯への支援事業実施（宮城県なごみの会支援）<br>●全国からの支援物資を種別協議会などへ調整 | 同左<br>同左<br>●種別協議会との情報交換会<br>●種別協議会を個別にヒアリング（地域福祉推進計画策定と被災後の状況聴取）<br>●北海道・東北ブロック母子生活支援施設研究協議会の共催 | 同左<br>●種別協議会などと災害福祉広域支援ネットワーク構築に向けた検討<br>●「宮城フォーラム」の共催<br>●災害福祉広域支援ネットワーク構築に向けた情報発信（社福東北福祉会との共催） |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●例年行っていた種別協議会との事業連携が、震災の影響で未実施<br>●福祉団体から福祉施策に関するニーズ・提案を調査し検討の上、必要に応じて関係機関への要望を提出する予定だったが、震災の影響により未実施 | ●福祉施設および東日本大震災に係る復興支援等の要望とりまとめ | |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
- ・市町村社協へ人的支援を行うための補助金の獲得
- ・沿岸市町社協に代わり、人材の直接雇用

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**

震災後の社協による地域福祉推進の中で以下の点が確認できた
- ・有事の際にも支え合い、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりは、住民同士の助け合いや関係機関などとのネットワーク構築など、日頃の地域福祉活動によって培われる
- ・日頃の地域福祉活動の取り組みがコミュニティ再構築の際にも生かされる

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**

県社協職員は、地域福祉に関する情報を収集し、知識を高め、実践力の強化を図ることが必要

## 震災対応業務(震災により生じた業務)

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 災害福祉広域支援ネットワーク構築支援（事業） | | |
| 事業の推移 | | ●災害時における福祉・介護分野の広域的な支援ネットワークについて、（独）福祉医療機構、（社福）東北福祉会との検討 | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●災害時における種別協議会・職能団体との連携への取り組み | ●災害対応に関する種別協議会との情報交換(災害福祉広域支援ネットワークに関する検討) | 同左 |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | | | |

●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）
県、種別協議会ほかと、災害福祉広域支援ネットワーク構築および災害派遣福祉チームの必要性について確認できた

●３年間を振り返り新たに気付いた課題
県社協は、県域の種別協議会や職能団体と、災害時を想定した連携や協力体制を協議することが必要である

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 求められた対応 | ●種別協議会など、各団体との協力・連携体制の強化 | ●地域の福祉力醸成のための具体的取り組みの検討 | ●コミュニティソーシャルワーカーの育成に向けた検討 |
| 難しかった取り組み | | | |
| 現在取り組んでいる内容 | ●種別協議会との情報交換会など災害時福祉広域支援ネットワーク構築に向けた検討 | ●社協活動実践検討委員会におけるコミュニティソーシャルワーカーについての検討 | 同左<br>●災害時福祉広域支援ネットワークの構築 |

●今回の災害から得た教訓を未来に生かすための「未来への提言」
・災害時に避難所や福祉避難所において、被災地方公共団体の要請を受けて派遣された社会福祉士、介護福祉士、ケアマネジャー、保健師、看護師など福祉・介護の専門職員が行う、緊急に必要な介護などの支援の把握・調整、良好な避難環境の整備・調整、相談援助などの要配慮者に対する支援が、災害救助法に基づく救助として円滑・迅速に実施されるよう、同法に明確に位置づける
・避難所などにおいて、要配慮者の相談援助や介護などを担う専門職員で構成する災害派遣福祉チームの設立

# 地域福祉部▶地域福祉課 ＊みやぎボランティア総合センター

## ■既存事業の概要

●**みやぎボランティア総合センター運営事業**／市町村社協VCの支援や、ボランティアコーディネーターの育成、地域福祉活動推進者の育成研修、地域指定福祉教育推進事業を通じ、地域福祉推進のために必要なボランティア・市民活動の活性化をめざす
●**災害ボランティア受入体制整備事業**／災害支援ボランティアの力を被災者に届けるため、災害VC運営スタッフ研修や各種会議などによる人材育成と、ボランティア活動の活性化を図る
●**交通海難労災遺児はげまし事業**／市町村社協が行う交通海難労災遺児を支援するさまざまな事業に助成する
●**ボランティア基金運営事業**／市町村社協VCがボランティア・市民活動活性化のために実施する事業や、ボランティア・市民活動団体が実施する事業への助成を通じ、地域福祉推進のために行われるボランティア活動の活性化をめざす

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ①みやぎボランティア総合センター運営事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災による事業計画の変更<br>●被災市町村社協VCの災害対応を支援 | ●新設の震災復興支援局と連携<br>●被災市町村社協VCの災害対応を支援 | 同左<br>同左<br>●県社協地域福祉推進計画に基づく地域福祉の推進<br>●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）に基づく事業実施 |
| 増えた業務内容 | ●被災地・者に対する寄付仲介<br>●ボランティア活動保険の加入受付（大規模災害特例措置）<br>●災害VC、復興支援センター運営者による情報交換<br>●生活支援相談員などの養成研修についての会議<br>●被災者生活支援・相談活動支援のためのPCシステム説明 | ●小中学校に配置された防災主任との連携<br>●災害時の社協の役割について、市町村社協と課題共有会議<br>●防災マップづくりについて市町村社協と連携<br>●宮城県サポートセンター支援事務所との連携 | ●災害時相互支援協定（以下「相互支援協定」）締結に向けた実務者検討会議の実施<br>●ボランティアセンターの機能、現状と課題などについて市町村社協と整理 |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●市町村社協と協働して地域を指定して実施してきた福祉教育の推進事業が震災の影響により中止もしくは停止となった<br>●復興期における災害VCの役割を共有 | ●市町村社協とともに実情把握、課題の抽出を行い、当該地域に起こっている生活課題・福祉課題解決のため協働 | |
| 見直した業務内容 | ●ボランティアコーディネーター育成研修の内容を災害時のボランティアコーディネートに変更 | 同左 | |

●**3年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
ボランティアコーディネーター研修や、地域福祉活動推進者育成研修など、調整役と活動者の両面から人材を育成していたことで、各市町災害VC運営には外部支援者だけではなく、多くの地元の協力者がいた

●**震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
日常的なボランティア・市民活動者の育成と、その調整役であるボランティアコーディネーターの育成が、災害時にも有効であるということが、今回の震災により確認できた

●**3年間を振り返り新たに気付いた課題**
・ボランティア・市民活動者の育成と、調整役の育成は地域の実情に合わせた支援が大切であること
・被災した方々への支援は、市町村社協をはじめNPO・NGOなど幅広い団体との連携が不可欠であり、日常的に顔の見える関係を構築する必要があること

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ②災害ボランティア受入体制整備事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災による事業計画の変更<br>●被災市町社協VCの災害対応を支援 | ●新設の震災復興支援局と連携<br>同左 | 同左<br>●県社協地域福祉推進計画に基づく地域福祉の推進<br>●被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）に基づく事業実施 |
| 増えた業務内容 | ●市町社協災害VC（復興支援センター）間の連絡調整<br>●マスコミ対応<br>●ボランティア車両の災害派遣従事車両証明書の発行書類作成<br>●市町村社協災害VC担当者会議、運営者会議<br>●仮設住宅入居等被災者支援勉強会・復興支援コーディネーター研修<br>●県災害VC支援連絡会議への参加<br>●県災害VCスタッフ増員と市町社協災害VC10か所へ支援員派遣<br>●応急仮設住宅入居者支援についての研修<br>●NPO・NGOとの連携・協働 | ●資機材保有調査およびデータ化<br>●県内の大学VCとの情報共有 | ●相互支援協定締結に向けた実務者検討会議の実施<br>●北海道・東北ブロック道県指定都市社協幹事県社協として、山形県南陽市災害VCへ資機材を提供<br>●復興支援に係るボランティア育成 |
| 中止、縮小された業務 | ●災害VC設置・運営訓練<br>●災害VC県派遣指定職員研修 | ●災害VC設置・運営訓練 | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●復興期における被災地でのボランティア活動の在り方に関する検討 | ●復興期における被災地でのボランティア活動の在り方に関する検討 | ●沿岸部と内陸部の両方に共通した研修プログラムの開発 |
| 見直した業務内容 | ●県災害VCホームページ運用システム<br>●災害VCに関わる研修内容を復興期に合わせた | ●災害VCスタッフ等養成に係る研修内容<br>●災害VC県派遣指定職員研修のカリキュラムを災害VC運営の机上訓練中心から、被災者支援の観点で実施<br>●多くの業務が、東日本大震災の経験に基づく内容に変更 | 同左<br>同左 |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**

平成16年度以降、災害ボランティア受入体制整備事業を実施していたことで、津波被害のあった沿岸部の社協だけではなく、地震被害のあった内陸部の社協においても災害VCを設置・運営し、多くのボランティアの力を被災者支援につなげることができた

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**

日常的な事業の積み重ねと、事業などを通じて構築された各関係団体との顔の見える関係づくりが、災害時など有事の際にも生かされること

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**

・災害ボランティア受入体制整備事業で育成する人材は、時間の経過とともに支援内容が変遷していくことを理解すること

・支援の長期化により、沿岸部と内陸部の両方に共通した研修プログラム開発

## 発災から3年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| **求められた対応** | ●県内の社協同士で対応できる応援の仕組みとして、相互支援協定の締結 | ●復興支援に必要なボランティアやNPO・NGOなどの情報発信など | ●傾聴ボランティア育成と団体間のネットワーク構築に向けた支援 |
| **難しかった取り組み** | ●相互支援協定に向けた協議では、被災の度合いにより協定の必要性に対する認識の違いがあった | ●さまざまな会議に参加したが、地域特性や取り組みの個別性のため情報発信につなげることができなかった | ●各市町村で必要とされるボランティア団体立ち上げと運営支援 |
| **効果を高めるための工夫や改善内容** | ●相互支援協定締結に向けた説明・協議では、県内をブロック単位で分けて、丁寧な説明を実施 | ●災害VCのホームページの変更 | ●市町村社協のニーズに応じたボランティアの育成支援 |
| **評価できる点、評価が得られた点** | ●相互支援協定締結は、県内35市町村社協すべての協力を得ることができた | ●災害ボランティアシンポジウムを開催し、発災からの取り組みについて情報発信 | ●震災対応の経験を役立てた地域指定福祉教育推進事業の取り組み |
| **現在取り組んでいる内容** | ●ブロック単位で選出された市町村社協職員とともに災害支援連絡会議を組織し、災害時の職員派遣の仕組みや支援の在り方について協議を継続して実施 | ●市町村社協VCの在り方や機能強化に向けた、市町村社協VC担当者による各圏域での課題共有会議の開催 | ●防災教育を取り入れた地域指定福祉教育推進事業の展開<br>●生活課題へのアプローチへ対応したボランティアコーディネーターの育成 |

**●今後の大規模災害に備えた教訓**

平時から住民に寄り添った生活支援をさまざまな関係者と連携して行い、日常的にボランティア・市民活動を実践する団体などと連携をとり、顔の見える関係を構築していくことが、災害時に生かされる

**●今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**

「平時にできないことは、災害時にもできない」

# 地域福祉部 生活支援課
## ＊生活資金貸付係・生活資金管理係

## 生活福祉資金における震災時の緊急対応から今日までの取り組み

### 平成22年度・平成23年度の状況・取り組み

震災当日、国は生活福祉資金の特例措置として、「緊急小口資金特例貸付」（以下「特例貸付」）の実施を決め、県社協は新たな制度への対応を行うことになりました。

3月13日に国からの通知を受け、部・次長以下係員8人で準備開始。貸付原資の調達や要綱・要領、各種様式の作成、国・県への疑義照会、受付窓口となる県内35市町村社協へ制度の趣旨・内容の説明を行い、現金貸し付けを想定した警備会社との契約準備も行いました。また多くの被災者が借入申し込みを行うことを想定し、新たな受付会場を手配するなど、短時間に多くの業務を並行して行うことになりました。

被災世帯に対する当面の支援が一段落すると、同年7月からは次期対策として、生活費・車両購入費や転居費・住宅補修費を貸し付ける「生活復興支援資金」（以下「復興資金」）の貸し付けがスタート。被災世帯に対する当面の資金が手当され、また、災害義援金などの給付も始まっていたことから、特例貸付と異なり、復興資金は短期間で膨大な件数の借入相談が行われることなく、大きな支障もなく実施することができました。

一方、震災以前に借り入れた生活福祉資金の償還義務者への緊急措置として、3月・4月分の口座引き落としを中止。また震災関連以外の通常の資金需要もあることから、災害対応を最優先しつつ、通常業務も遅延のないよう努めました。

県内のインフラ機能が低下し、物資の手配がままならず、特例貸付に関する印刷物などの手配を全社協に依頼。山形県社協や全社協を通じた、近畿、中国・四国ブロック社協からの人的支援を受け、27日より相談受け付けを開始しました。

借入申し込み件数は日に日に増え、4月下旬のピーク時には、1日に2600件超を受け付けることとなり、申し込みを受け付けてから送金まで、1か月近くかかる事案も生じました。通常資金の貸付が年間100件程度で推移していたことと比較すると、短期間にいかに膨大な件数の事務処理を行ったかがわかります。

5月10日に終了した特例貸付は4万件を超え、貸付額も57億円超に上りました。

貸付業務では、相談窓口となる市町村社協へ貸付に関する説明会が開催できず趣旨の徹底が図られなかったことや、津波で家や財産を流失し、本人を証明するものがない事例も出て申し込み受け付け時に混乱する場面もありました。また世帯情報の入力など作業が膨大となり送金が遅延し、その問い合わせの対応に追われさらに入力作業と送金手続きも遅延するという悪循環も生じてしまいました。

また、貸し付け終了後も借入を希望する声が多く、制度の存在を知らなかったとの苦情も寄せられました。

災害直後の緊急的資金であったことから、要件の適正性について、通常対応と同様に確保した場合、緊急性を失うことにつながり、最小限の確認に止めざるを得ませんでした。また特例貸付に加え復興資金貸付、既存の資金貸付もあり、貸付・償還業務を一係で対応して迅速性・正確性を確保するのは、非常に困難な状況でした。

平成23年度中に行った対策として、1つは特例貸付の入力作業を外部業者へ委託して作業時間を短縮。また二重申請は、送金に時間を要したこともあり、結果として多くは時期を失せずに解約手続きができました。係体制は当面の措置として、貸付と償還の2チーム制にし、職員8人を採用して充実強化しました。

## 平成24年度の状況・取り組み

平成24年度に多くの特例貸付の初回償還時期を迎えました。償還開始の通知を行うも、避難先からの転居先不明などで郵送通知の2000超が戻ってしまい、居所調査に時間を要しました。また震災による景気後退などの影響もあり、自己破産する借受人が急増して、新たな業務も発生しました。なお、復興資金の貸し付けは継続して行われました。

災害関連資金と並行し既存資金の貸付・償還業務を実施したものの、震災からの時期および市町村社協の態勢を考慮し、償還業務への積極的な指導は控えざるを得ませんでした。また借受人の連絡先が確定できず、連絡が途絶えることが償還の遅延につながるなど、債権管理面で新たな課題が出現しました。

同年度中の対策としては、居所不明者や償還遅延の借受人に対し、把握している電話番号で連絡を取り、電話による償還指導や現住所を確認。また生活資金係の組織を、貸付係と管理係の2係制として事務の明確化を図りました。

なお、特例貸付の未償還者には、前年度に続き、償還を促すコールセンター業務を年2回実施。また平成26年4月、5月の償還期限を迎える借受人が多いことから、対象者へ注意喚起の通知文を外部に委託して送付しました。

特例貸付の借受世帯がさらなる資金を必要とし、復興資金や既存資金の相談を受けた際には、特例貸付償還状況の詳細な確認が必要になりました。また県広報誌による復興資金の案内に関して、詳細な掲載を望む声が寄せられました。

## 平成25年度以降の状況・取り組み

発災3年目以降、平成25・26年度は、復興資金の貸付件数は減ってきたものの、時間の経過とともに収入減や建物被害といった複雑な相談が増え、国への照会など要件確認に時間を要するようになりました。

また償還状況は生活福祉資金独自システムで管理し、市町村社協からの照会には、直ちに検索して回答し、約定の償還計画による償還が困難な場合、今後の償還に関し、条件変更の対応ができることや、新たな借入は不可能との説明を徹底するよう依頼しました。

平成25年度中に講じた対策としては、今

般の災害時対応を踏まえ、市町村社協など関係機関の方にも委員として参画いただきながら「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」を策定。災害関連資金については、平時から県社協や市町村社協が取り組むべき具体的事案を例示するなど、大規模災害時の心構えや備えるべきことを明確にしました。

## 東日本大震災を経験して

今回の大震災による生活福祉資金業務における経験から、平時から取り組むべきことや意識すべきことを5点あげ、今後の対応に生かしていきたい。

**1　情報発信と発信媒体について**

特例貸付に関しては、「お金は返さなくていい」・「場所を変えて、何回も申し込みできる」など誤った情報が他者から発信され、正しく制度を理解しないまま、申し込みに至ったケースも見受けられたことを踏まえ、これまでのホームページなどによる情報発信のほか、ＳＮＳなど新たな媒体を活用し、正しい情報を繰り返し発信することが必要である。また、情報発信手段については、災害の規模が大きければ大きいほど制約を受けることとなることに留意し、多くの広報手段を想定しておくことも必要である。

**2　メンタルヘルスに関するセルフケアとラインケアの心掛け**

事業を円滑に実施するにあたり、担当する職員が常にその能力を十分発揮できる環境を整えることが不可欠であり、職場における定期的な休日の配慮はもちろんのこと、いつでも相談ができる雰囲気づくりや気にかける・気づける視点を持つことが極めて重要であること。また、自身でも休日の際にリフレッシュを心掛けるなど、自分で自分をケアする視点も重要である。

**3　訓練のあり方**

災害発生時に迅速に対応するには、日頃の訓練が重要であり、特に職員個々人が常に災害時に対応すべきことをイメージしておくことや、訓練などを通じて対処すべき業務が体系的、組織的に機能するかチェックしておくことが重要である。

なお、平成26年度に災害時に対処すべき事項についての共通理解を得る目的で、6・12防災訓練において、生活資金貸付係・生活資金管理係では初めて図上訓練を実施したが、今後とも大規模災害を想定し、実践的な訓練へと充実を図っていく必要がある。また、市町村社協に対しては、災害発生時の第一線の窓口となることから、ガイドラインに沿った対応について訓練することの必要性について理解を得ていく。

**4　体制の確保**

東日本大震災は、就業時間内に発生したものであったが、休日、夜間などの災害も想定し、職員の居住地の遠近により災害直後に対応する業務を割り当てるなど、具体的な業務分担をし、さらなる迅速な体制を確保する必要がある。

**5　各機関との関係づくり**

関係機関と日頃からの情報提供および情報共有を図るなど、大規模災害時において、有益な相互支援が可能となるよう関係づくりが重要である。

以上の平時から取り組むべきことや意識すべき点に関しては、県社協が行う全ての事業にあてはまることでもあり、今後共有していきたい。

## 緊急小口資金特例貸付金の償還の推移

| | |
|---|---|
| [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] |

| | | |
|---|---|---|
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |
| [illegible] | [illegible] | [illegible] |

生活福祉資金の手引

# 地域福祉部 生活支援課 ＊生活資金貸付係・生活資金管理係

※震災当時は、地域福祉部生活支援課生活資金係

## ■既存事業の概要

①低所得・障害者・高齢者世帯に対する資金の貸し付けおよび貸し付け後の世帯状況の把握や償還に向けた相談援助を通じ、経済的自立、生活意欲の助長、在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活の確保を目的とした生活福祉資金貸付制度の実施
②離職者支援のため、公的給付または公的貸付制度申請者であって、住居のない離職者に対し、当該給付金または貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸付による自立支援を目的とした臨時特例つなぎ資金貸付制度の実施
③介護福祉士・社会福祉士指定養成施設等に在学し、介護福祉士・社会福祉士の資格取得をめざし、卒業後県内の福祉施設への就労を希望する学生に対し、貸し付けにより修学を容易にし、質の高い福祉人材の養成および確保を目的とした介護福祉士等修学資金貸付事業の実施

## ■震災後の取り組み

●東日本大震災により被災した世帯に対する復興に向けて当面必要な資金の貸付を行い、当該世帯の生活安定を図ることを目的とした緊急小口資金特例貸付および生活復興支援資金の貸付

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 通常資金関連業務 | | |
| 業務の推移 | ●各種資金種別があるうち、高校、専門学校、大学などの進学に伴う学費に関する相談需要が多く、速やかな貸付判断を行うなど、円滑な対応に努めた | ●各種資金種別があるうち、福祉資金（福祉費）に関する相談需要が多く、速やかな貸付判断を行うなど、円滑な対応に努めた | ●各種資金種別があるうち、高校、専門学校、大学などへの進学に伴う学費、また、緊急的な当座の資金に関する相談需要が多く、速やかな貸付判断を行うなど、円滑な対応に努めた |
| 増えた業務内容 | ●震災対応の一環として、償還に係る口座振替を２か月間停止したことに伴う借受世帯からの照会への対応<br>●離職や失業者からの生活費借入相談があった際、対象となる資金が震災対応の復興資金と捉えるか、また、通常資金による貸付対象と捉えるか、その確認が必要となった点 | ●高等学校の教育費滞納世帯を対象とした貸付に関し、これまでの取り扱いが期間限定だったが、恒久化となったことによる市町村社協への通知および相談対応<br>●震災対応の特例貸付を借入した未償還者から、通常資金の借入相談があった際の対応 | ●各種資金種別があるうち、離職や失業者からの生活費借入相談があった際、対象となる資金が震災対応の特例貸付となるか、通常の資金での貸付となるかその確認が必要となった点<br>●高等学校の教育費滞納世帯を対象とした貸付に関する対応の恒久化による相談対応<br>●震災対応の特例貸付を借入した未償還者から、通常資金の借入相談があった際の対応 |
| 中止、縮小された業務 | ●災害関連資金貸付の実施により、これまでの償還指導・相談に関する面談の減 | 同左 | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●震災対応を理由として、通常資金の対応に遅延が生じることのないような事務取り扱いの徹底 | 同左 | 同左 |
| 見直した業務内容 | ●震災対応も含めた貸付と償還担当者の区分および相談員の増員を図った | ●前年度の職員区分形態を踏まえ、貸付担当と償還担当の２係体制とした<br>●相談者の窓口対応が円滑となるよう、制度内容の手引きを内部で検討の上作成し、市町村社協へ配布した | ●貸付制度の理解を深め、相談対応の円滑化を目的とした市町村社協新任担当職員向け研修会を新たに実施した<br>●貸付制度内容の理解が容易となるようパンフレットを改め、作成した |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
相談内容が生活復興資金では貸付要件を満たさない世帯であっても、通常資金による対応ができ、世帯の自立に向けた支援を行えた

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
資金種別によっては、高齢者世帯に限られた資金もあり、生活状況を確認するなど配慮した。当該世帯の多くの通信手段は固定電話であることから、災害時は連絡がとりにくくなるため、平時から県社協・市町村社協などの関わりが重要であると感じた

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
大規模災害時においては、特に緊急性を要する通常資金への対応も求められることから、災害対応と通常対応のいずれの業務も滞ることのないよう、県社協および市町村社協間の意識共有化

## 震災対応業務(震災により生じた業務)

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | 震災以降の関連業務 | | |
| **業務の推移** | ●コールセンターによる生活復興支援資金の概要説明および相談窓口案内<br>●特例貸付および復興資金貸付の実施ならびに同貸付実施に伴う相談業務 | ●復興資金の貸付など相談需要の増加<br>●コールセンターによる電話催告(特例貸付)<br>●外部委託による残額・督促状の発送 | 同左 |
| **増えた業務内容** | ●不正借入に対する被害届の提出<br>●コールセンター(復興資金の概要および相談窓口案内)<br>●特例貸付実施に伴う基本情報などの入力作業(外部委託) | ●法的措置の検討<br>●不正借入に対する被害届の提出<br>●居所不明者増による住民票請求事務の増<br>●コールセンターによる電話催促の結果、償還に対する相談が多く寄せられ効果はあったが、相談件数の増から業務が繁忙を極めた | ●法的措置の実施<br>●居所不明者増による住民票請求事務の増<br>●特例貸付期限到来のお知らせ発送(外部委託) |
| **対応が難しかった内容、配慮したこと** | ●特例貸付の借入件数が40,000件を超えたため、電算システムへの入力作業などにおいて外部委託の必要性が出てきた点 | ●震災直後に比べ、ある程度の落ち着きはあるものの、被災世帯の安定が図られたとはいえない状況もあり、借入申請世帯の詳細な状況把握が困難であった | ●災害関連の貸付においては震災の影響はあるものの、これまで2年以上生活してきた実態があり、震災を起因とする要件判断や実態判断が難しい |
| **見直した業務内容** | | ●特例貸付借入者に対する残額、督促状発送の回数の見直しを行った | |

**●3年間を振り返り評価できる内容(外部評価含む)**

被災世帯に対する公的給付前に特例貸付を実施し、震災直後に当面の生活費として資金的に支援を行えたこと。また、貸し付けが生活基盤の安定・安心など、世帯の自立生活において復興支援につながっており、震災からの復興・復旧の一助に寄与していると考える

**●3年が経過した今、最も心に残る出来事**

・他県の社協から、直ちに職員派遣の協力をいただいたこと
・特例貸付においては本来貸付対象ではない暴力団関係者の借入事実が判明したことから、返還対応を行ってきたこと

**●3年間を振り返り新たに気付いた課題**

大規模災害時における公的給付のタイミングと特例貸付の実施時期および実施機関の在り方

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| **求められた対応** | ●特例貸付と復興資金の新規貸付に対する相談受け付け対応、償還対応に必要な人員配置および専用システムへの入力など処理 | ●被災世帯（低所得世帯）に当面の生活に必要な資金を貸し付ける新規貸付に対応する相談処理および当該世帯の自立更生を図るための償還指導の対応 | ●新たな借入相談ニーズに向けた情報提供のひとつとして、仮設住宅などから公営住宅などへ転居する際の公的支援制度などの情報収集を行い活用するほか、復興資金制度周知のための県広報誌などへの掲載 |
| **難しかった取り組み** | ●特例貸付にあっては、日に日に相談者増となったことによる相談対応者の増に向けた調整 | ●居住先移動の際に必要な書類未提出および市町村社協や県社協への連絡のない借受世帯に対する連絡 | ●相談員配置および住民票調査の実施 |
| **効果を高めるための工夫や改善内容** | ●特例貸付と通常の取扱い資金の新たな借入相談や償還対応のため、県社協および市町村社協へ相談員を配置した<br><br>●復興資金制度周知のため、外部委託（コールセンター）による制度概要の周知（平成23年度実施） | ●特例貸付借受世帯のうち住居不明者に対する住民票調査を実施し、住居を特定して償還に向けた連絡を行った<br><br>※住民票調査<br>H23　76件<br>H24　1,540件<br>H25　2,237件 | ●未償還者に対する督促・残額通知などの発送業務を外部委託することにより事務効率化を図った<br>※督促・残額通知件数（特例分）<br>H23　12,851件<br>H24　44,540件<br>H25　43,232件<br><br>●未償還者の償還促進として、外部委託（コールセンター）による案内<br><br>※コールセンター対応件数<br>H24　21,139件<br>H25　24,137件 |
| **評価できる点、評価が得られた点** | ●被災状況や近隣の金融機関の営業状況など地元社協から寄せられた情報により、一部地域において現金により資金交付を行った<br><br>●震災の規模を考慮して、これまでの口座振替による借受世帯からの償還を２か月間停止し、被災世帯への配慮を行った | ●県などとの協議により、相談窓口対応推進のために、新たな相談員の配置<br><br>※県社協および市町村社協への相談員配置状況<br>H23　21社協　59人<br>H24　25社協　53人<br>H25　25社協　52人 | ●継続した相談員の配置（平成23年度から平成26年度時点まで継続配置） |
| **現在取り組んでいる内容** | ●東日本大震災に関する特例貸付の償還指導や復興資金貸付に関する相談対応など、事務処理の迅速な対応 | ●東日本大震災により被災を受けた世帯に対する貸付業務の対応および適正な債権管理に向けた対応 | ●円滑な窓口対応を目的とした新任担当職員向け研修会の開催 |

**●今後の大規模災害に備えた教訓**

・当時の取り組みおよび課題や制度理解のため、継続した訓練が必要であること

・大規模災害時における事業の円滑実施に向けた事前準備や関係機関との調整および共通認識を持つこと

**●今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**

・今回の震災による借入世帯数からも、復興に向けた当面必要な資金の貸し付けを行う意義は、十分にあると考える。一方、震災直後からの事業実施に向けた準備やその後の事業推進期間は、継続的な財源（人件費、事務経費）の確保（保障）が不可欠である

・今後の大規模災害時における特例貸付の取り扱いについては、災害関連の公的給付制度の適応および貸付事業の実施時期などの被災者支援の在り方について、国などへ引き続き要望を行っていき、明確化を図っていく必要がある

# 地域福祉部 ▶ 生活支援課 ＊みやぎ地域福祉サポートセンター（愛称:まもりーぶ）

## ■既存事業の概要

●**日常生活自立支援事業**／認知症高齢者や知的・精神障害のある方で判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用に関する援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的としている。県社協は実施主体として県内の（仙台市を除く）あまねく地域で支援が受けられる体制整備や従事職員の質の向上・広報啓発に取り組んでいる。現在、県内８圏域のうち、基幹的社協方式４圏域（拠点社協への業務委託）、県社協直営方式４圏域の実施体制としている。具体的な個別支援としては、利用契約者との個別支援計画により生活支援員が定期的な訪問を行いながら、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理・書類等預かり・生活変化の察知（見守り）などを行っている（平成26年３月末現在の利用契約者数451人）

## ■震災後の取り組み

●**『大規模災害時の初動期対応の確認書』作成**／日常生活自立支援事業は、圏域ごと複数法人（基幹的社協・協力社協・県社協）による実施体制であり、利用契約者への個別支援についても、圏域ごとに配置されている専門員、社協ごとに配置されている生活支援員および社協職員により行われている。大規模災害時には、普段の通信方法などが途絶え、お互いの状況確認や利用者契約者への支援業務の困難が想定されることから、通信不通時の利用契約者の状況確認や支援の実施方法について確認することを目的に作成した（平成26年９月完成）。また、利用契約者については、地域の災害弱者として地域における対応を事前確認していくことにした

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 日常生活自立支援事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災発生時の利用契約者は約460人であり、発災直後は全体把握と利用者状況確認を行った。沿岸部の事務所２か所、公用車２台は津波被害を受け、事務所機能の復旧を要した<br>●事務所の津波被害を受けた圏域についての新規相談は６月から再開した | ●年度当初には、被災を受けた事務所の移転も行われ、通常どおりの業務が行われるようになった | ●震災により延期としていた県内の実施体制整備（気仙沼圏域における基幹的社協方式）についても協議を再開し、平成26年４月から委託開始となった |
| 増えた業務内容 | ●上記、事務所機能復旧に伴う業務（事務所・公用車・書類整理）<br>●個別支援においては、津波により関係書類等を流失した方について、再発行手続きなどを行った<br>●金融機関の営業状況の把握により、被災した店舗以外での取り扱いについて調整を要した | | ●『大規模災害時の初動期対応の確認書』の作成に向け、被災地域の社協および県内全域の社協との担当者会議を開催するなどした |
| 中止、縮小された業務 | ●県内全域の生活支援員を対象にした全体研修会、同じく被災地域の地域別研修は中止とした | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●個別支援において、津波被害を受け仮設住宅入居となった方など生活環境の変化により、家計収支や近隣との付き合いなど、各種調整を行った<br>●関係機関の被災状況もあり、支援体制の再構築には期間を要した | ●個別支援において、居住環境（仮設住宅入居）や家族構成の変化、被災に伴う一時金の受け取り後の人間関係の課題が見られる方があり、地域の関係機関と連携し対応した。また仮設住宅入居者の中から生活課題が見いだされ相談が寄せられた | ●個別支援において、仮設住宅入居者の中から生活課題が見いだされ相談が寄せられている。金銭的搾取などの権利侵害を伴うものもあり、適切な支援機関による生活全般の課題整理（ソーシャルワーク）の必要性があり調整を要した |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**

震災直後の新規相談の対応を見合わせたものの、利用契約者の支援については、不十分ながらも継続したことにより、生活環境の変化に対応し地域生活を続けていくための一助となったものと評価している

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**

福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理は、利用契約者の生活の維持には不可欠な要素であり、支援を途切れさせない継続・維持の重要性が確認された

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**

社協関係者との振り返りの中で、判断能力が不十分な方については、地域の災害弱者として捉えていく必要性ならびに、通信手段が途切れた状況での対応、および日頃の支援で備えておくべき事項（利用者支援内容の詳細や地域の支援機関との状況確認体制の共有）の整理の必要性について共通認識が図られ、今後取り組む課題としている

## 発災から3年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 求められた対応 | ●県内全域で、圏域ごと市町村社協単位で支援が行われている。平時においては圏域ごとに配置されている専門員と生活支援員・市町村社協・事業本部(県社協)において、電話などの通信手段・車などの移動手段を用いて業務を行っている。被災時においては、それらの使用が困難になることから、代替方法の事前確認が求められた<br>●個別支援においては、被災により市町村あるいは圏域を越えた転居を伴う方もおり、円滑な支援継続が求められた | ●被災を受け、居住環境や家族構成が変化した利用契約者については、震災の影響は長期に及ぶと思われる。この事業の個別支援においては、生活費の準備(銀行での代理出金)が含まれていることから発災直後の支援の維持はもとより、支援の継続性が重要となる。また、転居のほかさまざまなライフステージの変化(福祉サービス利用状況・生活費収支・健康面など)に円滑に対応するために、生活課題に応じた関係機関とのさらなる連携強化が求められる | ●『大規模災害時の初動期対応の確認書』を作成し、広域・複数法人などの体制下での通信方法などの確認を行った |
| 難しかった取り組み | ●被災の広域化による通信・移動の問題はもとより、人的な応援については、利用契約者との面識(信頼関係)やこれまでの支援経緯の把握、関係者との連携関係、土地勘が必要とされており、担ってもらう業務の整理が必要である | ●個別支援においては、さまざまな生活課題(障害受容・家族調整・権利侵害・後見制度利用)の整理や適切な支援調整(ソーシャルワーク)を主として行うべき機関の明確化が必要であった | ●地域の災害弱者としての取り組みは、市町村ごとの地域性があった。必然的に地域ごと利用契約者ごとの整理が必要となった |
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●事業本部(県社協)および圏域の通信用の携帯電話全てを災害時優先電話に登録した | ●個別の対応として、福祉行政や地域包括支援センターや相談支援事業所などとの連絡調整を図っている | ●利用契約に基づき実施される当事業においては、通常支援の維持・復旧が最優先であるため、日頃から平時においての社協関係者間との情報共有が重要であることが再認識された |
| 評価できる点、評価が得られた点 | | | ●災害弱者への地域の取り組みが確認された |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題

・震災時の対応の事前確認が重要であること(連絡方法・通信不通時や移動が困難な場合の業務確認)

・要支援者(まもりーぶ利用契約者)への災害時における問題はさまざまなものが挙げられるが、当事業としては県内全域における通常業務(利用契約者へ継続支援)の維持・復旧が最重要課題とされること

・災害時の対応は一つの機関で対応でき得るものではなく、災害弱者として、地域における危機管理が求められること

日常生活自立支援事業　災害時全体フロー

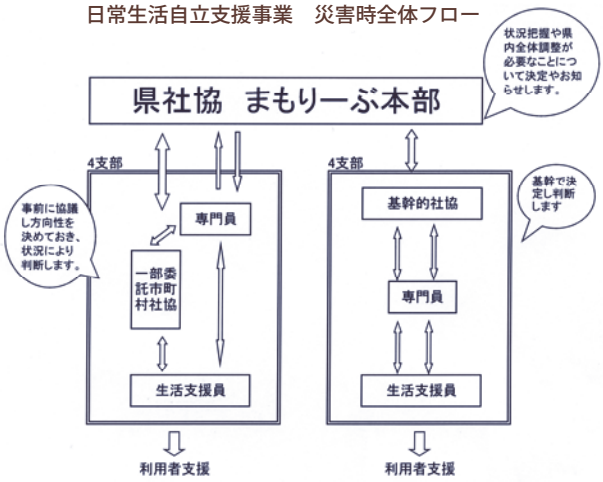

# 地域福祉部 総合相談課 ＊総合相談センター

## ■既存事業の概要

**①宮城県高齢者総合相談センター運営事業／**高齢者およびその家族などが抱える医療、法律、保健、介護などに関する心配ごとや悩みごとなどについて電話相談・面接相談に応じる。助言・解決するために必要・適切と考えられる各種情報収集・処理を行う。市町村などの相談体制の支援や各種相談機関との相互連携に必要な情報提供を行う

**②社会福祉施設経営指導事業／**社会福祉法人などからの事業運営や労務管理、会計管理などに関する相談への対応。社会福祉法人などに対する社会福祉情勢に対応した研修の実施と情報提供

**③福祉サービス第三者評価者事業／**福祉サービス事業所の評価実施、事業所および一般県民向けの普及啓発、第三者評価普及啓発セミナーの企画実施、事業推進に向けた会議などへの参加、評価体制の強化と評価調査者のスキルアップ（評価調査者の新規登録、評価調査者フォローアップ研修の実施、評価者継続研修への参加など）

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ① 宮城県高齢者総合相談センター運営事業 | | |
| **事業の推移** | ●相談件数1,824件うち震災関連72件 | ●相談件数1,679件うち震災関連７件 | ●相談件数1,502件うち震災関連23件 |
| **増えた業務内容** | ●被災に係る多様な相談や問い合わせが寄せられ、被災状況の把握と被災に関する情報収集が必要となった | | ●震災復興支援局と連携、町外のみなし仮設住宅に生活する被災住民の総合相談（12月仙塩地区、３月仙南地区） |
| **中止、縮小された業務** | ●法律、医療相談は５月まで中止 | | |
| **対応が難しかった内容、配慮したこと** | ●高齢者相談では、被災した高齢者が入所できる施設を探す問い合わせが多かったが、施設や地域包括支援センターの被災状況が分からないこともあり、特に、発災当初において適切な対応が難しかった<br>●被災に係る多様な相談や問い合わせが増え、他相談機関との連携に努め対応した。また、相談関係機関連絡会議（10月28日開催）において、日本司法支援センター東日本大震災対策本部被災者支援特命室より、被災地の法テラス立ち上げについて講話をいただき、相談関係機関への情報提供・情報交換を行った | ●巡回相談（法律）の開催について、特に、沿岸部など被災地域の市町社協へ共催を呼び掛け、専門相談窓口を連携して提供した | 同左 |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
関係機関との連携強化

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
非常時における身近な相談窓口が必要であり、県社協としての公益性を踏まえながら、的確で迅速な対応が重要である

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
震災を契機に、各地域において相談窓口が増加したが、震災からの時間の経過とともに、相談内容の変化やニーズを捉え、対応していくことが必要である

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ② 社会福祉施設経営指導事業 | | |
| 事業の推移 | ●一般相談件数288件うち震災関連45件、専門相談66件うち震災関連２件 | ●一般相談件数185件うち震災関連15件、専門相談75件うち震災関連４件 | ●一般相談件数127件うち震災関連14件、専門相談２件うち震災関連１件 |
| 増えた業務内容 | ●被災に係る多様な相談や問い合わせが寄せられ、被災状況の把握と被災に関する情報収集が必要となった | | |
| 中止、縮小された業務 | ●職員が県災害VCに配置されたため、経営相談については、５月末まで実質的には中止せざるを得なかった | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●経営相談では、中小企業診断協会へ働きかけを行い、介護・福祉分野に詳しい中小企業診断士の派遣を依頼し、相談体制の強化を図った | ●社会福祉施設経営者セミナーにおいて、社会福祉法人の事業継続計画（BCP）の取り組みや今後の福祉施設の災害時対応などについて周知した | ●相談要請のあった被災事業所に対し、専門家を派遣し支援を行った |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
被災した事業所や施設からの相談に対し、専門家の派遣や情報収集と提供を行った

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
施設の再興や職員体制などについて、専門相談員である弁護士や社会保険労務士などの専門的なアドバイスにより支援できる

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
被災地域の施設や事業所において、人材確保や人材育成などの問題が深刻化している現状から、宮城県福祉人材センターほかの関係機関との連携をさらに強化していく必要がある

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ③ 福祉サービス第三者評価事業 | | |
| 事業の推移 | ●評価実施1件（11月～保育所）予定どおり実施 | ●評価実施１件（保育所） | ●評価実施３件（児童養護施設２件・母子生活支援施設1件） |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●評価実施の中で、事業所の大規模災害に対する取り組みや対応の重要性を、事業所へ喚起した | 同左 | 同左 |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
受審した事業所が、第三者評価をとおし、施設整備や利用者の安全確保への取り組みなど、大規模災害に対する対策を築くきっかけにつながった

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
福祉サービス事業所としての防災対策、事業継続計画（BCP）への取り組みを促すため重要である

**●３年間を振り返り新たに気付いた課題**
第三者評価をとおし、福祉サービス事業所としての防災対策、事業継続計画（BCP）への取り組みなどについての重要性を継続的に喚起していく

# 地域福祉部 総合相談課 ＊宮城県福祉人材センター

## ■既存事業の概要

**①宮城県福祉人材センター運営事業／**県内の福祉サービスの向上のため、福祉サービスに関する理解と関心を高めるとともに社会福祉を目的とする事業への就労促進を図り、今後の福祉を担う人材を確保する

**②福祉・介護人材確保マッチング機能強化事業／**キャリア支援専門員を配置し、学生から中高年者と幅広い個々の求職者に相応しい職場紹介を行い、就業およびその後の定着までの支援を行う。また、職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援、併せて被災地における事業所の求人と求職者の支援を行う

**③教員介護等体験事業／**平成10年度から施行されている「教職員免許特例法」により、義務教育の教員免許状を取得しようとする者の社会福祉施設での介護等の体験について、受入調整および事前指導を行う

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ① 宮城県福祉人材センター運営事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災当初より、職員２人は、５月末まで県災害VC配置。窓口業務などは、県委託の「閉窓することなく実施する事業」とし、所長と臨時職員の２人体制で実施し、来訪者対応、被災した求人事業所と求職者の確認、連絡などにあたる。面談会、研修会などは、実施時期を変更して、計画どおりに実施した | ●センター紹介による求職者雇用助成金「被災者雇用開発助成金」の手続きなどをとおして、被災地事業所支援を行った | ●震災復興支援局と連携、町外のみなし仮設住宅に生活する被災住民の就労支援相談（12月仙塩地区、３月仙南地区） |
| 増えた業務内容 | ●震災により変化した福祉サービスニーズの増加にあたり、今後の求職相談、求人開拓などのため、センター求職登録者に対して「福祉職場への就職希望者意向調査」を実施した | ●沿岸部事業所から寄せられるニーズに応じた人材確保に努めた | ●再建被災事業所の人材確保に努めた |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●面接や就職の予定事業所が被災して連絡がとれない、移動手段が困難であるなど、少ない件数であるが、普段にない対応や不安の対処などが求められることがあったが、常に落ち着いた窓口対応に配慮した<br>●インターネットを利用した求人事業所について連絡が困難であった | | |

●３年間を振り返り評価できる内容
- ・震災当初においても、停滞なく窓口業務を継続して必要な支援を行えたこと
- ・被災地事業所の現状に即した人材の確保に限界があったことなどから、福祉職場への就職希望者意向を調査して、現状の確認資料として活用したこと

●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性
相談窓口の開設

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ② 福祉・介護人材確保マッチング機能強化事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災当初から、職員３人は県災害VCに配置され、そのうち２人は市町社協への派遣で重点的に震災関連業務に携わる。事業は７月、沿岸部を重点として、各事業所の確認から始めた | ●キャリア支援専門員が、沿岸部を重点に328か所の事業所訪問を行い、被災事業所の求人、求職者支援に努めた | ●再建被災事業所の求人と求職者の支援に努めた<br>●福祉事業所経営などに対するアドバイザー派遣についての案内をして、活用を図った |
| 増えた業務内容 | ●被災地関係機関と連携した面談会を実施した（石巻…面談会２回、気仙沼…研修講師）／年間計４か所・５回 | ●地域面談会（石巻…年３回、名取・岩沼・亘理など）／年間計５か所・７回 | ●地域面談会（石巻…年４回、大河原ほか）／年間計５か所・８回 |
| 中止、縮小された業務 | ●事業の停止：４月～７月 | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●被災事業所の聞き取り | ●被災事業所の求人対応 | ●被災事業所、再建事業所などの求人支援 |

●3年間を振り返り評価できる内容
震災当時、県内の求人事業所ほか関係機関と連携していたキャリア支援専門員においては、スムーズな地域活動への展開が可能であった。事業再開後は、県内関連機関と事業を共催する連携強化が図られた。人材センター利用PRを含め事業所状況確認のために積極的な事業所訪問を行い、事業所の状況に応じた支援を実施した

●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性
全県を対象にした求人求職の個別支援

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ③ 教員介護等体験事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災時点において、前期（６月～９月）分の福祉施設および体験学生の調整と連絡が終了していたことから、福祉施設に状況確認をする。10施設の受け入れ困難が報告された。大学に対して、他県での受け入れが可能な学生の体験について依頼するなど調整。被災状況などで日程変更などの対応が必要であったが、概ね予定どおりに実施した。学生実施数1,072人 | ●予定どおりに事業実施。学生実施数1,052人<br>震災のために進路変更を余儀なくされた学生の介護等体験辞退多数 | ●予定どおりに事業実施。学生実施数1,050人 |
| 増えた業務内容 | ●福祉施設の状況確認。体験利用受け入れ予定施設の被災状況が不明なため、150施設の受け入れ再依頼と状況確認、再調整。被災状況などで体験実施日を後期に変更するなどの対応 | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●本県出身者で他県在学者を本県施設で受け入れ、または受け入れ予定の場合、施設の被災状況などにより他県での受け入れを依頼調整。本県在学中の他県出身者について、出身県の施設への希望確認など大学と連絡し、予定期間の修了に向けた | | |

●３年間を振り返り評価できる内容
震災当初、介護等体験学生の受け入れ福祉施設の状況が不明であることから、再度依頼したことで、各施設の被災状況を確認し、滞りなく実施できた

●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性
福祉施設・大学との調整連絡

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 広域化 | 長期化 | 新たな取り組み |
|---|---|---|---|
| 求められた対応 | ●各事業所確認のため訪問や移動相談の実施 | ●各事業所状況を確認する事業所訪問や移動相談の継続 | ●アドバイザー派遣の情報提供 |
| 難しかった取り組み | ●人員が少ない中での窓口対応<br>●事業所の被災状況などの確認に時間を要した | ●被災事業所の訪問、聞き取り。被災事業所の状況に応じた人材確保 | ●被災事業所、再建事業所などの人材確保 |
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●事業所訪問と同時に、当センターの案内をして利用を促した | ●関係機関との連携で求職者を支援 | ●福祉職についての情報提供と啓発活動の実施 |
| 現在取り組んでいる内容 | ●事業所訪問や移動相談（県内９か所）などの継続実施 | ●地域で行う面談会の開催箇所が拡大している | |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題
常に窓口を開設して、県内の福祉人材確保にあたる当センターの役割意識を職員で共有していく

●今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」
福祉の仕事の啓発を行い、将来を担う福祉人材を育てていく

# 地域福祉部 ＊中国帰国者支援・交流センター

## ■既存事業の概要

●**中国帰国者支援・交流センター事業**／国、県、市の委託に基づき、中国帰国者などが地域において安心していきいきと暮らすことができるように、日本語学習や交流会などをとおし自立に向けて支援するとともに、地域の中に支援体制の構築を図るもの（日本語教室などの開講、交流事業の実施、相談窓口の開設、就労支援、通訳の派遣など）

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 中国帰国者支援・交流センター事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災直後から委託者の同意を得て相談業務と通訳派遣を除く一切の事業を休止（５月まで） | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●中国センターへの通所者の安否確認（５月まで）<br>●震災時およびその後の状況に関するアンケート調査の実施 | | |
| 中止、縮小された業務 | ●日本語教室、交流事業などの休講（５月まで）<br>●移動交流会（福島県で開催計画）の中止 | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●電話の不通により、避難場所の特定などの情報収集、安否確認が困難な状況の長期化 | | |
| 見直した業務内容 | ●特になし | | |

●**３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
通所者個々の危機管理意識の高揚
●**震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
相談窓口の開設と通訳派遣
●**３年間を振り返り新たに気付いた課題**
危機管理意識の継続

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 新たな取り組み |
|---|---|
| 求められた対応 | ●帰国者個々の生活状況やニーズに即した危機管理対策の実践 |
| 難しかった取り組み | ●帰国者の危機管理意識の継続と個人情報などの把握 |
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●避難場所の掲示、防災カードの発行、危機管理に関する研修会の開催、避難訓練の継続実施 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | ●上記内容について、他の中国センターから照会や講演依頼がある |
| 現在取り組んでいる内容 | ●災害に対する意識が希薄にならないよう、定期的な危機管理に関する研修会などの実施 |

●**今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
災害時の帰国者の言葉の問題への対応（解決策は困難）
●**今回の災害から得た経験を未来に生かすための「未来への提言」**
災害時に対応可能な中国語の話せるボランティアなどの確保が必要と思うが現実的には困難

## ■既存事業の概要

●**介護支援専門員実務研修受講試験事業**／宮城県知事指定の試験実施機関として年１回実施する
●**介護支援専門員実務研修事業**／介護支援専門員として資格登録のための研修である。ケアプラン作成など、業務を行う上で基礎となる専門知識および技術についての習得のほか、介護認定調査員の資格登録の研修も同時に実施する（県委託研修事業）
●**介護支援専門員研修事業Ⅰ・Ⅱ**／介護支援専門員の実務経験年数に応じて専門研修Ⅰ課程およびⅡ課程を受講し、実務に従事する介護支援専門員の質の向上を目的に実施する（県委託研修事業）
●**障害者相談支援従事者研修事業**／相談支援専門員として従事しようとする者を対象とし、相談支援事業所等にあって、サービス等利用支援計画の作成など、相談支援専門員として業務を行う上で基礎となる専門知識および技術についての習得を目的として実施する（県委託研修事業）
●**サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修事業**／サービス管理責任者等に従事しようとする者を対象とし、福祉サービス事業所等にあって、個別支援計画の作成など、サービス管理責任者等として業務を行う上で基礎となる専門知識および技術についての習得を目的として実施する（県指定研修事業）
●**障害者就労総合支援事業（知的障害者ホームヘルパー養成研修事業）**／知的障害者などを対象として実施し、居宅介護職員初任者研修と同じ資格取得ができる研修である（県委託研修事業）
●**社会福祉従事者研修**／県内の社会福祉に関する人材育成を目的に、行政職員、社会福祉施設職員、民生委員等の社会福祉に関係する従事者を対象として、各種の研修を実施する。また、福祉サービス第三者評価調査者養成・継続研修なども実施している
●**主任介護支援専門員研修事業**／宮城県内に所在する地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所に勤務する現任の介護支援専門員を対象に包括的継続的ケアマネジメントを担う中核的人材である主任介護支援専門員の養成を目的に実施する（平成23年度、平成24年度、県委託研修事業）平成25年度からは宮城県ケアマネジャー協会が実施している

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 業務内容 | ①介護支援専門員実務研修受講試験および介護支援専門員研修に関する事業 | | |
| 業務の推移 | ●震災の影響により、事業開始時期の変更がなされた。具体的には６月からの実施予定を９月から実施に変更した | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●研修会場の使用時期の変更調整および会場の確保調整業務 | ●平成23年度に繰り越した研修受講者の受け入れ準備のため、会場確保、講師確保、カリキュラムの見直しをした | |
| 中止、縮小された業務 | ●更新研修と専門研修を実施予定だったが、更新研修のみの実施とした | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●被災した講師も多く、講師の確保が非常に困難であった<br>●多数の事業所が被災し、受験に必要な実務経験証明書の発行が困難な状況になった。このため、代替書類で確認するなどの救済措置を行い、受験者が不利益にならない対応を実施した<br>●研修資料を流失した受講者には、必要に応じて再度提供した | ●平成23年度に繰り越した研修受講者人数の把握およびその会場確保、講師確保、タイトな日程の調整 | |
| 見直した業務内容 | ●試験事業の危機管理計画マニュアルの見直しを行った | ●講師への配慮のため研修日程カリキュラムを変更した（専門Ⅰにおける午前午後の同一講師配置など） | |

●**震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**
・震災により使用中止となる建物があり、研修会場を確保することが困難であった
・各種の資格更新研修が中止になれば、直接的に利用者の福祉サービス利用や事業所の運営に支障がでるので、研修が安定して実施できるための事前からの対策が必要
●**３年間を振り返り新たに気付いた課題**
研修開催中における不測の事態に備えた事業継続計画（BCP）が重要である

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ② 障害者就労総合支援事業（知的障害者ホームヘルパー養成研修事業） | | |
| 事業の推移 | ●震災の影響により、平成22年度３級後期分の研修カリキュラムが終了できずに、平成23年度へ持ち越しとなり実施した | ●３級課程２回→１回に変更 | ●各業務通常スケジュール |
| 増えた業務内容 | ●平成22年度に震災により中止となった残りの日程を調整して、３級後期つみ残し分を実施した | | |
| 中止、縮小された業務 | ●前年度分を実施するにあたり３級は平成23年度分前期後期ともに中止した | ●３級課程２回→１回に縮小 | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●支援学校を卒業した方に平成22年度分の研修受講していただくために就労先への説明や学校への説明および日程調整 | | |

●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性

震災発生時に研修を実施していたが、研修生の帰宅困難や家族、学校、関係機関への連絡などが困難な状況であった。震災が起きたことを仮定した、非常時プランの想定も必要と感じた

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | ③ 社会福祉従事者研修事業 | | |
| 事業の推移 | ●震災の影響により、研修実施時期を遅らせて開始したため特定の研修のみの実施となった | ●各業務通常スケジュール | 同左 |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●実施する研修の選定およびその調整 | | |

## 震災対応業務（震災により生じた業務）

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業の推移 | ●６月までは、研修課業務は必要最低限の決算などの優先業務に絞り実施する<br>●６月から徐々に県の研修担当者と打ち合わせをし、研修の実施時期について調整した | | |
| 増えた業務内容 | ●震災復興支援業務（県災害VC）に職員を派遣した | | |
| 中止、縮小された業務 | ●６月まで、全ての事業を停止した | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●研修会場の使用時期の変更調整および会場の確保調整業務 | | |

# 人材育成部▶いきがい健康課

## ■既存事業の概要

**●シニアカレッジ運営事業（宮城いきいき学園運営事業）／**高齢者の学習ニーズに応えるため、学習の場をとおして「生きがい」と「健康」づくりを図り、地域社会の発展に寄与するとともに、地域貢献活動へ参画する高齢者のリーダーとなる人材の育成を図るため、県内に在住するおおむね60歳以上の方々を対象に、「宮城いきいき学園」５校を運営する

**●啓発情報誌発行事業（いきいきライフみやぎ発行事業）／**高齢化社会に対応するシニア世代を中心とした県民に対し、より一層健康で楽しい、充実したセカンドライフを送ることができるように、さまざまな情報を提供し、社会参加を促すため、情報誌「いきいきライフみやぎ」を発行する

**●宮城シニア美術展開催事業／**高齢者の文化活動として、創作による作品（日本画、洋画、書、写真、工芸）の募集・展示をとおして、ふれあいと生きがいづくりの促進を図るため、宮城シニア美術展を開催する。併せて、全国健康福祉祭（ねんりんピック）美術展部門の出展作品を選考する

**●シルバースポーツ振興事業／**

・高齢者のスポーツ振興を図るため、高齢者のスポーツ・文化などの全国大会である全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ選手を派遣する。

・高齢者のスポーツ振興を図るため、県内で開催される高齢者スポーツ大会へ補助金を交付する

**●高齢者生きがい健康づくり推進協力員設置事業／**宮城いきいき学園卒業生を「生きがい健康づくり推進協力員」に委嘱し、いきいき学園5校が所在する各地区において「生きがい健康づくり推進協力員」が地域住民の生きがいと健康づくりをめざして企画する事業に対して支援を行う

**●いきいきSUNクラブ運営事業／**高齢化社会において、豊かでいきいきとした生活の実現に資するため、会員制による各種情報の発信とサービスを行う

## 既存事業の概要と震災による影響

| 項目 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---|---|---|---|
| 事業名 | 宮城いきいき学園運営事業 | | |
| 事業の推移 | ●５校合同の入学式を中止し、大崎校にあっては５月31日、仙南校、石巻校、登米・栗原校にあっては６月１日に校ごとに入学式を挙行し、学習を開始した。また、大津波により学習会場が被災した気仙沼・本吉校にあっては、１年間休校することとした | ●気仙沼・本吉校にあっては、学習会場として三陸新報社３階大ホールを、事務室として東陵高校プール付属棟１室を借用し、学習を開始した | 同左 |
| 増えた業務内容 | ●石巻校にあっては、学習会場の東松島市コミュニティセンターが避難場所になったため、それに代わる学習会場を、また、被災した気仙沼・本吉校の代替の学習会場、事務室を探す必要が生じた | ●気仙沼・本吉校の代替の学習会場、事務室の確保 | 同左 |
| 中止、縮小された業務 | ●５校合同の入学式を中止し、校ごとに入学式を挙行した<br>●気仙沼・本吉校にあっては、１年間休校することとした | | |
| 対応が難しかった内容、配慮したこと | ●代替の学習会場、事務室の確保 | 同左 | 同左 |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**

石巻校、気仙沼・本吉校にあっては、関係者の格別の協力があったことから、学習を再開することができた

**●震災があったからこそ学んだ既存事業の重要性**

震災により地域が疲弊した状況下で、卒業生、在校生が学園で学んだ知識や経験などを生かしながら、地域貢献活動に積極的に参加していた

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 長期化 |
|---|---|
| 現在取り組んでいる内容 | ●気仙沼・本吉校の代替の学習会場、事務室の確保 |

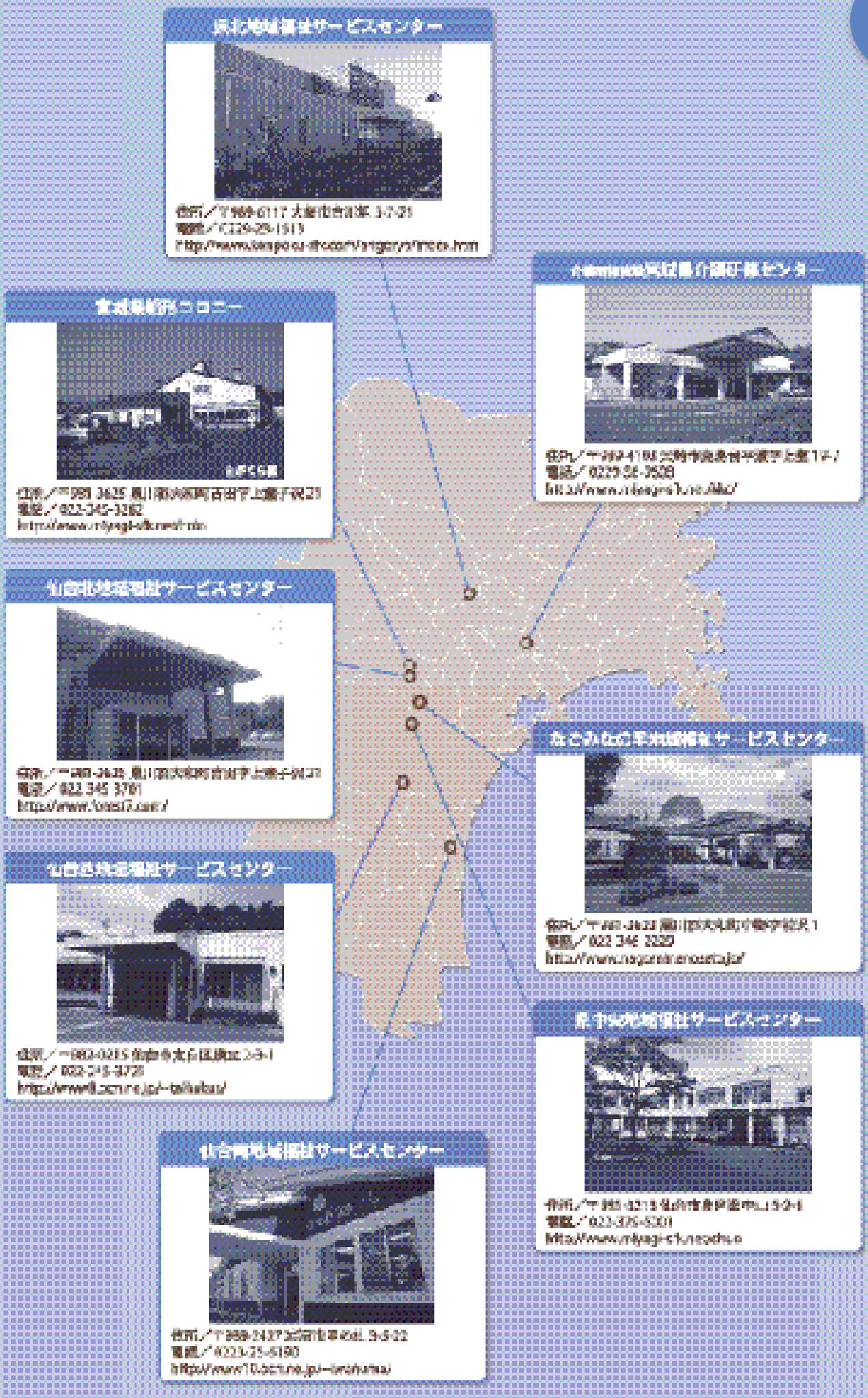
気仙地域福祉サービスセンター
住所／〒988-0117 大船渡市猪川町 3-7-31
電話／0226-29-1515
http://www.kesapo-u-dr.com/vrtgpry/rmco.htm
宮城県総合センター
仙台北部地域福祉サービスセンター
仙台南部地域福祉サービスセンター
社会福祉協議会
なとみなの平和福祉サービスセンター
住所／〒986-0826 石巻市南浜町3丁目1-1
電話／0225 96 2220
http://www.npzmirainoeda.jp/
北部地域福祉サービスセンター
住所／〒989-6161 大崎市古川穂波3-7-1
電話／0229-23-3939
http://www.npzmirainoeda.jp/

# 宮城県船形コロニー

## ■事業の概要

●宮城県船形コロニー／障害者支援施設(定員300人)、就労継続支援Ｂ型(定員20人)、短期入所(定員10人)を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●風呂・暖房の使用を調節し、常に温かい食事提供に努めた | ●風邪も重篤な肺疾患となる震災時ケアの反省から、口腔衛生など衛生対策を強化する取り組みを行った |
| 職員体制 | ●ガソリン不足で帰宅困難となった職員が多数いたが、食住への対応、公用車の使用など、多数の便宜を図り、職員体制を維持した | |
| 地域住民や被災者(障害者・施設利用者など)への支援 | ●市町村や個人から、津波被害で家族を亡くしたり、地震被害で自宅が倒壊し生活ができなくなったため、入所や短期入所の受け入れ相談が11件あった。９人が短期入所を利用し、そのうち７人は後日、生活場所などの確保ができたが、４人は難しく５・９・10月に入所となった。また、相談はあったが利用しなかった２人は他施設やケアホームで受け入れている | ●平成25年度、気仙沼市内の施設に入所していた方が、外泊先である父方実家が津波により流され、自宅近くの施設を利用希望され入所された |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●大和町社協ほか県内外の社会福祉法人などから、パンなどの食料品やトイレットペーパーなどの日用品などの支援があった | |
| 対応が難しかった内容 | ●ガソリンなどの燃料確保が難しかった | |
| 震災により生じた変化 | ●停電時の対策として発電機９台を増設した。備蓄非常食を３日分から５日分に増やした | ●非常照明器具65台を購入し、停電時の照明として用意した |
| 見直した業務内容 | ●緊急時行動計画見直し | ●緊急時行動計画の年次見直し |

**●３年間を振り返り評価できる内容(外部評価含む)**
法人本部および県知的障害者福祉協会と連携し、支援物資のストックヤードとしての活動と、県外病院への移送を行った

**●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割**
県内障害者施設への支援として全国からの支援物資の一時的保管(ストックヤード)

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画(BCP)を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施(メール対応)、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | ●ガソリン不足で帰宅困難者となった職員が多数いたが、食住への対応、公用車の使用などの便宜を図った |
| 現在取り組んでいる内容 | ●福祉避難所となった際のトイレやフロアの間仕切りなどについて検討中<br>●緊急時対応として、仮設トイレ(テント付き、屋外対応可能)を一基購入し、増設を検討中 |

**●今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
・支援を受ける側と支援する側の両方の立場に立って、あらかじめ必要な物資・仕組みなどを検証し準備しておく必要がある
・ライフラインが戻れば、通常の業務が行えるが、被害の大きい施設への対応を県社協として、どう捉えるかが課題

# 県北地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●**県北地域福祉サービスセンター**／宮城県援護寮（定員20人）、短期入所（定員２人）、地域支援センターほほえみでは、障害者就業・生活支援センターLink、地域相談支援センター「時や」、共同生活援助（定員13人）を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●発災後、ライフラインがストップしたことと、緊急受け入れなどを継続的に実施していたため、利用者サービスは段階的に再開した | |
| 職員体制 | ●援護寮は軽微な被害だったものの、地域支援センターほほえみの相談・就労関係・共同生活援助事業所が入居するビルが半月程度安全上の理由で使用できなくなり、援護寮に仮住まいすることになったため、その間各事業を継続しながら、援護寮の利用者支援をサポートした | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●発災直後、当時援護寮でバックアップしていたグループホームが一時的に利用できない状況になり、その利用者数人と近隣自治体からの要請に応じて定員以上の受け入れを行った。そのうちの数人が体調をくずし入院となった | ●援護寮では県東部沿岸地域在住で被災した利用者１人を震災後に受け入れた |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●発災直後に近隣地域などの支援を受けた。また、支援団体などから多数の物資の提供を受けた | ●援護寮では利用者の障害特性(精神障害)などへの配慮から、近隣地域との交流を回避してきたが、発災後にさまざまな方面から支援を受けたことを契機に、ボランティアの受け入れについても段階的に取り組み始めている |
| 対応が難しかった内容 | ●利用者の定期薬などの入手が非常に困難になった(通院先が近隣だけでなく遠方だったことや、通院先からの処方箋発行・受薬が不可能になったため、関係機関と検討の上、別機関で処方箋を発行をしていただくなどの対応をした) | |
| 震災により生じた変化 | ●備蓄物資の量的な見直しを図り３日分から５日分に増やして配備。非常用発電機・蓄電器などの非常用設備を設置 | |
| 見直した業務内容 | ●自動車燃料の補給タイミングについて、残量が半分となった時点での満タン給油の徹底 | ●緊急時行動計画の年次見直し |

●**３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
職員ばかりでなく、利用者自身も危機管理に対する理解が深まった

●**３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割**
被災時の要支援者の受け入れ

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メールでの対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | |

●**今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
・震災後に、物資の中でも特に利用者の定期薬を入手するのに非常に苦慮した。同様の規模の災害があっても安定した提供が受けられるようなシステムがあればいいのではないかと感じる
・災害時の物資確保、地域との連携などが今度の課題

# 仙台北地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●**仙台北地域福祉サービスセンター**／在宅心身障害者保養施設宮城県七ツ森希望の家（定員80人）と地域支援センターぱれっとを運営している。宮城県七ツ森希望の家では、生活介護などの多機能事業所（定員10人）と放課後等デイサービス（定員10人）を運営している。また、地域支援センターぱれっとでは、ぱれっとよしおか、ぱれっとさんのうと地域ごとに相談支援などの拠点を設け運営しているほか、障害者就業・生活支援センターわ～く、共同生活援助事業所（定員58人）、生活介護事業所（定員20人）を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●発災当日に利用していた帰宅困難な保養客を、帰宅可能となった３月13日まで受け入れた。法人内２施設の利用者の入浴を受け入れた（11回）。４月１日から通常業務を開始したが、キャンセルが多かった | |
| 職員体制 | ●職員に被害はなかったが、ガソリン不足による通勤困難者を考慮し、七ツ森希望の家に宿泊させた | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●地域支援センターぱれっとのグループホーム利用者（63人）は七ツ森希望の家へ集団避難した。状況が落ち着きはじめた３月下旬ごろから、各ホームへ戻りはじめ３月30日までには全員ホームへ戻っている。七ヶ浜町在住の障害者（１人）を短期保護で受け入れた（３月25日～４月15日）<br>●関係団体の協力のもと、被災者支援として仮設住宅および福祉施設などにおける余暇活動の支援を実施。平成23年度／石巻市：３回 | ●関係団体と協力し、被災者支援として仮設住宅および福祉施設などにおける余暇活動の支援を実施。平成24年度／石巻市：14回、山元町：１回、南三陸町：２回。平成25年度／石巻市、山元町、南三陸町：13回 |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | | |
| 対応が難しかった内容 | ●ガソリンなどの燃料が不足し、利用者の安否確認はもちろんのこと、職員の出勤もままならなかったため七ツ森希望の家へ宿泊させた | |
| 震災により生じた変化 | ●食料不足を考慮し、備蓄非常食を３日分から４日分に見直した | |
| 見直した業務内容 | ●通信不通を想定し、緊急時には把握のためグループホームへ直行する体制を整えた | ●緊急時行動計画の年次見直し<br>●最小限の照明や情報収集のために発電機（希望の家・ぱれっと・すまいるに設置）と投光器を購入した |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
職員の災害に対する危機意識が高まった

**●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割**
七ツ森希望の家は指定管理者施設であり、県と連携しながら被災者の受け入れなどを行っていく

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | |

**●今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
・食材などの物資やエネルギーの確保のほか、特に被災障害者への支援体制、被災者間のストレスに対する対応などは通常の支援計画では予測不能であり、大変困難を要した。日頃からの防災意識（習慣）の大切さを感じた
・地域との連携をどうしていくかを考えていく必要性がある

# 県中央地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●県中央地域福祉サービスセンター／福祉型障害児入所施設宮城県啓佑学園（定員60人）、短期入所（定員４人）、日中一時支援事業、障害者支援施設宮城県第二啓佑学園（定員30人）、短期入所（定員３人）、日中一時支援事業、宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」、地域支援センターしんぼし、共同生活援助（定員30人）、生活介護（定員30人）

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●震災当日は、小・中学校の卒業式にあたり、啓佑学園の利用者は全て園内に戻っていたが、外泊のため帰宅中の２人は安否確認を必要とした。啓佑学園・第二啓佑学園では、地震対応マニュアルに基づき避難・点呼を実施。一部怖がる利用者はいたものの、大きな混乱もなく人的被害もなかった。地域支援センターしんぼしの事業所へも安否確認の職員を派遣し、22人の利用者を園内へ避難させた | ●サービス提供については基本的に同じだが、利用の背景などに、家族の状況、地域の活用資源、地域のつながりなど、変化がある方もいる |
| 職員体制 | ●震災当日より非常招集体制となり、出勤可能な職員が施設へと集合した。利用者見守りと施設点検の２班に分かれ余震に備えた。翌日は、通常の職員体制を増員し、業務を遂行した | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●震災３日目から徐々に支援物資が届きはじめ、近隣の町内会や隣接する光明特別支援学校と分け合ったほか、貯水槽や高架タンクの水を提供するなど近隣とも密接に連携した<br>●発達障害者支援センター「えくぼ」：平成23年度／宮城県発達障害者復興拠点事業を受託。県との調整、被災地における発達障害に関する障害福祉サービス基盤・整備事業（具体的な事業内容として県内（仙台市除く）の発達障害児者のニーズ調査、支援手法導入研修３回、圏域導入研修１回、関係者会議１回） | ●平成24年度／宮城県発達障害者復興拠点事業の受託。県との調整・具体的な事業内容として圏域別研修、支援手法別研修、関係者会議、支援機関コンサルテーションの実施<br>●平成25年度／宮城県発達障害者拠点事業の受託。県との調整・具体的な事業内容として、発達障害支援研修、関係者会議、支援機関コンサルテーションの実施、地域自立支援協議会への協力、県域支援拠点としての位置付け |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●近隣地域などから援助物資を多数いただいている | |
| 対応が難しかった内容 | ●ボイラーが停止し、給湯ができなくなったことにより、入浴ができなくなったほか、暖房が停止したため、重ね着をすることで寒さに対応したが、数人のインフルエンザ罹患者が発生。嘱託医師の尽力により、リレンザなどの医薬品を入手できた<br>●機械室で水漏れが発生、ボイラーの破損により調理が不可能となり、炊飯用の薪の確保が必要となった。炊飯の一部は自家発電設備をもつ船形コロニーで代行した | |
| 震災により生じた変化 | ●当日より地域住民を受け入れたことを皮切りに、短期入所として被災者３人を受け入れた。震災特例入所として、東松島・気仙沼から各１人を受け入れたほか、一般住民を９人、避難所での共同生活になじめなかった知的障害児１人を受け入れた<br>●食料など備蓄品の見直し | |
| 見直した業務内容 | ●緊急時行動計画の年次見直し | ●緊急時行動計画の年次見直し |

●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）
　災害に対する職員の意識が高まった
●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割
　要援護者の支援と対応の検討

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧できるよう、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | ●宮城県知的障害者福祉協会などをとおしての情報交換や研修事業を継続している<br>●地域の町内会、ボランティア団体などとの連携を継続している<br>●実習生の受け入れを積極的に行うことにより、人材育成の支援を継続している |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題
・地域や職域・職能団体との連携を進め、人と人とのつながりを深めるための継続的な取り組みが必要
・県立施設の役割を踏まえつつ、要援護者の受け入れについての認知度のアップ
・震災体験から得た中から、継続、継承する事業の検討が必要

# 介護研修施設 宮城県介護研修センター

## ■事業の概要

●宮城県介護研修センター／社会福祉事業従事者、在宅介護者などの介護研修に関すること。福祉用具の利用についての相談および指導、そのほか介護についての相談および指導に関すること

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●支援していたALSなど神経難病在宅者（９人）の安否確認。意思伝達装置の使用状況確認、代替用具の貸し出し<br>●建物修繕完了まで通常業務を停止し、９月から研修事業開始 | |
| 職員体制 | | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●被災地域の避難所で必要とされる福祉用具のニーズ調査の実施。福祉用具などの支援物資受払拠点（ストックヤード）機能と管理。OT・PT、関係機関のボランティアの宿泊拠点。避難所・仮設住宅の要介護者へのニーズに応じた福祉用具の提供（９月20日まで）<br>●仮設住宅入居者からの相談対応（玄関・浴室・トイレなど） | |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | | |
| 対応が難しかった内容 | ●大規模災害時の介護研修センターとしての役割<br>●福祉用具など支援物資の受払いや管理方法 | |
| 震災により生じた変化 | ●非常食、飲料水の備蓄を１週間程度に増やした。反射板型石油ストーブの保有 | |
| 見直した業務内容 | | ●緊急時行動計画の年次見直し |

●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）
「緊急時行動計画」「連絡先等付属資料」の改定

●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割
他の機関では対応が困難な神経難病在宅者への支援。福祉用具支援物資の集積・管理・配分の役割

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題
・休日は基本的に無人となるので、災害時の緊急招集に係る通信訓練を徹底する
・災害断水時におけるトイレ用水の確保のため、雨水タンクの設置などが必要

# 仙台南地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●**仙台南地域福祉サービスセンター**／岩沼市障害者地域活動支援センターやすらぎの里（定員15人）、短期入所（定員２人）、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援事業、日中一時支援事業、岩沼市障害者地域就労支援センターひまわりホーム、就労移行支援（定員６人）、就労継続支援B型（定員35人）、短期入所（定員２人）、岩沼市知的障害者自立生活体験学習施設トレーニングホームたてした、知的障害者グループホーム体験ステイ事業、地域支援センターいわぬま（共同生活援助定員５人）、ぱれっとさとのもり（相談支援など）を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●やすらぎの里では震災の影響で自宅へ戻れない通所者２人のため緊急受け入れ（短期入所）をした | ●平成24年７月初めて被災者３人（亘理町１人・山元町２人→震災後より岩沼市へ転居）を受け入れる。いずれも精神障害があり震災で津波を体験した利用者でありフラッシュバックしないように保護者と連携を図り精神の安定に努めている<br>●平成25年度には、やすらぎの里で高台想定での避難訓練を実施した<br>●福祉QC活動にて［スムーズな避難誘導を目指そう！～防災力を高めよう～］をテーマに取り組む |
| 職員体制 | ●通所形態のため、基本的には変更なし。ガソリン不足により帰宅できない職員は、トレーニングホームたてしたなどで宿泊し業務に支障が出ないよう配慮した | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●施設利用者や居宅介護利用者に対し自宅訪問による安否確認や地域住民などに対して野菜や飲料水の無料提供に努めた | ●基本的に変更はないが、施設周辺にある仮設住宅を訪問し、野菜や漬物などを販売しつつ地域住民との交流を図っている |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●支援物資として、飲料水や布団の提供を受けた | |
| 対応が難しかった内容 | ●地域において施設が担う役割として福祉避難所として要援護者の支援と受け入れ、地域住民の方への施設機能の開放など | ●地域に根ざした通所施設となるよう地域との関わりを意識し、行事参加の働きかけや施設ボランティアの受け入れなどを行っているが、まだまだ成果が上がらない状況である |
| 震災により生じた変化 | ●緊急時の送迎については、原則施設側において送迎などの対応を取ることで保護者と確認した | ●沿岸部が甚大な被害を受けたことにより家庭用のごみ袋の小売販売ができず、減収となった。今でもその影響が多少あり、工賃支給に影響が出ている<br>●今回のように災害が大きく、長期化することを想定し、飲料水も含め備蓄品を５日分整備した |
| 見直した業務内容 | ●緊急時行動計画の年次見直し | ●緊急時行動計画の年次見直し |

**●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）**
・職員の災害に対する危機管理の意識が高まった
・やすらぎの里では、平成25年度に引き続き平成26年度も福祉QC活動にて防災力を高めることをテーマに設定、取り組みは県社協の「福祉QC事例集」に掲載された

**●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割**
普段からの関わりの中で信頼関係が構築できることを痛感した

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●防災および通所者への支援体制→避難訓練の充実、発災時の職員の動きや組織体制、地域や外部機関との連携<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | ●福祉QC活動にて、職員の防災意識を高めている |

**●今後の大規模災害に備えた教訓や課題**
・災害時の物資確保、地域との連携など、施設の果たす役割を検討していく
・NPOを含め各種関係団体といかに情報を共有し連携を図るか。そのためには日頃からの関係性構築や継続的な取り組みが必要

# なごみなの里地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●なごみなの里地域福祉サービスセンター／特別養護老人ホーム和風園（定員200人、短期入所20人）、養護老人ホーム偕楽園（定員80人、短期入所２人）、地域支援センターなごみな（通所介護定員30人、共同生活援助13人、訪問介護、居宅介護支援）を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●グループホーム利用者７人、３月末まで園内空き部屋に避難(偕楽園)<br>●通所介護事業所は３月末日まで休止せざるを得なかった(なごみな) | |
| 職員体制 | ●普段は配置していない管理宿直者を３月11日～31日まで配置した(偕楽園) | |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●発災後、南三陸町ほか被災地から緊急受け入れを行った（和風園９人、偕楽園10人）<br>●断水している地域住民に３月19日～29日の間、連日100人以上に給水(和風園、偕楽園)<br>●在宅で酸素ボンベを使用している方に酸素ボンベを提供(和風園) | ●南三陸町ほか被災地から緊急に受け入れた利用者は、現在も和風園で８人、偕楽園で７人が生活している |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●水(船形コロニー、大和町)。食品(大和町、個人)。LPガス(食菜館ひまわり)。A重油(船形コロニー、県災害対策本部) | |
| 対応が難しかった内容 | ●世話人の安否確認(なごみな) | |
| 震災により生じた変化 | ●非常食備蓄を３日分から５日分に増やした(和風園、偕楽園)<br>●発電機を追加で４台とヘッドライトを購入した(和風園) | |
| 見直した業務内容 | ●緊急時行動計画見直し | ●緊急時行動計画の年次見直し |

●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）
- ホールや空き部屋を利用し、被災者を受け入れられたこと
- 定員を超える利用者の受け入れを行った（和風園）

●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割
- 要援護者受け入れなど、セーフティネットとしての機能

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、業務が安定するまでは一部業務の停止、組織再編成が必要なため、事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | |
| 現在取り組んでいる内容 | ●県老施協で、沿岸部の施設と内陸部の施設が災害時に相互に助け合う協定を結んでいる(和風園、偕楽園)<br>●ベッドを年次で更新しているが、古いベッドをすぐに廃棄せず、非常時に使用できるよう保管している(和風園)<br>●平成24年度に大和町、大郷町、平成25年に富谷町と「災害時における要援護者の受け入れなどの協力に関する協定書」を締結した |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題

今回の長時間の停電を踏まえ、非常用発電の補完をする発電機を4台追加購入した。また非常照明で足りない箇所への対応として、ヘッドライトを購入した（和風園）

# 仙台西地域福祉サービスセンター

## ■事業の概要

●仙台西地域福祉サービスセンター／救護施設太白荘（定員100人）、地域支援センターはたたて（共同生活援助定員17人）を運営している

## 震災後の取り組み

| 項目 | 発災後～平成23年度 | 平成24年度～平成25年度 |
|---|---|---|
| 利用者サービス | ●ライフラインが復旧するまで利用者の安全と照明や暖房、食事の確保が最優先だったが、ライフラインが復旧してからは通常の支援を実施した<br>●はたたては通所事業所に行っていた入居者の無事を確認するのに翌日の昼までかかった | ●通常の支援体制の維持ができている |
| 職員体制 | ●太白荘は翌日昼までに職員全員の安否を確認した。翌日以降も通常の勤務体制を維持できていたが、土・日曜日については４月上旬まで、通常は配置していない事務所の職員を１人配置し、非常時に備えた<br>●地域支援センターはたたては通所事業所が３月21日まで休業となったため、入居者はホームで過ごすことになり、世話人の24時間体制の配置を実施した | ●災害時の緊急対応などについて、組織系統の整理を行い、スムーズな伝達が可能になるようにしている。平成25年度に安否確認システムを導入したことで、安否確認をスムーズに行えるよう、システム利用について職員への周知と実際の運用訓練を実施しているが、微妙な入力ミスにより確認が取れない職員もおり、いざという時のスムーズな運用にはまだまだ時間を要する |
| 地域住民や被災者（障害者・施設利用者など）への支援 | ●３月19日に名取市の避難所から男性１人を受け入れた | ●３月19日に名取市の避難所から受け入れた１人は４月１日付で入所となり、その後、居宅生活訓練を受け、地域生活に移行した |
| 当該施設・事業所が受けた支援 | ●各方面よりさまざまな支援物資をいただいた | ●震災を経験したことで何が不足しているか把握し、支援物資だけに頼らないよう物資の整備に努めた |
| 対応が難しかった内容 | ●食料調達の方法や支援物資の情報が入手し難く、約100人におよぶ太白荘の利用者の毎回の食事が不安だった。一日２食の食事体制にし、結果的に途切れることなく提供できた。太白荘は全館ガス暖房のため、ガス復旧するまで暖を取る手段に苦慮した | |
| 震災により生じた変化 | ●震災直後は食料の確保に苦慮し、一日２食の食事で寒い中我慢してもらった。以後食料の備蓄は５日分とした | ●非常食の備蓄を５日分から７日分に増やした。蓄電池や自家発電機を準備した |
| 見直した業務内容 | ●緊急時行動計画の見直し | ●緊急時行動計画の年次見直し<br>●災害時応援協定の締結（東山荘）<br>●災害時などの地域協力体制にかかる覚書（人来田学区町内会連合会） |

●３年間を振り返り評価できる内容（外部評価含む）

緊急時行動計画や事業継続計画（BCP）など、震災を実体験したからこそ分かる備えとしてさまざま用意できたのは良かったと思う。災害の記憶を風化させずに定期的な確認や人事異動による職員集団の変化に合わせた伝達などを含め、生きた緊急時行動計画や事業継続計画（BCP）にしていきたい

●３年間を振り返り当該施設事業所の重要性と災害時に果たす役割

震災後緊急入所した方は１人だけだったが、この３年間で、環境の変化や家族など支援者がいなくなったことによる身体的・精神的病状の悪化により入院を余儀なくされ、退院可能になったところで行く当てのない方やホームレス状態の方の受け入れ先として、入所の相談は数多い

## 発災から３年間の振り返り

| 項目 | 取り組み内容 |
|---|---|
| 効果を高めるための工夫や改善内容 | ●震災後、町内の災害避難所の運営マニュアルが作られ、その説明会に施設として参加し、施設の立場で何ができるか、何をすべきかの確認を行った<br>●事業継続計画（BCP）を作成した<br>●緊急時の安否確認システム訓練の実施（メール対応）、衛星携帯電話での通信訓練 |
| 評価できる点、評価が得られた点 | ●地域との懇談会にて、災害時などは太白荘にも避難所として利用していただける準備があることを周知することができた。また覚書の確認も行った |
| 現在取り組んでいる内容 | |

●今後の大規模災害に備えた教訓や課題

災害が起きたとき、多数の避難所が開設されると思うが、障害のある方々にとってはそこすらも安心安全な場所ではなく、生活のしづらさがあると思われる。他者とのトラブルよりも自由なホームレスな生活を望む方々には、施設という器もまた生活しづらいようだ。何もかも諦めモードの方々にどのようにモチベーションを上げてもらえるかが大変難しいと考える

第3章

# 県内社会福祉協議会の3年間 職員の声から

宮城県内の社協では、被害の大きかった沿岸部だけではなく、内陸部においても発災後から現在までさまざまな取り組みが行われています。

1年目の記録誌においては、災害ＶＣ運営を中心に、その後の仮設住宅などの入居期までの取り組みを紹介しました。しかし、その後も沿岸市町社協を中心に、仮設住宅などでの見守り支援をはじめとするさまざまな支援活動は継続しています。

宮城県社協として、記録誌の中で全て紹介したいところではありますが、各市町村社協で実施しているこれらの取り組みは膨大であり、限られたスペースで紹介することはできません。

そこで、この章では各市町村社協職員のインタビューなどを通じて、3年間を振り返りながら、その一部を紹介するものです。

# 仙台市社会福祉協議会

## ふだんからの人のつながりに助けられ同じ思いをもって動き続けた

### 人と人の、つながりから

災害ＶＣの立ち上げは、12日未明に決定され、本部を仙台市福祉プラザ４階に設置しました。震災前から災害ボランティアコーディネーター養成講座に参加した大学生などが自発的に参集し、大きな力となりました。

災害ＶＣで必要な物資の調達も、ふだんからつながりを持っていたさまざまな方からの協力で準備できたものもありました。最も必要性の高かった携帯電話も、災害時優先携帯電話の契約先企業に貸し出しを依頼したところ、「担当者の方が災害ＶＣを良く理解しておられ、社内に働きかけていただき、早い時期に借用できることになりました。このように組織や会社というよりも、個人と個人の関係がさまざまな問題解決の糸口となったことが少なくありませんでした」と地域福祉課地域福祉係長の早川敏さんは話します。

### ボランティアと社協間の応援

災害ＶＣ立ち上げ後、地元・近隣のボランティアに続いて、全国のボランティアが宮城の被災地支援のため、仙台をめざして駆けつけてくださいました。しかし震災当初は、仙台市においても県全体のニーズを把握できる状況ではなく、特に津波被災地域は安全上の理由などにより立ち入り禁止措置がとられたことから、その地域での活動を目的に馳せ参じたにもかかわらず、結局待機という状況もありました。

本部４階受付までの廊下・階段にも行列

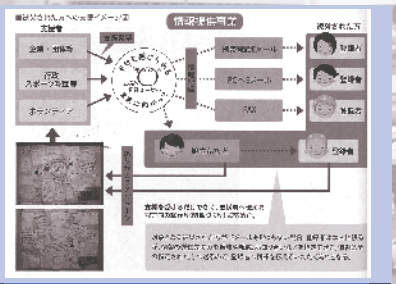

EGAOの事業のひとつであるEメールおよびFAXによる情報提供事業。タイムリーな情報提供と双方向のコミュニケーションツールとして活用

情報コーナーの様子。学生ボランティアの活動や役割をブロック派遣社協職員へ説明

災害VCの様子。さまざまな方の協働によりひとつのセンターが運営されました

ができてしまうことが度々あったため、1階に情報コーナーを設置。「マニュアルにはなかったことですが、学生ボランティアに受付窓口をまかせて、簡単な問い合わせなどに対応してもらい、そこで解決できないものだけ職員にあげてもらいました。仙台で情報を聞いてから現地に行こうという方もいたので、他市町の受付状況などの情報を前日に調べ、伝えるようにしました」と地域福祉課主事の伊藤裕さん。各区災害ＶＣの拠点となった体育館などにネット環境もなかったため、「ボランティアに目的地の場所を指示するのも、住宅地図を複写して、手書きでルートを書いて渡すという手作業の連続でした」と地域福祉課主任の菅原恭子さん。

「社協ネットワーク」の応援としては、3月14日より、13の府県・政令指定都市社協から延べ１６３人の職員に協力をいただき、大きな戦力となりました。

「同じ社協の職員として、日頃から地域の住民を支えたいとの思いは同じなので、説明のいらない中で協力していただきました。ただ、応援職員に何を担ってもらうのか、マニュアルなども整っていなかったため、お願いすることの振り分けなど、もっとこう動けばよかった、といった反省は多々あります」と総務課主幹兼総務係長の加藤正彦さんは話します。

## 震災対応から新たな取り組みへ

3月下旬から4月上旬まで対応した「緊急小口資金特例貸付」は、過去の震災でも実施されていることから、その実施については予め予想されていたものの、申し込みに訪れる人の数は予想をはるかに超えるものでした。

「1日１０００人以上の受付がありました。人手がなくても、ボランティアメンバーには依頼できないので、市民センターの職員、その後ブロック派遣の社協職員にも手伝ってもらいました」と菅原さん。結局仙台市内では、想定の倍以上、2万３０００件を超える申し込みへの対応となりました。

仙台市内にあった全ての避難所が閉鎖されたのは、7月末。被災された方々は仮設住宅などに移りました。市社協も災害ＶＣを閉じ、復興への新たな取り組みを進めるべく「復興支援〝ＥＧＡＯ(笑顔)せんだい〟サポートステーション」を開設。笑顔の輪が地域に広がるように、そんな思いで、取り組みを続けています。ＥＧＡＯでは、あらかじめボランティア希望者を登録し、必要なときに必要なボランティア支援を行う仕組みにしています。

みなし仮設での個別訪問。困りごとがないかどうか伺いました

地元ボランティアグループが主体となるサロン

これからのボランティアと地域との関わり方を考えるとき、社協としては、地域社会にあって支援の担い手を応援したり、また地域の住民と馴染むことへの応援が肝要なこととととらえています。たとえば、市内で活動するＮＰＯやボランティア団体をサポートする、支援する人を側面からボランティアが支えたりすることができるような仕組みづくりも必要と考えています。活動を展開することで、横のつながり、新しいネットワークが広がっていくことをめざしています。

## みなし仮設への支援活動

災害ＶＣ、緊急小口資金特例貸付などの応急的業務が終わり、次の大きな仕事は、いわゆる「みなし仮設」への支援でした。仙台市では８月時点で、津波などで住居を失い応急仮設住宅への転居を余儀なくされた約１万世帯のうち、約７８００世帯が民間の借り上げ住宅に転居することになりました。このみなし仮設は市内全域に点在しているため、情報が伝わりにくく、支援活動も届きにくい状況にありました。仙台市からの要請もあり、みなし仮設の支援を仙台市社協が担うことになり、地域福祉課に「中核支えあいセンター」を設置し「地域支えあい事業」として10月からスタートしました。

各市民センターなどを会場とした巡回相談も開始。週１回程度、支えあいセンターの生活支援相談員が出向き、相談受付や情報提供をしましたが、当初は来所して相談する人はあまり多くなかったため「気軽にお茶飲みでもいいのでおいでください」と、「サロン」を始めました。「同じ地域の友だちと離れ離れで、さみしかった」という人に来てもらえるようになり、サロンでの新しい交流も生まれ始め、地域の人同士のつながりも、少しずつ広がっていきました。

## 地域と人、もっとつながるように

24年度になると、巡回相談ではなく、本部と各区社協に常設センターを設けて生活支援相談員が随時相談を受け付ける体制になり、そこから個別訪問に出向く方式に切り替えました。相談員も23年度の20人から倍以上の42人に増員。みなし仮設への個別訪問は、現在も続けています。

また地域福祉活動計画の策定委員会や地域の方との懇話会などにおける話し合いの中で、復興期の地域での支え合い体制づくりのいっそうの充実が望まれていること、地域福祉を進めるコーディネーター的な役割を持つ人が必要なのでは、という声が多く聞かれるようになりました。そこで25年度から新たな取り組みとして「コミュニティソーシャルワーカー（以下「ＣＳＷ」）配置事業」を開始し、各区に２人ずつ配置しま

復興公営住宅での定期訪問が開始されました（平成26年6月～）

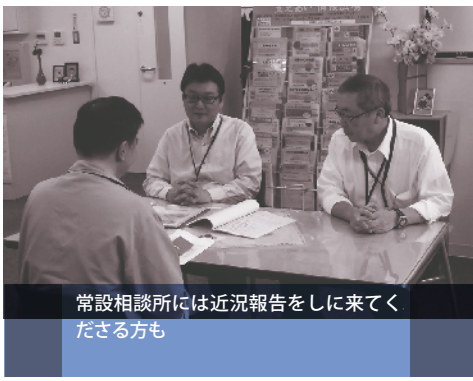

常設相談所には近況報告をしに来てくださる方も

した。

「今は被災者支援という捉え方ですが、これから先、日常的にその地域の状況を把握したり、地域特有の福祉的課題を解決したり、より良い地域づくりに向けた活動を、地域の皆さんや団体などとネットワークを組んでやっていこうという取り組みです」と加藤さんは説明します。

26年度からは復興公営住宅への入居が始まり、27年度には本格化します。住宅の心配はなくなりますが、新しい土地での「ご近所」付き合いの中で、地域とのつながりが持てない方、高齢者の方も多く、孤立の心配も出てきます。「私たちが個別訪問に行くことで一時的な見守りにはなりますが、これから先、継続的な見守り、住民同士の支え合い活動につながるよう、地域住民を中心にさまざまな方々と連携し、一緒に地域づくりの歩みを進めていく、そういう意識を持ってCSWの活動をしているところです」と早川さん。

地域の人が、地域の中で自分たちの力を出し合ったり、支え合ったりできるように。明日に向けた取り組みが、いま進められています。

## 明日のために、伝えたいこと

# 自ら考え、自ら支え合う地域福祉の在り方をめざして

仙台市社会福祉協議会　加藤正彦さん、早川敏さん、菅原恭子さん、伊藤裕さん（左から）

これまでを振り返り、伊藤さんは「たとえば大学やNPO、企業との連携でつながりが生まれ、いろいろな活動が機能したということがありました。せっかくうまくいったつながりを、これからどのように維持していけるか課題のひとつと思います」と話します。また「震災前から地域で支え合えるようにしましょう、見守りましょうと言ってきたことが、震災を経て、とても大事なことだったんだねと実感を持って理解できるようになりました。これからずっと続けていくのは、もともとやっていたことです」と菅原さん。

地元地区社協が全面協力。地域住民との自然な交流の場に

「震災では情報も何もない中、現場の人がその場で自ら判断し、いろんな人と合意形成を図って人をまとめたり、職員のリーダーとしての力が試された、その中で成長した面もあったのでは」と、加藤さんは指摘します。

仙台市社協では、地域の人の孤立防止などこれからの地域福祉を確実に進めていくため、25年度からCSWを各区に配置しました。「被災者の方たちが地域にとけこむには、地域も地区社協などが中心となって動けるような仕組みが大切で、少しずつ土台はできてきました」と早川さん。CSWは「被災者支援に限らず、地域コミュニティの強化・再生のために、地域の方たちにアドバイスしたり、ほかの団体とのコーディネートをしながら、地域の方が自ら考え、自ら支え合っていけるように働きかけるのが役割です」と加藤さん。

教訓を将来に生かし、途切れなく伝えていくためには、社協内部においても、そして地域の中でも、「人」をつくり育てていくことが大切なのだと、加藤さんたちは考えています。

# 石巻市社会福祉協議会

## たくさんの支援の手に感謝しながら自立自助の未来をめざして

### NPO・NGOと独自の連携を模索

石巻市中心部にあった石巻市社協本所は津波により浸水し、職員は高台の日和山にある老人福祉センターに避難。余震が続く中、職員の安否確認・災害VC立ち上げの協議に入り、市役所との連絡調整、全社協や中央共同募金会など関係機関へ支援要請を行いました。

3月14日に石巻市からの要請を受け、15日、石巻専修大学に「石巻市災害VC」を設置。「盛んな報道で早い段階から全国各地の団体・個人ボランティアが続々と集まり、救援用資材庫・テントサイトなど大学側の多大な協力もあり、多くのボランティアが中長期的に活動できる拠点となりました」と話すのは石巻市社協の災害復興対策課主幹の平塚信一朗さん。被害は甚大で情報が錯綜する状況下、独自に活動するNPO・NGOなども相互に情報共有・連携協力の必要性を感じていました。その中で「NPO・NGO支援連絡会」を3月20日から毎日開催、そのプラットホームを活用し効果的な支援のための情報交換が可能になりました。その後、4月2日には「石巻災害復興支援協議会」に運営体制が移行、連日100人を超える団体関係者が参加し無駄のない支援を展開できるようになりました。

被災家屋などへの支援が落ち着きはじめた夏季、被災者の生活支援を視野に入れた活動プランが求められる状況となり、それを受け市社協は、7月より災害VCも包括する形で新たに「災害復興支援対策課」を設置、震災復興に関わる業務の担当部署を設けました。

地域福祉コーディネーターが、エリア主任から現状報告や提案を集約し、具体的な支援を考えます

石巻専修大学に設けた石巻市災害VCで、それぞれの活動成果を報告し合っている分科会のメンバー

地域生活支援員の各戸訪問では、仮設住宅に暮らす住民の健康状態や悩みなどを聞きます

## 住民同士のつながりを重視

石巻市は134か所の仮設住宅団地を整備しました。住民は市内各所から移り住むため、新たなコミュニティ形成では、孤立・孤独の予防が必要です。そこで23年9月、石巻市から応急仮設住宅管理運営業務および、ささえあいセンター管理運営業務を受託。これらの業務は仮設住宅入居者へのセーフティネットの構築に関わる状況把握として、訪問支援員による巡回・訪問の手法を用い、入居者の相談や支援を要する方の情報を専門職へつなぐ役割を担ってきました。

26年度から、仮設住宅の状況や復興公営住宅移行期を勘案し「地域生活支援員」と改称。セーフティネットと地域福祉活動の推進をめざす方向へ展開しています。なお、26年4月より復興公営住宅入居者支援業務を受託し、今後整備される復興公営住宅の入居者に対し地域生活支援員が地域生活に順応する手助けに取り組んでいます。

また、石巻市の地域福祉計画に基づき、市社協が作成した第2次地域福祉活動計画の重点目標である地域再生活動の支援に対応できるよう「地域福祉コーディネーター」を25年4月より配置。市民の生活課題や地域課題解決のため、各種サービスや支援を適切に結ぶコーディネートおよび自治組織や地元ボランティア団体などの活動の活性化の促進を図る取り組みを開始しています。

26年9月1日現在の応急仮設住宅件数は6105戸、みなし仮設住宅件数は4189戸という状況で、仮設住宅に関わる課題の継続が予測されます。今後、復興公営住宅の整備が進んだ際は、新しい地域に移り住み生活される方々と、以前から暮らす住民の融和をどう図っていくか、共に支え合える温かい地域づくりに向けて努力していきます。

明日のために、伝えたいこと

# 自治の意識を新たなコミュニティで

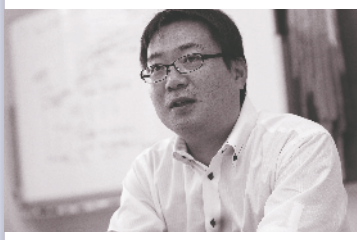

石巻市社会福祉協議会　平塚信一朗さん

マスメディアの盛んな報道によって注目が集まり、全国各地から駆けつけた多くのボランティアに恵まれた石巻市。災害ＶＣを石巻専修大学に一元化したことで外部からの多大な支援を円滑に受けることができ、復興への足取りを早めることができました。

一方で、被災地では治安の悪化がみられます。これは、住民の自治力が弱まり、お隣同士の見守りや自発的な防犯行動の減少からだと平塚さんは考察します。それ故に、震災から２年目以降は、漏れのない個別訪問や住民交流に力を入れてきました。

仮設住宅団地で行われた花植え活動

将来、仮設住宅の住民は、復興公営住宅や一般住宅に移行し、また新しい場所で地域コミュニティを構築しなければなりません。平塚さんは、「せっかく仮設住宅団地で生まれたコミュニティが無にならないよう、地域福祉コーディネーターや地域生活支援員によって構築した支援の体制を新たな街づくりにも上手に転用できるよう、各方面の関係機関と連携しながら調整を図っているところです。人と人の良好な関係性こそが、住民の安全と健康を守る要です。積極的な市民活動ができるきっかけづくりや住民交流の機会創出など、平時から地域力を育てていく仕組みで、今後は生活支援を行っていければと思っています」と展望を語ってくれました。

# 塩釜市社会福祉協議会

## 民生委員からの情報や各団体との連携で被災者ニーズを的確にキャッチ

### スタッフ総動員での取り組み

日本有数の港町であり、塩竈神社の門前町としても知られる塩竈市。震災では市内陸部に加え、4つの離島からなる浦戸諸島のほぼ全域が津波による浸水で甚大な被害を受けました。塩釜市社協では、被災したデイサービス施設や保育所は閉鎖・休止せざるを得なかったため、災害VC立ち上げの際は事業所の職員を災害VCスタッフほか資材調達、事業所再開準備などに振り分けて活動をスタート。ほとんど職員で体制を整えたことで災害VCのスムーズな立ち上げと運営につながりました。「平成20年頃からチリ地震津波を教訓に災害時のシミュレーションを行ったり、県社協の協力を得て災害ボランティア養成講座を開講したり、職員はみんな心構えができていたと思います。被害状況はその想定をはるかに上回りましたが、日頃から行政や民生委員としっかり連携が取れていたことも円滑な支援活動開始につながったと感じています」と事務局長の今野吉晃さん。

スムーズな災害VC立ち上げの一方で、離島への支援活動は遅れました。市内陸部は他の沿岸被災地に比べ浸水範囲が小さかったものの、浦戸諸島からの度重なる要請になんとか早く対応したいと思っても、船の運航が再開されなければそれも叶わず、職員にとってはジレンマでした。ようやくボランティアを派遣できたのは、船の接岸が可能となった5月後半から。「どうしてもっと早く来てくれなかったのか、という厳しい声もありましたが、地域の民生委員による事前リサーチとニーズ把握のおかげで、ボランティア活動を行いやすい環境になっていたので助かりました」と、

塩釜市復興支援センターのサロン活動「映画とお茶の会」

ふれあいサポートセンターの仮設住宅巡回訪問

塩釜市災害VC、朝の活動説明

地域福祉課長の班目義則さんは地域連携の重要性を振り返ります。なお、浦戸諸島は過疎化が顕著な反面、地域コミュニティの結束力が強く、その後の生活再建も順調に進んでいます。

## 地域力アップをめざして

災害ＶＣは早々に「塩釜市復興支援センター」と名称を変え、生活支援へと切り替えた活動を継続してきました。また、市からの委託事業として仮設住宅・みなし仮設住宅の入居者を対象に支援する「ふれあいサポートセンター」を運営。この２つを拠点に、民生委員や地元ボランティア団体、ＮＰＯなどの協力機関と連携しながら、さまざまな相談への対応や健康管理、イベント開催などに取り組んでいます。特に最近では、住民同士の交流を図る「映画とお茶の会」などのサロン活動が活発化。月１回の定期開催では物足りないほど好評を得ているとのことで、今後は開催回数も増えていきそうです。

「仮設住宅だけでなく災害公営住宅に移行してからも支援してほしいという声があがっていますが、いつまでどれだけの支援を継続するかの判断は難しいところです。現状では27年度まではサポートセンターを続ける見込みですが、それ以降は未定です。今後社協としては、もっと地域力を上げていくための活動に注力していきたいと思っています」と班目さん。前出のサロン活動をはじめとする交流事業で人と人とのつながりを強化し、活気あるコミュニティを構築していくことが地域力の向上に結びつき、ひいては被災地域全体の防災対策にも大きな力になると考えています。

# 震災を経て、いっそう加速した人口減少と高齢化

**明日のために、伝えたいこと**

塩釜市社会福祉協議会 班目義則さん

以前から人口流出による塩竈市全体の高齢化や、地場産業の衰退は問題視されてきましたが、震災を経てなおいっそうその事態は深刻化しています。塩竈市の人口はピーク時、約６万3000人を数えましたが（平成７年度）、その後は徐々に減少し、平成26年3月末時点では約５万6000人。ほとんど世帯数に変化はみられませんが、人口については近い将来、５万5000人を割るだろうと予想されています。なかでも、65歳以上の高齢者の割合は市全体で29％と非常に高く、全国平均を上回るペースで高齢化が進行しています。応急仮設住宅入居者の大半を占めるのも高齢者です。災害公営住宅への入居が始まる中、自立が困難になっていく高齢者に対して、今後どのように支援していくかが課題といえます。

民生委員・児童委員の協力により「災害時要援護者」を地図に登録

また、高齢化に加え生活保護世帯数が多いのも塩竈市の課題のひとつ。生活困窮者はさらに今後、増えていくことが予想されます。

「こうした人口減、高齢化、生活困窮者の増加という現実的な問題を、いかに乗り越えていくかが復興の鍵ではないかと考えます。かつて港町として栄えていた塩竈の賑わいや活気を取り戻した時こそ、本当の意味で復興といえるのではないでしょうか。そのためにも社協として、地域力の向上をキーワードに前向きに取り組んでいきたいと思っています」。

# 気仙沼市社会福祉協議会

## 住民の声を聞いて活動することが地域福祉の原点と再認識

### 複数の社協職員との協働

三陸リアス式海岸の優れた自然環境と、サメ・カツオ・サンマなど全国屈指の水揚げを誇る気仙沼市。気仙沼市社協は本所と10事業所が被災。本所の職員は併設するデイサービスセンターの利用者と避難してきた地域の方々、そして建物を管理する公民館職員、障害者生活支援センター職員など総勢199人とともに建物3階と屋上へ避難し、不安な夜を過ごしました。

翌日以降、職員は避難所を回るほか、指定避難所以外に避難している被災者を捜して回りました。「被害が大きかったので、はじめはボランティアが活動できるような災害規模ではないと感じました」と話すのは地域福祉課課長補佐の鈴木美紀さん。

設置場所や資材が整い、3月28日「気仙沼市民健康管理センターすこやか」に「気仙沼市災害VC」を開設。本吉支所には「気仙沼市はまなすの館」に「気仙沼市災害VC本吉支所」を開設しました。

運営にあたっては、近畿ブロックの社協、山形県・県内社協、登米市社協、東京都社協、NPO・NGOのほか、宮城県、企業などのサポートも大きな力となりました。「東と西では地域福祉の考え方、スピード感がまったく違うと感じました。地域性の違いはありますが、動き方や考え方など、本当に勉強になりました」と生活支援・障害福祉課主任の齋藤嘉徳さん。

交通手段が途絶えたこともあり、災害VCとして離島の大島に入ることができたのは4月に入ってからのことでした。大島には災害VCのサテライト的拠点として東京

NPO等と協働開催している仮設間交流「趣味のじかん」

気仙沼市で最初の災害公営住宅が建設される南郷地区住民による勉強会

多くの方が訪れたゴールデンウイーク期間の災害VC

都社協が民宿に拠点を構え、島内のニーズ受け付けからボランティア派遣まで、全ての活動を行いました。離島への支援のあり方については今後の課題のひとつです。

## 相談員が地域の橋渡し役に

災害ＶＣ閉所後、気仙沼地区サポートセンター事業と絆再生事業の委託を受け、サポートセンターには看護師などの専門職、絆再生事業には生活支援相談員などを配置し、相互連携に努め、一体となった被災者支援に取り組んでいます。また、支援者間の情報共有や課題解決・協議の場として、行政をはじめ市内で活動するＮＰＯ・ＮＧＯとの定期的なミーティングは、23年６月からスタートし、現在も続いています。

特に、気仙沼市では住民組織による16地区の地区社会福祉協議会があります。生活支援相談員を採用する際、できる限り地区社協から推薦していただいた方にお願いしました。結果として、顔見知りの生活支援相談員が訪問するため、ゼロから関係性を築く必要がなく、スムーズに被災者支援を行うことができました。災害公営住宅に移った後も、自治会長など地域のキーパーソンを知っている生活支援相談員が地域との橋渡し役を担うことが期待されています。

気仙沼市は山が海に迫る地形のため仮設住宅の建設用地が少なく、仙台市や内陸部、隣の岩手県一関市の仮設住宅やみなし仮設で暮らしている方が大勢います。

「震災前は県が違うので交流はありませんでしたが、今では一関市社協はとても身近な存在です」と鈴木さん。一関市社協や仙台市社協との事業協力や情報交換によって、「気仙沼市はまらいんや交流会」の開催など、社協のネットワークを生かした広域の支援活動を続けています。

明日のために、伝えたいこと

# みんなで地域をよくしようと汗をかく、これこそが社協らしい仕事

気仙沼市社会福祉協議会 鈴木美紀さん（右）、齋藤嘉徳さん

「不安も多かったのですが、ブロック派遣の社協職員やNPO・NGOの支援者など応援してくださる方が多く、本当に心強かったです。なんとかしなければという思いで、職員の結束力も高まりました」と鈴木さん。

災害ＶＣには地元をはじめ全国からボランティアが駆けつけてくれました。「住民のニーズを聞いて、みんなで地域を良くしようと汗をかく。この活動こそ、社協らしい仕事なのだと感じました。住民からいただくありがとうの言葉も励みになりました」と齋藤さんは振り返ります。

市社協職員は震災直後から避難所を回ったことで、住民とのつながりが生まれ、災害ＶＣをとおして市社協のことを理解してもらうことができました。市社協が災害ＶＣの運営を行ったことで、その後の被災者支援もスムーズに受け入れられました。

仙台市で生活されている被災者の交流会「気仙沼市はまらいんや交流会」

震災前は、年度単位で事業を計画し物事を考えることが多かったことも、今は５年、10年先を見据えながら業務に取り組むことができています。しかし今後、災害公営住宅が完成すると、新しい地域づくりの課題が出てくることが予想されています。「住民あっての市社協です。まずは主役である住民の声を聞きながら、市社協として側面から後押しをしていきたいと考えています」と鈴木さんは語っていました。

# 名取市社会福祉協議会

## 被災住民や自治会に近い距離で見守り、的確な支援と活動を

### 仮設住宅集会所に相談員が常駐

宮城県のほぼ中央に位置し、仙台空港を擁する空の玄関口として伸びる名取市。しかし大津波は、下増田地区と閖上（ゆりあげ）地区を壊滅させました。幸い内陸部にあり建物被害もなかった名取市社協は、発生当日から行政と連携。会長が自ら現地調査に赴き被災状況を収集した後、18日に災害ＶＣを開設しました。

「何もかもが大変でしたが、すぐにたくさんのボランティアが駆けつけてくれました」とは、当時災害ＶＣでニーズ受付を担当したひより主任コーディネーターの加藤雅子さん。未曾有の状況下では、話し合いを重ね、関係機関の協力をもらいながら一歩ずつ進むしかありませんでした。

1年目のボランティア人数は延べ約1万7000人、その3分の1以上は名取市民でした。「地元同士、助け合おうとの思いがうれしかったです。多くの人と出会い、手を取り合いました」と振り返ります。

災害ＶＣは8月12日、「なとり復興支援センターひより」に移行。すでに5月から入居が始まっていた仮設住宅の見守り活動が中心です。名取市社協では、仮設住宅の集会所に生活支援相談員を常駐させる他市町にはないスタイルで、より充実した活動を行っています。

### 長引く仮設生活、支援の課題も

生活支援相談員は、当初仮設7か所に1人ずつ配置していましたが、後に仕事の重要性と週末対応を考慮し、7人を増員して

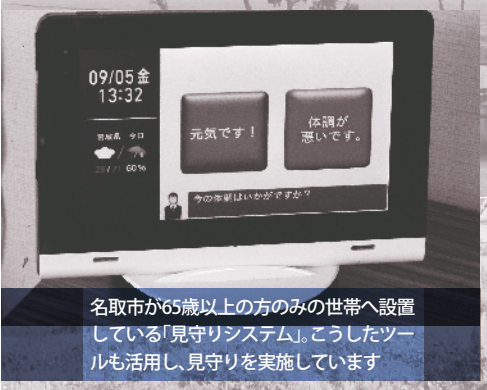

名取市が65歳以上の方のみの世帯へ設置している「見守りシステム」。こうしたツールも活用し、見守りを実施しています

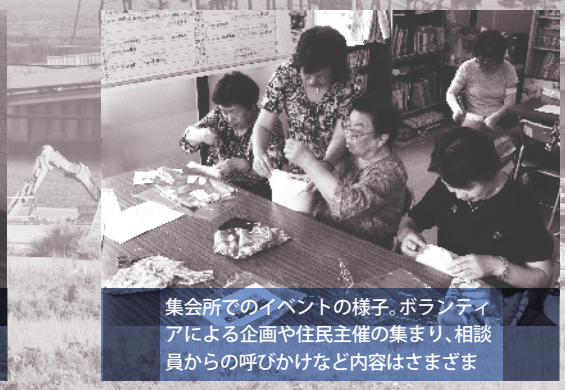
集会所でのイベントの様子。ボランティアによる企画や住民主催の集まり、相談員からの呼びかけなど内容はさまざま

仮設住宅に常駐しながら住民宅を訪問。身近な存在だからこそ、心からの声を聞くことができます

各所2人体制としました。

「訪問活動はほかと同じですが、常駐している集会所に住民の皆さんが相談に来てくれることもあります」と話すのは、生活支援相談員の引地マミさん。「相談に出て来られる方はいいのですが、家にこもってしまう方が問題です」。

相談員は、こうしたリスクの高いケースには優先して訪問するなど、細やかな見守り支援を実践。ほかに、自治会活動の手伝いやイベントの企画なども行ってきました。反面、相談員が常駐することで住民から頼られることが増え、相談員側も手を貸しすぎて自立を妨げる懸念や、相談員の心身の負担が大きくなりすぎる心配もあります。常駐することの意義を確認し、住民との距離をバランスよく保つことが課題となっています。

名取市は災害公営住宅建設の遅れが目立っています。下増田地区はすでに自主再建が可能なものの、災害公営住宅は27年完成予定です。閖上地区は自主再建が可能になるのが28年、集合タイプの災害公営住宅が29年完成予定と、まだまだ時間がかかります。

仮設住宅では、生活を再建し退去する住民も増えてきました。一方で残された住民は、先行きの不安を抱えながら、仮設住宅での生活を続けるしかありません。

「時間が経つにつれ、不安が募ってくるようで…。皆さんが安心して新生活に移れるよう頑張ります」と、引地さんは自らを鼓舞しているようでした。また加藤さんも「仮設住宅での生活が長引くと心身が弱り、住民が減ると自治会や地域の力が落ちがちです。社協はこれまで以上に関係機関と協力し、支援していくつもりです」。



# 仲間たちが熱く結集、「災害VC同窓会」と「おでって登録」

名取市社会福祉協議会 なとり復興支援センターひより 加藤雅子さん（左）、引地マミさん

震災から２年後の25年4月6日、名取市文化会館小ホールで“名取市災害ＶＣ同窓会”が開催されました。「ボランティアさんからの声により開催しました」と加藤さん。会はボランティアを発起人として、継続支援中の製薬会社の協力も得ながら準備を進めました。

当日は県内外から約100人の“同窓生”が集結。当時の様子を再現しようと、ジャンパー姿の大学生スタッフが受付するなど、趣向を凝らしました。食事を囲んで視聴したDVDでは、当時の活動に加え、ボランティアに行った先の感謝の言葉も映像化。当時、ボランティアが手厚いサービスを受けたカレー専門店の屋台も場を盛り上げました。お土産には、ボランティアの活動で復興したハウス農家のカーネーションが贈られ、復興状況を確認し合いました。

また市社協では25年度から、「おでって登録システム」をスタート。おでってとは「お手伝いする」という意味の方言で、災害ＶＣで培った力を、復興活動や全国への恩返しなど、次のステップにつなげようと計画されたものです。同窓会では、再集結の意味も込めて「おでって登録」のシステムを紹介し、登録者を募集。その結果、多くのボランティア登録を受けることができました。「震災をきっかけとして生まれた名取市の大きな財産です。これからも末永くつないでいきたいですね」と加藤さんは話していました。

同窓会の様子。こうした人とのつながりこそ名取市の地域福祉にとっての財産です

# 多賀城市社会福祉協議会

## よりいっそう、被災者に寄り添っていくため仮設住宅内に拠点を移して事業を展開

### 災害VC運営を牽引した人的支援

商業ビルや工場などが建ち並ぶ多賀城市。震災による火災発生は15件に上りました。発災直後は、予定していた母子健康センターに災害VCを設置できないなど、職員の誰もが初めての震災対応に混乱していた中、災害VC運営の立役者となったのはブロック派遣をはじめとする人的支援でした。「近畿、中国・四国地方からの応援スタッフの中には西日本の集中豪雨対応の経験者もいました。当然、私たちも災害を想定した訓練はしていたのですが、まさかこれほど大きな被害になるとは…。経験者からの実践的なアドバイスや指導があったおかげで、効率的な災害VC運営の流れを作ることができたと思います」と事務局次長の菅井泉さん。また、多賀城市には大手企業の子会社や工場などが多く、企業からの災害VCスタッフの派遣も強い味方でした。しかもそれらは一時的な支援ではなく、一定期間継続してスタッフ派遣を繰り返すという長期的な支援。さらに社協職員の介入がなくても企業内で業務の引き継ぎなどを完結させてくれたことは、マンパワーの面で大きな助けになったといえます。「企業側が自ら支援のスタイルを構築し、現場になるべく迷惑をかけないようにという心遣いがありがたかったです。災害VCの拠点が当初の予定とは異なったものの、そのほかについては何よりも、地域を一番よく知る地域住民と民生委員の協力が大きな力となり円滑に展開することができました」。泥かきやガレキ撤去などのニーズの収束と、避難所の閉所などの状況をみた結果、比較的早い23年7月に災害VCを閉所し、生活支援活動への移行

気軽に参加できる交流の場、地域サロン活動

プレハブ仮設住宅の住民と、NGOが共に庇づくりを行いました

引っ越しのボランティア活動

が可能になりました。

## つながり・支え合い見守り合う支援

「多賀城市社協復興支えあいセンター」へ名称と役割を変更した23年7月以降は、震災でバラバラになった地域住民のためのコミュニティ形成や孤独・孤立防止の体制づくりを強化。そのひとつが、民生委員、区長との連携による「地域サロン」の開催です。津波被災地区をメインに市内4か所の集会所を会場に、誰でも気軽に参加できる交流の場として仮設住宅と地域をつなぐ役割、孤立防止や心のケアの場として各種関係機関へつなぐ役割を果たします。また、震災以降3か月休止していた元気回復こもらないで受託事業は、高齢者が数多く入居する仮設住宅を対象に、シルバーふれあいサロンとして新たに再開。そのほか、シルバーヘルスプラザや屋内ゲートボール場など市民の娯楽・レジャーも再開させました。これらの支援スタイルで、キーワードとなっているのが「継続と寄り添い」。その思いが象徴的に表れているのが、社協の活動拠点です。24年7月、もっと被災者と身近な距離で支援を行っていくため、センターの拠点を多賀城駅城南地区仮設住宅内の空き住戸に移設。住民との相互関係を深め、ニーズの変化にも柔軟に対応するべく、その後巡回拠点だった2か所（多賀城公園野球場仮設住宅、山王仮設住宅）を常設型拠点に変更。現在はそれぞれに復興支援コーディネーターと生活支援相談員を置き、相談や見守り活動に取り組んでいます。さらに今後は、災害公営住宅入居者向けの支援も考えていかなければなりません。「多岐にわたる活動の全体像を包括的に見渡すセクションがあれば、さらに効果的な支援ができるのでは」と復興支えあいセンター長の浦山幸一さんはさらなる支援向上のための課題としています。

**明日のために、伝えたいこと**

# 時間経過とともに変化する支援のかたち

多賀城市社会福祉協議会 菅井泉さん（右）、浦山幸一さん（左）、菊地啓さん

多賀城市社協では災害VC終了後も23年11月まで、週末限定でボランティアを派遣。このころはリピーターが中心でした。しかし、人材は同じでも支援ニーズは時間経過とともに変化。泥かきなどの力仕事は徐々に減少し、代わって交流サロンの運営など生活支援関連のニーズが増加しました。災害復旧と違って課題や成果が見えにくいことに加え、身体を使って作業してきたリピーターの中には意欲志向とのミスマッチを感じた人もいたようです。初期支援にさかのぼっても、民家の復旧を手助けしようと集まったボランティアを当時の道路事情や火災などの影響で、企業や個人商店に派遣せざるを得ないケースもありました。

韓国共同募金会支援プロジェクトにより、仮設住宅で行われた「長井市黒獅子舞」

「ボランティアのモチベーションを高く保つためにも、マッチングにはもっと配慮が必要でした。今回の経験を生かし、より効果的な派遣の方法を考えていくべきだと思っています」と復興支援コーディネーターの菊地啓さん。

また、社協の被災者支援の考え方も時間経過とともに変化。今後は支援を提供するばかりではなく、被災者の自立を促す支援を強く意識していく必要があります。特に仮設住宅については現状、委託業者が手厚くサポートしており、災害公営住宅に転居した後にギャップを感じる可能性も考えられるため、いかに次のステップへと導いていくか、支援の在り方が求められています。

# 岩沼市社会福祉協議会

## より広く、強く、深く…“つながり”から明日を見据えて

### みなし仮設の訪問活動を中心に

阿武隈川の河口に位置し、古くから交通の要衝として栄えてきた岩沼市。震災では東部道路の東側、市域の約49％が浸水被害に遭いました。

「災害ＶＣの運営は、ブロック派遣の社協職員の協力なしにはあり得ませんでした」と、当時災害ＶＣ担当だった総務課主任の小菅寿美さん。災害ＶＣの支援経験がある人たちと現場を回り、アドバイスを受けて、「どうにか活動の道筋が見えてきたのです」と話します。外部ボランティアの受け入れにあたっては、県災害ＶＣのホームページに開設した岩沼市社協ブログで毎日発信。この情報を頼りに訪れるボランティアも多く、手応えを得たそうです。

23年3月12日に設置した災害ＶＣは、当初泥かきやガレキ撤去などを中心に避難生活からの早期解消を目的に支援活動を行い、同年8月1日からは生活支援を目的に「岩沼市復興支援センタースマイル」へと移行しました。岩沼市では避難所をはじめ、仮設住宅、集団移転まで、もとのコミュニティごとにまとまっているのが特徴です。それでも、被災者同士が〝つながる〟ことを目的とした交流事業は、サロン活動やイベントなど、常に試行錯誤しながら進めました。なお、事務所が隣接するサポートセンターとは密に連携を取り、ときには地元では気付きにくい客観的な意見が役立ちました。

24年4月、スマイルはみなし仮設住宅の訪問・見守り事業を市より受託。24年～25年はみなし仮設住居入居世帯の全戸生活調査を実施し、生活再建の課題を把握、支援に努めました。

応急仮設住宅でのサロン活動は、交流の場として住民同士のつながりを強めるきっかけとなりました

みなし仮設の訪問。訪問の回数を重ねるごとに、住民の方との信頼関係が深まっていくのを実感しました

全国から駆けつけてくれたボランティア。民家などの泥かき、ガレキ撤去の作業を中心に活動を行いました

ました。24年は高齢者や独居者などを中心に訪問し、翌25年は、全戸を訪問した後、リスクに応じた定期訪問を行いました。その一方で訪問活動で精神的に疲れがちな相談員に向けては、みやぎ心のケアセンターの協力によるカウンセリングを実施し、ストレスの軽減を図りました。

## “連携”で諸課題も前向きに

震災後3年目ともなると、住民の復興状況が二極化、住宅再建が順調なケースとそうでないケースの格差が広がってきました。経済的な問題だけでなく、家族構成の変化など理由も複雑化しています。26年8月からは、個別の課題を把握するためのアンケート調査をあらためて実施、生活再建の計画を見通せる支援の準備を進めています。「私たちの支援には限界がありますので、関係機関と連携し、より良い支援をめざしています」と、事業課長の八島浩一郎さんは話します。

岩沼市は福島県からの避難者が多く、みなし仮設世帯の約25％を占めています。浸水被害とは異なる課題も抱えているため、スマイルでは訪問支援を行いながら市と連携を深め、当事者とも話し合い一歩ずつでも前進できるよう支援に取り組んでいます。

26年度から集団移転が始まり、岩沼市社協では移転先での支援の在り方を協議、被災6地区の民生委員との情報交換や関係機関と連携し、移転後の訪問調査を行っています。また、個別移転の方には地域の民生委員との連携を検討しています。

今後起こり得る災害への対策について、八島さんは「大切なのは〝つながり〟です。発災してからでは遅いので、日頃から関係を深めておくことが、減災や孤立防止にも役立つ」と話していました。

明日のために、伝えたいこと

# 震災を機に生まれたヒーロー〝岩沼戦隊スマイルレンジャー〟

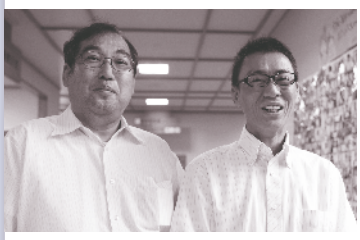

岩沼市社会福祉協議会 八島浩一郎さん（左）、小菅寿美さん

レッド、ブルー、グリーン！　われらは正義の味方、岩沼戦隊スマイルレンジャー！

みんなの笑顔が僕らの力！！！
スマイルレッド・・・日本三稲荷・竹駒神社
スマイルブルー・・・一級河川・阿武隈川
スマイルグリーン・・・松尾芭蕉所縁の地・二木の松

ポーズを決める３人組は、岩沼市復興支援センタースマイルで生まれた、戦隊ヒーローです。

「震災の年の夏、仮設住宅の子どもたちに元気を出してもらおうと結成しました」と、小菅さん。スマイルの第１回交流事業として、夏休みの子どもたちに向け、『カブトムシを取りに行こう』というイベントを企画しました。その際、虫取りだけでは物足りないと、新しいヒーローを思いついたのです。衣装など手づくりで急ごしらえしたものの、評判は上々。以降、さまざまな場面で声がかかるようになり活躍しています。

レッドを中心に、ブルーとグリーンの３人が正義のために奮闘。「その場でストーリーを決めるので、いつもハプニングばかり」。悪役が子どもたちを襲い、「助けて～」という場面でヒーローが登場する手はずが、子どもたちが「悪者をやっつけちゃえ～」と襲ってきたり…。「ぐだぐだでしたが、かえって大人にも受け、盛り上がりました（笑）」。

これまで、岩沼市には公認キャラクターがなく、スマイルレンジャーが岩沼の代表としてTV番組にも出演するなど、地元岩沼の期待の星として活躍しています。

# 東松島市社会福祉協議会

## 新しい事業も積極的に取り組み きめ細かな被災者支援を継続

### 円滑な運営ができた災害VC

奥松島や嵯峨渓などの自然美と、ブルーインパルスが空を舞う景色が融合する東松島市。市域は、海岸からなだらかな平野が続く立地のため、津波被害が広範囲に及びました。家屋被害においては、全壊から一部損壊まで含めると全世帯の約97％が被災しました。

5月、災害VCの活動がピークを迎えたころ、最前線で運営を担ったのは、高知県社協を中心とする四国ブロック派遣、色麻町社協や加美町社協の応援職員でした。これらの支援団体との連携のほかにも継続的に参加していた市民ボランティアがスタッフとして加わるなど多くの協働が得られ、円滑な運営を行うことができました。そのおかげで東松島市社協職員は緊急小口資金特例貸付や市との調整業務に集中できました。「支援団体の方には、彼らが持っている災害ボランティアのノウハウを生かし、社協職員と変わることなく活動していただきました。支援の力は本当に大きかったです」と地域福祉課長の千葉貴弘さん。また、津波被害の大きい矢本、赤井、大曲、小野、新東名地区に災害VCのサテライトを設置したことで、ニーズに迅速に対応することができました。

### 行政と連携した細やかな支援

震災後に取り組みはじめた事業が多いのも市社協の大きな特徴です。23年10月には「東松島市被災者サポートセンター」を市から受託、「生活復興支援センター」のある市コミュニティパーク内に「中央サポートセンター」を設置、開設しました。戸数の多い仮設

地域包括支援センターの生活不活発病予防運動教室

戸別訪問活動

災害VC赤井サテライト（JAセレモニーホール）

住宅地区、矢本東、矢本西、鳴瀬の3地区には地域サポートセンターを設け、生活支援相談員（ＬＳＡ）・訪問支援員を配置。孤立・孤独化を防ぐため戸別訪問を行い、被災者の健康状態や、生活上の悩み事を聞き取ります。中央サポートセンターでは、3地区それぞれの情報をもとに、市の担当課、社協、民生委員、ＮＰＯ、被災当事者代表などによって組織された「被災者サポートネットワーク」で情報の共有を図り、連携して支援を行っていくシステムを構築しています。このようなネットワークでサポートセンター運営会議を重ね、被災者支援に関するシステム全体の検討や、被災者の個別状況把握、支援計画の検討、地域課題への取り組みを見極め、より円滑に被災者のニーズに合った支援を行っています。24年度には「地域包括支援センター」の運営・管理を受託。保健師、社会福祉士、介護支援専門員が高齢者を総合的に支えています。26年度には生活困窮者自立促進支援モデル事業として「生活支援相談センター」を受託。一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援ができるよう柔軟な対応を行っています。「地域包括支援センターには高齢者以外のさまざまな相談も寄せられます。ここで解決できない場合は市の保健師につないだり、他の部門へコーディネートすることも。また、サポートセンターから高齢者の問題を引き継ぐこともあります。既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を解決するために『つなぐ』という協働ネットワークづくりも、私たちの大切な役割です」と地域包括支援センター主任介護支援専門員の木村佳美さんは語ります。

市社協では被災者サポートセンター、地域包括支援センター、生活支援相談センター間の横のつながりを生かし、行政と一体となって連携を綿密に行いながら地域福祉を実践しています。

## 明日のために、伝えたいこと

# 住民の「何かしたい」という気持ちを地域福祉に生かす

東松島市社会福祉協議会事務局次長 津田恒一さん（中）、千葉貴弘さん（左）、木村佳美さん

災害VCでは地元の高校生が頼もしい地域の一員として大きな力を発揮しました。地域住民＝大人をイメージしがちですが、泥出し、畳の搬出、屋内掃除などの現場作業をはじめ、資材調達、ボランティアのマッチング、データ入力など災害ＶＣを運営していく上で、高校生の力を再認識しました。そのつながりから、市社協では高校生が主体的に地域とつながる活動「ココカラハジマル。プロジェクト」をスタート。仮設住宅でのボランティア活動や「あおぞらカフェ」などの活動を行っています。

ココカラハジマル。プロジェクト（高校生カフェあおぞら）

26年7月の山形県南陽市の豪雨災害では、市社協の呼びかけで住民といっしょに災害ボランティアに参加しました。支援への恩返しをしたいと思っている住民は多く、市社協の事業に共感してくれる住民とのつながりが増えていることを実感しています。

このように、地域の担い手となる住民は少しずつ増えています。「何かしたい」という気持ちを地域福祉に生かすためにも、住民が行動をしやすい環境をつくることが市社協の役割です。「震災当時を振り返ると、職員の協働スキルやコーディネート力がまだまだ足りなかったと思います。震災後、前向きに取り組む職員が増えました」と千葉さんは話します。さまざまな事業に精力的に取り組む中、職員一人ひとりがスキルアップすることで市社協全体の能力が高まり、ひいては地域福祉の推進につながると考えています。

# 亘理町社会福祉協議会

## “笑顔”“コミュニケーション”…合言葉を忘れずに、ささえあい

### 地元ボランティアとともに

亘理伊達家の城下町としての面影を残す亘理町。津波により内陸部4㎞地点、町域の約48％が浸水しました。

23年3月12日に「ボランティア相談所」を設置後に災害ＶＣを設置。数少ない職員と地元で活動を行うボランティアの協力で運営をスタートしましたが、「メディアの影響もあってか、スタート時はほとんどボランティアが集まりませんでした」と、当時災害ＶＣ長を務めたボランティアコーディネーターの佐藤寛子さん。受付や運転を担うボランティアが、「ボランティアの方々が気持ち良く活動をしてもらい、また足を運んでもらえるよう、一致団結して気配りをしよう」と提案。笑顔で迎え入れ、おもてなしの心で接することを実践していきました。

近隣社協、ブロック派遣などの継続的な支援や、企業や支援団体からの派遣でスタッフを強化。ボランティア活動者も増えていき、8月には災害ＶＣは終息を迎えました。

23年9月より生活支援を主軸とする「亘理ささえあいセンター〝ほっと〟」へ移行。生活支援相談員として、県内外からボランティア活動に訪れた7人を雇用。移り変わる被災者の状況やニーズを判断しながら活動してきました。「どこまで支援するべきか、訪問はどうあるべきかなど、何度も話し合いました。24年度から2年間にわたり派遣された県社協職員のアドバイスがありがたかったです」と佐藤さん。支援はケースごと、スタッフごとにさまざまな思いが交錯することから、時として方向性の整理が必要なことも。「誰でも向上をめざして行動したい思いは同じ。

社協・町・民生委員との情報交換会

地域のボランティア（運転ボランティア）

地域のボランティア（受付ボランティア）

ただ、被災者支援は全てを与えることではなく、被災者が一住民に戻るためのお手伝いである」と、その都度確認し支援内容を見直し続けました。

26年10月からは亘理町で初となる、災害公営住宅が完成、入居が開始され、訪問活動や地域住民とのコミュニティづくりも始まっています。

## 町独自の支援会議と協定から

亘理町では、健康や生活面などさまざまな問題を抱える仮設住宅などの入居者のケース会議を23年9月から月2回実施。町地域包括支援センターが中心となり、健康推進課、町社協、看護師、みやぎ心のケアセンターなどが入居者情報をすり合わせ、支援方法を検討するものです。生活支援相談員も参加し、毎日のこまめな訪問活動ならではの気づきを報告し、会議に貢献しています。

また、震災直後に町社協の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが避難所を回ったところ、避難所での生活が困難な要援護者が多く、緊急に援助が必要と判断。町地域包括支援センターと協力して民間福祉施設と調整、事業所の壁を超えた連携を行いました。この取り組みの成果をカタチにしようと話し合いを重ね、26年4月、町内外17事業者が「災害時要援護者避難支援に関する相互協定」を締結。県内初の協定として注目されています。

「被災者支援活動をする中で、あらためてさまざまな人たちが連携することの意義や大切さを学び、必要性を感じています。被災された皆さんだけでなく、町民一人ひとりがこの町で安心して暮らし続けることができるよう、さまざまな方々と連携し、住民の皆さんと伴走していきたいと思います」と佐藤さんは話していました。

## 明日のために、伝えたいこと

# ボランティアから支援相談員に。〝町民3年生職員〟です！

亘理町社会福祉協議会 川端康裕さん（左）、佐藤寛子さん

亘理ささえあいセンター“ほっと”で復興支援コーディネーターを務める川端康裕さんは、震災の翌月からボランティアとして亘理町に入り、9月には東京の仕事を辞めて移住した“町民3年生”です。「実家が京都なのですが、阪神・淡路大震災での体験や、離れて暮らす祖父を“孤独死”で失った経験からこちらでは同じような人を出してはならないと、駆けつけました」。

3期目の生活支援相談員

生活支援相談員となったものの、当初はなかなか住民と会話ができませんでした。思い切って気持ちを切り替え、時間をかけて顔を覚えてもらうことから始めたといいます。「初めのうちは、心の痛みを毎日何時間も聞いていました。2年目、3年目になると住宅や将来の話に変わってきてよかったなと…」。手応えを得た川端さんは、被災者の相談内容に専門的な知識が必要になってきたことからホームヘルパー2級の資格を取得し、現在は社会福祉主事資格取得の勉強中です。

「それでも、自立支援とはどういうことか悩むし、まだまだ勉強中。私の方が教わることも多いです」。

3年も相談員を続けたのは川端さん1人で、被災者からの信頼も厚いとのこと。「同じ顔が継続して訪問することは、何よりも意味のある支援。川端さんはまじめな性格なので、コーディネーターとしても熱心に取り組んでもらっています」と、佐藤さんは話していました。

# 山元町社会福祉協議会

## 外部の支援を頼りに、小規模事務局で奮闘
## “絆”を財産として明日への取り組みを

### 災害VCの活動が長期化

気候が温暖で、みちのくの湘南ともいわれる山元町。しかし大津波は、町域の約40％を襲いました。町社協では翌12日に災害VCを開設しましたが、予定の場所が全て避難所となったことで使用できず、屋外で長机1台からのスタートでした。

町内沿岸部の多くが立入制限区域になり解除も段階的だったため、災害VCの活動は長期化。23年11月に移行した「やまもと復興応援センター」の中にも、週末型災害VCを設置して活動調整を続けました。

「備えてはいたつもりですが、あまりに想定外の規模で…。でも、生かされた部分もありました」と事務局企画係長の髙橋和子さん。平時から県社協の研修を受け、県南4市9町との協定も結んでいました。事前に顔を合わせていたことで、状況に関する情報交換や資機材の分け合いも比較的スムーズに行えました。

一方、壊滅的な打撃を受けた町の名産のひとつ、イチゴ農家へのボランティア派遣は、ハウス整備などの生業支援まで実施するかどうか、協議を重ねました。結果的に支援を行いましたが、その後は引き際が難しく、24年、25年と継続。その後は協力団体に引き継ぎましたが、社協としての生業支援、自立支援の在り方が課題となって残りました。

### 災害公営住宅完成で支援は次のステージへ

やまもと復興応援センターは、生活支援相談員による町内8か所の仮設住宅へ個別訪

仮設住宅でのイベント

東京の養護施設の子どもたちからの手作りのカードが仮設住宅の皆さんに届けられました

やまもと復興応援センターのスタッフによる仮設住宅の訪問

問、仮設集会所や地域でのイベント調整が主な業務です。住民同士のつながりを深めるため、季節の行事などは初めは応援センター側が企画して実施し、2回目からは住民主導型に移行させ、相談員は極力サポートに回るよう努めています。

山元町では他市町に先駆けて25年4月より災害公営住宅入居が始まりました。順次入居が進み、応援センターの相談員は入居者を訪問し、入居初期の困りごとなどを聞き取り、新たに把握した問題は、専門機関につないでいます。「ただ、仮設で暮らすうちに独居となったお年寄りもいて、相談員からは不安の声が上がっています」と、応援センター支援調整担当の川辺琴路さん。入居者への訪問は、今のところ3か月間との目安があり、この期間の見極めや活動内容も検討されています。

災害公営住宅の入居者は高齢者が多く、新しいコミュニティのリーダー役の引き受け手が少ないのが現状です。町社協では、新規行政区としての地域支援ネットワークの助成を検討しており、今後は応援センターと協働で事業を推進していく考えです。

訪問介護事業では、震災によって利用者が激減したものの、3年を経過し以前の6割程度に戻りました。「ただ家庭環境が変化した影響か、精神的に不安定な利用者さんが増えました。ヘルパーは、より細やかな支援が求められていますね」とサービス提供責任者の渡部律子さん。

この3年間を振り返り、事務局主事の山内まゆみさんは、「少ない職員でも効率良く動けるよう事務局体制の見直しが必要ですね。でも今回、社協関係をはじめ、企業、NPOなど多くの団体から支援いただき、つながりを持てたことは、大きな財産となりました」と話していました。

## 明日のために、伝えたいこと

# 復興の笑顔が咲く〝カフェ地球村〟

山元町社協の川辺琴路さん、渡部律子さん、高橋和子さん、山内まゆみさん(左から)

「山元町の復興のシンボルは、イチゴと“カフェ地球村”！」と声をそろえるのは、今回の取材に応じてくれた女性スタッフたち。

山元町社協が運営する指定障害者福祉サービス事業所山元町共同作業所、通称“工房地球村”が、復興支援への恩返しの意味もこめ、新たなコミュニティスペース“カフェ地球村”を24年11月にオープンしました。

震災では、作業所にいたメンバーは無事だったものの、スタッフの1人が亡くなり、ほとんどの利用者の家が被災するなど、被害は深刻でした。この状況を支えてくれたのが、全国の精神科クリニックのスタッフ、支援団体、地域ボランティアの皆さん。全国から多くの支援金も集めていただきました。地球村では、自分たちもできることで町の復興に貢献していこうと立ち上がりました。

山元町の復興のシンボル“カフェ地球村”

店舗は、作業所敷地内のトレーラーハウス。コーヒーや紅茶のほか、手作りのクッキーやパウンドケーキがメニューに上ります。「気軽に集まれるお店とあって、評判は上々です」と山内さん。来店者の笑顔が、地球村がめざす『心の健康の回復のお手伝い』の成果なのです。

全国からの来町者と交流するうち、「山元は過ごしやすいいい町だと、あらためて教えてもらいました」と高橋さん。これまで気づかなかったことを、新たな観光や交流事業に生かしていきたいとのことでした。

# 七ヶ浜町社会福祉協議会

## 地域のつながりの強さと、支援の力がうみ・ひと・まちの復興を後押し

### 日頃からの連携に助けられて

三方を海に囲まれ7つのビーチを有する七ヶ浜町。サーファーに人気の菖蒲田浜や松ヶ浜、花渕浜などにも大津波が押し寄せ、浸水エリアは町内の3分の1に及びました。七ヶ浜町では、震災以前から地域全体で災害に備えた町づくりとして災害時シミュレーションやボランティアコーディネーター養成講座を実施してきました。こうした平常時からの備えもさることながら、〝地域のつながりの強さ〟があったからこそ、混乱の中でも速やかに震災対応ができたといえます。

発災直後、被害を免れた高台の社協本部には80人以上の住民が避難していました。災害VC立ち上げは、その方たちにほかの避難所に移動してもらうことに理解と協力をいただけたことで作業スペースが確保でき、可能になりました。また、社協の事業再開には、まず役員会や評議員会を開催する必要がありました。「被災した役員も多く、果たして開催できるのか心配でしたが、震災直後の招集にもかかわらず、欠席者はゼロ。日頃から地域と深い関わりがあったことで協力いただけたと実感しました」と語る事務局次長の渡邉信男さん。そのおかげもあり、5月には各種事業への取り組みが可能となり、資金調達や資材確保、人材確保などの面でもスムーズな動きができたと振り返ります。

### 新たな町づくりは支え合いから

町が応急仮設住宅の見守りをNPO法人アクアゆめクラブに委託したのを期に、社協は生活支援活動へと軸足を移していきます。

津波で周りの家がなくなった地域を訪問

被災者の居場所づくりとして始まった七ヶ浜きずな工房

復興あさひ園祭り

要望の強かった高齢者対象のサロン活動や、軽度生活支援事業、移送サービス事業など、従来から実施していた事業を再開。さらに「復興あさひ園祭り」などのイベントも町内外から好評を得ました。「自粛すべきか迷いながらも開催したお祭りは、蓋を開けてみれば仮設住宅からも多数の来場があり、支援団体の協力もあって大盛り上がり。別の視点から、人とのふれあいや支え合いの大切さに気づいたイベントでした」と語る渡邉さん。

さらに、23年11月には応急仮設住宅やみなし仮設の方向けの食の支援事業の実施と、絆再生事業として、裁縫や木工製品の製作と販売を行う「七ヶ浜きずな工房」がスタートし、地域住民の交流の場としても重要な位置づけとなっています。

25年10月には県社協のサポートを受け、七ヶ浜町地域福祉活動計画の第2期として〝みんなで支える幸せプラン〟が完成しました。被災した町もこれだけ頑張っていることを各地にアピールできたと同時に、計画完成は職員にとっても大きな自信になりました。

「地域の中で支え合う小地域福祉活動の定着をめざすという視点は震災以前の第1期から一貫していますが、間違いなく助け合いの心は高まっていると思います」と主査の小野哲さんは期待を寄せ、住民参加による地域の絆づくりを推進しています。また、これまで津波浸水地域の住民に対しては支援を行っていませんでしたが、社協として浸水地域にも目を向けるべきと考え、25年11月頃から支援活動をスタートしました。当初は対応の遅さに住民から批判もありましたが、地道な訪問活動の結果、すでに約280世帯との面会を実施済みです。今後も訪問活動を継続し、包括的な支援と新たな地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。

## 明日のために、伝えたいこと

# 長期間に及んだ災害VC運営。その活動は未来への財産へ

七ヶ浜町社会福祉協議会 渡邉信男さん(左)、小野哲さん

七ヶ浜町社協の特筆事項として、3年半以上の長きにわたって運営した災害VCの存在があります。社協職員とボランティアスタッフほか、災害救援と支援のプロであるNPO法人レスキューストックヤードの協力を受けながら災害VCを運営。立ち上げ以来、全国から駆けつけてくれたボランティア数は延べ8万人に上ります。

長期化した背景のひとつは、幅広い支援活動を行ったこと。住民の要望に応え、生活の場(住宅)だけでなく浸水した田圃の復旧など、時間を要する案件にもボランティアを派遣しました。また、菖蒲田浜をはじめとする"浜"の存在も大きいものでした。「浜を元気に」という旗印の下、美しい砂浜を元通りにしたいという熱意あるボランティアが七ヶ浜に多数集結。ビーチクリーンなどの大がかりな活動が継続して行われました。

活動前にオリエンテーションをするボランティアリーダー

いつまで、どこまで、災害VCとして活動していくのか。その見極めについては課題を残したものの、被災した方と全国各地からのボランティア、運営を担当する地元スタッフのつながりが、うみ・ひと・まちの復興を推し進めてきたことは間違いありません。

七ヶ浜町社協では、ボランティアや地元住民と共に、災害VCの活動報告書を作成しました。また、ボランティアリーダーを中心とする組織的活動やマニュアル化など、災害VC運営で培った経験やノウハウは未来への大きな財産となっています。

# 女川町社会福祉協議会

## 住民同士が支え合う地域づくりと福祉力の向上をめざして

### 強いチームワークが運営の鍵

日本有数の漁業の町として活気にあふれていた女川町。しかし、津波によって町内の住宅は約7割が流出し、人口のおよそ1割の方が犠牲になるなど、壊滅的な被害を受けました。

震災当日、職員は女川町社協が運営する女川町デイサービスセンターと女川町地域活動支援センター「うみねこ園」の利用者と共に町立病院に避難。翌日から福祉避難所となった女川町地域福祉センターで、利用者をはじめ高齢者や介助を必要とする方のケアにあたりました。

町社協は事務所が浸水したため、3月17日に開設した災害ＶＣは、町役場の仮庁舎となった女川第二小学校の一角にコンテナ1台を置いてはじまりました。早い段階で支援に入っていた県社協と愛媛県社協を中心とするブロック派遣、美里町社協や涌谷町社協の応援職員に運営方法などのアドバイスを受けながら、ボランティアの受け入れ調整、炊き出し、物資配布、ガレキ撤去などを行いました。

当初、ボランティアが殺到することで受け入れが混乱する心配や、宿泊先がないことから県外からのボランティアを受け付けていませんでしたが、ボランティア同士がツイッターやクチコミで情報を広げたことで、県外からもボランティアが訪れてくれました。

「今振り返れば、県外にこそ情報発信をして女川町の被災状況を知ってもらうことも必要でした。結果的に、運営スタッフやボランティアさん、ブロック派遣の皆さんの結

教養と体験をテーマにした「まなびくらぶ」を開催し住民力、地域力の向上を図っています

「ア・ラ・ドーモ」では、戻りたくても戻れない人のために女川町への日帰り旅行も実施しています

くらしの相談員は、その人が地域の中で生きていくためにどう支援するべきかを考えるようにしています

束が強く、チームワークを生かした災害VC運営ができたと思います」と事務局主任の高橋信二さんは語ります。

災害VCの運営に追われる中、5月には役員・評議員の改選も行いました。「郵便配達が止まっていましたので、職員が案内状を持って直接避難所を回りました。これも大変でしたね」と高橋さんは振り返ります。

## 状況に合わせて自立を促す支援

11月、被災者ケアを目的に町が開設した「女川町こころとからだとくらしの相談センター」は、町内および石巻市の仮設住宅7エリアにサブセンターを設置。保健師や看護師、ケアマネジャーなどの有資格者からなる「ここから専門員」と、町社協が雇用する生活支援相談員「くらしの相談員」が常駐し、相談活動のほか、家庭への訪問やレクリエーションなどの活動を繰り広げています。「心と体、暮らしを一体的に考えることを目的に両者が配置されたものの、結果的に住民の依存度の高まりという点も、支援の在り方を考える上では大きな課題といえます」と事務局主事の須田めぐみさん。

きめ細かな個別支援をとおして、団地や災害公営住宅が完成した後の「地域づくり」を住民が主体的に行えるような関わりが求められていきます。高橋さんは「支援者として何をめざすのかを共通認識して支援するのが重要です。また、状況を的確に捉えてコーディネートする能力も職員に求められるスキルのひとつです」と語ります。

めまぐるしく地域の状況が変化する中で、今後は住民の強みを生かしながら地域福祉の向上に取り組んでいきます。

明日のために、伝えたいこと

# 交流サロン「ア・ラ・ドーモ」と体験活動「まなびくらぶ」

女川町社会福祉協議会 高橋信二さん(左)、須田めぐみさん

震災3年目になり、女川町社協主催の事業も軌道に乗ってきました。町外のみなし仮設に入居している女川町出身者を対象とした交流サロン「ア・ラ・ドーモ」では、石巻市、美里町、利府町、仙台市を会場に、お茶会やゲーム、ものづくり体験などを行っています。「初めて参加された方や震災後久しぶりに顔を合わせる方もいて、近況を報告し合い『みんなに会って楽しく過ごせる』などの感想をいただいています」と、須田さんは話します。女川町の復興状況を見に行く「女川ツアー」も開催し、好評を得ています。

「まなびくらぶ」の運動講座

26年度からは住民の生涯学習につながる体験活動「まなびくらぶ」を始めました。教養がテーマの“まなび”では、認知症や生活習慣病、女川町の歴史などを学習。楽しむことを目的とした“くらぶ”では運動や趣味、歌などの講座を開いています。特に“まなび”の講座には住民の「福祉力向上」という視点を取り入れているのが特徴です。高橋さんは「この震災で、行政にも町社協にも支援の限界があるということが分かりました。だからこそ、住民が自分の足で立ち上がり、互いに支え合うことができるような支援を行っていきたい。地域の福祉力を底上げしたいと考えています」と語ってくれました。

# 南三陸町社会福祉協議会

## 災害VC運営を独自方式で展開。まちづくりも見据えた地域福祉の実現をめざす

### 南三陸町災害VCスタイルをめざして

想定をはるかに超える大津波で壊滅的な被害を被った南三陸町。「全て津波に流され、文字通り1本のペンすらない状況です。そんな中で災害VCを立ち上げるなんて誰も考えていなかったこと。準備していた災害VCマニュアルは役に立たなかった」。南三陸町社協事務局長の猪又隆弘さんは当時を振り返ります。災害VCには新しいスキルや価値観が必要になると考え、外部団体を加えた協働でスタートしました。同時にボランティアの中からIT、企画力、情報処理能力のスキルを持つ3人を雇用。その体制で試行錯誤しながら、南三陸町社協独自といえる運営方式を構築してきました。「これだけ大規模で復旧が長期にわたる震災では、従来のボランティアは自己完結という概念は通用しません。目の前の現実に直結した新しいシステムを創って課題解決に向かうことが必要です」。猪又さんは、ボランティア活動の長期化も予測し、活動が継続しやすい環境づくりを行いました。

災害復旧と同時に、災害VCは産業や観光事業による復興にも大きく貢献しています。ボランティアによる交流人口の促進が、地元経済に大きな効果をもたらすことから、2年目、3年目も町外からのボランティアを積極的に受け入れました。被災地支援の呼びかけは企業に対しても積極的に実施。具体的にどんな支援をしたらいいのかがわからない企業のためにニーズとのマッチングを図りました。その結果、仮設住宅や商店街、漁協などに、企業による多様な産業

現在も多くのボランティアが集まる災害VC

漁業支援を行うボランティア

現在も続く復旧工事

支援のスタイルが具現化され、今までの災害VCにはない取り組みをさまざま創り上げていきました。

## 3年の蓄積を地域福祉に生かす

震災から3年が経過しても、町内は未だ土地のかさ上げ工事の段階で、被災者は仮設から仮設へ、転居の繰り返しを余儀なくされています。復興の遅れや仮設住宅での生活の長期化で、人口減少、経済格差、不登校、DVなどの懸念も高まっています。

「被災地は今や待ったなしのギリギリの状況。地域コミュニティ再生のために社協は何をすべきか、どんな地域福祉が必要か、今こそ現実を深く見つめ、学び、考え、休まず行動すべきでは」と猪又さん。これから町では復興計画によるまちづくりが加速していきます。そこに10年後20年後の町の変化を見据えた地域福祉が具現化されていかないと、本当に暮らしやすく人が集まる町にはならないと猪又さんは考えています。

そのためにも社協として原点に立ち返り、南三陸町の地域福祉推進のためインフォーマルな仕組みをどのように構築し、システム化していくか。その作業の一つひとつを地域住民と一緒に考え、住民自らが自分たちで立ち上がる取り組みを仕組んでいくことが必要です。しかもこれは現在行われている住職分離という新しいまちづくりを踏まえた形で考えていかなくてはいけません。

社協の仕事は地域住民の笑顔を増やすことです。これまでは外部からの支援を助けに進んできましたが、これからは地域住民をさらに巻き込み、行政、住民、企業の連携で地域福祉を一つひとつ創っていくため、これからも南三陸町社協は走り続けます。

明日のために、伝えたいこと

# 南三陸町発！2011年は〝企業ボランティア元年〟

南三陸町社会福祉協議会 猪又隆弘さん

“東日本大震災は企業ボランティア元年”―。阪神・淡路大震災時が“ボランティア元年”だったことに対するこのフレーズが、2012年、新聞に大きく掲載されました。南三陸町災害VCが独自に実施した、企業による被災地支援の取り組みが認められたのです。

「多くの企業から支援したいと要請を受けました。そこで今までのボランティアの概念を見直し、個人の生業支援など、産業支援に結びつけようと考えました」と猪又さん。2012年、災害VCと地元の被災事業者が東京に出向いて説明とマッチングの会を開催し、企業からのボランティア派遣、産業支援が本格的にスタートしました。

南三陸町における企業ボランティア

「個人ボランティアやNPO・NGOは、資金的、時間的に限界がありますが、企業なら資金力やノウハウ、決断力もあります。被災地が良くなるだけではなく、企業の社会貢献にとっても有益となれば、今後の復興事業にも大きな力となるでしょう。被災地にとっても企業にとってもWin-Winの関係が構築できるからこそ、現在もなお企業の支援は続いているのです。まだまだ災害VCの仕事は続きます。次の災害に備える仕組みづくりも急がなければ」と猪又さんは話します。この災害VCでの“ご縁”を生かし、無から有を創る新たな取り組みはこれからも続いていきます。

# 白石市社会福祉協議会

## ライフラインの停止、職員不足の状況でも地域の住民同士、助け合いの手を

### 困難な状況下での支援活動

白石市は市内全域が停電、市の南側を中心に断水状態が続いたほか、地滑りなどの危険性による避難勧告・指示が出されていました。白石市社協が運営する生きがいデイサービスと、福祉作業所「やまぶき園」は通常業務を一時休止。介護保険事業に関しては、介護度や緊急性の高い利用者に対してサービスの提供を続けましたが、ガソリン不足の問題や、利用者の緊急入院・施設入所が相次ぎました。また日常生活自立支援事業についても、生活支援員が訪問する際のガソリン不足の影響を受けました。

発災後は、「白石市災害時要援護者台帳及び災害福祉マップに関する協定書」に基づいて安否確認を実施。災害VCの設置・運営と、緊急小口資金特例貸付の受付業務などと並行して支援活動にあたりました。被災者からの「ありがとう」の言葉を聞けたとき、とてもうれしく思いました。

### 地域内での助け合い

震災を経て、白石市社協では白石市からの委託を受け高齢者等ささえ愛互助活動支援事業を実施しています。これは有償のボランティア制度で、市民のボランティア活動を促進し、住民相互の「絆」を深めることで「地域の福祉力」を高めるまちづくりを進めていこうというもの。高齢者自身が協力会員として参加することで、高齢者ご本人の健康維持や介護予防にもなることが期待されています。サービス内容に関しては家事支援サービスと移動支援サービスを行っています。

災害時には、何らかのサポートを必要としている方をあらかじめ把握し、地域内で支援体制を考えておくことが大切と感じました。地域住民が助け合い、もれなく避難することができれば、早急な安否確認も可能になるのではないかと思います。

白石市社会福祉協議会
主事
佐藤　祐喜さん

あなたの力で地域を支えています

# 角田市社会福祉協議会

## 顔の見える関係での取り組み、災害に対する意識を高めるようなまちづくりを

### 住民同士の助け合い

精神障害者通所授産施設「のぎく」（現障害者就労支援施設「のぎく」）を災害ＶＣの拠点として活動した発災当時、運営について不安がないわけではありませんでした。災害対応に精通した職員がいるわけでもなく、右も左もわからないまま、まさに手探り状態。そんな中、災害ＶＣに協力していただいた地域住民の方にうれしい言葉をいくつもいただきました。「社協主催の災害ボランティア研修を受講していて良かった。あのとき言っていた、災害時は住民同士助け合わないといけないって本当だったね」という言葉は今でも強く胸に残っています。

災害ＶＣの設置・運営を行ったことで住民の目に留まる支援活動につながり、社協＝災害ＶＣとして住民に認識されるようになりました。まちの中での社協の位置づけが明確になり、住民の方々と前よりも親密になったように思います。

### 地域のことは地域の中で

支援活動では、県南地域４市９町社協災害派遣協定に基づき名取市、亘理町、山元町の各社協災害ＶＣに職員を派遣しました。一方、角田市に津波や福島第一原子力発電所事故などで避難を余儀なくされた方々への生活支援も実施しました。しかし、避難されている方々の情報を網羅的に得ることは難しく、本来必要だったそれぞれの方の暮らしに寄り添った支援活動ができなかったことが心残りです。

今回の経験を生かし、行政区単位のお互い顔の見える小さな地域の中で完結できるような、自主防災組織への支援や、気がねなく集えるサロンの開設といった事業展開をしていきたいと考えています。地域のことは地域の中で完結できる仕組み、地域住民の災害に対する意識を高めていくまちづくりの必要性を、あらためて実感しました。

角田市社会福祉協議会
法人事務局
岡本　圭一郎さん

市内に避難されている方と地域住民との交流サロンにより顔の見える関係づくりに取り組んでいきます

# 登米市社会福祉協議会

## 日常的な連携の気持ちが大切
## 人と人のつながりが大きな力を発揮する

### 「ありがとう」の重み

登米市では、沿岸被災地に比べれば規模は小さいものの、一部損壊以上の住宅被害など、市内全域にわたって大きな被害が見られました。

発災直後からの安否確認に始まる支援活動。ライフラインが停止している中、連絡すらままならず、避難者の大半が市外からの被災者であったため、各関係地域との連絡調整もなかなか思うように進みませんでした。他社協との情報共有も途絶えることがあり、反省すべき点であると考えます。

3月13日に開設した災害ＶＣと、市内９か所に設置したサブセンターが中心となり、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を中心に、不足している物資配布やニーズ調査を実施。支援した人からいただく「ありがとう」のひと言がとてもうれしく思いました。

### 災害時こそ「つながり」を大切に

沿岸被災地への社協支援も積極的に行い、気仙沼市社協へは延べ78人、南三陸町社協へは延べ４４４人の職員を派遣しました。一方市内では、沿岸部から避難してきた方々を受け入れるための避難所の設営・運営補助を行い、現在は仮設住宅入居者支援という形で継続して支援を行っています。また被災地へのボランティアバスの運行も行ったため、市民だけでなく県外からも多くのボランティアに来ていただくことができました。

今回の震災は誰にとっても初めての大規模災害だったため、いつにもまして組織間のつながり、人と人とのつながりが大きな力を発揮するのだということを痛感しました。日常的に市民や企業、県内外のＮＰＯとの連携を強め、「絆」や「つながり」をしっかりと構築し、有事の際には「お互いさま」の精神で共に乗り切っていきたいと思います。

登米市社会福祉協議会
本部地域福祉課
鎌田　和敏さん

子どもたちによる避難所でのリフレッシュ支援

# 栗原市社会福祉協議会

## ボランティアの原点を感じた支援活動
## これからは風化させないための取り組みも必要

### 被災地に寄り添った支援活動

震災当日、築館（つきだて）地区で震度7の揺れに見舞われ、大きな被害があった栗原市。栗原市社協では災害支援本部を設置し、要支援者の安否確認や避難所での炊き出し、給水支援、清掃活動、要介護者への介助など、24時間体制で行いました。こうした積極的な支援活動は高く評価されています。

また社協職員を栗原市の要請で沿岸被災地の南三陸町に延べ104人、県社協の要請で1人を45日間、それぞれ派遣しました。さらに南三陸町の二次避難者へは、ボランティアセンター登録のボランティアの協力で継続的な支援を実施。お茶っこ会や各種協力団体によるイベント開催、病院への送迎サービスなども行いました。

今回の震災では高校生をはじめ、多くのボランティアに参加していただきました。その活動から、各人が自らできる範囲で互いに支え合うことの大切さと同時に、ボランティア活動の原点を感じました。

### 震災を風化させない

震災から3年が経ち、栗原市では震災を忘れない取り組みとして、VC機能を生かして各ボランティア連絡協議会や団体・グループが被災地と交流会などを行うほか、住民に対しては、東北福祉大学と協働で楽しく知識を身につけられるようにと企画された「防災減災運動会」も開催。クイズを教材として防災・減災の啓発と震災の風化防止につなげています。

また「ひまわりげんきプロジェクト」も実施中です。阪神・淡路大震災で甚大な被害を受けた神戸市に、笑顔が戻るようにと植えられたひまわり。その種は栗原市の一大イベントとして、毎年市内すべてのボランティアに声をかけ、栗原市の玄関口であるくりこま高原駅近くに植栽。また、思い思いの場所に植え、全国の人に「栗原は元気です、ありがとう」を伝えています。

栗原市社会福祉協議会
地域福祉課
千葉　美子さん

金成温泉金成延年閣でのお茶っこ会風景

# 大崎市社会福祉協議会

## 行政と連携した迅速な対応で地域にとって復興の要となるように

### 地域復興のために

地震による被害に見舞われた大崎市では、発災直後から大崎市社協災害対策本部を設置し、運営する介護保険事業所などの利用者の安否確認や被害状況の確認を行いました。完全な事業の停止や中止はありませんでしたが、当時建設中だった施設の事業開始が遅れるなどの支障が出ました。またライフラインが止まってしまったことに加えて燃料不足も重なり、介護保険事業所など一時休止するところもあり、完全に通常業務に戻ったのは、5月に入ってからでした。

3月12日に災害ＶＣを設置し、ボランティアの受付を開始。ガラス破片の撤去や救援物資の搬出などの作業に従事しました。また石巻市と岩沼市の各社協に職員を派遣し、支援活動を実施。被災地社協に対する内陸部社協の支援についての調整なども行いました。物資の確保や破損した建物の修繕費など、課題は多々ありましたが、行政と連携して迅速な対応をとることができたのは、地域復興のためにも良かったのではないかと思います。

### 震災に、学ぶ

被災地社協の支援のため職員を派遣したことで、緊急小口資金特例貸付の対応に多少の支障が出たことは、被災地支援と市民の支援という点で今後の課題となりました。

要支援の高齢者世帯、障害者世帯に対する訪問や交流、生活支援には日頃から目を向け、災害時の安否確認や支援活動を、より迅速に行える体制の必要性も実感しました。準備や訓練ということがいかに大切か。職員自身の家庭が被災した場合や、厳冬期や深夜に発災した場合はどうすれば良いか、といった厳密なマニュアルを策定し、広範な大崎市のそれぞれの地域の特性に合わせた防災訓練など、今後も積極的に取り組んでいきたいと思います。

大崎市社会福祉協議会
総務企画課
佐藤　祐介さん

市内の学生、ボランティア団体の皆さまからの多大な協力を得て、活動を行うことができました

# 蔵王町社会福祉協議会

## 「感動が人の心を動かす」被災者を支えたボランティアの力

### リーダーシップの必要性

建物や道路陥没といった被害はあったものの、蔵王町での震災による被害の規模は小さく、県南地域4市9町社協災害派遣協定により亘理町と山元町に職員を派遣しました。また蔵王町ボランティア連絡協議会会員16人で、亘理町災害VCで活動していたボランティアの方々に対し炊き出しを行いました。職員の有志18人も、亘理町への炊き出し支援を実施。避難所や沿岸被災地社協への支援による連携強化が図れたのではないかと思います。今後、蔵王町で大規模な災害が起きた際には、支援の受け入れ側の社協がリーダーシップを取れるよう、協力する体制を整えていくことが課題となると感じました。また蔵王町は災害VCを立ち上げるべきかどうか判断に迷ってしまったこともあり、他社協や行政との連携の強化に加え、災害VCの設置・運営訓練の強化も行うべきではないかと感じました。

### ボランティアの力

今回の震災では、ボランティアの方々に感銘を受ける部分が多くありました。「感動が人の心を動かす」のだということをあらためて実感。社協ではそのボランティアの方々のために、町から指定管理を受けている黄金川温泉を無料で開放しました。

さらに日頃からの訓練と、地域住民とのつながりも重要であると感じました。震災直後の食料や燃料の調達・確保、衣類の提供などといった地域住民による多くの善意は業務を進める上で大きな力となりました。社協が運営するデイサービス事業の早期再開が実現したのは、その力あってのものだったのではないかと思います。今後は地域座談会などを通して地域支援の在り方を日々模索していくとともに、自主防災組織の立ち上げ・連携による事業展開をしていきたいと考えています。

蔵王町社会福祉協議会
事務局
我妻　伸一郎さん

亘理町社協災害VCでのボランティアに対して炊き出しの準備

# 七ヶ宿町社会福祉協議会

## 福祉避難所を運営、被災地社協への人的支援も

### 真っ先にお年寄りの安否確認

七ヶ宿町では、家屋の一部損壊などがわずかに発生した程度で、ほとんど被害はありませんでした。

震災発生後、七ヶ宿町社協が運営している通所・訪問介護施設「七ヶ宿町高齢者生活福祉センター」利用者の安否確認を行いました。町の防災計画において同施設が福祉避難所として位置づけられていることから、利用者のみならず、町内のひとり暮らし高齢者なども同施設に一時的に避難したため、福祉避難所の運営を行いました。

また、町の災害対策本部に随時職員を派遣し、町と協力した被災者支援を行いました。

通所介護、訪問介護、配食事業などの通常業務については、発災後事業停止となりましたが、被災が少なかったこともあり、3月末には再開することができました。福祉避難所運営に携わる中で、福祉避難所として求められる設備や備品は、一般の避難所とは異なることから、介護用品、歩行補助杖などの確保や、冬期の場合は燃料の確保が重要であると今回の体験を通じあらためて実感しました。

### 沿岸の被災地社協を応援

七ヶ宿町内では災害ＶＣを開設しボランティア支援を行うような被害がなかったため、被災した沿岸地域への人的支援を行いました。

県南地域の4市9町（名取市、岩沼市、角田市、白石市、山元町、亘理町、丸森町、村田町、柴田町、大河原町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）では、「県南地域4市9町社協災害派遣協定」を締結しています。これに基づき、七ヶ宿町社協では、主に沿岸の山元町社協の支援を担当。職員を延べ21人派遣し、現地で災害ＶＣ運営業務などのサポートを行いました。

七ヶ宿町社会福祉協議会
事務局長
今野　誠さん

福祉避難所となった七ヶ宿町高齢者生活福祉センター

# 大河原町社会福祉協議会

## 日頃からの災害に対する備え、地域のつながりが被災者を支える

### 発災直後は町外からの避難者支援も

発災直後は、福祉センター利用者の避難誘導と建物を巡回して安全性を確認。福祉作業所「さくら」でも、施設確認と利用者の安否確認を行いました。サービス利用者や民生委員と連絡をとり安否確認もしました。被害状況に関する情報収集では町の災害対策本部と連携。町内の避難所などを巡回し、状況確認を行いました。

大河原町は県南地域4市9町（名取市、岩沼市、角田市、白石市、山元町、亘理町、丸森町、村田町、柴田町、大河原町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町）社協災害派遣協定を締結しているため、それに基づき岩沼市、名取市、山元町に職員を派遣し、災害ＶＣの運営業務や緊急小口資金特例貸付をサポート。また大河原町総合体育館には着のみ着のままで避難してきた亘理町、山元町からの被災者を受け入れていたため、店舗をまわって新品の下着などの寄付を募り、また、衣類の募集を行い、被災者に提供しました。

### 地域のつながりが何より大切

これまで社協とは関わりのなかった多くの町内の方々に、自発的にボランティアに参加していただけたことは強く印象に残っています。3月16日には「町内たすけあいＶＣ」を設置。給水、避難所支援、自宅の片付け、避難住宅清掃などの作業にボランティアを派遣しました。しかしライフラインの停止やガソリン不足は深刻で、行動を制約されることも多く、せっかくの人材を十分に生かすことができなかったのが心残りです。

また今回の震災は、研修や訓練で想定する被害規模を大きく上回るものとなり、研修と現実がまったく異なるのだということ、行政・社協組織だけでは対応しきれないのだということをあらためて痛感しました。災害だけではなく日常の地域福祉推進のためにも住民同士が支え合えるつながりが大切です。今後は地域のつながりの充実に向けた施策の実現、従来の施策の見直しなどにも力を入れていきたいと思います。

大河原町社会福祉協議会
法人事務局
古山　哲也さん

避難所でのボランティア活動

# 村田町社会福祉協議会

## 被災地支援の経験を生かした支援体制づくりを

### 少人数での支援活動

村田町社協では発災後、民生委員・児童委員と協力して高齢者世帯（ひとり暮らしおよび夫婦世帯）の安否確認とニーズの把握、避難所への誘導を実施しました。また町の健康福祉課からの要請を受け、人工透析患者の病院送迎を担当。災害ＶＣの運営と、ボランティア派遣の調整も行いました。震災による町内の被害は少なかったものの、社協の職員は局長を含めて3人と少なく、被災地への支援には厳しいものもありました。今回の災害では3人が交代で業務の遂行にあたりましたが、通常業務も同時に行なえるよう、今後は公益事業の職員と協働で支援活動をしていければと思います。また被災地社協職員の精神面のケアについての取り組みや、従事者が休日を取れるような体制づくりの必要性も感じました。

### 支援の在り方

災害に向けた研修や訓練は行っていましたが、実際に大規模災害が発生するとなかなか訓練どおりにいきません。発災後の、町内向けの支援と被災地向けの支援の優先順位を取り決め、常に目に見える場所に掲げて共通認識を築く必要があるように思います。また、今回は仙南2市7町、4市9町の事務局担当社協が連絡調整を行い、予定表を作成しました。これに関するマニュアルがあると、次に生かすことができるのではないでしょうか。被災地社協が1日でも早く通常業務に戻れるような応援体制づくりが必要ではないかと思います。

震災から3年が経過した現在、災害ボランティア活動に従事した仲間たちで発足した災害ボランティア会が、被災地への継続的な支援を行い、また村田町ボランティア連絡会では、年間計画の中で仮設住宅への慰問などを行っています。これらの活動をとおして被災地を応援していきます。

村田町社会福祉協議会
法人事務局
小原　美鈴さん

震災直後、連絡の取れたボランティア団体代表に集まってもらい会議を開催。毎夕町が実施した災害対策会議に出席し、町からの要請で避難所支援、給水支援などに災害ボランティアを派遣調整しました

# 柴田町社会福祉協議会

## 行政との密接な連携が被災地への支援活動を円滑にする

### 行政との密な連携のたまもの

平成16年10月、柴田町社協は、町との間に「大規模災害時におけるボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」という形で協定を結んでいました。震災ではこの協定に基づき、行政の福祉課や災害対策本部と密に連携をとりながら支援活動を実施。主に屋内外の片付けや物資の仕分け・提供といった住民支援、個別への対応に向けたニーズの掘り起こしなどを行いました。また行政の職員が社協事務所に派遣で常駐してくれたことで、最新情報を得ることができ、相談窓口としての機能を十分に発揮できたことは、社協と行政の連携としては成功事例ではないかと自負しています。

今後も起こり得る災害に備えるためには小地域での活動は欠かせません。日頃の社協活動も、小地域福祉活動を重点的に捉え、防災に関する出前講座や防災訓練、防災マップの作成など、積極的にあらゆる世代への防災・福祉学習に取り組んでいきたいと思います。

### 近隣社協としての役割

柴田町社協からは山元町と亘理町のそれぞれの社協に職員を派遣。またボランティアを送迎するバスの運行も行いました。近隣社協として、日々変わる被災地の状況にその都度対応した支援を行うことができたのではないかと思います。地域性や地理の把握もできましたし、自分たちのできること、やるべきことをしっかり見つめ、地元スタッフの役割に近い形で活動にあたることができました。しかしもう一歩踏み込んだ、そして全体を俯瞰できるような支援活動も望まれていたのではないかと思います。

柴田町社会福祉協議会
主任
稲荷　智康さん

災害VCミーティング

# 川崎町社会福祉協議会

## 行政、ボランティア団体、各関係機関 大切なのはそれぞれの横のつながり

### 小さな被害でも見えてくる問題

震災当日はひとり暮らしや高齢者などの要支援者や、介護保険事業利用者の安否確認を実施。また町福祉課や地域包括支援センター、町社協、各福祉施設、各居宅介護事業所職員が健康福祉センターに集まり、今後の対応についての協議を行いました。災害VCの設置には至りませんでしたが、通常のVCの取り組みで要援護者のニーズに対応したボランティア支援にあたり、家屋内の片付けなどの作業に従事しました。

行政やボランティア団体、各関係機関との連携の必要性、横のつながりがいかに重要であるかを、あらためて実感しました。

被害が少なく、発災により中止・縮小した業務もなかった川崎町社協は、早い時期に通常業務に戻ることができました。しかし少ない職員数の中、被災地社協や二次避難者への支援を優先したため、通常業務にあたる職員の負担が増えてしまいました。

### 大切なのは横のつながり

被災地社協へは、岩沼市、亘理町、山元町に延べ49人の職員を派遣。その際に局長会議を通してスケジュールの調整を行いましたが、会議で決まった日程と派遣する職員のスケジュールとが噛み合わず、調整が難航することも。担当者同士の打ち合わせが必要なのではないかと感じました。

町内に二次避難されてきた方々には、お茶っこ飲み会などのイベントの協力や炊き出しの支援を実施。地元に帰られた後も、町内のボランティア団体が被災地に対し、定期的にサロン活動などの支援を続けました。また社協も、野菜を中心とした支援物資の呼びかけや、広報誌の発行をとおして被災地の現状などを伝え、地域住民への情報発信を行いました。各関係団体と横のつながりを意識し、情報の共有を図りながら今後も対応していきたいと思います。

川崎町社会福祉協議会
福祉活動専門員
大宮　勝茂さん

石巻市より二次避難された方を対象に「買い物ツアー」を企画、開催しました

# 丸森町社会福祉協議会

## 被災者のため、支援者のためにも、被害の規模にかかわらず災害VCの設置を

### 連携した安否確認

丸森町では発災の翌日から、町内の状況を把握するために民生委員・児童委員の協力を得ながらひとり暮らし高齢者など高齢者世帯の安否確認を実施。民生委員・児童委員と調査整備している「福祉世帯台帳」があったことでひとり暮らし高齢者の名簿をすぐに準備することができ、安否確認を迅速に行うことができました。また民生委員・児童委員には支援物資の配布なども依頼。各地区では住民自治組織が中心となってニーズを調査しました。災害をとおし、行政区長や民生委員・児童委員、住民自治組織などの連携を強く感じました。

### ボランティアの力

あらためて災害VCを立ち上げずに従来の社協業務の中で対応しました。「何かボランティアすることはありますか?」と、住民や中高生が訪ねて来てくれたことがとてもうれしかったです。ボランティアを希望する人は多く、そうした方々を受け入れ、避難所支援や支援物資の仕分け、沿岸部の災害VCと調整して、ボランティアの送り出しを行い、沿岸部でのボランティア活動者は延べ200人を数えることになりました。今思えば被害の大小にかかわらず災害VC設置の必要性を痛感しています。

2年目以降も被災地への支援を継続。3年目には民生委員・児童委員の協力のもと「丸森町避難者家族のつどい」を開催しました。

震災前にはひとり暮らしの高齢者を対象に、緊急連絡先などを記載した「あんしんカード」を配布していましたが、震災後は小地域での見守り活動を今まで以上に深めるため、町と協働で「災害時要援護者カード」を整備しました。

今後とも住民の声に耳を傾け、住民に寄り添える社協になることができればと思います。

丸森町社会福祉協議会
次長兼福祉活動専門員
渡辺　靖子さん

南相馬市からの避難者へ炊き出し支援をしている民生委員・児童委員（旧筆甫中学校避難所にて）

# 松島町社会福祉協議会

## 混乱した状況下での情報共有の大切さを被災地支援でも強く実感

### 情報共有の難しさ・大切さを実感

松島町は町内の約2平方kmが津波により浸水。松島地区および手樽（たる）地区での被害が特に甚大でした。震災発生直後は各事業所の利用者に可能な限り電話で安否確認を行い、翌日に訪問して情報を収集。避難所への誘導も行いました。当時の主な活動は松島町社協で運営する松島町健康館デイサービスセンターへの利用者・避難者の受け入れでした。デイサービスは災害ＶＣ設置後、スタッフの待機所として機能しましたが、一方でデイサービスの通常運営や訪問介護事業、訪問入浴事業など、震災により中止・縮小せざるを得ない業務も多くありました。発災直後は町全体が混乱していたこともあり、確認した情報を共有する難しさや大切さをあらためて実感しました。

### 常に災害に備えた準備を

3月15日には災害ＶＣを設置。前年に設置訓練を行っていたことから、設置・運営は落ち着いて行動でき、日頃の訓練や意識付けの重要性を再認識しました。災害ＶＣはデイサービスを拠点に、町や関係機関から運営に関する情報やアドバイス、他市町村の被害状況などの情報提供を受け運営しました。数多くのボランティアが集結し、津波で観光地に流れ込んだヘドロを除去。その活動は地域の住民などから高い評価を得ました。

資機材に関しては、県社協や近隣社協からも支援を受け、土嚢袋やスコップなどの提供がありましたが、日頃から保存食料と併せて備蓄する必要があることをあらためて学び、備蓄倉庫を整備しました。沿岸地域への人的支援も行い、延べ4人の職員を七ヶ浜町社協へ派遣。ワゴン車を活用し、ボランティアの送迎や事前調整などのサポートを行いました。近隣社協との日頃からの関係づくりの重要性を感じました。

松島町社会福祉協議会
事務局長
安住　敦子さん

観光地域での活動（平成23年３月26日）

# 利府町社会福祉協議会

## 効果的に機能した「ストックヤード作戦」より良い方向に改善し、迅速な支援活動へ

### 支援は迅速に

利府町では浜田地区と須賀地区が津波の浸水被害を受けました。3月15日には災害VCを設置。町役場の災害対策本部と連携しながら、ひとり暮らしの高齢者世帯や障害者世帯を中心に安否確認、ニーズ調査を行い、また被災者を対象とした緊急小口資金特例貸付を実施しました。被災市町社協へは、県社協と連携しながら仙台地方管内の災害VCに職員を派遣。ボランティアの派遣調整や事務作業などを行いました。

迅速に対応し、ニーズに基づいて取り組むことができたと感じていますが、想定を超える大規模災害だったため災害VC設置に関する協定を生かすことができなかったように思います。これらをより実効性のある内容にする必要があるのではないでしょうか。

### 今後に向けた対策の強化

県社協と連携した事業のひとつにストックヤード作戦というものがありました。これは災害VCで使用する全国各地から集まった支援物資の仮置き場を設置するというもので、震災当時は利府町が拠点となり、必要に応じて県内各所に提供しました。これ自体は非常に効果的だったので、大規模災害時に確実にストックヤードを設置できる体制を事前に整えておくと良いのではないかと感じました。

大規模災害時は、各関係機関との連携を密にすることが非常に有効となってくるでしょう。そのためにもそれぞれの組織との情報共有や役割分担を明確化する役職員研修の強化が必要ではないかと感じています。また大規模災害だけでなく局地的豪雨などの災害を含む法人全体を網羅した危機管理マニュアルを作成し、緊急時の職員の配置や役割分担などの基準を設けることでより迅速な対応をめざしていきたいと思います。

利府町社会福祉協議会
法人運営部門 事務局次長
千葉 祐輔さん

ダンボールいっぱいの支援物資を仕分け中！　提供していただいた全国の皆さんありがとうございます

# 大和町社会福祉協議会

## 支援活動は人としての使命
## 組織の枠を超えた交流が大切

### ボランティアへのケアも大切

大和町での被害は甚大なものではなく、災害ＶＣの設置は見送られましたが、ボランティアのニーズが多く寄せられたためボランティアの派遣・登録を受け付け、マッチングや連絡調整など行いました。被災地へは、沿岸部の８か所にある災害ＶＣを巡回し、情報交換を実施。互いに相談し合える関係性がそこで生まれたことは、非常に意義のあることだったように思います。

しかしその一方で、中止・縮小せざるを得ない業務がいくつかあったのも事実です。また震災による精神的ショックや余震の恐怖はどこも同じ。ボランティアはなかなか平常心に戻れず、食材の確保やガソリン不足、道路の安全などあらゆることが不安で活動意欲にも大きく影響したため、レクリエーションやリフレッシュ講座などを企画し、ボランティアの元気回復に努めました。

### 人としての使命、継続中

現在は、大和町社協がボランティアのバスパック事業の中で行っていた、かき氷提供活動を年に１回、４～５日程度ですが町外の仮設住宅で継続して行っています。またボランティア友の会が主催となって23年10月から月に１回行われている避難者のための交流サロンは現在も継続中です。情報提供や健康相談、お花見や芋煮会など交流内容も工夫しながら行い、避難者の心のよりどころとなっています。

当時、被災地支援にあたった職員は、人としての使命感で行動していたように思います。ライフラインの停止や燃料不足、慢性的な職員不足に悩まされるなどしましたが、職員の団結力とボランティアのあたたかな活動により、ひとつずつ課題を解決していくことができました。支援はまだまだ継続中ですが、被災者のニーズに沿った支援ができるよう活動していきたいと思います。

大和町社会福祉協議会
大和町ボランティアセンターＶＣＯ
高平　恭子さん

亘理町仮設住宅交流サロン「ほっとの日」でかき氷を提供（平成26年７月）

# 大郷町社会福祉協議会

## 若いボランティアの力の大きさを実感
## 被災地支援には相互理解も必要

### 連携に必要な相互理解

発災直後は町内の高齢者などの要援護者に対する安否確認と、避難所・自宅間の移動、通院サポート、食料・水などの支給が主な活動でした。安否確認後は大郷町社協の本部機能を町役場へと移し情報収集。町行政や地域包括支援センターと連携し、支援を行いました。

災害時の社協間連携体制の構築途中での震災で、ルールがほとんどない状況の中でしたが、各市町村社協が連携して継続的な職員派遣ができたと思います。今後の課題としては、県社協が担う役割と各市町村社協が担う役割の違いをお互いが認識した上で、継続的で効果的な支援ができるよう、相互理解が必要であると感じました。

### 柔軟な思考で支援の手を

大郷町社協では亘理町社協に職員を派遣して支援を行ったほか、利府町社協が中心となり近隣社協と協働で多賀城市、塩釜市、七ヶ浜町の社協に職員を派遣、継続的な支援を行いました。その上で、燃料などの必要な資材や物品をどのように確保していくかが災害時の大きな課題となります。また情報共有のために通信手段の整備も重要です。

支援に出向いた先では、若いボランティアの力の大きさを実感しました。私たちは、何か行動を起こそうとしてもすぐ「大人の事情」が頭をよぎり、結果としてうまく行動できないことがままあります。しかし若い人たちというのはそのような制約がなく、柔軟な思考で物事を捉えます。シンプルでわかりやすい発想・考え方は、今回の震災で非常に役に立ったように思います。

今後は人的支援の在り方について、支援した側・された側双方の立場から振り返り、より効率的な運用体制を模索する必要があるでしょう。

大郷町社会福祉協議会
福祉活動専門員
大塚　潮さん

亘理町でのボランティア活動の様子

# 富谷町社会福祉協議会

## 人の力の大切さを強く実感
## 経験を生かし、人をつくり、育てる試み

### サポートの在り方

発災後、富谷町社協は沿岸部に赴き、災害VCの運営をサポートしました。やるべき役割や手順、作業内容などが共有しづらく、必要なサポートになっていないのではと思うこともありました。また、派遣職員の本来業務を考えると被災地への長期駐在は難しかったように思います。災害ボランティアに関する知識や災害VC運営などについて、社協職員を対象とした講座などをとおして学んでおく必要があるのではないかと考えています。

一方、ボランティアや町と協力して対応することができたことは今後の災害時に大きくつながるところがあると感じました。災害時に連絡を取るボランティアをあらかじめ決めておくことで支援を円滑に進められるようになります。また災害を想定し、各社協との連絡調整の仕方などを学んでおくことも必要となるでしょう。

### 経験を生かし、新しい取り組みへ

今回の震災では、ボランティアやサポーターとの密な関係づくり、地域での人材育成など、マンパワーの大切さを強く実感しました。その経験を生かし、「福祉サポーター養成講座」を実施しています。福祉に関する知識を身につけ、福祉教育などの現場、または日常の場面でサポートできる人材を養成するもので、大規模災害時にはどのように動くのか、地域で何ができるのかなどを考えることのできる人材を育成します。

「人はひとりでは生きていけない」と昔から言いますが、まさにそのとおりです。地域に昔からある「お互いさま」という「結」の力を活用するには、住民の力が重要になってきます。その火付け役となる福祉に関心のある人材を発見・育成し、活用していくことが、これから将来の大きな課題になってくるのだと思います。

富谷町社会福祉協議会
主事
阿部　直人さん

七ヶ浜町災害VCでの打ち合わせ

# 大衡村社会福祉協議会

## 職員派遣の難しさを痛感
## 連携の強化で災害に強い村づくりを

### 安否確認で不安を緩和

大衡村は、半壊・一部損壊などの住宅被害や、全世帯での停電・断水はあったものの、ガス漏れや火災は発生せず、孤立集落もなかったため、震災による被害は比較的小規模なものでした。

震災当日は大衡村役場に設置された災害対策本部と協力し情報収集を実施。同時に村保健福祉課と手分けして各戸を訪問しながら高齢者を中心とした安否確認を行いました。また、どういった支援が必要か、ニーズ調査や水・食料の配布、割れたガラス破片の掃除などにも従事。非常事態でしたが、安否確認で訪問した際、「社協です」と話したときに安心した表情を見せてくれる方が多く、そのことが強く心に残っています。今後はそうした方のリストを作成し、有事の際に活用していければと思います。

### 非常時には企業との連携も

被害が少なかった大衡村では、県社協の要請を受けたこともあり多賀城市と七ヶ浜町の各社協に職員を派遣し、災害ＶＣの運営業務、および社協業務のサポートにあたりました。しかし他社協への職員の派遣には体調を崩す職員が出るなど限界もあり、継続性が保てませんでした。無理なく他の社協への支援ができる体制づくりを行っていきたいと思います。

震災では大衡村役場との連携が主となって活動を行ってきました。発災直後は災害対策本部に出向いたり、村内各世帯を訪問して情報を収集。村役場と社協、それぞれが持つ情報を共有し、連携することの重要性を感じました。

役場、社協、住民自治組織、そして企業など、日常的に行政以外の機関との連携を強化し、関係性を築いていくことで、災害に強い村づくりをしていくことが、今後求められてくるのだろうと思います。

大衡村社会福祉協議会
主幹
齊藤　秀和さん

給水車に並ぶ住民の方々

# 色麻町社会福祉協議会

## 支援を通じて生まれた人と人とのつながりが震災復興への未来に向かう

### 非常時も配慮を忘れず

発災後は施設とデイサービス利用者の被害状況の確認・訪問による安否確認を行い、また町福祉課とともに町保健福祉センターに避難所を開設。続いて、沿岸被災地からの二次避難者を受け入れるために、体育館など町内3か所の公共施設に避難所の準備を整えました。結果として二次避難者はおらず利用されることはありませんでしたが、ガス給湯付き洗面台や洗濯機など生活の場所を意識した配慮が県に高く評価されました。これは社協としての知識やノウハウが生かされていたためだと思います。

沿岸被災地の要支援高齢者の受け入れの際には、受け入れ先が研修施設でもあったため高齢者介護への配慮がなされていない部分も多く、介護経験者のボランティアのマッチングを行うなど避難者が快適に過ごせる環境づくりに努めました。

### みんな「被災者」

色麻町社協では、県社協の声がけにより大崎地方での調査に基づき、加美町社協と協働で東松島市社協に延べ143人の職員を派遣しました。支援する側も支援を受け入れる側も、互いを知らないために戸惑いがあったのは事実ですが、協働により実務上の従事者の負担が軽減されたことは良かったのではないでしょうか。これらの支援を通じてさまざまな人と人のつながりが生まれ、それが新しい力を生み出し未来へと向かっていく様子はとても心に残っています。

今後は事業継続計画（BCP）を策定し、災害時における実際の動きや備えを整備したいと考えています。どうしても被災者全体への支援に目が向きがちですが、社協は地域福祉の視点を大切にし、日常から生活課題を抱えている方々をはじめ、SOSを出しにくい、支援に結びつきにくい方々にもきちんと目を向けられるよう、心構えと備えが必要なのではないかと感じました。

色麻町社会福祉協議会
総務班
小山　茂雄さん

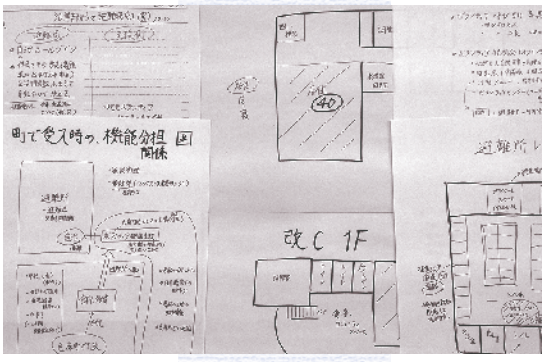

沿岸部からの二次避難所準備時の手書き資料

# 加美町社会福祉協議会

## 災害時の対応で鍵を握るのは日頃からの地域住民との信頼関係

### 地域との信頼関係を大切に

ライフラインの停止や、食料・燃料といった資材の不足。そのような状況の中、以前より行っていた地域福祉事業のうち、障害があり買物にも行けない方々への配食サービスを継続するか問題となりました。「社協さんだけは信じてたのに…」という言葉をいただいたのは、発災後の安否確認の際にサービスを続けられないかもしれないということを伝えたときでした。しかしその言葉がきっかけで、無料での特別配食サービスを実施するに至り、3月13日から31日までの期間、おにぎり程度ではありましたが続けることができました。これは普段から築き上げてきた地域住民との信頼関係によるものだと感じています。

特別配食サービス以外にも、利用者の安否確認や生活安定資金貸付（緊急特別つなぎ資金貸付）、他被災地への職員派遣などを実施。沿岸被災地からの避難者を受け入れる二次避難所の運営支援ではボランティアの調整を主に担当しました。

### 災害に対する意識が重要

加美町社協からは、県社協や近隣市町村社協と連携しながら南三陸町へ延べ12人、色麻町社協と協働で東松島市に延べ１３８人の職員を派遣しました。しかし内陸部である本町も被害を受けた中で、二次避難所の運営支援など、被災者支援で多忙の中での他社協の人的支援でもあり、何が支援できるのか、何を支援してもらいたいのか、といったことをあいまいにしたまま支援に臨んでしまったことは、今後反省すべき点として改善していきたいと考えています。

どんな災害もいつやってくるかわかりません。日常的に「災害が起こるかもしれない」という気持ちをつないでおくことが、大切になってくるのではないでしょうか。

加美町社会福祉協議会
本部事務局次長兼企画班長
早坂　敏子さん

震災発生の２日後から始めた「特別配食サービス」。信じる想いに社協が応えます

# 涌谷町社会福祉協議会

## 福祉避難所として施設を開放
## 被災地への支援も積極的に展開

### 福祉・一般避難所として施設を開放

涌谷町は震災により半壊以上の被害が多く発生、町の中心部を流れる江合川の両岸に沿って特に大きな被害が見られました。

真っ先に行ったのは、介護・配食サービス利用者および要援護者の安否確認でした。涌谷町社協が運営する高齢者福祉複合施設「ゆうらいふ」内に設置した災害対策本部が中心となって実施しました。また、施設を福祉避難所・一般避難所として開放し、要介護者を33人、一般の方を37人、受け入れることができ、避難所としての役割を果たすことができました。3月16日には災害ＶＣを設置、避難者のニーズ調査や支援物資の配布、沿岸被災地への支援活動を実施しました。

### 沿岸被災地への積極的な支援

涌谷町社協では、デイサービスやその他の介護サービスなどの通常業務を中止・縮小せざるを得ない状況が続きました。一方で被害が甚大だった沿岸被災地への人的支援を積極的に展開。4月に4日間、多くの町民が石巻市内で災害ボランティア活動に参加したほか、石巻市前谷地小学校の避難所では7日間にわたって13人の職員が独自の支援を行いました。さらに4月4日から8月12日にかけて女川町の災害ＶＣに延べ80人の職員を派遣。東松島市へも25人の職員が一般ボランティアとともに参加しました。

南三陸町と女川町の各社協にはガソリンやテント、照明器具といった資機材を提供し、社協同士の連携やつながりの大切さを実感。地域住民の助けを得られたこと、災害ＶＣの迅速な運営ができたことなどから、日常的に地域とのつながりを持つこと、他部署・各関係機関との情報共有、防災用品や非常食、ライフラインの維持に必要な備品の備蓄の重要性を、あらためて感じました。

涌谷町社会福祉協議会
地域福祉課
千葉　徳三郎さん

23年４月に被災地（石巻・湊地区）支援で
ガレキの片づけをしているところ

# 美里町社会福祉協議会

## 反省と課題から次のステップへ
## 地域住民の支え合いの心がまちをつくる

### 支援目的と情報共有の大切さ

大崎ブロック（大崎市・加美町・色麻町・涌谷町・美里町）では、発災後に沿岸部への支援を検討する会議を開き、美里町では涌谷町社協とともに女川町社協に職員を1人ずつを派遣。3日間のローテーションで、延べ85人を派遣しました。

しかし、これまで他市町と連携や協働した事業などを行う経験が少ない中で、支援目的や情報共有、引き継ぎの方法などについて取り決めをせずに災害ＶＣの支援活動にあたってしまいました。

また、大崎ブロック間の支援状況の経過や終了後の報告会などを行わず、他市町の状況や支援状況などに関する情報共有がされなかったことは今後改善が必要な課題です。連携した支援活動を行うために、支援する側が被災地の状況について定期的に情報共有の場を作り、目的と内容を確認していくことの大切さをあらためて痛感しました。

### 互助・共助の心

女川町社協への支援に加え、美里町では東松島市からの二次避難者への支援活動も行いました。町内2か所の仮設住宅は26年8月に全住民が退去し、これまで町社協と地元ボランティアグループが実施してきた訪問活動とお茶のみサロンは終了しましたが、引き続きボランティアはお茶のみサロンを開設し、3年間をとおして形成された「地元が地元を支え合い、自分たちが地域をつくる」という意識が強まりました。25年10月に災害公営住宅が完成し、転居が始まる時期には公営住宅が建設された自治会に引っ越し支援や交流会の打診をしたところ、「自分たちも何か支援しようと考えていた」という声をいただき、あらためて「支え合いの心」の醸成を実感しました。この身近な互助と共助の取り組みを、さらに地域全体の生活支援体制に広げていくことが望まれています。

美里町社会福祉協議会
地域福祉課　主任福祉活動専門員
永沼　威雄さん

自治会が災害公営住宅への引っ越しを支援

# 宮城の仲間・大事な仲間・助け合える仲間

滋賀県社会福祉協議会
地域福祉部長
谷口　郁美

私が宮城県社協に近畿ブロックの社協からの応援職員として入ったのは、平成23年4月7日の早朝でした。前日深夜の大きな余震が人々の暮らしを再び襲い、やるせなさや哀しさ、怒りが県社協の職員の方たちの心に重く沈みこみ、ほんとうにしんどい気持ちでおられた朝でした。当時私は、滋賀県災害ボランティアセンターの担当課長をしており、滋賀県社協は近畿ブロックの社協災害時相互支援協定の幹事県としてブロック派遣の調整業務を担うことになったのです。全社協による調整で、宮城県には中国・四国ブロックと近畿ブロックが職員を派遣することになり、私は宮城県社協の災害対策本部・災害ボランティアセンターと近畿・中国・四国ブロックをつなぐ幹事の一人として宮城と滋賀を往復しながら、派遣される社協職員が宮城の仲間、宮城の人々の暮らしに少しでも役に立つことができるよう仕事をしようと日々考え、願っていました。

派遣職員は、少しでも地元社協の役に立ちたい、被災された方たちの役に立ちたいという一心でやってきました。とりわけ近畿ブロックの社協職員は阪神・淡路大震災の福祉救援・復興支援の経験から学んだことを宮城の社協職員の方たちに伝え、一歩でも支援が進むようにという思いを持っていました。派遣職員として活動できる日数が限られているなかであせりもあり、地元社協の方たちと共に歩もうと思いつつも先走り、気持ちの面で隔たりが生じたこともありました。そうして春から夏へと移るなかで、私たち社協職員のめざすところや「根っこ」は「住民さんたちの笑顔」であるということを、支援の実践を通じて共感し合え、まちの復興、暮らしの復興について話し合う場に、派遣職員も仲間として参加させていただけたことは大きな喜びであり、心から感謝しています。「いっしょに汗を流して仕事をすると、お互いがわかるようになる」。この経験は、今も私の仕事の土台になっています。また当時、官民、公私を超えて多くの支援者が宮城に入りました。それぞれが特性を発揮して存分に活動を展開することができ、同時にそれらが重なりあい、交じりあいながら地元を応援することができた背景には、宮城県社協の方々、宮城県災害ボランティアセンターで活動した方々の柔らかで目的を見失わない黒子としての仕事がありました。

震災から4年。大事な宮城の仲間から、この4年間と今、そしてこれからのことをじっくりとお聴きし、話し合う機会をつくりたいと考えています。私が宮城での活動のなかで日々携行していた手帳に書き込んでいた言葉を記して終わります。

「かじかんだ翼ここからひろげゆく」
（大高翔さんの句）

# 「住めば都」になる日まで…

淡路市社会福祉協議会
事務局次長
凪　保憲

平成23年3月11日、私は淡路島の社協職員の仲間とともに、三重県内の社協に視察研修でお邪魔をしていました。午後2時46分は、研修合間の休憩時間で、屋外に出て数人の仲間と談笑をしていました。研修室に戻り他の仲間から体に感じる程度の地震があったことを聞きました。研修の途中でしたが、程なくして大きな津波が東日本に押し寄せ、大きな被害が出ていることを知り、20年前私たちの地域を襲った阪神・淡路大震災が、私たちの大切な人の生命や財産を一瞬にして奪い去ったことと重ね、「私たちにできることがあれば何でもやろう」そう考えはじめていました。

私たちが帰路に着く頃には日も暮れ、高速道路では赤色燈を廻しながら隊列を組んで被災地に向かいはじめた警察・消防車両と幾度となくすれ違いました。その頃には宮城県内の沿岸部をはじめとする東日本の各地に、甚大な被害が出ていることも報道などから伝わってきていましたが、その時は、ただただ祈るような気持ちで、すれ違う隊列に向かって、聞こえるはずもないエールを送ることしかできませんでした。

その後すぐに、淡路市内の住民に向け義援金や防寒着を募りました。かつて自分たちが感じた感謝の気持ちを東日本の被災された方々にも伝えたいと多くの住民からの協力をいただくことができました。

発災から間もなく関西広域連合としての宮城県内被災地支援が決まり、淡路市社協からも私を含めた4人の職員が気仙沼市社協に派遣されることになりました。

被災地に入るなら是非にと、市内の製造会社から託された応援メッセージ入りの吹き戻しは、私たちが支援に入った避難所や被災された方々とのコミュニケーションのツールとして、大きな力となってくれました。

その後、私は気仙沼市社協に4度にわたる派遣の機会を得て、ボランティアセンターでニーズ調査の支援や、生活支援相談員さんの研修を担当させていただきました。また、その後も、被災者支援を行うサポーターさんへの研修にも関わらせていただき、度々宮城県にお邪魔させていただいています。

阪神・淡路大震災から20年が経過し、私たちの地域では高齢化・過疎化が深刻な地域課題となっています。仮設住宅から心待ちにして入居した災害公営住宅も、建設当初からの入居者が3分の1になり、現在では空き室が目立つようになってきました。高齢化や過疎化の問題は、買い物や通院をはじめとする高齢者の生活に大きな影響を与えています。

多少の不便がともなっても、「住めば都」と感じることのできる、あたたかで自分らしく暮らすことができる地域づくりのために私も淡路島で尽力します。宮城の皆さんもどうかよろしくお願いします。

第4章

# 県内社会福祉団体の3年間

## 「県内社会福祉団体の３年間」の作成にあたり協力いただいた団体

宮城県知的障害者福祉協会
宮城県視覚障害者福祉協会
宮城県精神障がい者家族連合会
宮城県身体障害者福祉協会
宮城県手をつなぐ育成会
宮城県重症心身障害児(者)を守る会
宮城県社会就労センター協議会
宮城県肢体不自由児協会
宮城県聴覚障害者協会
宮城県母子生活支援施設連絡協議会
宮城県母子福祉連合会
宮城県なごみの会(里親会)
宮城県保育協議会
宮城県老人福祉施設協議会
仙台市老人福祉施設協議会
宮城県老人クラブ連合会
認知症の人と家族の会宮城県支部
仙台いのちの電話
宮城県民生委員児童委員協議会
宮城県社会福祉法人経営者協議会

(順不同)

# 宮城県知的障害者福祉協会

## 今後、危機管理に関する取り組みを強化

### 連絡体制・情報収集は日頃から確認を

宮城県知的障害者福祉協会は、県内の知的障害者の福祉増進を図ることを目的に、さまざまな活動を行っています。

震災後は会員となっている施設の被害状況の調査・把握、災害対策本部の設置、職員の派遣や支援物資の管理・搬送、義援金の配分委員会の設置、被災施設の再建に関する支援などを行いました。しかし停電により通信手段が途絶えていたため、被害状況の把握ができたのは発災から4日後からで、全て確認できたのは1か月近く経ってからでした。有事の際の連絡体制や情報収集の在り方について、日頃から考えておくべきであると痛感しました。

### 災害時は融通の利いた対応を危機管理計画の見直しも

情報収集を行う際、個人情報保護の問題で支援が難しい場合もあり、非常時には障害のある住民に関する情報提供が速やかに行えるような仕組みが整備されるべきではないかと感じました。また障害者を抱えた家族が周囲に遠慮して避難所にいられないという声も、震災後多く聞かれました。そのようなことのないよう、今後は障害がある方に対応した福祉避難所の設置が必要なのではないでしょうか。

協会としては今後、危機管理に関する取り組みの強化をめざしています。もともと協会には危機管理に関するマニュアルや担当組織が設置されていなかったため、震災時の対応には不十分なところがありました。会員施設との連絡体制や情報収集の在り方を含め、見直していきたいと考えています。また平成24年12月には『東日本大震災の記録　どう決断しどう行動したか～福祉現場・葛藤の果てに～』を発行しました。震災から立ち直ろうとする人たちの姿を、多くの人に知ってもらえたらと思います。

宮城県知的障害者福祉協会
事務局長
高橋　勝彦さん

# 宮城県
# 視覚障害者福祉協会
## 障害者の防災・減災のために

### 支援体制を見直し
### 地域社会で助け合う

視覚障害者の社会参加を促進するための事業を行っている宮城県視覚障害者福祉協会では、発災直後、電話などによる安否確認を実施し、情報収集に努めました。また被災した方々への支援物資や義援金の送金などを行ったほか、会員・非会員関係なく、東日本大震災視覚障害者支援対策本部宮城県支援センターによる訪問・支援を実施しました。

しかし障害の特性や協会の体制・規模などの問題があり、役職員が直接支援活動を行うことが難しい状況だったことが心残りです。今後も起こり得る大規模災害に備え、避難所生活におけるコミュニケーションの構築や障害の特性に対応できる福祉避難所の開設が望まれます。

被災時に協会や視覚障害者の置かれた状況を全国に啓発することを目的に、日本盲人会連合では平成25年8月に『語り継ぐ未来への友歩動 災害からのメッセージ』を作成しました。障害者の防災・減災をめざした地域社会システム構築の在り方を考え、取り組んでいきます。

宮城県視覚障害者福祉協会
事務局
芳賀　広美さん

# 宮城県
# 精神障がい者家族連合会
## 進まない周囲の理解

### 被災した会員に
### 安心した暮らしを

宮城県精神障がい者家族連合会（以下「宮家連」）は、精神障がい者とその家族の幸せを図り、地域福祉に貢献することを目的に活動しています。震災後は「全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）」から義援金をいただくことができ、それを元手に被災した地域家族会、特に沿岸部地区の家族会への訪問・支援活動を実施しました。平成23年8月には地域家族会代表らによる会長情報交換会を開催し、被災状況の確認や情報交換などを行いました。平成25年には宮家連の会員を対象に心のケアを柱とした「精神保健福祉研修会」を実施したほか、地域家族会への支援も継続的に行っています。

しかし震災によって精神障がい者とその家族の生活基盤が大きく変化してしまい、情報の入手やその後の心のケアには苦慮しました。また精神疾患は一般的にあまり理解が進んでいません。そのため患者や家族が周囲の目を気にせず気軽に話し合えるような場所を提供し、その情報を発信できるようにしていけたらと思います。

宮城県精神障がい者家族連合会
事務局長
佐藤　義春さん

# 宮城県身体障害者福祉協会

## 大震災から学び、障害者支援をいっそう充実したものに

### 難航する安否確認 情報収集に課題が残った

障害のある方々が自立した生活を営めるよう支援する宮城県身体障害者福祉協会では、障害者施設の経営と地域で生活する会員対象の事業を2本の柱としてきました。しかし震災により、程度の差こそあれ全ての施設が被害を受け、被災者となり、不自由な避難生活を強いられることになりました。発災直後から会員の安否確認を行いましたが、沿岸部ではそれも難航し、情報も集まらず課題を残す結果となりました。

翌年からは「沿岸部市町村協会協力支援会議」を開催し、現状の確認と情報交換、ニーズの確認を実施。その後も各地で支援会議を開催し、情報を共有しました。多くの方々から、施設の修理費の支援や義援金、炊き出しコンロ一式などの支援物資、応援グッズなどいただき、とても感謝しています。

### 今後に備えた対策 孤立化防止の活動も必要

今回の震災を経て感じたことは、障害のある方にとって避難所のバリアフリー化が必要だということです。また提供できる情報を充実させること、福祉避難所の周知も重要となってくるでしょう。安否確認が十分に行えなかったことも踏まえ、今後は安否確認の方法や会員名簿の管理方法の検討も行っていきたいと考えています。

平成25年3月には各障害者団体の協力のもと、震災時の障害別状況や対応に関する課題をまとめた冊子『大震災からの学び』を発行し、関係団体や自治体に配布しました。

震災により、もともと行っていた各種事業の中止・減少で活動の機会が減り、会員の孤立化が懸念されています。そこで協会では、地域で生活する障害者に、健康増進・地域交流・社会参加の機会を提供するため、積極的に文化・レクリエーション活動事業を開催しており、今後も継続して行っていきたいと思います。

宮城県身体障害者福祉協会
常務理事 兼 事務局長
庄子　賢さん

# 宮城県手をつなぐ育成会

## 共助としての団体間の協力、積極的な連携が大事

### 他団体との連携で震災に立ち向かう

宮城県手をつなぐ育成会では、知的障害のある方々が、家庭・学校・施設・職場など地域社会のあらゆる場で、地域のあたたかい理解と支援によって共に明るい生活ができ、社会参加・自立することを願い、さまざまな啓発活動・事業を実施しています。

震災後は3月13日から沿岸被災地域の訪問を開始。4月には宮城県知的障害者福祉協会と連携し、障害児・知的障害・発達障害者関係団体災害対策連絡協議会宮城対策本部を立ち上げました。週に2回の全体会議で状況を把握し、問題解決に注力しました。県内で連絡が取れない施設に対しては、直接訪問も行いました。

育成会としての活動を再開できたのは5月ごろでした。11月には県をとおして国の震災対応事業を受託し、地域支え合い体制づくり事業で、沿岸地域中心に会員の心のケアを行いました。翌年の4月からは被災地域障害福祉サービス創出支援事業を受託し、事業所の支援も行いました。

### 3年間を振り返って思うのは安否確認・支援の難しさ

会員やその家族の安否確認は、当事者たちからの情報発信が困難だったこと、避難先がわからず連絡が取れないままだったことが重なり、時間がかかりました。また連絡が取れたとしても時間的人的余裕がなく、相談を十分に受けることができませんでした。また、みなし仮設住宅へ避難した家族の状況がわからず、在宅避難者に対する支援が行き届かない部分もありました。

震災ではあらためて団体・組織の連携の重要性を痛感しました。育成会では障害者団体との連携の中で、役割分担、情報の定期交換などを行い、できる限りの支援を行いました。自助努力も大事ですが、共助としての団体間の協力、情報提供など、積極的に連携活動を進めていくことが、災害時には特に重要になってくるのだと思います。

宮城県手をつなぐ育成会
代表理事
鎌田　喜光さん

# 宮城県重症心身障害児(者)を守る会

## 重症児(者)のため、日頃からの備えが重要

### 大災害後の対応 会員からは感謝の言葉も

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態にある方の多くは、常時医療ケアを必要としています。このような人たちの命を守り、わずかな成長にも喜び、自ら学びながら、宮城県重症心身障害児(者)を守る会(以下「守る会」)では、重症児(者)の福祉の向上に努めています。

発災直後、ライフラインが寸断された中、守る会ではすぐに安否確認と被害状況の把握を行い、その情報をもとに全国に緊急支援要請を出しました。また被災会員に対し必要な物資を配布。交通が遮断されていたために運搬が大変でしたが、なんとか届けることができました。震災から4か月が経った7月、守る会では会員を対象にアンケートを実施し、今回得た教訓や、今後も起こり得る大規模災害への備えなどを確認しました。

### 備えよ! 常に 災害は必ず訪れるもの

忘れもしない3月11日。守る会が学んだことは、常に災害に備えるということです。災害はいつやってくるかわからないものですが、必ずやってくるものでもあります。重症児(者)を支える者としてだけでなく、自分自身が生き延びるためにも、備品の備蓄は非常に重要であると痛感しました。その教えが風化することがないよう、平成24年5月に記録誌『わたしたちは忘れない～東日本大震災の記録』を発行しました。また同年、非常時でも医療器具の電源を確保できるよう、必要な在宅会員に小型発電機を配布しました。翌平成25年には各地で被災体験の講演を行い、大規模災害に対する意識を高めてもらう活動を行いました。

自力で生きることが困難な重症児(者)のため、震災以降さまざまな方面から支援をいただき、とても感謝しています。今後は在宅障害者のための避難所づくりをしていきたいと考えています。

宮城県重症心身障害児(者)を守る会
会長
秋元　俊通さん

# 宮城県社会就労センター協議会

## 多くの方々の協力があってはじめてできた支援活動

### 協力と支援の重要性を実感

宮城県社会就労センター協議会（以下「県就労協」）は、障害者が働くことをとおして地域生活への移行や社会参加を実現できるよう、さまざまな活動を行っています。

3月12日に全国セルプ協（※1）とNPO法人日本セルプセンターにより東日本大震災対策本部が設置されました。その後各方面から義援金や大量の支援物資をいただき、感謝しています。県就労協事務局を支援物資の集積基地や支援団体の活動拠点として提供し、さらに県南部と県北部の会員施設法人が、自身も大きな被害を受けながら物資の集積基地を快くお引き受けいただき、配送にもご尽力いただきました。

物資仕分けの人手や配送車両の燃料確保が難しく、支援活動も思うように進まない毎日でしたが、これも他団体からのご協力で発災3か月でおおよそ50以上の施設に支援物資を届けることができました。その後も頻繁に来られる視察団の対応、支援のための販売会、事業開拓の打ち合わせなどが続き、自身の所属する法人の業務に支障が生じた時期もあり、多くの方々の協力がないと支援活動も十分に行えないことを痛感しました。

### チーム・シーサイドの発足

平成24年度からは、県就労協の別働隊であるNPO法人みやぎセルプ協働受注センターが被災障害者就労支援事業所等復興支援体制づくり事業を県から受託しました。多くの方々から支援の手を差し伸べていただきながら、新商品の開発や販売ルートの開発など、施設の復興に向けたお手伝いをさせていただいています。

また主に沿岸部で被災した事業所に呼びかけ、被災障害者就労支援事業所連絡会を発足しました。この会で震災の記録を残すべきとの声が上がり、当時の行動、利用者の様子、今後の備えなどをまとめ、『あの日私たちは戦っていた「3・11震災の記憶」』として、みやぎセルプのホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。連絡会をとおし、法人の枠を越えた動きも生まれています。法人の異なる事業所同士が、商品開発、情報提供、販売会での協力体制など「チーム・シーサイド」としてお互いに協力し合っています。震災を経て生まれた貴重な事象であり、強い絆と言えるでしょう。

宮城県社会就労センター協議会
事務局長
岡田　昌成さん

（※1）全国セルプ協／「全国社会就労センター協議会」

# 宮城県肢体不自由児協会

## 関係団体、地域住民と連携した取り組みを

### 多くの方々からの応援、支援の取り組みに励まされながら

発災直後から、県内外の方々から物心両面からご支援をいただきました。さらに、現在も継続して各地で支援活動を行われている個人・団体の方々にも感謝の念に堪えません。愛の手封筒による福祉事業協賛金にも県民の方々から多大なるご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

肢体不自由児(者)とその家族の支援を設立目的とする宮城県肢体不自由児協会(以下「宮肢協」)では、発災直後、宮肢協事業関係の家庭(約160家庭)、ボランティア(約190人)の安否確認を行い、情報提供や物品調達、入浴介助などの支援に努めました。その後は沿岸地区から県外に避難された方への遠隔地支援、被災した肢体不自由者のサロンや青年の集い、支援団体へのボランティア派遣などを実施しました。

しかし、宮肢協は障がい者福祉の理解推進等事業を全県域で展開しているにもかかわらず、震災支援で関われたのは極めて一部の家庭、個人に留まりました。関係団体などとの情報・意見交換会に出席し、県内外の方々の真摯な支援活動や取り組み状況を伺うたび、叱咤激励された思いを持ち、現在の支援活動に至っています。

### 地域を包括した自助・共助・公助を

平成25年8月からは被災地域障害福祉サービス創出支援事業(亘理・山元圏域)を県から受託、JR浜吉田駅前に設置した分室を拠点に取り組んでいます。現在まで、障がい福祉サービス等に関するニーズ調査、応急的な福祉サービスの実施、施設見学を含めた保護者、支援者等勉強会などを中心に行ってきました。今後は障がい福祉を中心に据えながら、自助、共助、公助並びに地域を包括する視座を持ち、あくまで当事者主体の地域福祉(住民流福祉)について、地元行政および社協、福祉事業者・団体、支援学校をはじめとする教育関連団体、何より地域住民の皆さまと連携・協働をより図り、本事業を実施してまいります。今後ともご協力をお願いいたします。

宮城県肢体不自由児協会
事務局長
末田　耕司さん

# 宮城県聴覚障害者協会

## 「聞こえないこと」に対する啓発・理解促進が災害時の鍵

### 聴覚障害者のため継続した支援活動を

宮城県聴覚障害者協会は、県内に居住する全ての聴覚障害者の方々を対象に、さまざまな情報保障や支援、生活訓練・学習を通じて聴覚障害者の社会参加を促進しています。

震災の翌日に、宮城県ろうあ協会（現在の宮城県聴覚障害者協会）と宮城県手話通訳問題研究会が中心となって「東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部」を設置。ここを拠点として関係団体の会員名簿を元に対象者をリストアップ、安否確認や物資の支援を開始しました。支援にあたっては活動資金や支援物資、手話通訳者の応援など、各方面から支援をいただくことができました。平成23年12月にみやぎ被災聴覚障害者情報支援センター事業を県から受託。平成26年3月には県内の聴覚障害関係団体が集まり「一般社団法人宮城県聴覚障害者福祉会」を設立し、より安定した基盤を整え継続的に支援活動を行っています。

### 震災を契機に考える今後の災害に備えた教訓

被災地では、時間の経過とともに必要なものや支援は変化していきます。中長期的な支援活動を続けていくためには、ある程度の資金と人材の確保が必要でした。

当時、全国から手話のできるボランティアの申し出が相次ぎました。しかし受け入れ体制を整えることができず、活用することができませんでした。こうした事態にならないよう、ボランティアの受け入れなど事務的な活動に従事する人材の応援があればいいと思いました。またネットワークをスムーズに活用するためにも、中央から連絡担当者を派遣してもらえると良かったのかもしれません。

避難所に身を寄せた聴覚障害者は、自ら判断するために必要な情報を十分に得ることができませんでした。今後は「聞こえないこと」についての啓発・理解を広めていき、障害を理解してもらえるような地域づくりができたらと考えています。

宮城県聴覚障害者協会
会長
小泉　正壽さん

# 宮城県母子生活支援施設連絡協議会

## 全母協の支援のもと、被災母子を支える一助に

### 自治体に働きかけ 母子生活支援施設の利用案内を促進

児童虐待、DV、そして母子世帯の増加といった家族をめぐる問題は、深刻な社会問題となっています。そのため宮城県母子生活支援施設連絡協議会では、県内の母子生活支援施設の現状と課題に対し、情報交換や研修・広報・交流などの事業を行い、「すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会」を実現するための活動を続けています。

発災直後は県内にある6施設の安否確認、被害状況の確認を行い、全国母子生活支援施設協議会(以下「全母協」)に報告しました。また全母協の支援を受けながら山元町以北、岩手県陸前高田市までの全自治体を回り、行政に母子生活支援施設の紹介と空き部屋状況の周知を図りました。

### 全国各所からの援助を受け 被災母子らを支援

母子の精神的ケアのため、各施設では複数職員での夜勤対応に追われました。また備蓄食料品の配布や、水・燃料の共同確保・共同炊事など、利用者の安心・安全を確保するため各施設が奮闘しました。しかし、ライフラインの途絶と物流の停滞により、食料品や生活必需品の入手が困難になる利用者世帯も多くありました。全母協が都道府県協議員を通じて生活物資支援の呼びかけを行ったことで、全国各地にある関連組織や会員施設から支援物資や義援金をいただくことができました。また関西の学生たちの支援を受け、車いすを約120台、被災施設や避難所に届けました。障害のある方や介護を必要とする高齢者への配慮が、より必要なのではないかと思います。

今後は震災からの復興という点において、より役立つ事業継続計画(BCP)の作成に取り組んでいきます。

宮城県母子生活支援施設連絡協議会
会長
菅田　賢治さん

# 宮城県母子福祉連合会

## 母子・寡婦福祉の向上を

### 母子・寡婦のほか近隣への支援も

母子福祉団体の育成、母子家庭および寡婦の自立を促進するための事業、県母子・父子福祉センターの指定管理事業を担う当連合会では、発災直後から会員の安否確認を実施しました。また県内のほぼ全域でライフラインが寸断されたことから、近隣住民の希望者には母子・父子福祉センターから水道水を提供しました。これは5月ごろまで続いたと思います。

さらに全国各地の母子寡婦福祉団体や全国母子寡婦福祉団体協議会からさまざまな支援をいただくことができたため、被災した加盟団体に対し、平成23年6月ごろから義援金や支援物資を配分しました。

震災前後で当連合会の活動に大きな変化はありませんでしたが、被災した母子家庭・寡婦の方々を含め、今後もよりいっそう母子寡婦福祉の向上をめざしていきたいと考えています。

宮城県母子福祉連合会
事務局長
米山　健司さん

# 宮城県なごみの会（里親会）

## 震災孤児養育の負担を軽減

### 混乱を乗り越えるためより効率的な支援を

宮城県なごみの会は、里親子の交流や相互支援、里親制度の普及・啓発、関連するイベントの開催などを行う団体です。震災後は会員に対する支援のほかに、震災孤児を養育する親族里親のためのサロンを開催するなど、非会員への支援活動を積極的に行いました。平成24年以降は通常の里親会としての活動を平行して実施しています。

しかし親族里親サロンへの参加者が限られ、新たに参加する方が少なかったことは残念なことでした。参加したことのない方への支援の在り方が課題のひとつと感じています。

また親族里親や子どもに対しさまざまな団体から支援がありましたが、手続きに必要な書類が非常に多く、里親の負担は大変なものでした。窓口を一本化する、あるいは事務的な支援を担う部署を設けるなどの対策を取ることができれば、助けになったのではないかと思います。今後、大規模災害に備えるためこうした問題点を整理するとともに、支援の偏りをなくしていく必要があるように思います。

宮城県なごみの会（里親会）
会長
卜蔵　康行さん

# 宮城県保育協議会

## 震災を忘れない・風化させない努力

### 被災地それぞれのニーズを確認

宮城県保育協議会では、全壊・半壊問わず、北は気仙沼市から南は山元町まで、震災により被害を受けた保育所全てを対象に支援活動を行いました。保育所再開に向けて必要なものやしてほしいことを聞き取り、物資の運搬はレンタカーを借りて希望園の職員が行いました。また、全国各地から支援物資が大量に届いたため、園の保育室のひとつを空けて対応しました。

被害を受けた保育所が新たに再開してからは、クーラーの設置といった支援も行い、これは平成25年12月末ごろまで継続して実施しました。その間数多くの関係団体から支援金や衛生品などをいただくことができ、とても感謝しています。

### 支援・ボランティアその在り方を考える

震災当時、誰もが何かしなければと思ったことでしょう。しかし支援物資をいただいても、現地への支援や物資の運搬の手伝いはほとんどなく、事務局も動くことができなかったため、すべて園の職員が動いてくれました。また置く場所に困った大量の支援物資の整理・仕分けも、職員がいなければできなかったと思います。現地では見学者やボランティアの出入りが多く、その対応で現場の負担は大きなものがありました。先生方は、せっかく保育所に戻ってきた子どもたちとゆっくり関わることができない状況も生じていました。

良かったことの話は表に出てきますが、こうした反省点を表面化させることは、今後の大規模災害で同じ間違いを繰り返さないためにも非常に重要です。この「3・11」を忘れない・風化させない。そのために、本会では平成26年3月に記録誌『2011・3・11 その日保育所(園)は 被災体験をとおして』を発行しました。震災の記憶、そこから得た教訓を次の時代に伝えていく一助となれることを切に願っています。

宮城県保育協議会
副会長・福室希望園園長
髙野 幸子さん

# 宮城県老人福祉施設協議会

## 日常的な備えと効率的な相互支援で災害弱者を守る

### 老人福祉・介護を守るため災害に備えた取り組みを

宮城県老人福祉施設協議会は、老人福祉に関する正しい知識の普及・理解の促進とサービスの質の向上を図り、老人福祉・介護事業の発展に寄与することを目的とした団体です。

震災後は全国・東北ブロックの関連団体などからの義援金や、食料・福祉車両・介護用品などの支援物資を被災した会員施設への配布を行いました。

会員施設の中には、利用者や地域住民、被災施設からの避難受け入れ、福祉避難所の管理運営を行ったところもありました。何より深刻だったのは、受け入れ施設の介護職員不足でした。本会は右記の対応で手一杯だったため、さまざまな団体の災害対策窓口だった仙台市社会事業協会の佐々木薫氏に介護ボランティアの受け入れと派遣調整をしていただき、県内10施設に延べ２０６７人の派遣ができました。特に、北海道、名古屋市、愛知県、京都府、福岡県筑後地区の各老施協からは、多くの職員の派遣をいただきとても感謝しています。

当時は通信手段が途絶し、会員施設の被災状況把握に手間取ったため、こうした非常時に対応できる、衛星電話などの通信手段の確保が必要不可欠です。本会では、事務局（災害対策本部）に衛星電話を設置、会員施設にも設置を呼びかけています。また、平時から災害対応訓練・研修の実施、災害用備蓄品の確認、地区内施設間の連携強化など、災害に備えた取り組みを強化していきたいと思います。

### 災害時相互支援体制を構築し より迅速に 介護など専門的支援を実現

震災の教訓を生かし、本会では「災害時相互支援体制」の構築を進めています。県内の市町村を４つの地区に分け、それぞれの代表特養（※1）に災害対策地区本部を設置。地区内施設間および地区災害対策本部と県老施協災害対策本部間で、それぞれ「災害時相互支援協定」を締結しました。さらに県域を越え、東北ブロック内老施協との広域連携協定締結の準備も進めています。

この災害時相互支援体制に基づく重要な支援活動が、被災施設への応援職員の派遣です。施設職員の専門性を生かした支援活動の実施をめざし、災害時に介護職員などを被災施設、福祉避難所などへ派遣する「災害派遣介護チーム」の仕組みを整えつつあります。現在、趣旨に賛同いただいた施設職員の名簿登録が進められ、今後、登録者を対象に人材養成研修を段階的に実施する予定です。

宮城県老人福祉施設協議会
村上　秀一さん

（※1）特養／特別養護老人ホーム

# 仙台市老人福祉施設協議会

## 震災をきっかけに災害時のネットワーク体制構築へ

### 大規模災害に備えた対策はネットワークづくりから

30年以内に宮城県沖地震が99％の確率で起こると言われていたにもかかわらず準備不足であったこと、また津波の恐ろしさや地震による被害想定が不十分であったことを今回の震災で特に痛感しました。通信機能が遮断されたことで会員・行政などとの連絡が困難となり、必要な情報の把握、情報の提供を行うことができませんでした。また市内全体の被害状況などを把握する方法・仕組みがなく、役員が知り得る範囲でしか支援活動を行えなかったのが心残りです。

今後も起こり得る大規模災害に備え、平時から研修や教育、マニュアル作成、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定などの対策を繰り返し行うことが重要です。また災害が起きた際には自施設・事業所だけで対応するのではなく、近隣の関係施設などと連携できる関係の構築、日頃から隣県や離れた地域とのネットワークづくり・地域住民とのネットワークづくりも重要となってきます。

### ネットワーク推進のためプロジェクトを実施

震災直後、仙台市老人福祉施設協議会では津波被災施設を対象に避難先の紹介をしました。また平成24年度からは災害救援対策委員会による「高齢者施設における災害ネットワーク体制構築事業」を開始。施設内対策や地域災害対策の検討、連携システムの構築など、災害時の相互支援ネットワークを推進するためのプロジェクトを実施しています。平成25年度には災害救援対策本部の体制見直しを図り、市内を５つに分けたブロックの中で、会員同士で相互支援協定書を締結。また安否確認システムの構築や、高齢者福祉施設におけるＢＣＰ策定研修などが行われました。

今後も各ブロック単位で支部長を中心に災害対策訓練を実施し、さらに災害対策本部を機能させるための実行委員会を組織して、研修・訓練など災害対策全般に関わる活動を実施していく予定です。

仙台市老人福祉施設協議会
災害救援対策委員会　委員長
庄子　清典さん

# 宮城県老人クラブ連合会

## 地域内外の会員との日常的な交流にも目を向けて

### お茶飲み会・サロンなど会員以外の被災者も支援

高齢者の持つ知識経験を生かし、老人クラブ活動をとおして多様な社会活動を推進するとともに、組織の能率的な運営と高齢者の生きがい・健康づくりのための事業を行う宮城県老人クラブ連合会は、自立した高齢期を過ごすことができる地域高齢者福祉の増進を目的とし、活動しています。

震災後は全国各地にある関連団体からの支援を受けることができ、諸活動復活のためのさまざまな活動を行うことができました。また非会員を含め、被災者や転入者を対象としたグラウンド・ゴルフ大会やお茶飲み会なども実施。平成24年には震災復興祭芸能大会の開催や被災者支援切り餅事業、平成25年には仮設住宅入居者を対象としたサロンを開設するなど、被災者を支援するための活動は現在も続いています。

### 常日頃からの備えは定期点検も大事

震災当時、特に大変だと感じたのは会員の安否確認でした。また津波で被災したことにより引っ越す方も多く、その転居先の把握も困難を極めました。各種情報提供や衣食住全般に対し、行政などからの迅速かつ適切な対応が望まれます。

今回のような大規模災害はいつ起こるかわかりません。非常用持ち出し品は常に所定の場所に保管し、定期的に点検しておくことが必要です。また常時服用している薬は常に多めに確保し、お薬手帳も準備しておくことが、薬が必要な方にとって非常に重要となってきます。飲料水・灯油の常備もさることながら、自動車のガソリンは常に満タンにしておく必要があり、それらのことを日頃から会員同士で確認しあうようにしています。

現時点ではあまり実現できていませんが、地域内にとらわれず、地域外の方々との常日頃からの交流も大切と考え、実現に向けた取り組みを行っていきたいと思います。

宮城県老人クラブ連合会
事務局長
赤間　明さん

# 認知症の人と家族の会宮城県支部

## 大規模災害時、認知症患者のためにできること

### 非常時だからこそ通常どおりのサポートを

私たち認知症の人と家族の会は、会員同士が励まし、助け合いながら「認知症があっても安心して暮らせる社会」をめざしている団体です。電話相談や移動相談、定期的な介護講座などを行い、認知症になった方・認知症患者を介護する方をサポートしています。

発災直後は非常時だからこそ、通常の業務をできる限り継続し、電話相談や来所相談の受け入れ、情報提供などを行いました。また会員の方の安否確認、被災状況の把握と支援を実施し、行政機関などとの情報交換も行いました。

認知症に対する理解はまだまだ浸透しておらず、そのため避難所での生活もかなりの困難が伴いました。巡回して個別に対応したいと考えていましたが、交通手段がなかったことや避難所が散在していること、家族の会の世話人が少人数であったことなどから実施には限界がありました。

### 震災の教訓を「次」へ生かす認知症患者のための取り組み

周りに迷惑をかけてしまうという理由から、避難所ではなく自宅に戻って介護するという方も少なくなかったようです。そのため、認知症の方々を対象とした福祉避難所が必要なのではないかと感じました。また常にご家族の方（独居の場合はご本人）との良好な関係を築き、近況を気軽に確認できる雰囲気を醸成しておくことも今後重要になってくるのではないでしょうか。

家族の会では、平成25年4月に『3・11東日本大震災　その時、認知症の人と家族は…』を発行。震災時どういう状況にあったか、本部・支部でどのような動きをしたのかを、会員から寄せられた体験談を交えながら1冊にまとめました。「3・11」を忘れず、そこで得た教訓を次世代に伝え、生かすためのひとつの指標になればと思います。

認知症の人と家族の会宮城県支部
代表
関東　澄子さん

# 仙台いのちの電話

## 被災者含め、「生きる力」のよすがとなるように

### 聴かせてください

精神的な危機に直面し、助けと励ましを求めている方は大勢います。打ち明けて語り合う人もなく、ひとりで悩んでいるうちに「生きる力」を失うこともあります。そのような方々が抱える苦しみや不安を受け止め、自らの力で生きていけるよう願いながら、仙台いのちの電話は電話相談・ネット相談などを行っています。

震災以降は被災者や仮設住宅入居者に対する支援活動を実施。震災によって大切な人を亡くした方の「ささえあいの会」や、仮設住宅集会所などで交流の場としての「ほっとカフェ」といった活動を行いました。また、いのちの電話全国ネットワークによる電話相談「いのちの電話震災ダイヤル」（フリーダイヤル）に参加し、宮城、福島、岩手、茨城各県の被災者からの相談を受けました。

### 支援者が被災者であるということ
### 支援者にもこころのケア

地震による停電で、電話相談・ネット相談ともに中断を余儀なくされました。その後数日間は少数の相談員で相談事業を行いましたが、ライフライン復旧の遅れから3月末まで相談活動の一時中止を決断しました。復旧までの間、全国のいのちの電話相談員による「いのちの電話震災ダイヤル」がスタートし、多くの相談が寄せられました。しかし、相談員自身が被災しており、より良い相談活動をするためには相談員自身のケアも必要だと実感し、研修などでケアをするようにしましたが、すべての方をカバーするのは難しかったです。

震災当時の状況やその後の活動に関する記録の必要性から、平成26年3月に『震災に向きあった記録』を発行しました。大規模災害時、市民ボランティアとして、相談員がどのように行動すれば良いかということは、時間をかけて検討すべき課題ではないかと感じています。

仙台いのちの電話
事務局長
本田　登代子さん

# 宮城県民生委員児童委員協議会

## 常に地域住民に寄り添った支援をするために

### 電話不通で孤立無援 活動は広範囲に

厚生労働大臣から委嘱されている民生委員は、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うとともに、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるようさまざまな取り組みを行う児童委員を兼任しています。宮城県民生委員児童委員協議会（以下「民児協」）は、その活動の推進と地域福祉の増進に寄与することを設立目的としています。

発災直後は、従前から取り組んでいた「災害時一人も見逃さない運動」を踏まえて避難誘導、安否確認などの活動に当たりました。電話が不通となったことで行政・民児協・他委員との連絡が取れなくなり、またガソリンの確保も困難な状況の中で、市町村民児協個々の判断で活動を行わざるを得ませんでした。炊き出し・物資配給・避難所運営の手伝いなど、その活動は広範囲におよび、地域救援活動の要のひとつだったように思います。

### 災害時の要援護者支援は 民生委員自身の安全確保から

しかし発災直後の混乱した状況の中、民生委員・児童委員の活動は多岐にわたりました。連絡手段が絶たれ、孤立し、委員個々人の判断による活動になったため、多くの委員の疲弊を招きました。

また、強い使命感から要援護者などに対する避難誘導中に逃げ遅れ、犠牲となられた民生委員が23人もおられたことは非常に残念に思っています。災害時の要援護者支援活動は、なによりも民生委員自身の安全が確保されてこそという共通認識を持って、行政、近隣住民、福祉団体、警察、消防などと連携しながら要援護者支援体制をつくっていくことが必要ではないでしょうか。

災害発生の翌年以降は、被災地民児協と連携を図りながら意見交換会を毎年開催。さらに、被災三県民児協、仙台市民児協、全民児連、国との支援会議で活動上の問題点などを報告し、解決策の提案を行っています。また、県民児協広報誌、全民児連の広報誌・ホームページにおいて本県民生委員の活動状況を報告し、全国に発信しています。

この未曾有の大災害で、民生委員や民児協がどのように行動してきたのか、近いうちに記録誌としてまとめる予定です。

宮城県民生委員児童委員協議会
会長
遠藤　敏榮さん

# 宮城県社会福祉法人経営者協議会

## 各地からいただいたさまざまな支援に感謝

### 全国経営協との広域連携による復興支援

社会福祉施設を経営する法人に対し、その経営基盤の強化、福祉施設の機能充実、健全な施設運営を目的とする経営者協議会ですが、震災後は3月25日に臨時理事会を開催し、被災状況の把握と支援に関する確認を行いました。さらに全国経営協と連携して6月3日には、全国経営協東日本大震災復興対策委員会・現地復興対策本部を設置しました。

最初の取り組みは、全国経営協会員からの応援を得て、復興支援調査や支援物資、情報の提供を行ったことです。この調査分析に基づき国や県に復興要望書を提出したことで、多少なりとも復興支援の施策に反映させることができたのではないかと思います。

その後、全社協や(独)福祉医療機構、厚労省、東北厚生局などの協力を得て、石巻地区、県南地区、県北地区で経営相談会を実施し、土地や人材の確保、資金繰りなど被災施設の再建に向けた情報交換や具体策の協議を行いました。さらに、気仙沼など三陸沿岸の被災6施設を訪問し巡回相談を実施するなど、復旧・復興に努めてきました。

そのほか、特養や保育園、グループホーム、ケアハウスなどの施設運営や施設再建に関する相談の随時受付、福祉医療機構の福祉貸付や民間助成金の紹介、各福祉団体の義援金配分、各種団体・メディアなどへの被災情報提供、復興対策・災害調査研究事業などへの協力など、不十分ではありますが本会にできる限りの活動を実施しました。

### 経営協ならではの多職種連携による災害支援

鹿児島県経営協や熊本県経営協と、介護ボランティアに関するマッチングや派遣調整を行い、県内の4つの施設に延べ372人のボランティアを派遣することができました。

また全国経営協や各県老施協、日本認知症グループホーム協会をはじめとした数多くの関係団体や民間団体から、食料、水、生活用品などの生活に欠かせないものや、車椅子、タオルケット、消毒液といった介護施設に必要なものの支援をいただきました。これらは県経営協や関係団体をとおして、被災した県内の各福祉施設へ提供したところ、非常に助かったという声が聞かれました。これまで数多くの支援をしていただいた関係者の皆さまにあらためて感謝申し上げます。

今回は急な対応ではありましたので、全国経営協を中心とする関係機関との連携が十分行えず、必要とされる対応ができませんでした。今後は事前に県社協を中心とした他団体間による連携協力体制を構築し、さらに有効な働きができるように準備していかなくてはならないと痛感しています。

宮城県社会福祉法人経営者協議会
災害対策委員長
佐々木　薫さん

第5章

# 宮城県社会福祉協議会 これからに向けて

東日本大震災の発生以降、県社協は、市町村社協ならびに関係者と共に、被災者と被災地域を支援するため、さまざまな課題や方策に取り組んできました。それらの取り組みに対して反省や見直しを行いながら、現在も被災者への支援を継続し進めています。

県社協は、震災がもたらした地域社会への影響を乗り越え、より充実した地域福祉をめざし「地域福祉推進計画」を策定。また、県内社協の震災後2年間の取り組みを振り返り、今後の被災者支援の方向性と災害に備えた対応を「被災地の地域福祉活動指針(ガイドライン)」としてまとめ、これらの示す方針に従って事業や業務を進め、法人の「危機管理計画」の見直しを行い、「事業継続計画」を作成しました。さらに、現在取り組んでいる事業として、市町社協と連携し、災害公営住宅建設や防災集団移転地域における新たなコミュニティ構築支援を行っています。

震災の経験と反省を踏まえ、県内全ての社協が専門性の高い支援を行うための「災害時相互支援協定」の締結や、福祉専門職ボランティアの派遣に係る「災害福祉広域支援ネットワーク」設立も動き始めました。

本章は、これら県社協の震災後の取り組みや見直したこと、今後取り組むべき方向性を確認しようとするものです。

# 「地域福祉推進計画」について

## 計画策定の趣旨

### ●社会の変化と地域福祉推進計画

少子・高齢化の急速な進行や核家族化・単身世帯の増加、地域における相互扶助機能の低下、地域連帯感の希薄化といった市民生活におけるさまざまな課題に対し、その解決に向けた取り組みを進めるため、地域福祉の推進が期待されています。

県社協では、平成10年には「県社協発展強化計画」、平成15年には「みやぎボランティア・市民活動推進計画」を策定しました。また宮城県がすでに策定していた福祉分野の総合計画「みやぎの福祉・夢プラン」と「みやぎ保健医療福祉プラン」との整合性を図りながら、平成16年「地域福祉推進計画」を策定し、社協の新たな機能と役割を明らかにしながら、地域福祉を総合的・計画的に進めてきました。

### ●計画の策定へ

その後も社会福祉を取り巻く環境は大きく変化。県民の福祉に対するニーズも多様化しています。県社協が実施する事業などにおいては、福祉サービスの質の向上・充実が求められています。地域福祉の分野においても社会全般の情勢の変化に即した施策の推進が求められていたことから、県社協としてそれらにどのように取り組むかを計画的に示すため、あらためて地域福祉推進計画の策定を計画していました。

今回の震災は、さまざまな面で地域社会に大きな変化をもたらしました。生活上に問題を抱える人に対する支援は、従来の福祉制度サービスだけでは対応しきれない問題も多くありましたが、被災による住環境や家族関係、生活環境の変化によってより複雑化しています。またこれまでは親族、近隣住民、友人、ボランティア、民生委員などの関係者・機関によって解決してきた個々の課題についても、地域社会の変化によって共助の機能が弱まったことから、解決が難しくなっている現状があります。

そのような状況下で、いっそう充実した地域福祉を進めることが必要であり、震災後の地域福祉の推進も踏まえた形で、平成25年5月、新たな「地域福祉推進計画」を策定し、その方針と計画に沿って事業や業務を実施しています。

## 計画の理念と基本方針

理念　誰もが身近な地域で安心して
いきいきと暮らせる地域づくり

### ４つの基本方針

**地域住民が支えあう
まちづくりの推進**

市町村社協の地域福祉活動計画の策定とそれに基づく取り組みを支援するとともに、地域住民全体で支えあう新しい地域コミュニティの構築と交流の場づくり、安心安全な暮らしの確保など、地域づくりを支援します。

**地域における福祉サービスの
担い手の支援**

ボランティアやNPO等の活動の活性化を図り、福祉・介護サービスに従事する人材の育成をはじめ、福祉に携わる人づくりを支援します。

**質の高い福祉サービスを
支える体制の構築**

福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供を図り、誰もが安心していきいきと暮らせる地域づくりを支援します。

**各種団体との
ネットワーク強化**

関係機関・団体とネットワークを結び、広域的な課題や新たな生活課題などの解決に取り組みます。さらにその取り組みを市町村等に普及します。

## 基本目標と施策の方向性

| 基本目標 | | 施策の方向性 |
|---|---|---|
| 1 | 住民全体のまちづくりを進める市町村社協との連携・協働を図り、地域福祉を推進します。 | 1）地域福祉活動の推進<br>2）市町村社協の基盤強化とネットワークの構築<br>3）東日本大震災に係る復興支援<br>4）地域活動の推進に係る情報発信 |
| 2 | 多様なボランティア・市民活動が地域でいきいきと展開できるよう支援します。 | 1）多様なボランティア活動や市民活動に対する支援の強化<br>2）地域福祉活動を推進・支援する人材の育成<br>3）福祉教育の推進 |
| 3 | 福祉サービスを提供する福祉事業者を支え、質の高い福祉従事者の確保・育成を推進します。 | 1）福祉に携わる人材の専門性を高める研修の企画および実施<br>2）幅広い人材確保の取り組みの推進<br>3）福祉事業者への経営支援の実施 |
| 4 | 県民の福祉ニーズに即したサービスを提供し、県民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。 | 1）県社協が運営する施設および事業所での地域福祉機能の強化<br>2）福祉サービス利用の広報啓発・相談<br>3）権利擁護の推進<br>4）セーフティネット機能の充実・強化 |
| 5 | 各種団体および社会福祉法人が実施する福祉活動を支援・協働します。 | 1）各種団体との連携・協働 |
| 6 | より信頼される県社協をめざし、組織基盤を強化します。 | 1）職員一人ひとりのスキルアップと組織の企画立案機能の強化 |

## さらなる地域福祉推進のために

### ●地域福祉活動の推進

少子高齢化や過疎化の進展、孤立死、自死など、生活課題が深刻化している中で、地域福祉を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした課題を受け止め、解決に向けた取り組みを図ることが強く求められます。

地域の生活課題にきめ細かに対応するためには、コミュニティソーシャルワーク(※1)の視点を持った人材の育成と、小地域福祉活動や住民同士の支え合いなどを推進する必要があります。

### ●東日本大震災に係る復興支援

県内の市町村に大きな被害を与え、従来の地域・住民コミュニティの基盤を大きく変えることとなった今回の震災において、県内の市町村社協は、発災直後から災害ＶＣを開設・運営し、被災者の生活支援を積極的に行いました。併せてプレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅で不自由な生活を送っている方々を訪問し、安否確認や生活支援を行うとともに、住民同士の支え合いや孤立防止を目的としたサロン活動など新しい事業を展開しています。

県社協では、震災以降、震災復興支援局(以下「支援局」)を新設するとともに、沿岸部の市町社協に職員を派遣し、それぞれの市町の実情に合わせた支援を行える体制を整えました。

東日本大震災の経験を経て、地域社会における災害時の備えや日頃からの「地域コミュニティ」の大切さがあらためて認識されるようになりました。今後は、災害公営住宅への転居が進み、新たなコミュニティの構築や地域づくりへと、支援の局面も移行します。市町の状況も異なることから、支援局では個別的な支援を継続していきます。

### ●多様なボランティア活動や市民活動に対する支援

社協は、地域福祉の推進を目的とする組織として、地域のボランティアや市民活動の支援に長年取り組んできました。住民の福祉活動やボランティア活動は、かつて「制度を補完し専門職集団につなぐこと」と位置づけられてきましたが、現在は制度が担えない部分に対し固有の役割を担う自発的な活動として捉えられています。特に震災以降、行政では十分に対応しきれないところが多く浮き彫りになりました。被災者の個別課題に対応できるよう、市町村社協と協働でボランティアを育成していく必要があります。

しかし、ボランティア・市民活動が多様な分野に広がり、公設民営の市民活動センターなどの中間支援組織(※2)が設立されるに従い、社協のＶＣの位置づけが従来に比べ不明確となっています。またボランティア・市民活動実践者の高齢化という課題を抱えた地域も多く、社協によるボランティア活動支援では資金調達や人材育成、中間支援組織との連携まで含めた統合的で継続的な取り組みが必要となっています。

県社協では、全社協が提示した第３次ボランティア・市民活動５か年プラン(※3)を継承し、各市町村社協のＶＣが使命を果たせるよう、多様な支え合いの実践者が地域で活動する裾野を着実に広げ、高齢者も地域を支える一員としてさまざまな活動に参加できる取り組みを推進していきます。

(※1)地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援をチームアプローチによって統合的に展開する実践。
(※2)市民と市民、市民と行政、行政と企業などの間に立って、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援する組織。
(※3)社協として取り組むべき社会的な課題や取り組みの方向性、具体的なプログラムを示した第2次プランを継承しつつ、今日的な社会状況、ボランティア・市民活動の動向を加味した上で、社協VCの立ち位置を明確化した計画。5年間(平成20年度～24年度)の目標設定を行っています。

### ●各種団体との連携・協働

県社協では、震災直後の種別協議会の状況を把握できなかった反省から、日頃から顔の見える関係を築くことが大切であることを痛感。当時の状況や課題について聞き取りや情報交換会を行い、団体支援窓口の設置、事業の協働実施など良好な関係の構築に努め、必要に応じて共通の課題を国・県・全社協などへ要望書・提言書として取りまとめていきます。

また、災害福祉広域支援ネットワーク(※4)の立ち上げに向け、関係団体との協議を開始しています。

## 今後の重点的な取り組み

県社協では、関係者とともに「地域福祉推進計画」を策定し、この計画に基づいて事業を展開しているところです。その中でも重点的に行う取り組みとしては、1つ目に「コミュニティソーシャルワーカーの育成」が挙げられます。変化し続ける地域のニーズに応えるため、市町村社協やNPOなどと連携しながら人材の育成・強化を行い、その仕事や役割を明確にすることで地域ニーズの把握とその解決を図ります。

2つ目に挙げられるのは「市町村社協との連携」です。社協会長会(仮称)の組織化など、社協ネットワークを通じて社協事業に関連する諸課題を整理し、社会福祉の充実を図ることをめざします。

3つ目として、「各種団体との連携」も欠かせません。震災時、被災地支援活動で日常的に顔の見える関係が構築されていなかったことによりさまざまな課題が生じました。このことを教訓とし、県社協内に担当の窓口を設置するとともに、災害福祉広域支援ネットワークの構築に向けた取り組みを推進していきます。

震災復興の観点からは、市町村社協やNPOなどのさまざまな団体とともに新しいコミュニティの再生をめざし、従来からの地域の関わりも大切にしながら小地域福祉活動を推進していきます。

計画の進捗状況に関しては、策定に携わった委員会やワーキンググループを基本的な枠組みとして進捗状況を確認するとともに、各種制度改正や震災後の地域状況の変化などに対応した取り組みになるよう、必要な見直しを行い、誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりへの取り組みを推進していきます。

「地域福祉推進計画」表紙

(※4)災害発生時には福祉・介護分野での全国を通じたネットワークからの人材派遣等、広域的な緊急支援を行うことを目的としたネットワーク。

# 「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」の作成について

## ガイドラインの作成趣旨

### ●ガイドライン作成の経緯

県、みやぎ災害救援ボランティアセンターとの覚書に基づき、発災直後から県災害VCを設置した初動から約2年間にわたる県社協の対応について、県社協内部における検討・評価の中で多くの課題が顕在化したことから、各関係者から意見をいただくため、県内全市町村社協を対象にアンケートを実施しました。

その結果、今後、他の被災地でも参考になるような対策を進めるためには、県内市町村社協と一体となった検討と、多くの経験と実績をとおした意見を取り入れたガイドライン策定の必要性が高いとの認識に至りました。そこで「被災地の地域福祉活動指針検討委員会」（以下「委員会」）を設置。震災以降県内社協が取り組んだ災害対応・支援事業の現状と課題、その解決策などについての振り返りと検証を重ね、今後の被災者支援の方向性と災害の再来に備えた対応への具体的な方針として、平成25年5月に「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」）を作成しました。

### ●ガイドラインのめざすもの

ガイドラインは、被災地域での地域福祉活動をどのように推進していくべきか、今後全県的に取り組むべき活動の方向性をまとめています。

委員会では、「災害対応における社会福祉協議会の役割」「被災者支援のための災害ボランティアセンター運営」「生活支援を含めた地域での相互扶助の再生」「相談支援事業」

## 「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」の概要

1　災害対応における社会福祉協議会の役割
- （1）社協の使命の確認と危機管理体制の見直し
- （2）福祉要援護者支援の役割

2　被災者支援のための災害VC運営にあたって
- （1）災害VCの設置・運営の再確認
- （2）被災地社協・災害VCへの人的支援等
- （3）県社協の市町村社協支援体制
- （4）被災地情報の収集・提供・共有化
- （5）NPO／NGOとの連携・協働

3　地域での相互扶助の再生を目指して
- （1）被災地の地域福祉の進め方
- （2）地域力の向上を目指して
- （3）福祉人材（相談員・コーディネーター）の確保
- （4）仮設住宅に関する今後の改善点

4　社協としての相談支援事業に関して
- （1）生活福祉資金貸付事業
- （2）日常生活自立支援事業
- （3）介護保険事業、その他の福祉サービス事業
- （4）関係機関との協力体制
- （5）被災地社協への総合的な支援のあり方

の４つの課題項目に関する現状と課題を明らかにした上で、その解決に向けた現段階での方向性を示しました。さらにその方向性を「県社協が実施する事業」「県社協と市町村社協が連携・協働し、検討・実施する事業」「市町村社協が実施する事業」に分け示し、災害に強い地域社会、「地域福祉・防災力」の高い地域づくりを進めていく際のガイドラインとして位置づけています。

今後、市町村社協において「地域福祉活動計画」の策定・見直しや年度ごとの事業計画の策定、各社協間協定の締結などの際に、このガイドラインが広く活用されることで、宮城らしい新しい地域福祉の推進をめざします。

### ●ガイドラインにおける県社協の役割

市町村社協および社会福祉法人・施設・福祉関係者などを会員として構成し、県内全体の地域福祉の向上を推進するという従来の県社協の使命を再確認しつつ、災害後は被災市町村社協の現状・課題を把握した上で、当該社協の法人運営支援や災害ＶＣの運営など具体的な支援が求められます。

また、大規模社会福祉施設などを運営する法人として、災害時の施設利用者の生命の維持、居住確保、ＱＯＬ(Quality of Life／生活の質)の向上、在宅要援護者の緊急支援、被災した社会福祉施設などの応急支援、被災高齢者・障害者を施設へ受け入れるセーフティネットといった役割も求められます。

今回ガイドラインを策定したことで、その趣旨内容を各市町村社協にもご理解いただき、活動展開を検討していきます。また県社協においても、ガイドラインの中に示された各種事業の方向性に向けて、市町村社協と協働して推進します。

被災者支援では、仮設住宅から災害公営住宅への転居、防災集団移転事業による移転といった、生活の変化に伴う新たなニーズにも十分に配慮しなければなりません。対応については、その都度県や県内社協・ＮＰＯなどと協議し、迅速な支援を行います。

## 県社協の取り組み

県社協は、ガイドラインに示された実施する事業と、課題の解決に向けた取り組みを進めています。大規模災害など緊急時でも社会福祉法人としての本来の役割を果たすことができるよう、運営理念に基づき危機管理計画の見直しを行い、それに伴う事業継続計画（ＢＣＰ）を策定しました。さらにガイドライン行動計画として、県社協内各部署における事業と活動内容について、ガイドラインに示された方針のもと、年度ごとに進捗状況を確認しています。

行政や市町村社協、関係団体などとの連携の上に行う事業としては、県社協を含む県内全ての市町村社協と「災害時相互支援協定」を締結し、大規模災害時の職員派遣についての仕組みづくりを始めています。また、災害福祉広域支援ネットワーク構築支援事業の事務局として、今後は具体的なネットワーク構築の推進に取り組んでいきます。そのほか県災害ＶＣ支援連絡会などにおいて行政、ＮＰＯ・ＮＧＯなどの関係団体との全県的ネットワークを構築し、また、研修、情報交換会を開催し、復興に関わる人材の育成や情報の共有化を行っています。

復興を推進していく上で、委員会で検討された内容以外にも新たに多様な課題が出てくることが予想されます。今後もこれらの課題を整理し、市町村社協などの関係機関との協議を進めながら、随時新たな対応施策について検討していきます。

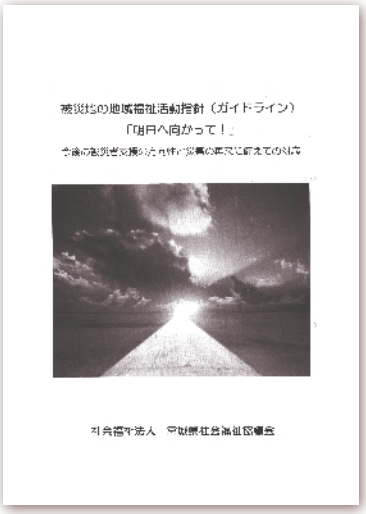


「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」表紙

# 「危機管理計画」について

## 1 はじめに

県社協は、経営理念である「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」に向けて、平時から多様な事業を行っていますが、組織を取り巻くリスクに対し、さまざまな事象による状況変化や事態を想定し、事前の対応によってできる限り危機の発生を予防する活動（リスク管理）を行う必要があります。

しかし、リスク管理以上の状況も想定し、経営理念が脅かされる事態へ対処する必要もあることから、緊急時に適切な対応ができるように、危機の発生に対応する活動（危機管理）の取り組みを基本計画として、また、緊急時の具体的な対応方法として緊急時行動計画を定めました。

なお、計画の内容は、基本方針と目的から、改善活動を通じた今後の計画までを記載しています。

**●基本方針**

大規模災害などに対応するための危機管理に関する基本方針と活動は、下表のとおりです。

**●目的**

災害対応に関しては、東日本大震災における課題や教訓を生かし、さまざまな状況においても、適切で柔軟な対応が可能となり、前述の基本方針に関する活動を円滑に実施するために、基本的な体制・役割・対処方法等を示して標準化を図るほか、大規模災害発生後の災害救援活動に関する支援のみならず、施設運営や福祉サービスの提供などを継続・並行的に行う県社協の位置付けを再確認することを目的としています。

**●計画の構成概要**

県社協の危機管理計画は、法人内共通の基本内容と法人事務局・各地域福祉サービスセンター・宮城県船形コロニー・宮城県介護研修センターが作成する緊急時行動計画で構成されているほか、連絡先等付属資料も付随しています。

### 基本方針と主な活動

| 基本方針 | 主な活動 |
|---|---|
| （1）社会的責任の遂行と社会的信頼の確保 | ・利用者、来訪者、職員等の安全確保 |
| | ・関係機関との連絡体制の確保、情報共有化 |
| | ・建物、設備、備品などの保全 |
| | ・非常時優先業務の明確化による事業の早期復旧・継続実施 |
| （2）地域での共助システムの構築 | ・県災害ＶＣの運営 |
| | ・市町村社協、市町村災害ＶＣ等への支援 |
| | ・孤独死や震災関連死ゼロに向けた取り組み |
| （3）セーフティネット的機能の確保 | ・施設などでの要配慮者などの受け入れや支援 |
| | ・地域住民との協力による地域の早期安定化に向けた貢献 |

（1）基本計画　危機管理計画に関する体制・運用の全般について、法人の基本的な取り組みなどを定めた計画
（2）緊急時行動計画　緊急時の具体的な対応について、基本計画に基づく組織ごとの行動計画
（3）連絡先等付属資料　緊急時行動計画に付随した緊急時対応に必要な連絡先一覧などの資料

**●想定されるリスクと県社協の取り組み**

リスクは、災害や事故のみならず、運営や経営などに関する多岐に存在していることを認識し、また、それらのリスクに対する法人の日頃の取り組み（監査、各種規程・計画・マニュアルなどの整備、経営会議などによる課題分析、法令遵守経営を基本とした事業推進のための整備、訓練など）を共有します。

なお、既定のルールがない事案が発生した場合でも、法人として課題解決を図り、再発防止に努めます。

**●今後、強化が必要な取り組み**

県社協が強化すべき点（訓練・研修などを通じた人材育成、情報の収集・発信など非常時の活用スキル、災害時を想定した通信システムの導入および円滑な運用のための訓練など）のほか、関係機関との協議により、支援協定など内容の具体化（職員の派遣、資機材調整、経費負担、情報提供など）や広域的な共助システムの構築に向けた検討や、必要に応じた県などへの要望などがあげられます。

**●被害想定**

東日本大震災における県社協の対応状況の検証の必要性も考慮し、東日本大震災とほぼ同規模・同程度の地震、職員の出勤率および一定期間のライフライン途絶などの設定としています。

**●災害時における相互支援協定・地域との協力関係**

災害による甚大な被害が発生した場合、相互支援の観点から、さまざまな機関とあらかじめ必要な事項を確認し、取り決めとして整理・準備しておく必要性があるほか、社協は、地域に密着した活動を行う組織であり、平常時の地域住民との共助の取り組みや非常時の拠点として、施設などの機能も提供する必要性もあります。現在、法人でさまざまな機関・団体と協力関係にあることから、主な役割と併せて記載し、体制や機能を再認識します。

**●運営体制・役割分担**　※次項2で詳述

**●非常時の運用**　※次項3で詳述

**●緊急対応**

地震時および直後の対応に必要な身の安全確保、火の始末などや二次被害防止に関した行動のほか、地震にあっては、震度6弱以上の役職員安否確認ルールや各施設などからの報告ルール、ホームページなどを活用した情報提供の概要のほか、県社協災害対策本部の初動期体制を明確にして、役職員で共有します。

※県災害ＶＣの初動期体制などは、「宮城県災害ＶＣ運営手順書」へ掲載しています。

**●研修・訓練**

災害対応を実践的に担うことのできる人材育成を目的に、関係機関と協力し、さまざまな想定による訓練を行うほか、他機関の研修会にも参加します。また、防災意識の高揚と東日本大震災を風化させない観点から、毎年、3・11にフォーラムや研修などを行います。

**●情報発信・開示**

必要とされる支援情報や内容については、大規模災害からのフェーズ（段階）に応じ、発信手段を検討し、適時かつ正確に情報発信していき、支援にあたります。

**●今後の危機管理計画**　※次項4で詳述

## 2 運営体制・役割分担

大規模災害が発生した場合の県社協の基本体制を3つに区分して、それぞれの役割を記載しています。

1つ目の県社協災害対策本部（以下「災対本部」）の運営に関しては、職員の安否確認や

勤怠管理、県災害対策本部との連絡調整、県社協運営施設(※1)および県内関係団体(会員含む)の状況確認、ホームページを活用した情報発信などの具体的な役割を明記しているほか、2つ目の県災害VC(※2)の運営も含め、いずれも発災直後の初動期体制を共有するために、設置場所や役割、意思決定などの基本事項を明記しています。県災害VCの設置に関しては、県ならびにみやぎ災害救援ボランティアセンターとの協議により判断されますが、初期段階においては、県社協の役割が特に中心的なものであることから、災対本部と同様に、基本事項を明記しています。また、3つ目の非常時優先業務に関しては、法人内の業務で非常時に優先的に行うべき業務内容(施設における利用者支援や地域などの要配慮者受け入れ、福祉サービス利用者などの安否・状況確認、生活福祉資金貸付業務など)を例示しています。

なお、非常時優先業務の内容や優先度、全面復旧までの期間などの詳細は、別途、事業継続計画に記載しています。

## 3 非常時の運用

非常時の職員配備体制については、1つ目に「自然災害等の場合」とし、自然災害などの規模に応じた招集区分(一次・二次)の設定のほか、職員の居住先などを考慮し、一部事務局職員による県社協運営施設への非常配備体制と役割を明確にしています。2つ目には、「施設等の火事・利用者などの所在不明者捜索等の場合」における報告および連絡体制を記載しています。特に、連絡先は、曜日や時間による連絡先を複数化して、伝達の確実・迅速化に努めています。また、固定電話のみならず災害時優先の携帯電話や東日本大震災以降に導入した衛星携帯電話の番号も一覧で掲載し、運用方法の順位付けも行っています。

なお、県社協における危機管理体制への移行に関しては、地震にあっては宮城県内で震度6弱以上の場合、災対本部が自動設置となります。それ以外でも設置が必要と判断した際にも、災対本部の設置となりますが、平常体制への移行(災対本部の閉鎖)についても、災害や被害の規模などに応じて、判断することになります。

## 4 今後の危機管理計画

危機管理計画のうち、基本計画部分は、対策の検討などで出された問題点の解決事項や、これまでの体験で得た教訓、訓練を通じた検証などを反映して、定期的に見直しを行っていきます。また、緊急時行動計画は、職員採用、人事異動などによる組織体制の変更点や関係機関の連絡先変更や追加など、随時、最新の情報を反映して更新し、職員への周知を図り、内容を共有していきます。

いずれの見直しも、危機的な状況下にあっても迅速かつ円滑な対応が可能となり、「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」の実現に向けた取り組みの一環として、今後も取り組んでいきます。

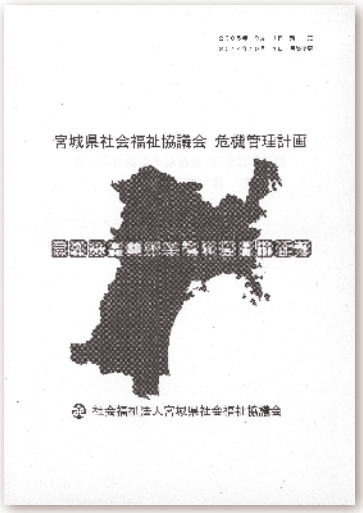

「危機管理計画」表紙

(※1)県社協運営施設などの災害対策本部設置(閉鎖)については、原則、県社協災害対策本部の設置(閉鎖)判断と連動します。
(※2)県災害VCの詳細は、「宮城県災害VC運営手順書」に記載されています。また、県災害VCは、協働団体との「協働型災害VC」を基本としています。

# 「事業継続計画」について

## 1 計画策定の趣旨

県社協は、大規模な災害が発生した際、重要な業務を中断することなく災害救援活動・被災者支援関係事業・施設運営などを継続的・並行的に行うという役割を有しています。

こうした状況下でも業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても速やかに復旧・再開し、組織として社会的責任を果たすことが求められます。また、東日本大震災の経験と教訓を生かし、体制強化を図った上で迅速かつ的確な対応も必要になります。

以上のことから、限られた資源・条件下で効率的な運営が図れるよう、非常時優先業務を明確にした事業継続計画（以下「ＢＣＰ」）を策定し、標準化を図るとともに、県民をはじめ、市町村社協・関係団体、施設利用者およびその家族などからの信頼度を向上させ、組織的な価値を高めることを目的としています。

ＢＣＰは組織の重要な経営課題であり、役職員全員が理解・対応できるよう運用することが重要です。また、運用後は事業継続能力を維持・改善させるために「事業継続マネジメント（以下「ＢＣＭ」）」による管理を行い、継続的な改善を図り、さまざまな危機的事象の発生にも対応できる環境づくりをめざします。

### 危機管理計画と事業継続計画

| | 危機管理計画 | 事業継続計画 |
|---|---|---|
| 趣旨 | 県社協が発災時または事前に準備するべき対策にかかる実施事項・運営体制・役割分担などを定める計画 | 発災時・発災後の限られた条件・資源などに基づき、非常時優先業務を実施するための計画 |
| 対象業務 | 災害対策関係の業務<br>・県社協災害対策本部設置<br>・県災害VC設置 | 非常時優先業務<br>・応急業務<br>・通常業務（優先度の高い業務）<br>・新たに発生する業務 |

## 2 計画の構成概要

県社協のＢＣＰは、法人内共通の基本内容と、ＢＣＰの実施体制（法人事務局、各地域福祉サービスセンターなど）下の施設・事業・部署ごとの具体的計画、以上の２つの構成としています。

### （1）基本内容について

法人として、ＢＣＰ作成の目的や作成のための一定条件のほか、ＢＣＰの見直しまでの概要をまとめています。

**●被害想定**

危機管理計画における想定と同様に、東日本大震災とほぼ同規模・同程度の地震、職員の出勤率および一定期間のライフライン途絶などの設定としています。

**●実施体制**

ＢＣＰの実施（発動・運用）体制

法人事務局、各地域福祉サービスセンター、宮城県船形コロニー、宮城県介護研修センターとしています。

**●意思決定**

危機管理計画と同様とし、配置職員が不在の場合には、県社協組織規則の職の順位などの代行順位も明確にしています。また、ＢＣＰの発動は、県社協危機管理計画に基づく危機管理体制移行（県社協災害対策本部設置）としています。そのほか、ＢＣＭにおける改善活動に伴う重要事項の変更に関しては、県社協経営会議で決定します。

※ＢＣＰの発動は、災害・被害規模などに応じて、一部発動や一部計画変更などの措置を講じる場合があります。

**●事前準備**

継続して取り組む必要がある事項と新たな検討および準備が必要な事項のほか、非常時には、関係機関との連携が重要になることから、日頃からの危機対応や災害対応の標準化に向けた関係機関との相互理解の必要があります。

**●非常時優先業務**

非常時の優先業務を３区分化（応急業務、通常業務、新たに発生する業務）して、区分に応じた業務対応を行います。

**●課題・対策** ※次項３で詳述

**●事業継続マネジメントの効果的な実施**

※次項４で詳述

### （2）具体的計画

法人内の業務が多岐にわたることから、前提条件やＢＣＰ発動から業務回復期までの期間などを２区分して、重要度・優先度の高い業務を整理し、復旧目標を定めて、計画を策定しました。

**《事務局事業等》**

主に事務事業に関する事業・業務内容ごとの優先度、必要資源、課題・対応策などを明確にしています（期間は、発災直後から３か月程度の想定）。

**《施設支援》**

主に入所型施設の利用者支援に関する支援項目・業務区分ごとの優先度、サービス水準、必要資源、課題・対応策などを明確にしています（期間は、発災直後から５日程度の想定）。

## 3 今後の課題・対策

**●人材育成のさらなる強化**

施設勤務職員による施設利用者支援のほか、地域住民などの受け入れ機能としての役割について、共通理解を図るための訓練などを実施するほか、市町村社協などから災害ＶＣの運営支援が可能な人材の派遣要請などにも対応できるよう、災害時に必要となる知識を修得するための研修を法人内部階層別研修体系として位置づけるとともに、専門研修の受講により職員のスキルアップを図ります。

**●職員応援体制の構築**

災害により勤務できない職員も想定され、その際も支援業務に支障が出ないよう、内部調整のみの対応が困難な場合、関係機関と連携した調整・対応を図ります。また、利用者基本情報カードの作成や応援職員の業務を整

理し、福祉サービスの提供に支障がないように努めます。

**●職員への心身のケア**

大規模災害に伴う支援の長期化により、職員・支援者側の疲弊が懸念されることから、非常時でも職員に対し聞き取りなどを行うとともに、「職員の心身の健康を守ることが、被災者・施設利用者などの支援には必要なこと」という考え方を徹底します。

**●質の高い活動と組織の責務**

被災者のニーズや状況に応じた質の高い活動が求められることから、日頃から大規模災害などに関する準備・訓練・研修・予防などを繰り返し行い、組織としての責務が果たせるよう業務内容の共有を図ります。

**●ライフライン等の確保**

ライフラインの停止および燃油供給停止は、利用者の健康や事業執行に直結する深刻な、さらには緊急の対応が求められる問題であることから、緊急性を検証しながら備蓄品などの整備を図っていくほか、燃油に関しては、日頃より適正在庫水準を明確にし、また、調達の協定締結も検討します。

**●資機材購入資金**

資機材などが不足し、あるいは突発的事態に対応するために緊急に資機材が必要とされる場合にも、対応が可能な資金を準備します。

**●貸付業務に関する当座の貸付金手当**

国・県の予算措置などの兼ね合いもあり、被災世帯に対する貸付を、その時点での余裕原資で対応せざるを得ないことも想定しておく必要があり、通常より原資の運用に関し、弾力的な措置が可能となるよう配慮します。

## 4 事業継続マネジメントの効果的な実施

BCP策定後も、BCMとして、PDCAサイクルに基づき内容の改善を図っていきます。

具体的には、計画策定(P)後は、職員のスキルアップを目的とした研修会への参加や、具体的計画の有効性や課題把握のために、運用訓練など(D)を実施し、その後、業務の実施が計画に沿っているかを確認(C)し、問題点や新たな課題が洗い出された場合には、具体的な改善(A)を行います。

以上のサイクルにより継続して取り組むことで、組織内で改善に向けた活動の定着を図っていきます。

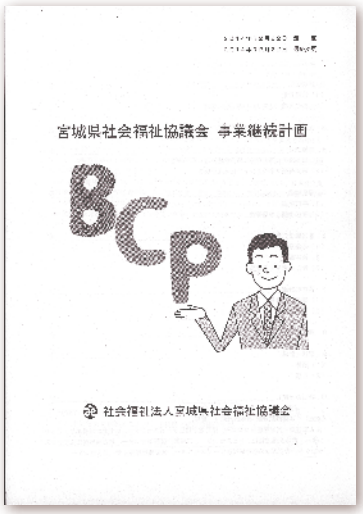

「事業継続計画」表紙

# 「災害時相互支援協定」と今後に向けた取り組み

## 災害対応の課題と反省から

県内の社協では、沿岸地域を中心に災害VCを震災直後から運営、また生活福祉資金貸付など、被災した住民の一日も早い生活再建のための取り組みを進めてきました。しかし、被災規模の大きさから災害VCの運営は長期化、さらに貸付業務の膨大な事務量などにより、被災地の社協では職員の不足や精神的・肉体的疲弊から、厳しい状況が続きました。

全社協はブロック職員の派遣を決定し、県社協は県内22か所の内陸部市町村社協に対し、沿岸部13市町社協への職員の派遣を要請するなど、被災地の社協を他の市町村社協が支える活動が各地で展開されました。

今回の震災対応の経験から、今後の災害への備えとして、県内社協においては災害VCの運営のみならず、被災地域の社協へ専門性の高い職員を派遣して支援活動を行うことと、そのための新たな仕組みづくりの必要性への認識が高まりました。

さらに、県社協が平成25年度に作成した「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」においては、広域的かつ長期的な災害対応について効率的な派遣調整ができなかったとの反省を踏まえ、県内社協間での相互支援が必要不可欠であると方向づけられました。

こうした背景を受け、県内社協による「災害時相互支援協定」の締結に向けた動きが加速。平成25年10月から「宮城県内社協における災害救助活動に関する相互支援協定締結のための会議」が、県南・県北・県央で計3回開催され、35市町村社協に協定の趣旨を説明しました。35市町村社協の賛同を得られたことから、さらに実務者会議での議論を重ね、県内社協事務局長会議、県社協評議委員会などにおいてさまざまな意見をいただき、協定締結に至りました。

## 協定締結とその役割

平成26年6月19日、宮城県内36の社協が「災害時相互支援協定」を締結。締結趣意書には「震災を経験した宮城県内の社協間での相互支援協定を結び、オールみやぎとなって今後に向けた取り組みを進めていくという共通理解の醸成と災害支援体制の確立という未来への方向性を全国に発信していくものとして、本協定を締結する」と示されました。

この協定締結によって、県内の市町村社協および県社協が協力・連携し、被災した地域の社協に対し、社協として専門性の高い支援活動を迅速かつ効果的に行うことになります。

具体的には、次の2点について相互に支援することが役割になります。

①被災直後における被災状況の把握、情報収集および調査活動・発信に関すること。

②被災社協が必要とする活動に関すること。

## 今後に向けての動き

今回の協定締結は、災害により住民生活に甚大な被害が生じ、被災した地域の社協だけでは十分な支援活動が難しい場合に、社協のネットワークを生かし、より迅速で円滑な支援を行うための体制づくりに向けての一歩となるものです。

今後は、県内市町村社協が災害担当者を決めるとともに、支援連絡会議を設け、有事の際に迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、

①職員の派遣に関すること
②職員の派遣の期間に関すること
③支援活動に従事する職員の人材養成および確保に関すること
④その他必要と認められること

などについて協議していきます。

また、研修会などを通じて職員の育成を図るとともに、県内の社協職員は平時から「顔の見える関係」を構築することをめざします。

### ◆震災以前の相互支援協定

**《県社協が関わるブロック間での協定》**

◎東北・北海道ブロック社協災害時の派遣協定
平成11年２月締結（平成22年８月改定）

震災後、実際にこの協定に基づき、宮城県に対しては、当時の東北・北海道ブロック幹事の山形県社協職員が応援に駆けつけました。

**《県内にある市町村社協間の派遣協定》**

◎仙南地区社協・名取亘理地区社協大規模災害時における災害ボランティアセンター相互支援に関する協定書（平成20年８月締結）
◎仙台都市圏域等市町村社協災害ＶＣの相互支援に関する協定（平成21年７月締結）

県内においては、これら２件の相互支援協定が締結されていましたが、県全域における相互支援協定は締結されていなかったため、ガイドラインにおいては「実効性の高い災害時の社協間相互支援協定の締結が必要」と示されました。

宮城県内の社会福祉協議会による災害時相互支援協定締結式

# 趣　意　書

平成23年３月11日に発生した東日本大震災において、宮城県では多くの人々の尊い命と財産が失われ、深い悲しみが今も薄れることなく続いています。また、住宅の流出などによって慣れ親しんだ地域を離れ、新しいコミュニティでの不自由な生活を余儀なくされた人々や、更には農業や水産業をはじめとした地域産業にも甚大な被害を受けたことによって就労の機会を失った人々なども多く、被災された住民の日常生活は大きく変化しました。

このような中、宮城県内の社会福祉協議会では、沿岸地域を中心に「災害ボランティアセンター」を震災直後から運営し、被災を受けた住民の生活や傷ついた心を支えるための取組を進めてきました。

東日本大震災以前から宮城県では、知事、市町村長及び市町村社会福祉協議会長が「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結し、併せて知事、宮城県社会福祉協議会長及びみやぎ災害救援ボランティアセンター長が「大規模災害時における県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」を締結するなど、県内における大規模災害への対応準備を進めていました。

しかしながら、東日本大震災における災害ボランティアセンターについては、被災規模の大きさから運営が長期化したことにより、被災地の市町村社会福祉協議会では職員の不足や精神的・肉体的に疲弊した中での厳しい運営を迫られました。そうした中で、全国社会福祉協議会及び宮城県社会福祉協議会の調整による全国規模での職員の派遣支援や、県内社会福祉協議会間での社協活動支援が長期にわたり行われるなど、被災地の社会福祉協議会を他の市町村社会福祉協議会が支える活動が各地で展開されました。

国内外では自然災害等が頻繁に発生しており、今後においては、更なる大規模災害の発生が心配されていることから、予想される今後の災害への対応に向けて、県内はもとより全国的にも『社会福祉協議会職員としての専門性の高い支援活動の必要性』が再認識されています。さらには、宮城県社会福祉協議会が平成25年度に作成した「被災地の地域福祉活動指針（ガイドライン）」において、社会福祉協議会間での相互支援が必要不可欠であると方向づけました。

東日本大震災を経験した宮城県内の社会福祉協議会間での相互支援協定を結び、オールみやぎとなって今後に向けた取組を進めていくという共通理解の醸成と災害支援体制の確立という未来への方向性を全国に発信していくものとして、本協定を締結するものです。

平成26年 5月 1日

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

## 災害時相互支援協定書

（目的）

第１条　この協定は，宮城県内の市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）及び宮城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が協力し連携を図り，被災した地域の社会福祉協議会（以下「被災地社協」という。）への社会福祉協議会としての専門性の高い支援活動が迅速かつ効果的に行われるよう，その支援に関して必要な事項について定める。

（適用する災害等）

第２条　この協定を適用する災害の種類は，災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定義される災害とする。

２　前項に掲げる災害のほか，多大な人的及び物的被害を受け，住民生活に甚大な支障が生じた災害とする。

（相互支援の内容）

第３条　この協定を締結した市町村社協及び県社協は，次に掲げる事項について，相互に支援する。

（１）　被災直後における被災状況の把握，情報収集及び調査活動・発信に関すること。

（２）　被災地社協が必要とする活動に関すること。

２　前項に掲げる事項を実施するために必要な職員派遣については，県社協の会長（以下「県社協会長」という。）が別に定める。

（支援の要請）

第４条　この協定に基づく支援を受けようとする被災地社協の会長（以下「被災地社協 会長」という。）は，県社協会長に要請する。ただし，被災状況等を把握するための先遣活動に係る派遣については，県社協会長が決定する。

（支援の決定）

第５条　この協定に基づく相互支援の適否は，第４条に定める支援の要請に基づき，県社協会長が決定する。

２　市町村社協は，県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は，可能な限り支援・協力するものとする。

（支援の期間）

第６条　被災地社協への支援を行う期間については、被災地社協会長と県社協会長との協議の上、決定する。

（職員の養成及び確保）

第７条　市町村社協及び県社協は、この協定に基づく相互支援を円滑に行うために、災害時に備えて災害支援活動を的確に遂行できる職員の養成及び確保に努めるものとする。

（連絡調整）

第８条　市町村社協及び県社協は、平時においては連絡網・手段を確立するものとする。

２　県社協は、災害時において相互支援が円滑に行われるよう、連絡調整を行うものとする。

（連絡会議の設置）

第９条　災害時の迅速かつ効果的な支援体制の確立を図るため、災害支援連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２　連絡会議の運営については、災害支援連絡会議設置要綱に定める。

（経費の負担）

第１０条　この協定に基づく支援に要する費用は、原則として市町村社協及び県社協で負担するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項については、災害時相互支援協定実施細則に定め、実施細則にも定めのないことについては市町村社協と協議の上、県社協会長が別に定める。

（効力の発生）

第１２条　この協定は、平成26年６月１日から効力を生じる。

この協定を証するため本書36通を作成し、各自記名押印の上、その１通を所持する。

平成26年６月１日

# 「災害福祉広域支援ネットワーク」の設立に向けて

## 東日本大震災での課題

高齢化により、地域には高齢者や障害者などの要援護対象者が多く生活しています。生活基盤が弱体化し高齢者のみの世帯が増加している状況において、災害時に支援を必要とする人は今後ますます増加していきます。この状況で東日本大震災のような大規模災害が再び発生すれば、福祉事業所などは多くの要援護者の対応に迫られることは容易に想像できます。震災の経験を生かすためにも、応援と受援の仕組みを持つネットワークが必要であり、その整備が急務です。

今回の震災で、被災地では広域的な支援が必要でしたが、福祉分野において支援の仕組み、受け入れの仕組みが構築されておらず、支援の受け入れは効果的に進みませんでした。各市町社協は、災害ＶＣを開設しボランティアの協力により、被災者の生活再建に向けた取り組みが行われた一方で、福祉避難所や福祉事業所への人的支援などは、県社協として関わりを持つことができず課題が残りました。

## 反省を生かすために

東日本大震災が起きる前までは、日本において福祉分野で災害に関する活動をしている団体はＮＰＯ法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード（以下「サンダーバード」）のみでした。サンダーバードは、新潟県中越地震の教訓を生かし、いざというときに迅速にかつ適切に機能する災害時の要援護者の支援ネットワークと、それを支える仕組みを構築することを目的に、平成17年８月23日に発足。全国に10の支部を持ち、宮城県においては、震災以降、社会福祉法人東北福祉会（以下「東北福祉会」）に宮城支部ができました。

そのような状況の中、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業）を東北福祉会が実施。平成25年度から災害福祉広域支援ネットワーク（以下「ネットワーク」）の構築に向けての調査研究の中で、さまざまな種別の関係者と意見交換会議を重ね、広域的な連携体制づくりについて論点を整理しました。

意見交換会の中では、当時のことを振り返りながら検証し、それらを解消、防止するための議論が重ねられ、どのようなニーズが現れ、どのようなサービスが必要か、各種別団体によるネットワークとの関連性・関係性についてはどのようにすべきかなど、さまざまな視点から話し合いが行われました。

## 災害福祉広域支援ネットワーク設立に向け

月１回の意見交換から、ネットワークには発災直後の能動的・機動的な対応と、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整などの必要性は不可欠であり、包括的・継続的支援体制を構築するためには、公民協働の行政・社協・社会福祉法人などによる相互のネットワーク化が必要であること

を確認。公民協働での支援体制や福祉専門職の派遣システムの整備など、さらに課題を明らかにしました。

現在は、ネットワークの設立と、宮城県災害派遣福祉チームの設置・運営に向け、さらなる検討会が始まりました。その事務局を県社協として担い、東日本大震災を契機に生まれたネットワークをより強固なものにし、県内の要援護者支援のために、支援を受ける「受援」の体制づくりと、応援のネットワーク「支援」の体制づくりをめざします。

## 大規模災害発生時(想定)

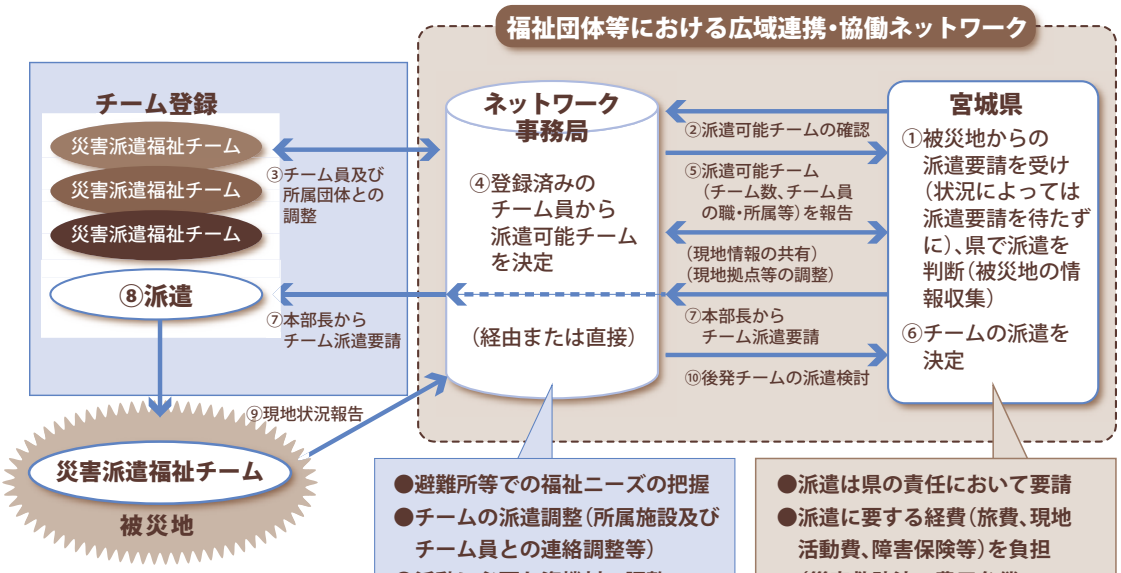


## 平常時(大規模災害に備えた事前の準備)

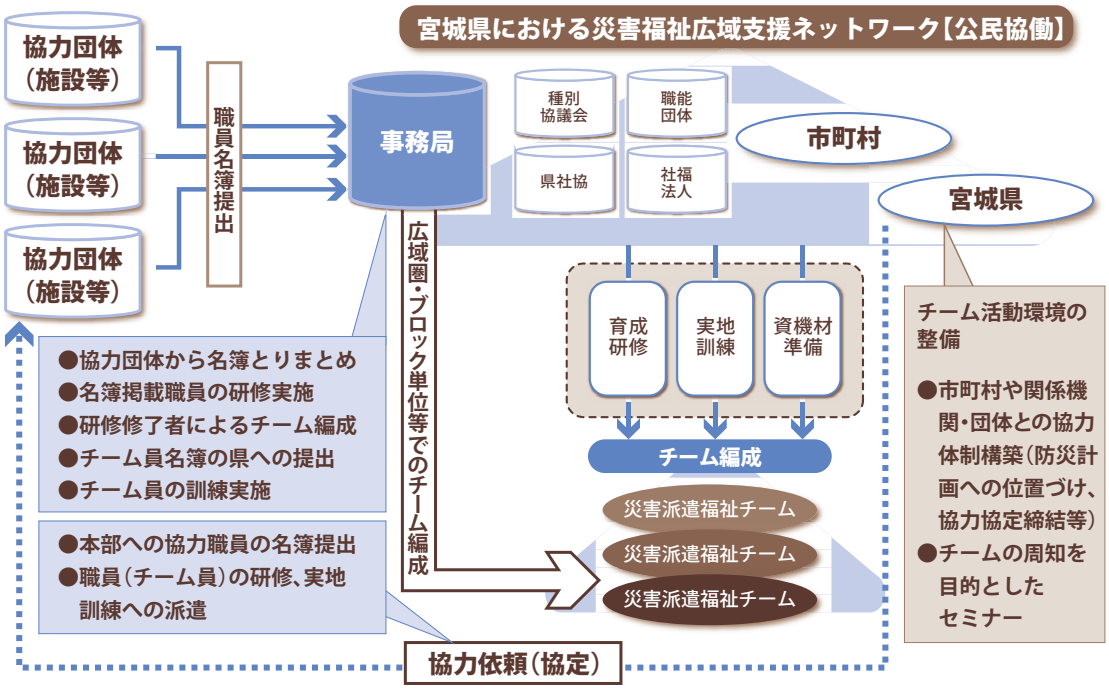

# オール宮城・オールジャパンによる相互ネットワーク

東日本大震災での未曾有の大災害において、内陸部を中心に比較的被害の少なかった施設では、要援護者や被災者の受け入れが行われました。

当法人の施設でも受け入れは9か月間延べ1011人に上り、現場は定員超過に伴う人材不足と介護職員の疲弊が問題となりましたが、いち早く活動していたボランティア団体や提携社会福祉法人から介護職員の派遣を受けて、何とか非常時の施設運営を継続することができました。

沿岸部の被災施設や被災者受け入れ施設では、人材不足はさらに深刻でした。厚生労働省が、各種別協議会と連携して人材派遣事業を行うこととなり、大いに期待しましたが、全国からたくさんの仲間が支援の手を挙げてくれたにも関わらず、うまくいきませんでした。これは、各種別協議会に派遣システムのノウハウがなく、またマッチングするコーディネーターがいなかったなど、事前の準備ができていなかったことが原因だと考えられます。

人材派遣が滞っている中、各種別協議会の役員などを数多く引き受けていた私が、さまざまな団体から支援の申し入れやボランティア派遣の相談を受けるようになり、また当法人で職員派遣受け入れのノウハウがあったため、いつの間にか各団体のコーディネーター的役割も果たすようになっていきました。

膨大な責務でしたが、そのおかげで各種別協議会や関係団体の枠に捉われずに相互乗り入れし、必要なところに必要な人材や支援物資を提供することができました。

特に人材派遣では、全国経営協、各県老施協、日本認知症グループホーム協会、日本福祉大学提携法人、全国認知症介護指導者ネットワークなどの各種別協議会や関係団体の協力を得て、全国からたくさんの支援をいただきました。2年間の介護ボランティアの総計は、123法人、延べ3573人、受け入れ施設14施設、マッチング回数225回にも上ります。

今回の支援で強く感じたことは、人・物・金・情報のマッチングを、フットワーク良くスピーディでタイムリーに行えるかということです。このマッチングを有効に機能させるには、災害が起きてからでは遅すぎます。平時から多職種連携や広域連携システムを構築し、派遣チームを組織して人材を育成しておくことが重要となります。

個人や各団体だけのネットワークでは限界がありますので、できるだけ早く、県社協を中心に各種別協議会や関係団体、行政などが一丸となって、3・11の教訓を生かした災害福祉広域支援ネットワークが構築されることを期待しています。

全国社会福祉法人経営者協議会
東日本大震災復興対策委員
現地復興対策本部長
（社会福祉法人 仙台市社会事業協会 副会長理事）
佐々木 薫

# 地域福祉の推進として取り組む「災害公営住宅」支援

## 災害公営住宅と地域福祉

震災から3年が経過し、被災地沿岸部市町を中心とした地域では、被災住民が安心して暮らすことができる生活環境整備のため、災害公営住宅の建設や防災集団移転事業による土地の造成などが急ピッチで進められています。一方、地域では住民自身が自立した生活を営むことができるよう、さまざまな取り組みが行われています。

県内の災害公営住宅の整備は、約1万5000戸をめどに急ピッチで進められ、被災者への引き渡しも一部始まっていますが、新しい地域での生活を始める住民や受け入れ側の地域住民に対しては、新たなコミュニティの構築、既存の地域住民との関係性づくりのための支援の必要があります。

こうした状況の中で、県社協は県行政職員、被災沿岸部市町社協職員、学識経験者などで構成される「災害公営住宅における地域福祉対策に関する勉強会」を平成25年8月に立ち上げ、災害公営住宅や集団移転などの復興状況を踏まえながら、災害公営住宅の建設地域における新たな地域コミュニティの構築および災害要援護者などに対する支援対策について検証を行い、協議を重ねてきました。

その結果、過去の避難住民の生活復興再建事例や、勉強会におけるさまざまな意見も参考にしながら、今後想定される生活課題やその解決に向けた仕組みづくり、人づくり、まちづくりなどの方向性について提案した「報告書」を平成26年5月に取りまとめました。報告書に書かれた支援対策を推し進めることによって、被災沿岸部市町の行政や社協において今後取り組む復興支援事業につながることをめざしています。

## 新たな支援体制構築に向けて

報告書では「災害公営住宅における被災者支援」としてまとめられた中から、被災者が災害公営住宅で生活していく場合に考慮しなければいけないこと、特に地域コミュニティづくりのためにこれからの取り組みの指標となる事柄として、以下のような内容をあげています。

◎高齢者が安心して暮らし続けていくためには地域とのつながりが重要であり、地域の人々と交流し、医療・福祉施設を利用できるよう、単に住宅、介護という視点だけでなく、「まちづくり」という視点から高齢者の住生活を考える必要があること。

◎災害公営住宅における見守りは、総合的見守り体制が必要とされており、住民、行政および社協などの関係機関が連携した見守り体制の構築が必要であること。社協は行政との連携を深め、また地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア団体など

とのネットワークを活用して積極的に活動を推進すること。
◎仮設住宅などからの転居によるストレスの軽減や、近隣者とのコミュニティの希薄化による不安解消を図るためには、人間関係や生活環境、各種の支援活動の継続が望まれ、特に高齢者に対しては、仮設住宅との連続性のある支援体制の構築を図っていくこと。
◎仮設住宅に入居している高齢者世帯、母子世帯などには多くの援護を要する世帯の入居が見込まれるため、災害公営住宅内でのコミュニティの構築について、行政および社協などの関係機関は、各段階において直接・間接的支援を行っていくこと。
◎災害公営住宅整備の段階から、周辺地域の自治会などとの関係構築に向けた取り組みを行い、入居者が既存の自治会の中に溶け込みやすいように、また集会所などを活用したイベントやサロンは、災害公営住宅団地内だけではなく、地域全体のコミュニティづくりとなるよう積極的に支援していくこと。
◎地域のつながりの再構築のためには、住民同士で助け合う「見守りや日常生活支援」、高齢者が孤立しない「居場所づくり」など、住民と関係機関が連携協力して取り組むこと。

## 今後の支援について

各市町により災害公営住宅の建物や環境、立地状況などはさまざまですが、共通していることは、災害公営住宅は高齢者が入居する割合が高い傾向にあることから、災害公営住宅単独でのコミュニティではなく、災害公営住宅を取り巻く地域全体でのコミュニティ形成と、地域での助け合いの醸成を図ることが必要だということです。そのためには、市町行政、市町社協、および県社協などの関係者が協働し、住民自治活動による見守り体制などができるように支援していくことが重要です。

地域コミュニティの再生は、短期に達成できるものではなく、住民とともに継続的に取り組む必要があります。自治会ができれば、その後は全て自治会任せではコミュニティは育たず、さらに高齢化などで自治会運営や維持が困難になることが予想されることから、新しく自治会など住民組織の立ち上げや再編が行われたその後のサポート体制も考えた、息の長い伴走が必要です。

復興が進む一方で、復興計画の遅れから仮設住宅などでの生活が長期化する中、孤立・孤独感や体調不良などを訴える住民も増えています。特に高齢者や障害者などの見守りや、今後の生活に関する不安解消のために、いっそうの支援に当たらなくてはなりません。その際には、被災者としてだけの視点ではなく、本来社協が関わっている地域の中で生活する援護を要する方としての視点を持つことが求められます。

今後、災害公営住宅の建設や集団移転が行われる地域に対する支援と、仮設住宅に残る方への支援を同時並行的に進めながら、災害公営住宅入居者の高齢化などの変化に応じた福祉対策の見直しなどの検討が必要です。県社協として、各市町の実情を的確に捉えながら、市町社協とともに地域コミュニティの再生、再構築に向けた取り組みを行っていきます。

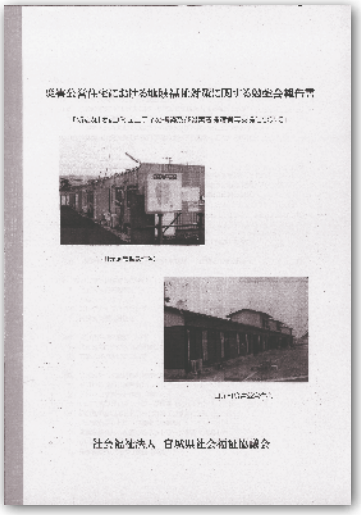

災害公営住宅における地域福祉対策に関する勉強会報告書

# 求められる宮城県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会の新たな関係性の構築

東北学院大学経済学部共生社会経済学科 教授
宮城県社会福祉協議会 地域福祉推進計画策定委員会委員長
阿部　重樹

発災後1年が経過し、2年目の3月11日を迎える辺りまでの間には、震災体験の振り返りに係る出版物が多数発行されていたことは記憶に新しい。

この度、宮城県社会福祉協議会の『復興 明日への絆2　3・11東日本大震災から3年間の歩み』の発刊にあたり、私にも何がしかの一文を寄稿してほしいとの依頼があった。その際、ほんのわずかだが「また、何をいまさら」という思いが一瞬浮かんだのも事実であった。

まもなく東日本大震災から4年の歳月が経とうとしている昨今、被災地、被災者の現状や震災体験が早くも風化しつつあることを懸念する声を聴く機会が増えた。

しかし、風化が言われる今日であるからこそ、当時を振り返ることが新しいこれまでとは別の意義をもつものになってきていることも感じている。

当時の宮城県社会福祉協議会が担った主要な役割の一つに、津波被害が甚大であった県内沿岸部にある市町社会福祉協議会の設置した災害ボランティアセンターへの支援があったことは間違いのないところであろう。同時に、これら災害ボランティアセンターを支援した内陸部の市町村社会福祉協議会への支援も、県社会福祉協議会の課題となっていた。

そして、これらの支援のあり方をめぐっては、これを積極的に評価するおおかたの見方とともに、クリティカルな問題点の指摘も少なからずあったことも事実であったろう。

この厳しい意見の多くは、つまるところ、宮城県社会福祉協議会の所在する仙台市との距離の遠さと津波被害の程度の大きさ(復旧・復興にかかる時間の長さ)とともにその被害の範囲の広さ(広域性と多様性)に起因するものであったのではないかと、最近思い始めている。時々刻々と大きく変化する、広域的な各地の多様な被災状況を踏まえて、現地と隔たった宮城県社会福祉協議会の災害対策本部において、一つひとつの市町村災害ボランティアセンターが置かれていた状況について的確に分析し、評価を下すことが、したがってまた適切な支援を行い続けるということが、実際問題として、どれほど実現可能性のある事柄であったのであろうかと。

ここでは、震災後、宮城県社会福祉協議会をめぐっての振り返りの中で指摘された問題点の多くは致し方なかったことなのだということをあらためて確認したいわけではない。もちろん、そこには宮城県社会福祉協議会のこうした市町村社会福祉協議会を支援する能力にも問題があったことであろう。しかし、それ以上に重要であると私が考える点は、当時の被災状況が想定していたものをはるかに超えるものであったことから、それに対応できるだけの組織体制が十分に整えられていなかったのではないかということについての認識である。この一見すると、あまりに当たり前に思われることは、もっと言うならば、実現可能性が強く意識されている場合には、想定される状況の設定が甘くならざるを得ないというように、そのような十全な体制の整備などはもとより不可能なことであるのかもしれない、ということについてなのである。

しかしそうであればこそ、県内地域福祉推進の中核的拠点として重要なミッションを担う宮城県社会福祉協議会においては、各市町村社会福祉協議会への十分に実効ある支援や、指導を可能にするだけの組織体制の整備・強化について、恒常的に取り組むことが求められているのではないだろうか。

こうした市町村社会福祉協議会とのより実効性をもった連携や協働を展開することにより、宮城県社会福祉協議会は今後ともその社会的プレゼンスをさらに高めていくことができよう。加えて、これらの活動に伴う緊密な意思疎通を通じて、県内市町村社会福祉協議会との間に、より確かなものとして実感できる信頼関係を再構築していくことこそが、いま宮城県社会福祉協議会にとって最優先されなければ

ならない課題となっているように思われる。宮城県社会福祉協議会には、名実ともに地域福祉推進の中核となる拠点施設として、その組織体制のさらなる整備、充実・強化を願わずにはいられない。

「災害は私たちに別の社会を垣間見させてくれるかもしれない。だが、問題は災害の前や過ぎ去ったあとに、それを利用できるかどうか、そういった欲求と可能性を平常時に認識し、実現できるかどうかだ。」

（レベッカ・ソルニット著／高月園子訳『災害ユートピア～なぜそのとき特別な共同体が立ち上がるのか』亜紀書房、２０１０年、４３１ページ）

# 「誰もが身近な地域で安心して いきいきと暮らせる地域づくり」に向けて

## ○想定外をのりこえる姿勢

宮城県では、平成15年の宮城県北部連続地震発生後、災害ボランティア受入体制整備事業を推進しており、県社協も市町村社協と連携して、阪神・淡路大震災などの取り組みを基準に訓練・研修などを実施してきました。しかしながら、今回の広域に甚大な被害をもたらした東日本大震災での災害ＶＣ運営においては、想定外の対応が求められました。

しかし、そのような状況下でも、目の前の被災者を支援するため、地域ごと、またニーズの変化にも対応したさまざまな取り組みを生み出した支援関係者の姿勢は、今後想定される大規模災害時の取り組みの参考になると思われます。

## ○平時の取り組みの重要性

震災から3年が経過し、県社協・市町村社協の被災後のさまざまな取り組みの検証や振り返りの中で、想定外を想定するのではなく、どのような事態にも対応できる組織づくり、社会福祉協議会としての役割、そして、平時からの地域づくり・人づくり・ネットワークづくりといった日常的な取り組みを着実に実行することを再確認しました。まさに「平時にできないことは、災害時にもできない」。平時の積み重ねが重要であることを実感しています。

## ○これからに向けて

県社協として、今回の震災を契機に、さらなる被災者支援に向けて、地域福祉の推進を図ることとしております。今後も継続した被災者支援が求められており、宮城県社協役職員が一丸となって市町社協が実施する取り組みを継続的に支援するとともに、「誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり」をめざして、日々の取り組みを着実に実施してまいります。

最後に、発災から3年以上が経過し、被災地の様子も日々変化しています。ここまで復興が進んできたのも、全国からのさまざまな応援やご支援の賜物と御礼申し上げます。

しかし、被災地の真の復興には長期的な支援が必要です。今後も、引き続き被災地への興味と関心を持ち続けていただき、復興の歩みを末永く見守っていただきますよう、お願いいたします。

復興 明日への絆 2
3.11 東日本大震災から 3 年間の歩み
2015 年 3 月発行

◎発行
社会福祉法人
宮城県社会福祉協議会
〒 980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉 1-2-3
TEL 022-225-8476（代表）FAX 022-268-5139
http://www.miyagi-sfk.net

◎印刷
株式会社 ソノベ